

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

平成23年6月10日（金曜日）午前10時04分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書について
- 日程第 4 委員会発議第4号 「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）
- 発議第 4号 五輪堂改修工事の協定締結に係る決議（案）

- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について
報告第 5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
議案第41号 市道路線の認定について
議案第42号 市道路線の変更について
- 日程第 8 「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）
- 日程第 9 「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）
- 日程第 10 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書について
- 日程第 4 委員会発議第4号 「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）

発議第 4号 五輪堂改修工事の協定締結に係る決議（案）

追加日程第1 緊急質問

日程第 5 報告第 2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 6 報告第 4号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

報告第 5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について

日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

議案第41号 市道路線の認定について

議案第42号 市道路線の変更について

日程第 8 「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）

日程第 9 「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）

追加日程第2 議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

追加日程第3 議案第44号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第45号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第46号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第4 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第10 休会について

○議長（小座野定信君）

議会開会に先立ちまして、一言申し上げます。

東日本大震災において、とうとい犠牲となられた方々に対し、かすみがうら市議会を代表いたしまして、心より追悼の意を表します。あわせて、津波等により甚大な被害に見舞われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げる次第です。

我がかすみがうら市も被災地であり、議会としても多くの人々に支えられたことに感謝しつつ、地震の記憶を教訓とし、決して風化させてはならないと考えております。

以上であいさつとさせていただきます。

開 会 午前10時04分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、7番 加国豊治君、8番 佐藤文雄君、9番 中根光男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から30日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席いたしました会議等については、お手元に配布いたしました各月

の行事等一覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんをお願いします。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、各委員会の調査結果報告書が提出されております。

順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成23年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました、所管事務の調査項目につきまして、5月17日に委員会を開催いたしました。

協議事項といたしまして、1、防災について。2、災害時相互応援支援協定について。3、入札制度について。4、財産の管理についてということで、市長公用車（プリウス）の運行状況について。5、総務委員会の所管に関する事項についてということで、行政組織の改革について。以上、5件の調査を実施いたしました。

調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1点目の防災についての調査においては、東日本大震災における本市の災害対策の経過及び状況並びに実際の対応においてわかってきた課題等についての調査を実施いたしました。

2点目の災害時相互応援支援協定についての調査においては、市が締結している災害関係の協定及び協定に基づいて実施された対応等について調査を実施いたしました。

3点目の入札制度についての調査においては、3月定例会において、建設業協会の経営改善に関する請願書が採択されたことを踏まえ、制度改正についての考え方等について調査を実施いたしました。

4点目の財産の管理についての調査においては、市長公用車（プリウス）の運行状況について適正な運用がなされているかを調査いたしました。

5点目の総務委員会の所管に関する事項についての調査においては、行政組織の改革についての調査を実施し、市で考えている機構改革の内容等についての調査を実施いたしました。

なお、協議の経過、内容についてはお手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

委員長質疑はよろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。文教厚生委員会から会議規則第99条の規定による委員派遣承認要求書が5月13日付をもって提出され、つくば市の学校統廃

合の計画、事例等の調査のため委員派遣をすることを、5月13日、議長において承認しておりますので、その結果も含めて報告を願います。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成23年第1回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成23年5月13日に委員会を開催いたしました。

委員会の調査事項として、公立小・中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項並びに文教厚生委員会の所管に関する事項について調査いたしました。

公立小・中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項の調査では、公立小・中学校の統廃合について先進地でありますつくば市を視察研修するため、同日、委員会において委員派遣を議決し、先ほど小座野議長よりあったとおり、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、視察研修を実施いたしました。

つくば市では、学校統廃合の実例に基づき、統廃合に至る経緯や廃校になった校舎の活用等について説明を受けました。学校統廃合を実施するに当たり、大きなポイントの一つとして、この問題に対して地域の方々が分裂することなく、一つにまとまって取り組んでいただいたということが大事であるとの説明がありました。

視察研修終了後、会議室において引き続き調査を実施し、執行部より教育長並びに担当部課長の出席及び説明を求め、慎重に調査を行いました。

当市の学校統廃合について、執行部より、今後の方針の説明を受け、その中で平成24年度には実施計画の策定を目指しているとの説明がありました。

次に、文教厚生委員会の所管に関する事項として、宍倉出張所のこれまでの経過と今後の措置について調査を実施し、執行部から説明を受けました。

以上、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過につきまして、ご報告をいたします。

本委員会は、平成23年第1回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、4月6日、4月28日、5月12日、5月23日に委員会を開催いたしました。

委員会の協議事項としましては、所管にかかわる緊急事項として、東日本大震災に係る被害対策について、また、環境衛生及び公害に関する事項としまして、石岡地方斎場の経過についてを

調査いたしました。

調査の主な経過としましては、東日本大震災に係る被害対策については、市民生活に及ぶ影響が余りにも大きいため、密接に関係する道路、水道、下水道等の復旧状況をその都度確認し、早急な復旧を求めました。

また、福島原子力発電所事故に伴う放射能の影響により、農畜水産物、上下水道にわたり間接的な被害を受けたことを踏まえ、その後発生したさまざまな現象、風評被害や市民の心身への負担等を配慮し、会議を開催し、迅速な対策を求めてまいりました。

中でも風評被害については、国の二次指針案の中で、茨城の産品はほぼ全部認められるという方向が示されましたが、これからのことであり、まだ事故は収束しておりませんので、引き続き経過を見守り、被害が最小限にとどまるような対策を求めてまいります。

なお、委員会の調査経過並びに概要については、お手元の委員会報告書のとおりであります。以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わりにいたします。

○議長（小座野定信君）

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

以上で、委員長の報告を終わります。

次に、監査委員からの地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成23年2月から平成23年4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに、陳情書2件を受理し、お手元に配布しておきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、平成22年第1回臨時会、平成23年第1回臨時会、平成23年第1回定例会の会議録を配布しておきましたので、ご活用願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書について

○議長（小座野定信君）

日程第3、「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書についてを議題といたします。

本件につきましては、23年第1回定例会において、法第98条の検査を産業建設委員会へ付託したものであります。

本件に関する委員会の報告は、あらかじめお手元に配布しておきました。

委員長より検査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の事務検査について、ご報告いたします。

本委員会は、平成23年第1回定例会に付託されました地方自治法第98条第1項の権限による、「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」の事務検査について、4月28日、5月12日、5月23日に委員会を開催し、市長を初め関係者に出席要請し、今までの経過についてヒアリングを重ね、慎重に調査を行いました。さらに、不明な点については、土浦土木事務所に出向き、確認を行いました。

検査の結果としまして、平成22年7月23日から平成22年9月15日までの2カ月間、本件について一度も石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在していないことが判明しました。

また、かすみがうら市長により、茨城県とかすみがうら市の負担による整備を申し入れたことが起因し、平成22年12月1日、本協定締結に至ったものと判断せざるを得ません。

行政界の道路整備や橋梁整備は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備促進することが適切であり、一般的であることは申すまでもなく、ひいては、その行政努力がかすみがうら市民の負担軽減を図ることにもなります。さらに、隣接である石岡市とは、今後も広域的な整備も発生するであろうということも念頭に置かなければならない。したがって、円滑な行政運営を進めるという観点から、平成22年7月1日の原案を基本とし、改めて茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担の協議を速やかに行うべきであるとの結論に達しました。

なお、平成22年7月23日から同年9月15日までの間、本件について協議すべきところ、一度も石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在せず、どのような理由により協定保留となったのかも確認しておらず、適切な業務遂行がなされているとは判断しがたい。これらを踏まえ、今後の事務処理に当たっては、執行部内のそごを防止するため、経過や協議の記録を徹底し、あわせて一貫した説明責任を果たせるよう、執行部内の連携や透明性を図ることを指摘いたします。

なお、事務検査の調査経過並びに概要につきましては、お手元の委員会報告書のとおりでございます。

以上で、産業建設委員会委員長報告といたします。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、検査の経過並びに結果についての質疑を行います。

佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

宮嶋市長に質疑をしたのが5月12日だったというふうに書いている。この議案すべて深く読んでおりません。きょう、今、目を通しただけなんですけれども、そのときに市長がどのような弁明をしたのかという点では、今、この中ではよくわかっていないんですけれども、なぜ正式な協議がもてなかったのかという点での宮嶋市長に対する質疑はされたんでしょうか。それで、正式な相手側の久保田石岡市長の答え、それはどういうものだったのか。それについて確認できますか。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

その市長の見解については、報告書の中に載っておりますので、ごらんいただきたいと思えます。また、石岡市長からのメッセージは入っておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土浦土木にも聞き取りに行ったということになっていますよね。その土浦土木での聞き取りの中身については、この議事録にはないんですか。それで、主に土浦土木の内容について、県が今回、そういう意味では事業そのものは県が委託を受けてする内容かなというふうに思いますけれども、その点での県の調整、いわゆる三者というか、県と石岡市長と、それからかすみがうら市長の協議の場を設けるようなそういう話もなかったのかどうか。

本来であれば、土浦土木ですから、県として事業を請け負うという立場であれば、筋を通すようなやり方、それを提案しているのかなというふうに思いますけれども、その土浦土木との聞き取りについてはどの部分に書いてあるのでしょうか。もし書いてなければ、その中身について簡潔に教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

土木事務所からの回答は文書でもって届いております。その内容は、委員会の中で配布されまして、それに対して確認の意味で土木事務所のほうには参りました。参った中の協議の中では、要するに、公文書で返答があった内容のとおりですと。これは石岡市も同じことで、石岡市からも回答書がきていますので、それは回答書のとおりですということ以外には確認をとっただけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

佐藤君、質問は簡潔にお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

文書の回答がきているということなんですけれども、その回答はこの中には入っておりませんね、この文書。もしそういう文書があるのであれば、全員に配っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

そのようにいたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る事務検査の終了について採決いたし

ます。

本件に関する検査は、ただいまの報告をもって終了することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、本件に関する検査は終了することに決定いたしました。

日程第 4 委員会発議第 4 号及び発議第 4 号

○議長（小座野定信君）

日程第 4、委員会発議第 4 号 「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のための再協議を求める決議（案）及び発議第 4 号 五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議（案）の 2 件を、かすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により、一括議題といたします。

順次、提案者より提案理由の説明を求めます。

まず、委員会発議第 4 号の提案説明を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）の提案理由を説明いたします。

私からは、ただいま議題となっております「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）の提案理由の概要を説明いたします。

五輪堂橋改修事業については、これまで茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担による整備が事前合意されてきたところであります。しかし、茨城県とかすみがうら市により二者協定が締結されたことにより、石岡市の負担分 4427 万 6000 円は、かすみがうら市が負担することとなりました。

これらを踏まえ、議会として、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づき、事務検査を実施した。

検査の結果、五輪堂橋改修工事の協定は、平成 22 年 7 月 1 日に三者協定とすることが組織決定されているにもかかわらず、その後、平成 22 年 9 月 15 日に、かすみがうら市長みずから土浦土木事務所長と面会し、二者協定の申し入れを行った。その後、平成 22 年 9 月 21 日、土浦土木事務所において最終の三者協議が行われ、道路管理者が負担する費用はすべてかすみがうら市が負担することがその場で決定され、平成 22 年 12 月 1 日に、茨城県とかすみがうら市の二者協定が締結された。

事務検査及び平成 23 年かすみがうら市議会第 1 回定例会の一般質問の答弁において、かすみがうら市長は、「石岡市の負担できないという意向を踏まえ判断した」とし、みずから負担を断ったのではないと回答している。一方、石岡市は、「当該協定はその結論を待つことなく締結された」としており、両者の見解は平行線をたどっている。

産業建設委員会としては、事務検査において、石岡市長の「負担できない」という見解や書面は存在せず、提出された資料では、かすみがうら市長宮嶋光昭氏の申し出により、二者締結に至ったものと判断せざるを得ない。

よって、議会として、五輪堂橋改修事業は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備促進することがより適切であり、さらには、かすみがうら市の市民の負担軽減を図るべく、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者協定の協議を改めて速やかに行うよう求めるものである。

以上、議員諸侯のご賛同をお願い申し上げ、決議案の説明といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、発議第4号の提案説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

発議第4号 五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議の提案理由を説明いたします。

平成22年12月1日に、茨城県とかすみがうら市との間に「一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋改修工事に関する協定書」が締結されました。

この協定は、平成22年7月23日に、かすみがうら市長に宮嶋光昭氏が就任した後、平成22年7月1日に石岡市長 久保田健一郎氏と前かすみがうら市長坪井 透氏との間に合意された事実と、それまでの経緯を否定して、平成22年9月15日に、かすみがうら市長 宮嶋光昭氏が土浦土木事務所に同事務所を訪ね、茨城県とかすみがうら市の負担による整備を申し出たことによって締結されたものであります。

本件協定が締結に至るまでの間を考察するに、当事者である石岡市には連絡協議をすることなく、宮嶋市長独断で二者協定を進めたことは、行政機関が守るべき信義誠実の原則を無視した行為であり、この結果、当市の負担が4427万6000円増える不利益をもたらしたことは、宮嶋市長の恣意的独断行政の結果によるものであり、地方自治法の本旨から逸脱したものであることは明らかであります。

地方自治の運営は、行政運営の諸原則にのっとり、目的とする住民全体の福祉の増進を最小の経費で最大の効果を上げる行政が要請されていることは言うまでもないことで、地方自治体の執行機関は、みずからの事務のみずからの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているが、本件はまさに義務に反する裁量権の行使であって、実質的に妥当性を欠く、極めて不当なものと言わざるを得ない。

市長は、かすみがうら市政に対して、行政上の信義誠実の原則、適正手続の原則、公正透明性の原則等を遵守する義務を負っているにもかかわらず、義務違反は明らかである。

行政行為は、正しい事実認定を前提として行われるべきものであるが、このたびの行為は、今までの事実経過を無視し、社会通念上からも妥当性を欠き、最善の対応をとらなければならない義務をも意に介さない行為と言わねばならない。

このたびの行政行為は、裁量権の範囲間にあるとはいえ、その判断経過で、考慮すべきことを考慮せず、極めて恣意的に行われ、法の一般的原則の信義誠実の原則と条理上の公益原則にも反し、あまつさえ、市の財政負担を強いたことは、不当な裁量権の行使である。

地方自治体の長は、担任する事務の処理に当たっては、行政運営の諸原則の上に立って、地域の課題に対してみずからの判断と責任において、効率的にその解決を図り、行政を誠実に管理し、住民の福祉を増進する施策を執行する義務を負っているもので、市長は、行政運営上の適正手続の原則、説明責任の原則、公正透明性の原則を守るべきで、市長は、市長の行政執行の姿勢と執行にかかわる当

委員会の指摘事項を真摯に受けとめ、再びかかることのないよう、あるべきようを見定めて、市民の負託にこたえる市政を具現されることを強く勧告するものであります。

以上、提案内容の説明を申し上げましたので、議員諸侯のご理解、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより一括して提案者に対する質疑を行います。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時39分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

会議の規則上、ただいまは委員長に対する質疑でありまして。

佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

三者協議を求めるという点では、私はこれは必要なことだというふうに思います。ただ、この中に、「22年9月15日、かすみがうら市長みずからが土浦土木を……」

○議長（小座野定信君）

佐藤君、だれに対する質問ですか。

○8番（佐藤文雄君）

委員長に対する、今回の委員会発議第4号に対するものです。

○議長（小座野定信君）

はい。

○8番（佐藤文雄君）

この文書のところに、「平成22年9月21日に土浦土木事務所において最終の三者協議が行われ」となっていますよね。この「最終の三者協議」というのは、石岡市長とかすみがうら市長と土浦土木事務所（県）、この三者ですか。お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

市長ということまでは確認とれなかったですけども、担当サイドでの協議というふうに聞いております。

○議長（小座野定信君）

佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

首長2人と県の土木の最高責任者というか、そういう人ではなくて、担当レベルの三者協議なんでしょうか。ここら辺をはっきりしていただきたいなと思うんですけども、事実確認をお願いしたいと思います。必要であれば宮嶋市長にもお聞きしてもよろしいのではないかなと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市の宮嶋市長は出席しておったというふうに聞いております。石岡市の場合は……

〔「していない」と呼ぶ者あり〕

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

していない。

すみません、では暫時休憩してくれますか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時42分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

事務屋さんの会議ということでございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今問題になっております件であります。全く事実無根もいいで、これはもちろん今の会議は私は出席しておりません。7月22日、私の就任前に決まっておったことであります。それは書類上もはっきりしておりまして、私は7月23日に就任しましたが、7月22日の時点で明確に石岡は、この案件については保留すると……

○議長（小座野定信君）

市長、申し上げます。

市長 宮嶋光昭君、出席しているかしていないかだけの答弁をしてください。

質疑を終結いたします。

ただいまの議題のうち、委員会発議第4号につきましては、委員会提案であります。よって、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

次いで、お諮りいたします。

発議第4号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、委員会発議第4号「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

次いで、発議第4号「五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議（案）」の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議（案）についてですが、今、宮嶋市長が途中で発言をしておりましたが、特に三者協議の機会をどれだけもったのかというのが十分に明らかになっていないし、また、宮嶋市長が事実無根だということも言っております。さらに、加えて、十分な弁明の機会を与えないままにこのようなかなり激しい口調で、決議の内容であります。私は三者協議を進めるようにする決議には賛成をいたしました。当然であります。五輪堂橋の改修工事がおくれるといえども、やはり最終的に三者で合意を重ねるべきではなかったかというふうに思います。しかし、このような宮嶋市長の恣意的独断行政での結果だと断定することは、私は余りにも行き過ぎた決議の内容だというふうに思います。

以上、これについては反対の立場をとりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はありませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

賛成の立場から皆さんにお願いしたいんですが、私どもで何回もこの件については審議してまいりました。市長は担当職員に指示したという話も言っておりましたが、担当課長は一貫して、7月22日から9月15日に至っては、県土木、あるいは石岡市とも一回も協議していない。ここが一番問題なんですよ。だから、こんなきつい言葉が出ているかもしれない。サラリーもらっている以上は責任ある仕事をしてもらわなくてはならないですよ。そういう観点から、当委員会では、とことんこれは追求した。にもかかわらず、担当課長は一回も協議していないと。職務怠慢も甚だしい。そういう観点から私は賛成するものです。皆さんよろしくお祈りします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

私からは、五輪堂橋改修工事の協議締結に係る決議（案）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど宮嶋市長の発言がございました。これは前の市長のときに決まったことだということで、皆さんも議場におられる皆さんとして、今の発言は証人の立場であります。今回の決議案の内容については、非常に政治姿勢を問いただしている厳しい文面であります。これは、今懸案事項であります石岡地方斎場に含めても非常に指摘したようなニュアンスもございます。前の市長が決めたことだから今の五輪堂橋の経過がある、そうおっしゃいました。それを石岡地方斎場のことに当てはめてはいかがですか。ですから、私はこの決議案の中にございませうとおり、今現在の市長で責任を全うするのであれば、いま一度紳士的に建設的に話し合いをする姿勢、これが市民の安心・安全のまちづくりにつながるわけでございます。

前の市長が言ったから、さらには今までの組合議会の中で決まったからとか、いろいろなこれまでの経過があります。それはそれとして十分に尊重しながら、本当に市民のためになるのか、そういったことで、私はこの決議案に賛成の立場で皆様にご賛同いただければと考える次第でございます。

以上で、私からの賛成の討論を終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

4番 田谷文子です。私はこの五輪堂橋の橋をつくることに関しては賛成です。ですけれども、この橋というのは公道ですので、石岡市並びにかすみがうら市、そういった公の人々が使うわけです。それですので、22年7月22日、こちらに書いてあります、皆様見ていただくとわかります

けれども、事務検査結果報告書に書いてあります。私はそのときまだ市議会議員ではございませんでしたので、詳細はわかりません。ですけれども、皆さん、もうちょっと次元を高めるとい
のはおかしいですけれども、私どものかすみがうら市長をもっと尊敬していただいて、もっと信
じていただいて……

○議長（小座野定信君）

田谷君、賛成ですか、反対ですか。趣旨が出ておりません。

○4番（田谷文子君）

今からお話しします。

平成22年7月22日の協定保留の理由は、このときはまだ市長選が行われていませんでした。そ
の前の日のことです。両首長間の協議を求めるものであったこと、それらの裏づけとして、平成
22年8月17日に、土浦土木事務所長と石岡市長が面談し、「石岡市長より斎場の問題が解決する
までは五輪堂橋の協定締結を引き延ばすつもりはない。それなりの時期が来たら協定の締結には
応じるとの見解を得ている」というこの大事な部分、要は、宮嶋市長がまだ市長となっていない
ときのその話を、市長の話もよく聞いて、そして、私たちの首長でありますかすみがうら市長を
ぐっと信じて、そして、石岡市と、あるいはこの斎場の問題も小美玉市ともきっちり対決して、
要は、協定して、お話をして、そういうことが大事ではないかなと私は思います。ですので、私
は本当にまだ駆け出しで何もわかりませんが、皆さんどうぞ一つの心、一つの輪になって、
そして、かすみがうら市を市民のために守っていきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

田谷君、賛成ですか、反対ですか。市長に対する擁護答弁ではありません。賛成か反対かの意
を決してください。

○4番（田谷文子君）

はい、わかりました。

橋をつくることは大賛成でございます。

○議長（小座野定信君）

ここで、事務局、議員の皆さんに申し上げます。

ただいまの4番 田谷文子君の議事録は削除いたします。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

では、訂正いたします。削除できないそうでありまして、ちょっと趣旨がなかったので、賛成
なのか、反対なのかという、橋をつくることに賛成なのか反対なのかではなくて、この原案に対
して賛成か反対かということなんです。

○4番（田谷文子君）

原案は反対です。橋をつくることは賛成です。もうちょっと再検討する必要があるかなと。

○議長（小座野定信君）

そうですね、では反対討論ということで取り扱います。

ほかに討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は異議があるため起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

ここで、日程追加についてお諮りいたします。

石岡地方斎場に関する緊急質問の通告が、15番 山内庄兵衛君並びに2番 岡崎 勉君、以上2名の議員からありました。

緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立により行います。

15番 山内庄兵衛君並びに2番 岡崎 勉君の緊急質問に同意の上、直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、15番 山内庄兵衛君並びに2番 岡崎 勉君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、発言を許すことは可決されました。

追加日程第1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問の発言時間については、議会運営委員会の決定により20分間といたします。

順次、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。登壇願います。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

石岡斎場について、緊急の発言の議員の皆さんの賛同を得ました。本当にありがとうございます。

石岡斎場の問題は、新聞報道でもされ、全員協議会でも3日に行われてご存じだと思いますけれども、6日に斎場組合が開かれました。その中で、管理者からは、かすみがうら市は単独で行うというような話がありました。そういうことで、その結果、石岡市、小美玉市は、宮嶋市長が

言うように、5基の主張を6基にし、1つ譲ってくれました。それから、斎場もそれで使わなくてもいいということになりました。そういう歩み寄りが2つありましたけれども、宮嶋市長は、絶対にそれを聞き入れず、単独でやるということになりました。これは議会制民主主義に反し、そして、あなたが独断と偏見以外に何物もない。先ほども言われたように、法的にもいろいろふれる場合もあるのではないかと思います。こういうことで、かすみがうら2万7000の人たちのこれは火葬に対する問題で非常に不安を与える。そして、やるせないものがあります。

きのうは簡単な火葬場の設計図まで出ましたけれども、やはりこの激動の中で生きてきた人たち、その人たちが最終的に野辺送りをするときには、荘厳さのきちんとした斎場でだびに付することも大事ではないかなと思います。ただ安ければいいということで、そして、我が市で行うときには大変な問題があるかと思しますので、議会で決議をされた。無視する。その議会なんかはどうでもいいんだという議会制を無視する市長の考え方、我々のことは議員とかそういうことを考えないのではないかなと。市長の考えを伺います。

さらには単独でやる場合の財源、2億5000万円でやるということによっておりますけれども、特例債の問題、これらの財源、ただ、窯だけをつくるだけではだめだ。いろいろなそこには問題があるかと思えます。これらはどのように財源を捻出していくのか。さらには場所の問題もあります。これらもはっきりしてもらいたいと。それから、許可、認可ができるのか。こういう問題をお願いしたいと思います。

以上、簡単でありますけれども、5点についてお願いをいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問であります。先般6月3日に全員協議会がありまして、6月6日に管理者会議がある旨のお話はさせていただきました。実際6月6日に管理者会議がありまして、その後、きのう2つの委員会があつて、私、お呼びがかかるのかと思つたら、お呼びがなかったものから、お話しする機会がなかったので、今まとめてお話をいたします。

○議長（小座野定信君）

市長、質問に対する答弁をお願いします。

○市長（宮嶋光昭君）

かねてから事業については、この問題についての根源的なものは、こういう財政危機の折の私の選挙公約であったということからスタートしているわけでありまして、6月6日に、それまでの合意成立がなされていなかったことに対しまして、もうここら辺で決着をしないとまずいのではないかという話になりまして、石岡、小美玉側が2市で建設を続けると。それで、かすみがうら市は単独でいくと。そして、現有施設が運営しているうちは一緒に3市で現有施設の運営はやっていくわけでありまして、両方ともなるべく完成を急いで、完成した暁には現有施設を解体して一部事務組合の解散と、こういうことになって、2市は新たに多分一部事務組合をつくるという手続になると思うんですが、そういった方向づけができました。

そういう中で、今、山内議員のお尋ねでございますが、詳細につきましては、まだその場所がどこであるとか、予算がどうであるとかということについて、細かく方向が決まっているわけではありませんで、6月8日に庁議を開きまして、金田政策官をプロジェクトチームの長とするチームをつくりまして、構成メンバーは総務課長、企画課長、財政課長、都市整備課長及び直接担当の環境保全課長と、5人のプロジェクトチームをつくるよう指示をいたしました。

その指示に基づいて今動き始まっていると思いますが、今後場所の選定、あるいは特例債の問題をどういうふうに解決していくか。また、期間を、25年度当初にはできれば新火葬場をスタートしたいと、こういうふうを考えておりますので、そういった努力目標を設定して作業を進めるようにと。こういうことで指示をしたところでございます。

○議長（小座野定信君）

市長、申し上げます。

今御答弁の中で、先ほどの山内庄兵衛議員の質問に対し、財政、財源の考え、そして、場所等が抜けておりますので、補足願いたいと思います。

宮嶋市長。

○市長（宮嶋光昭君）

今申し上げましたとおり、詳細と申しますか、場所等についても、私の腹案としては二、三カ所持っておりますが、まだそれをプロジェクトチームに話す段階ではないので、プロジェクトチームができてから相談をしていきたいと思っております。

また、資金的なものにつきましても、当然合併特例債の適用事業としていくことが一番よろしいかと思いますが、その段取り等についても、今までの既存の計画のほうに合併特例債を昨年度もう使っておりますので、そういった絡みとかの問題があります。両方でやるというわけにはいきませんので、そういった事務的な整理も進めていかななくてはなりません。そういったことを早急にプロジェクトチームで進めていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

答弁漏れがありますね。議会の決議をどう思っているのかということが一つ。

それから、財源は、財源がないから単独でやるというんでしょう。5億4000万円かすみがうら市から出しても、特例債でやれば実質的には、それは交付金で国と県から78%くるんですから。したがって、1億3000万円で済む。一番安い仕事ではありませんか。それを新たにやると、特例債が使えるとあなたは言っていますけれども、そういう問題も出てきます。

答弁漏れからまずお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会軽視ということではありますが、この前、6月3日の全員協議会のときも申しましたけれども、私は選挙公約でこれを皆さんにお示しをして、23億円この事業を縮減するというのもうスタートしております。確かに議会の皆さんと、今時点では議会決議とは明確に反しておりま

す。これは私の計画を今後事務方で詰めますので、それを議案として出した段階で、また新たにご判断いただくと、こういうことになろうかと思えます。

また、財源についてであります。これは当面、現行として今の合併特例債を使っていく。特例債制度を活用していくというのは、今度単独でやるにしてもそういう方向でいくわけでありませうから、これは総額が5億4000万円の支出から、2億5000万円の見積書は提示したと思うんですが、これは建築工事のみでありますから、造成やなんかはまだ入っておりません。あるいは、もし市有地でないということになれば土地代等も入りますが、いずれにしても、規模がもうがずっと10分の1近くに縮小されるわけでありませうから、土地も幾らも要らないわけでありませう、総額が減れば特例債の借入額も減るわけでありませうから、総額を半額程度に抑えたいと。そういう考えであります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋さんは20年前に当時の出島村の村長になりましたね。4年間やりました。行政のことというのはわかっていると思うんです。議会制民主主義の中では議会の議決というものは優先されなければならない。公約だと。こう薬だって張りかえなければただれっちゃうんだから、そういう問題もありますよ。公約だからと言ったって、住民に完全に石岡斎場を破棄するなんていうことを浸透していますか。そこまでは浸透できないと思うよ。ですから、議会の意見も大事で、議会の大半が石岡斎場は継続してほしいということで、それで決議したわけではないでしょうか。私が当選しないうちにやってしまったことだなんていうことでは通りませうよ。これは余りにも議会を無視し過ぎ、これは法的に違反ですよ。この考え方をもう一回。公約だ、公約だと主張している。独占、偏見しかないんです。

それから、財源だって5億4000万円近い。かすみがうらは特例債を入れて出さなくては、その中で斎場を抜いたり、窯を少なくすればさらにまた減る。1億3000万円しか実質出さないで済めば、1億円くらいで済むんだ。もう9300万円出しているんだ。この間も1億6000万円も決議をされたわけだ。それで新たにつくる。窯は2億4000万円ときのうは出ましたけれども、現実には駐車場も要ります。舗装もしなくてはならない。それで、簡単なもので、はい、どうぞ、焼くだけですといったら、我々はごみではないんだよ。ごみじゃないんだよ。先祖がきちんとやってきて、この戦争の中でも苦勞してきた人が尊厳さというものも必要なんだよ。私は坊主の資格を持っていますけれども、葬式というのは家から窯までが葬式なんだ。その中には尊厳さも必要なんだ。だから、ある程度の尊厳さは、そうした立派なものも必要なんです。宮嶋さんの考えは安ければいい、ただ焼ければいいという考えだけではないですか。情けないではないですか。千代田の住民を何と思っているんですか、あなた。答弁してください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私がかつて出島村長のときのお話が出ましたが、あのときの状況を申しますと、あの当時、鹿行組合は12カ町村あったんですが、9カ町村でつくったわけですが、当時出島村は1億円の支出

をして、火葬場のみの施設でありましたが、1億円でつくったわけでありまして、今回の5億4000万円という千代田地区のエリアをカバーするための5億4000万円というのが、いかに過大であるかというのがおわかりいただけるかと思えます。

山内議員は、お坊さんの資格をお持ちであるということで、死者を冒瀆するのはいけないよというようなお話であります。私が冒瀆しているとは思いません、私もお坊さんの資格は持っておりませんが、亡くなった方に対する厳かな気持ちというのは全く変わらないものであります。

また、議会の議決ということではありますが、今もこの前に議決をされたわけであります。五輪堂橋の決議案が決議されたわけではありますが、これは私の当時やってきたことと全然反するような決議が行われておりますが、先ほど古橋議員のお話の中にも、決まっておったということで決めつけておりますが、私は7月22日に決まっておったということは申しておりません。

○議長（小座野定信君）

市長、斎場の件ですので、橋のことはまた別にしてください。

○市長（宮嶋光昭君）

保留は、もう石岡市がずっと保留、保留できて、それが6月30日の、本来であれば締結も保留され、さらに7月22日に新たにまた保留だと言ってきた。それを受けて、私はやると言ったわけでありまして、そういった間違っただけ……

○議長（小座野定信君）

市長、再度申し上げます。ただいまの質問は石岡地方斎場組合に対する質問です。市長が答弁されているのは、五輪堂橋の件です。

○市長（宮嶋光昭君）

だから、これは議会の決議が間違っているということの引用で言っているんだよ。議会の決議はいつも正しいとは限りません。そういう引用で私はお話を申しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長の言葉、議会が全部正しくない。そんな議会を侮辱するのも甚だしいよ。ただ、あなた、ドイツのヒトラーと同じだよ。戦闘帽かぶってこうやってみろ、ヒトラーに似ちゃうから。余りにも議員のことをこの野郎くらいしか思っていないのではないですか。議会軽視も甚だしいです。宮嶋さん、あなたは大半の人が学習院を出たということで、私が歩いたら、今度の市長は学習院を出たって、みんな学歴で、おれは入れんだ入れんだと言われたよ、私も随分選挙で歩いたけれども。学習院が泣くんじゃないですか、そんな議会を軽視して。

だから、窯だって簡単に焼ければいいのではなくて、それだけの前任者がずっとやってきた。そこで今結論を出すときに、おれの趣旨にはと。向こうだって折れているんだよ。二つも三つも折れているんだよ。それ土地の問題で、佐藤さんともやられていますけれども、なかなか斎場の問題は賛成できないから、ある程度は我慢しなくてはならない問題もあるかと思えます。本当に恥ずかしい。私、この間の議会でも言ったでしょう。宮嶋さんの偏見と独断には恥ずかしいと、私は。どうなんですか。恥ずかしくありませんか。議会のことを無視しているなんて発言をして。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会を無視しているというわけではありませんで、最終的には議会が通らないと何事もできないわけでありまして、単独でつくる、しかも安くできる。そういったものをぜひとも提示したいと、こういうふうを考えておりますので、見ていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で、15番 山内庄兵衛君の緊急質問を終わります。

次いで、発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

それでは、私のほうから石岡斎場建設計画について緊急の質問させていただきますが、皆様方のご賛同をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、今、山内庄兵衛議員の答弁を聞きますと、私もいろいろ重複するところがありまして、多分今と同じようなことになるのかなと思いますけれども、私からもそういう質問をさせていただきます。

市長は、1年前に激戦を極めて、かすみがうら市長選挙が行われました。宮嶋市長は、今言いましたように、無料化、あるいは見直し、値下げなどの独自のマニフェストを掲げて当選されました。このマニフェストの重みとは一体何なんでしょうか。選挙公約という市民の約束なのか、それとも、その時点の候補者の思いなのか、選挙に勝つためのものなのか。私は、宮嶋市長が初めて迎えた第1回定例会においての所信表明を拝聴させていただきましたけれども、その中で、市長は、選挙公約を実現するためには、市民の皆様方のご協力をいただきながら、誠心誠意実行していきたいというふうに述べておりました。そこで、市長が先般、石岡斎場組合臨時会の正副管理者会議におきまして、これまでの計画の見直しの合意形成がなされないことを理由に、組合から離脱し、単独で整備するという表明をいたしました。私を初め、市民もこのような市長の行動に疑問を感じるものであります。市民への説明もなく、勝手に石岡斎場組合から離脱するような一方的な行為は、大きく市民への不安をおおるものではないでしょうか。

その中で、市長は市民から選ばれた公職者として、みずからの決定と行動は説明責任を果たさなければならない義務があります。今回の表明、行動は、公約を果たすための明らかに市長の独断といえますか、単独行為と思われま。この点についての答弁と、市民への説明をどのような方法で行うのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、山内庄兵衛議員のほうにも質問がありましたけれども、単独表明をしてこの所有地、どこを候補地とするのか、その具体的な候補地をどこにするのか、その辺を述べていただきたいと思います。これは地域の住民が大変不安になっておりますので、できれば選定する時期、いつごろなのかお示しをいただきたいと思いますというふうに思います。

それともう一つ、今、山内庄兵衛議員から、それぞれ議員に対して答弁されましたけれども、万が一土地が決まって、周囲の同意が得られなかった、あるいは市長の火葬場の見積もりがその

とおりでできなかった、経費が組合の負担よりも多額になった場合、建設できなかったということになった場合どう責任をとるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

私は単に財政、金額だけで解決するものではないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

岡崎議員のご質問は、土地と責任論に集約されると思いますが、土地につきましては、先ほどもお話ししましたように、私としては、二、三の市有地を含む場所が腹案としては持っておりますが、8日にプロジェクトチームをつくってスタートするよという指示を出したばかりでございますので、まだちょっと今お示しするという段階ではないかなと思います。いずれそんな遠からずのときに、候補地については二、三挙げていきたいと、こういうふうに思っております。

また、この責任論であります、もちろんこれだけの決断をするには相当の決意を持ってしております、私の政治生命をかけてやると、そういう覚悟をしております、かといって、政治生命をかけたらできなくていいのかというお話にもなるかと思いますが、必ず市民の方には迷惑をかけない、必ずきちんとした対応がとれるような努力をしまいたい。また、そうしていきたい、したい、すると、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

今の説明でちょっとわからないところがあるんですけども、私は、一つには、責任説明というのは、市長がそういうふうに思ってきた形で責任をとればいいのかということ、それをどのように、どういう方法で市民に知らせるのかなということの一つ聞きたかったわけであり、それから、私も地元でありますので、その場所については千代田地区なのか、あるいは霞ヶ浦地区なのか、どこかそういうアバウトにこの辺でというようなことがあれば、聞かせていただきたいと思うんですが、やはり住民が大変心配をしておりますので、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それともう一つは、3つ目にありました、できなかった場合、それが一番心配でして、私が今言ったように、財政的な問題ばかりではなくて、なかなか土地の確保というのは大変な問題があると思ひますので、その辺は、例えば幾ら責任をとると言っても、これは脱退してしまえばできないわけですから、その辺もう一回、3点についてご説明をいただければなというふうに思ひます。よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、市民の方へのどういうふうにお知らせするかということではありますが、これは新聞報道等でもう皆さん関心がおありになることなので、もう大体概略については新聞報道等でわかっていると思います。ただ、この先のことについては、土地についてもこと今決めるわけではありません。しかし、大体どんなところを想定しているのかというお話でございますので、申し上げますが、まず、市有地、公有地を優先していくということで、千代田地区に2カ所ほど頭の中にあるものがあります。それから、千代田地区と旧霞ヶ浦地区の半分ぐらいについては、都市計画地域とか、市街化区域で都市計画の縛りがあるということで、そういうことを考えますと、旧霞ヶ浦地区の無指定地区ということも一つ想定に入れる必要があるのかなど、こういうふうを考えておりますので、今のところ3か所ぐらいの腹案は持っております。

また、できない場合ということではありますが、これはできない場合は想定しておりませんので、必ずつくと。万が一できなくてもちゃんと代替措置はとれるような、市民の方がどこへ持っていったいいのかわからないような、あるいは料金が高くなるような、市民の負担がふえるようなことは絶対にしないと。そういう決意を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

はっきり本当は場所がわかれば一番説明を聞きたいんですけども、それと、もう一つは、できなかった場合、絶対できると。これは石岡斎場も大変長い期間かかってやっと土地を確保してできたわけでありまして、これは本当に金額ばかりではなくて、財政的なことではなくて、そういうことがたくさんありますので、その辺は早くそういうことを回答を出していただきたいというふうに思います。

今いろいろ市長の前から話しましたけれども、議会の同意が得られないとかありますけれども、我々議会のほうとしては、石岡斎場の計画に対しましては、賛成をして進めてくださいということであります。石岡市も小美玉市も、それぞれかすみがうら市長に対しまして、大きく譲歩してくれた点がたくさんあると思います。これは土地は石岡市であります。迷惑も石岡市だと思っておりますが、宮嶋市長は要求を100%相入れてくれなければ同意はできないというようなことではありますが、民主主義の中でそういう勝手なことは市民がよくご理解できるのかなというふうに思っております。私も大変残念であります。私の質問は以上で終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補足の答弁になりますが、今、岡崎議員、石岡、小美玉側も譲ってくれたと。こっちは100%通らなければだめなのかという話であります。決してそういうことではありませんで、今まで何回も話し合いは続けたんでありますが、どうも思うに、昨年11月5日以降、石岡、小美玉側が、その前のある程度の歩み寄りも双方でやったわけでありまして、かすみがうら市としても100%ではなく、相当の譲歩はしたつもりでございます。しかし、11月5日以降、話し合う気力がなくなったような雰囲気が大分強く感じられました。それで、2月15日に議案の上程になったときに、

明確に議会でも申しましたけれども、不同意の中で強硬するのは問題があるということで、私は明確に議案上程に不同意を表明したのはご案内のとおりであります。そういった中で、今回に至っているわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で、2番 岡崎 勉君の緊急質問を終わります。

日程第 5 報告第2号、報告第3号及び報告第6号

○議長（小座野定信君）

日程第5、報告第2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書についての3件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております3件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第2号、報告第3号及び報告第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において、別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第2号、報告第3号及び報告第6号の報告を終了いたします。

日程第 6 報告第4号及び報告第5号

○議長（小座野定信君）

日程第6、報告第4号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての2件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第4号及び報告第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきまして、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第4号及び報告第5号の報告を終了いたします。

日程第 7 承認第1号ないし承認第6号及び議案第34号ないし議案第42号

○議長（小座野定信君）

日程第7、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第42号 市道路線の変更についてまでの15件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました承認第1号から承認第6号までの専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

いずれも3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による対応として補正予算を計上するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

それぞれの内容について申し上げますと、承認第1号につきましては、平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）として、繰越明許費の設定と6326万円の追加による補正予算を計上したものであります。

次に、承認第2号の平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）及び承認第3号の平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、それぞれの会計において繰越明許費を設定したものであります。

次に、承認第4号の平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）及び承認第5号の平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに承認第6号の平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、それぞれの会計における災害復旧事業債の補正と、一般会計で2億2057万1000円、下水道事業特別会計で6517万5000円、農業集落排水事業特別会計で864万2000円の追加による補正予算を計上したものであります。

引き続きまして、上程されました議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、専門知識を有する土木技術指導員を採用するに当たり、報酬額等の設定をするため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災による被災者への緊急対応として、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、雑損控除の特例、住宅ローン控除の特例並びに住宅用地の特例に関する規定を附則に追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これまで整備を進めてきました志筑小学校移転整備事業が完了することから、平成23年9月1日から移転先へ位置を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億97万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億7154万9000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、宍倉出張所の廃止に伴う解体及び土砂等の撤去工事費及び介護基盤緊急整備特別対策事業としてのグループホームの新設に対する補助金と、わかぐり運動公園体育館の災害復旧に要する経費を計上したものであります。

次に、議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2752万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億1670万3000円とするものです。

補正の内容といたしましては、成城台地内の污水管渠布設替工事を含めた災害復旧に要する経費を計上したものであります。

次に、議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1190万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7794万8000円とするものです。

補正の内容といたしましては、幕の内地内及び市川地内の污水管渠布設替工事を含めた災害復旧に要する経費を計上したものです。

次に、議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得につきましては、株式会社モリタ東京営業部と取得価格5223万7500円で仮契約を締結したものであり、本契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

次に、議案第41号 市道路線の認定につきましては、志筑小学校移転整備事業の実施に伴い整備した道路を、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 市道路線の変更につきましては、志筑小学校移転整備事業の実施に伴い整備した道路について、市道の路線認定を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第11日の6月20日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分からといたしたいと思います。よろしくお願ひします。

休 憩 午前 1 1 時 4 4 分

再 開 午後 1 時 2 9 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第 8 「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議
(案)

○議長（小座野定信君）

日程第8、「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議(案)を議長発議により議題といたします。

本県は、未曾有の大災害といたしまして、3月11日の東日本大震災の被災地となり、かすみぐら市でも多大な被害を受けております。一方、福島県第一原発事故により、安全の再確認、省エネの推進など、これまで類例のない大転換を迫られております。

ご存じのように、本市は水道の断水が続き、市民の多大なご協力により、これらを克服することができました。東京水道の基本理念は、地震にも「つよい水道」、環境に配慮し、公平で効率的な「やさしい水道」、安全でおいしい「安心できる水道」としております。我が市においても、このつよい水道を構築するため、配水管の耐震化、緊急貯留システム、給水タンク車の整備、非常用電源の整備、霞ヶ浦地区と千代田地区のネットワークの再構築と強化など、解決すべき課題は山積しております。これからの水道は、この東日本大震災を教訓とした耐震対策に投資していかなければなりません。

一方、21世紀に入り、不況の影響もあって、水道事業の経営が大きな変革期を迎え、水の需要が低下し、収入が減少していることなど、十分に考慮しつつ、安全でおいしい水を省エネ化により供給することができる安心できる水道をつくり上げていくことも念頭に置く必要があります。

震災によって、人間は一人では生きていけないという当たり前のことを身をもって知り、支え合う環境を存続すべきであり、また、この経験を風化させないためにも、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の設置を提案いたします。

お諮りいたします。

この特別委員会の設置につきましては、防災の所管である総務委員会と水道事業の所管である産業建設委員会に所属する全議員で構成する災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま設置されました災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時32分

再 開 午後 1時40分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

休憩中に、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告申し上げます。

委員長に川村成二君、副委員長に栗山千勝君、以上のとおり両名が選出されましたので、報告いたします。

日程第 9 「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第9、「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）を議長発議により議題といたします。

石岡地方斎場の移転計画は、施設の老朽化や施設狭隘のため検討が進められ、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、千代田地区の市民は、火葬及び葬祭施設の一日も早い完成を願っております。このような市民の願いを踏まえ、平成23年3月4日、市議会において、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議を議決し、市長にあっては、同斎場の建設を計画どおり推進するよう決議したところであります。

しかし、かすみがうら市長は、これらの決議を省みず、先般の新聞報道では、平成23年6月6日の石岡地方斎場の臨時議会において、「単独整備に向けた計画を6月議会で、市民、市議会に説明する」と明言し、同組合離脱の姿勢を崩さず、混迷を深めております。

市政運営者は、信義誠実、適正手続、公正透明性の原則などを遵守する義務を担っており、それはとりもなおさず、行政行為は正しい事実認定を前提として行われるべきものでもあります。しかし、今回の顛末は唐突の一語に尽き、単独整備の概要が全く議会に知らされていないということでもあります。

かかる事態を踏まえ、石岡地方斎場建設事業と（仮称）かすみがうら市斎場整備単独事業をそれぞれ精査し、あわせて、財政的な課題や事業推進の上の課題を洗い出し、どのように進めることが最もこれからの原則にのっとっているか、議会みずからが検証することが求められております。

今、かすみがうら市は何が求められ、何をすべきか、それは言うに及ばず、災害復旧に全勢力を挙げて事業推進すべき時期でもあります。しかし、残念なことに、このような議論が続けられ

ていることに対し、市民からは不安の声が寄せられております。

かかる緊急事態を憂い、市民の代表者である市議会として、かすみがうら市の信頼を回復するためにも、かすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置することを提案いたすところであります。

お諮りいたします。

この特別委員会の設置につきましては、財政を所管する総務委員会と衛生事業の所管である産業建設委員会に所属する全議員で構成するかすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま設置されましたかすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時49分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

休憩中に、かすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長に2番 岡崎 勉君、副委員長に7番 加固豊治君、以上のとおり兩名が選出されましたので、ご報告いたします。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第43号を追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案配布]

追加日程第2 議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

[教育長 菅澤庄治君退席]

○議長（小座野定信君）

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市坂2814番地2、菅澤庄治氏の委員としての任期が、本年6月24日をもって満了となりますことから、適任者である同氏を引き続き教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第43号は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

[教育長 菅澤庄治君入場]

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第44号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ないし議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についての4件が提出されました。

直ちにこの4件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第44号ないし議案第47号を追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

追加日程第3 議案第44号ないし議案第47号

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第44号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ないし議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第44号ないし議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市宍倉6194番地46、米山 繁氏、かすみがうら市牛渡481番地、島田栄一氏……

(マイク不調)

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時59分

再 開 午後 2時00分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

市長。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市稲吉東二丁目2番10番、中島由美子氏、かすみがうら市稲吉南二丁目7番1号、大橋 稔氏のそれぞれの任期が本年6月24日をもって満了となりますことから、適任者であるこの4名を引き続き選任するため、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより一括して質疑を行います。終結してよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号ないし議案第47号の4件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号ないし議案第47号は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第44号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第45号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第47号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま市長から諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、ないし諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦についての4件が提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、諮問第3号ないし諮問第6号までの4件を追加日程第4とし、日程の順序を変更して議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時05分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正がございます。ご了承願いたいと思います。

先ほど諮問第3号から第6号と申し上げましたが、諮問第3号から第5号と訂正を願います。また、その3号から6号と言った中での案件、計4件と申しましたが、3件ということでございます。おわびして訂正いたします。

引き続き議案書を配布します。

[議案配布]

追加日程第4 諮問第3号ないし諮問第5号

○議長（小座野定信君）

追加日程第4、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、ないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定によ

り一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました諮問第3号ないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市牛渡1388番地1、福田與兵衛氏、かすみがうら市加茂2308番地5、坂本一衛氏のそれぞれの任期が、本年9月30日をもって満了となりますことから、適任者である両名を引き続き委員として推薦したく、また、人権擁護委員としてご活躍いただいております平野 享氏の任期が、本年9月30日をもって満了となりますことから、後任として、かすみがうら市宍倉6166番地73、高野 守氏を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。

高野氏は、証券会社に長く勤務し活躍した実績もあり、信頼も厚いことから、人権擁護委員として適任者であります。承認されますようお願いをいたします。

○議長（小座野定信君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております諮問第3号ないし諮問第5号の3件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております諮問第3号ないし諮問第5号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第10、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月11日及び6月12日の2日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月13日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時11分

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成23年6月13日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 川村成二 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 川村成二 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 震災復興計画と危機管理体制について
		2. 生活保護と少額報酬の地域商品券化について
(2)	佐藤文雄	1. 東日本大震災による本市の被害と対応について
		2. 「談合入札」をなくし、適正な価格での公共事業の発注を
		3. 国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについて
		4. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
		5. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを
		6. 非核平和都市宣言について
(3)	川村成二	1. 東北地方太平洋沖地震への対応について
		2. 夏の電力対策としての節電への取組みについて
		3. 市公式ホームページのあり方について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、3月1日に会議規則が改正されたことにより、従前は3回までであった質問回数が撤廃されたため、議員各位においては時間配分に留意されますようお願いいたします。

また、執行部の方々におかれましては、能率的な会議の運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

質問の通告事項へ入る前に一言申し上げます。

改めまして、3月11日の東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福と被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、東日本の皆様におかれましての一日も早い復旧・復興とご健康の回復を心よりお願い申し上げます。

そして、当かすみがうら市の被害については、幸いなことに人的被害も最小限にとどまりましたが、長らくの断水等により市民の皆様へ多くのご負担、ご心労をおかけしましたことにつきまして、市政にかかわる一員として私もおわびを申し上げ、今後の安心・安全なまちづくりをより一層推し進めることを決意するものであります。

それでは、私からの一般質問を行います。

第1点目として、震災復興計画と危機管理体制について質問いたします。

さきの東日本大震災に係る質問は、今回通告をした議員すべてから出ておりますが、宮嶋市長と執行部にとりまして、その反省事項は言われるまでもなく、一つ一つ実感いただいているものと察するものでございます。これらの質問は叱咤激励として、単に反省を促すものではなく、当市として震災からの復旧予算を効率的に組み立て、復旧のみならず、当市の復興予算として成果をつくり出すことを目標としていただかなければなりません。震災後3カ月が過ぎた段階においては、道路の陥没を砂利で埋め戻すだけという応急処置の時期ではなくなった。応急処置ではなく、当市に新たな元気をつくり出す特別・特例な措置を当市の計画として示すことが、かすみがうら市の元気を回復させる何よりのすべであろうかと存じます。

今回の震災への反省点として、私からは、危機管理体制が欠如していた部分として、それはスピード感のある対応が市民にとって何よりも心の支えであったろうと、私が言うまでもないことであろうと存じます。皆さんもご承知のとおり、消防や救急は、命や財産を守るために一秒でも早く対応できる危機管理体制の維持が常日ごろの使命であります。しかしながら、さきの東日本大震災のような規模でございますと、消防署だけの対応ではなく、市役所業務全体としての危機管理体制が求められたわけでありまして、その体制が整い切れない状況下、安心・安全な心の支えを求める市民からの要求が集中し、その対応の割合が想定以上に大きく膨らんでしまった結果であったことは皆さんもご承知のとおりでございます。

これらのことから、前年度予算の執行や、既に専決処分した震災復旧・復興の予算執行を含めた今後の震災からの復旧と、従来の事業計画や財源計画が私たちかすみがうら市民の安心・安全なまちづくりとして当市を復興へ活力を与えるべく、私から伺うものであります。

1つに、震災被害からの復旧・復興と危機管理体制の反省と強化における安心・安全なまちづ

くりの事業計画と財源計画についてお伺いします。

2つに、宮嶋市長が目指す石岡地方斎場等の見直しにおける借金体質からの脱却という行財政改革等の公約は、震災後において軌道修正があるのかお伺いいたします。

続きまして、第2点目として、生活保護と少額報酬の地域商品券化について質問いたします。

当然のごとく、これまで地域振興策として実施されてきたプレミアム商品券発行と同様な地域商品券が存在する前提の質問であります。

市民の皆様もご承知のとおり、少子高齢化社会と長らく景気の低迷によりますますふえ続ける福祉関連予算を、どのように福祉関連以外の市内事業者のためにも、この不景気、さらには震災からの復興として売り上げ向上につなげられるか、そして市税として当市の自主財源へ結びつけるかが、市長がこれまで唱えられてきた市民の負担軽減であろうかと存じます。

目先の経費や事業費を削ることばかりの一元的な行財政改革ではなく、市のさまざまな事業を多元的に組み立て、市内事業者の売り上げ向上や市民の皆様の雇用環境の向上をもって市の税収を上げるという、これが市長として最優先に努力いただく仕事であろうかと存じます。

そういった課題の中で、福祉関連予算は通常、費用対効果を期待しない、期待し過ぎない、採算性を期待し過ぎない、税としての循環性を必要以上に生み出さない一方的な支出、さらには地域振興策の事業ではないものとして、行政はこれまでのバブル期の余剰金で高齢化社会に備えようと行政運営を歩んできたわけでございます。

しかし、今現在、高齢化社会に直面して、不景気も加わり、社会保障制度の設計変更を余儀なくなってしまったこの社会において、将来負担のバランスをかわいい子どもたちの後世のために、今しっかりと行き先を見据えなければなりません。年金受給額も将来には今より格段に下がるという試算もあり、憂慮するばかりではなく、自己の保身だけではなく、すぐさま未来を担う子どもたちのために、原発の事故によりさらに厳しい未来を歩まなければならない子どもたちのために、私からはすぐさま行動を起こさなければならないと存じます。

そこで、ふえ続ける福祉予算の中でも、日ごろのご労苦に対して対価をとらない一方的な支出である生活保護費用において、この福祉予算において循環性をつくり出す、創出すべきという観点で私から伺うものであります。

当市の生活保護予算、今年度5億2400万円の中でも、金額を減額することなく、生活保護法第31条における現物支給の規定により、市の税収向上のために、受給者にもこの厳しい不景気からの脱却へご協力を求めるものであります。

1つに、自主財源の確保を目指し、生活保護法第31条に基づく生活扶助の一部の現物支給による地域商品券等を用いた確たる地域税還元についてお伺いいたします。

2つに、当市の審議会などの少額報酬の一部を地域商品券とする地域税還元について伺います。

この質問については、事前に社会福祉課長からは制度的に難しいという話がありましたので、次期、市内事業者の売り上げ向上や市税向上を、さらには将来にわたってよりよい公平な福祉の仕事ができるという目的を持った管理職が在籍したときに答弁をいただきますので、この質問は市長、総務部長の答弁をお願いし、保健福祉部長の答弁は不要であります。

以上、私から1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目、震災復興計画と危機管理体制につきましてお答えいたします。

3月11日に発生した東日本大震災では、本市においても過去に例を見ない震度6弱を記録し、突然停電、水道の断水、家屋の損壊等が発生し、大変混乱をいたしました。今回の震災で、5名の方がけがをされましたが、幸いにも大事には至っておりません。議員各位におかれましては、地震発生後の給水活動を初め、さまざまなご協力や数々のご提言をいただくなど、深く感謝を申し上げます。

現在、地震により損壊した施設等の復旧作業を早急に進めているところでございますが、一日も早い復興を目指してまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1点目1番、安心・安全なまちづくり事業計画と財源計画につきましては、市長公室長、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番、行財政改革等の公約であります。震災後において軌道修正があるのかどうかということですが、そのことにつきましては、今回の地震の影響によりまして、庁舎や道路など損壊箇所が多く、復旧費用も莫大なものになっているわけでございます。私は以前から、借金体質からの脱却という話はいたしておりますが、必要なものに対しては起債の充当もしていかなければならないと考えておりますので、この考えは変わっておりません。ご理解のほどお願いいたします。

また、選挙公約として掲げておりました内容につきましては、以前から申し上げているとおり、特別職報酬の減額など幾つかございますが、昨年度は補助金等審議会による補助金の見直し、さらには事業仕分けを実施してきたところでありまして、今年度も継続して行っていく予定であります。これらの行財政改革につきましては、これまでどおり推進を図っていくということであり、震災による特段の軌道修正は今のところ考えておりません。

また、2点目、生活保護と少額報酬の地域商品券化につきましてお答えいたします。

地域商品券は、地域内での消費活動に直結するということから、地域内の産業の振興、事業者の収益増、さらには市への税収増にもつながるわけでありまして、結果的には、その税収が行政サービスに反映されるというサイクルを生むことが想定されるものでありまして、施策としては一定の評価を得ているものと認識をしております。特に、本市のように商圈の吸収力が弱い自治体では、地域商品券の発行で地域の個々の事業所への集客数が増して、収益増へもつながることが期待されるわけでありまして。

継続的な実施の方法として、古橋議員がご提案の生活保護費や少額報酬の地域商品券化は有効な策とは考えますが、実施に当たっては現状を大きく変えるものでありまして、支給される方々のご理解、または実施に当たっての法的な問題、メリット・デメリット等の整理も必要ではないかと考えております。

詳細につきましては、総務部長よりの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

1点目1番の安全・安心なまちづくり事業計画と財源計画についてお答えをいたします。

今回の東日本大震災により、市内の道路、公共施設にも多数の被害を受けました。このため、応急処置を早急に行うため、今般承認をお願いしています平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）を3月28日に専決処分を行いました。その後、本復旧のため、4月22日に平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行っています。

これら復旧に対する財源でございますが、国の復旧事業となれば、災害復旧事業補助による対処となり、加えて激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、いわゆる激甚災害法の適用となれば、補助率のかさ上げの支援の対象となります。一方で、対象要件を満たさない事業については、一般の単独災害復旧事業債などの地方債による対処となります。

現状、市の負担は大きなものとなっておりますが、できる限り補助対象に該当になるように、所管ごとに県の指導を受けていましたので、今後、地方債を財源としている事業において、補助対象として採択になれば、財源の組み替えも考える形で対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、答弁させていただきますが、その前にお話を申し上げます。

今回、たくさんの方々から、特に災害の点でご質問をいただいておりますが、私はその件について少なくとも非常にふなれな部分がございます。しかしながら、真摯に対応させていただきますので、何とぞご理解をいただきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、古橋議員の質問にお答えを申し上げます。

1点目1番、安全・安心なまちづくり事業計画と財源計画につきましてお答えをいたします。

今回の地震発生時には、本市といたしましても災害時及び武力攻撃事態等におけるかすみがうら市の職員初動マニュアルに基づき、即座に災害対策本部を設置をいたし、情報収集を初め、避難所の開設に努めたところでございます。

今回の震災による影響は甚大なものでございまして、地震発生後も間もなく停電に見舞われてしまいました。庁舎間の内線電話が不通になりまして、携帯電話も不通になったなどいろいろなことが重なりまして、職員への指示ができず、つまり統制がとれなかったわけでございます。これによりまして、マニュアルに沿った初動態勢の行動ができない、あるいは上水道復旧までの間の市民への情報提供、これが十分にできなかったなどの課題が見つかってございます。

それらの点を十分検証し、県の防災計画が見直しするという動きがございまして、それを踏まえまして、市の防災計画、そして行動マニュアルの見直しを検討していきたいというふうに考えてございます。

あわせて、災害の体制の各部門でございまして、そこにおけます災害協定締結を含め、協力者を募りながら、災害発生の際の協力体系の構築を進めていく、そういったことが必要だと思えます。そして、市では毎回実施をしております防災訓練につきましても、災害発生の際に実際に活用できるよう、見直しを進めてまいります。

一方、施設面でございまして、停電時でも災害対策本部が十分機能できるよう、対策を講じていくとともに、千代田地区の情報提供設備の早期の整備を検討してまいります。

今後とも、安心・安全を念頭に、補助制度を活用し、そして施設整備や実効性のある体制づくりを進めてまいりたいと考えております。議員の皆様には、協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、お答えいたします。

報酬の関係でございまして、各自治体におきましては、諮問機関としての審議会、あるいは各事案に対して調査・検討を行う協議会、委員会など設置されております。当市におきましても、幾つかの審議会や委員会がございまして、それぞれ委員さんを委嘱し、各種の事案についてご協議をいただいているところでございます。これらの委員さんには、条例に基づきまして報酬を支払っておりますが、この報酬の支給方法についてのご提案をただいいただいたという認識でございまして。

報酬は現金支給というのが多分基本だとは思っておりますが、ご提案のように、商品券や、あるいは地域通貨といった方法も考えられるかと思っております。特に地域商品券につきましては、これまでも商工会で地域振興策の一環として取り扱った経過がございまして、大変好評を得ているところでございます。地域の活性化のためにも大変有効な方法であることには間違いございません。そして、それが結果的に税として地域に還元されれば、市にとっても有効な地域振興策になるので、市長が答弁しましたように、検討の方向で進めてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

2回目以降の再質問をさせていただきます。

まず、震災復興計画と危機管理体制の1点目の事業計画、財源計画の前に、反省という部分で、きょうは多数の市民の方もいらしておりますので、触れさせていただきたいと思います。

まず、当かすみがうら市は庁舎として分庁方式をとっております。先ほど市長の答弁からございましたとおり、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の連絡手段が途絶えてしまった、そういった中で、現状としては車で地道に行き来する、大変アクセス道路もスムーズな形が今現状ない当市の形ですので、私としては、この点について今後市長がどのようなお考えを持っているか、まずお伺いしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市は今、2庁舎方式をとっているわけでありますが、今、議員ご指摘のように、統一庁舎でやっていたら、もちろんこういう2庁舎間の連絡上の問題はないわけでありますが、現実問題として、この2庁舎方式というのは当面続けていくわけでありまして、今回、震災直後にはまだ電話回線も通じたわけでありますが、その後もう何回も何回も、しかも数日間にわたって2庁舎間が通信不能の状態になると。これは電話回線の制限によるものが多かったと思うんですが、特に携帯での通信も制限が多かったと思うんですが、メール等ができていたんで、ある程度はできたわけでありますが、これをどうするかということについては、まだ今のところ具体策は持ち合わせておりません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、この点につきましては、もう既にまず現状分庁方式でありますから、具体的な方向性は持つべきだと思うんですが、物理的には確かに普及している電話線というものが情報の伝達手段であります。それ以外にご協議いただいた結果は一つもないということですか。その後の反省点は、会議を持って、執行部内で会議を行っていないということなんですか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

問題点はそのほかいろいろございまして、それらの問題について統合的に総合的に会議等は開いておりまして、ただ、この問題にだけ絞って独自の通信回線を持つべきであるとか、そういう方向は出ていないということでもあります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、すぐさま取り組むべき課題であろうかと思えます。幸いにして、分庁舎方式のため救われた部分もあるかと思えます。例えるなら、この千代田庁舎は古い庁舎部分につきましては使用禁止、使用ができない状態になったわけでありまして。そういう意味では、新しい平屋の庁舎が活躍した意義もあるわけでございます。私としては、無線なり衛星電話なりの検討の余地はこれまで具体的に方針を持って、3カ月がたったわけですから、市民にもう少し結果としてお知らせすべきことであつたらうかと思えます。

もう1点、アクセス道路についてお伺いしたわけでございますけれども、この点についてご答弁のほうをお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

通信回線の件であります、衛星回線とかというご提言であります、これは確かに今後検討課題にはなるかと思えます。検討させていただきたいと思えます。

また、アクセス道路につきましては、現状やはり大きく変えるような計画があったわけであり、また、跨線橋という形であったわけであり、今はそれも計画は取りやめになっております。これをまた復活するかということにつきましては、今のところ考えてはおりません。いろんなご提言があれば、ぜひともお伺いをしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、この2庁舎間の行き来ということではなく、旧2町間の往来として、跨線橋という部分の考え方だけではなくて、なるべく曲がり角が少ない道路をご検討いただくべきだと思います。そのためには、かすみがうら市は非常に2つにくびれた形をしております。そういった中では、石岡市や土浦市と連携していかなければ、かすみがうら市の安心・安全なまちづくりはできないものと私は察しますが、この行政界を経た形の道路というもの、このことについて市長はどういうお考えを今お持ちであるかお伺いしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

近隣市町村を含めた道路アクセスということではありますが、これは従来いろんな形で議論がされておまして、今回の震災で特段ということはないわけであり、今後とも、こういう議論を踏まえて、近隣とのアクセスの仕方、私も、余談になりますが、今回霞ヶ浦庁舎からこっちの行き来、本当に千代田のカスミあたり、あそこら辺がもうほとんど朝は動かない状態になっていて、一部、三村から、あそこは山本議員のあたりの田んぼの中を、新治地区を、あそこを、あそこを、あそこを覚えています、本当に田んぼの道路なんです、でもそこを整備するというような話にはすぐにはならないと思えます、本当に他市町村を、千代田庁舎へ来たほうが早かったという結果もありますので、周辺道路というのは確かにこういうときには大事であろうと思えます。今後いろいろ議論をして進めていきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、もっと市長なので、かすみがうら市の地図を見て、現在ある道路と道路がどのようにつながればまちづくりができるか、これが仕事だと思えます、今おっしゃった新治地区のカスミストアさん前の十字路、これを迂回するために、どういった路線を結べば効率的になるか、効率的というよりも、今現在が効率が悪過ぎるんです。これをまず、まちづくりとして考えなければならぬ。

そういたしますと、石岡市の協力は必ず必要です。この千代田大橋、㊦2784号線から霞ヶ浦庁舎へ、飯岡方面、さらには西成井へ道路を抜かす、これがやはり旧霞ヶ浦町の皆様にとっても、

旧千代田地区の皆様にとっても、非常に有益であると私は考えております。そういった中では、この2784号線が角来地区へ抜けるか、さらには宍倉小学校の付近へ抜けるか。私は、今後の安心・安全なまちづくりを進める上では、是が非でも石岡市にご協力をいただきたいというふうに強く願っているわけでございます。その延長は1キロ、さらには2キロぐらいでしょう。この事業を計画として上げるには、当市だけの突発的な計画では到底なし得ることができません。そういった意味では、隣町石岡市との関係は非常に友好的でなければならない、このように考えますが、市長はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに大事でございまして、今、道路を引き合いになさいました。跨線橋の復活が一番いいわけではありますが、これは財源的な問題もありますので、今後検討してまいりたいと思います。

今回、今、道路が焦点になっておりますが、水道につきまして大変ご迷惑を、特に稲吉地区の方にご迷惑をかけたわけでありまして、復旧までの時間がかかりかかまして。水道につきましては、全協等でもお話を申し上げましたが、霞ヶ浦地区と稲吉地区をつなぐような、こういうことを考えております。稲吉地区のタンクと霞ヶ浦地区の水道をつなぐことを考えております。

これに関連しまして、稲吉地区の水道の補強に石岡の水道が、あそこは三村から来ている道路ですが、あれ何号線というんだか、三村から稲吉のイズミヤさんの交差点、あそこにつながっている道路の下に、石岡からの結構太い管、多分150の管だったと思うんですが、水道管が来ておりまして、この管について当初多分75か100ぐらいの管でつなぐ予定だったんですが、石岡市の協力を得まして、話し合いをしまして、相互接続であります、多分150の管にふやしたかと思えます。今、記憶が定かではありませんが、それで施工したこともあります。水道、道路、こういったアクセスについては、また通信についてもそうでありまして、災害のときに近隣と連絡をとるとするのは非常に大切なことであろうと認識をした次第でございまして。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、端的に先ほど申し上げました。石岡市と友好的にあるべきかどうかということをお伺いしましたので、それを再度ご答弁いただきたいんですが、先般、総合計画の審議会がございました。小座野議長初め、常任委員会の委員長は審議委員のメンバーということで、後期の計画の内容について伺ったわけでございますけれども、その中の説明で、市民の大半の方が仕事として市外に出られている、それから生活圏として、かすみがうら市内だけではなく土浦や石岡に出ている。昼間に限りませんが、昼も夜も、かすみがうら市の中だけで、朝起きて、食事をして、仕事に行って、仕事から帰って、買い物をして、そのサイクルがかすみがうら市の中だけで完結していないんです。

特に、このかすみがうら市は、市長もご存じのとおり、税金を見たら、当市は住民税よりはるかに固定資産税のほうがでかい。そういったことで、私は常日ごろ、地域振興、税金を上げるという視点で伺っているわけです。市外との関係がやはり総合計画の中でどういうふうに行って

いくべきか、こういうものを示さなくては本当のかすみがうら市の総合計画になり得ないんです。そういった実務的な面からも、近隣市との関係は非常に重要なんです。そういった点を踏まえて、再度、石岡市さんとの関係について友好である必要があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは申すまでもなく、友好的であるべきでありまして、私はそういった考えのもとに、極めて友好的にいろんな話を進めております。ただ、議員は多分、石岡斎場の問題について友好的じゃないんじゃないかと、こうおっしゃっているんじゃないかと思いますが、友好的であるということと、個々の案件について市民の利益、あるいは両市民の利益、自分のところの利益を主張するということは、これは両立させなければならない問題でありまして、意見が違うから非友好的であると、そういうことにはならないと思います。

多分その点をお聞きになりたいと思うんで、土浦市においてもそうありますが、協同病院を神立駅の近辺というお話を申しました。これは、おおつ野ヒルズ、旧出島地区ですが、おおつ野ヒルズで決着がつきそうではありますが、少し中川市長にちょっと申しわけないなという気がするんではありますが、そういう問題と友好・非友好的というのはまた別問題だろうと思います。

あと、総合計画にこういった近隣との関係についてやはり盛り込むべきだというお説は、確かにそういう点が総合計画にもしかしたら欠けていたのではないかなと思いますので、ちょっと精査をさせていただきたいと思います。総合計画については、もちろん議員の皆さんも入っていただく機会がございますので、そういった席で議論を進めていきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私が石岡市さんとの関係を保ちたいということで訴えられても、市長がそのようにここに割り切られて。これを石岡市の行政関係者が聞いて、非常に私は疑問をさらに持たれるのではないかなと、都合がよ過ぎるといふふうに思われてしまうのではないかと、私は非常に憂慮する内容であったと察するわけでございますけれども、私は先ほど来申し上げておおり、今後この東西に長い行政界をより安心・安全なまちづくりとして進めるためには、どうしてもこの2784号線から宍倉方面に道路が真っすぐ抜けなければ、市民のために結びつかない。私は、跨線橋を必ずやってほしいということではない、道路をつないでほしい。踏切でもいいんです。既存の踏切をうまく使った形でもいいんです。今の曲がり角が多い非常に東西の行き来については、これは何としても市の総力を挙げて改善しなければならない。必ず石岡の協力が必要です。

私は、この震災復興計画、危機管理の質問の2つ目に石岡地方斎場の関係について伺いますが、私は、当市の復旧から復興に結びつける、その基盤整備として、やはり既に3億から4億の復旧費用がかかっているわけです。これがスポット的に縦割りで執行されるのならば、復興として当市の心の痛みまでを補うような活力まではなかなか結びつきにくい。そういったことで、この3億、4億という事業費を、もっと活力が伸びるために、市長としては市民の皆様にご期待を高める、活力につながる計画を示すべきだと思います。

市長が単独齋場を記者会見で突如発表された、これは法的には特段の制限することはないかもしれませんが、しかし、そのお一人で決められたこの突然の計画、こういったものが市民の震災後の心の中で何か復興として引っ張ってくれるものがあるんですか。私は、多分に消極的な思いばかりが引き回されたのではないかというふうに思う次第であります。

私として、この件について深くご質問しても、時間の限りもありますので先に進みますが、当市にとりましても、非常に原子力、この恐ろしさに備えなければならないという案件が1つあります。茨城県内にも、市民の皆さんが知っている中では東海村の動燃の施設があります。さらには、大洗町にも原子力の研究施設があります。高速増殖炉があるわけでございます。当市は、その原子力の施設から何キロ圏内にあると市長はご認識であるか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの2784号のいわゆる跨線橋を使わないでの接続というお話であります。これについては確かにそれは有効な道路でありまして、以前も検討された経過があるわけでありまして、このことについては今後大いに進めていきたい、進めるというか、検討をさせていただきたいと思っております。ただ、今当面の復旧策にも4億、5億とかかっているわけでありまして、この復旧はとりあえず割れた道路の復旧であるとか、そういったところの手当てになっていまして、道路計画自体を検討するようなものではありませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

また、先ほどの繰り返しになりますが、近隣と仲良くやっていくということは、これはもう大原則でありまして、それは石岡市も認識をしているわけでありまして。かといって、石岡市、かすみがうら市双方とも、今までやはり、あるいは土浦、あるいは近隣と随分協議する場は多いわけでありまして、お互いの利益を、例えば齋場については5億4000万かすみがうら市が負担するものを、私は2億5000万という見積もりを皆様にご提示しておりますが、2億5000万でできるものを何で5億4000万出すんだと、そういう話でありますから、あるいは石岡市にすれば先般の五輪堂橋のかけかえについても、私の就任前に保留の話が出ているわけでありまして、これも何で石岡市がかすみがうら市の高倉・栗田の人が使う橋に金出すんだよという話でありますから、これは石岡市さんの話もまるっきりわからないわけではありまして、そういったことを踏まえて話し合いを絶えず近隣とはしていくわけでございます。そこはご了解をお願いしたいと思います。

また、原子力についてであります。東海、大洗等からでは直線距離にして40キロないし45キロの圏内にあると思うんですが、東海原発は、ご案内のように、浜岡原発と型がGE社製で同じということで、その構造上の大変スカート部分の弱さが指摘されております。これは単に津波によって電源が喪失されるとかそういう問題ではなしに、地震が南下することによって、今、茨城沖が一番危ないわけでありまして、特に直下型の地震に対してスカート部分が弱いということが指摘されております。スカート部分が破損されれば、その冷却水はもう幾ら補充したって、下からじゃあじゃあ下へ流れてしまうわけでありまして、電源どうのこうのじゃなくて、そういった問題が、GE社はアメリカの会社でありますから、アメリカは地震がない国でありまして、もともと耐震設計が十分になされていなかったということが今、東海原発で指摘されているわけです。

石岡市なんかは、もう実際30キロ圏内に入っているわけでありまして。東海がもし万が一、今、地震に、震度6くらいのものでスカート部分は多分耐えられないと言われていまして、石岡も避難地区に指定される可能性だってあるわけでありまして、これは我がかすみがうら市ももうとんでもない近い場所にいるわけで、非常に危機感を持っております。もう本当に東海原発の再開なんていうのはとんでもないことでありまして、これは絶対反対をしていこうと思っております。単に東海をあのまま置いておくということだけじゃなくて、早く燃料棒を引き出して、もう安全な冷却槽の中へ入れてもらって、どんどん冷却をかけていくと、そういうことを早急にしなければ安心して暮らせることはないと思います。これはみんな市民は同じ思いだと思いますので、私も先頭に立ってこういった問題には取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、市長が原子力に対して賛成とか反対とかをお伺いしたのではありません。大洗からは車で歩いたら40キロあるかもしれませんが、直線で、今は非常に福島でセンシティブな課題になっている20キロ、30キロ圏内、直線で大洗の原子力施設からは霞ヶ浦地区で20キロ台、千代田地区で30キロ圏内になっているんですね。東海の距離からは四、五十キロになるのかもしれませんが……

[「東海の話です」と呼ぶ者あり]

○5番（古橋智樹君）

東海の話ですね。そういった意味の中では、私は非常に安心・安全な確保として、まずは東西にアクセスしやすい安心・安全な道路を必要であるということで申し上げたんです。これまでの3億、4億、5億の復旧費用が、それを使って道路をつくれということではありません。安心・安全な皆さんのご心労、ご負担をかけないために、この復興のために計画を示す時期ではないかということでお伺いしたわけでございます。

石岡市さんには、これまでつくばファームなどで大変お世話になってきたわけでございます。さらには、旧千代田町においては長年にわたり火葬場を石岡市さんにずっとお世話になってきたわけでありまして。そういったこれまでの感謝の念を持ちながら、今後は口先だけではない、建設的な友好的な両市の関係を築いていただきたいというふうに思います。まだ石岡からの離脱が決まったわけではございません。

市長のアイデアというのは、それはもちろん恣意性は含んでもちろんだと思います。しかし、お一人で決めるのではなく、こういった議会を初めとした、執行部を初めとした相談の場があるのですから、トップダウン的に一方的に突如やはり計画を発表する、これはとても震災からの復興としてプラスに働いているとは考えられません。今後はそういった点を踏まえて、この現状からいかに復興につながるか、よくお考えいただきたいというふうに思う次第であります。

復旧・復興の、さらには危機管理の中で再質問を続けさせていただきます。

非常に水道水の確保については苦勞したわけでございます。県の県西用水からの供給もあり、さらには当市の中に幾つかある耐震性貯水槽の水量では到底賄い切れなかった現状があります。今後、もし同様な震災があった場合には、また断水する危険が十分あるわけでございますけれど

も、この県西用水ありきの水道水ではないために、どのような水道施策をお考えなのかお伺いたします。

先般、金曜日に特別委員会が立ち上げられましたので、市長のお考えとして私からはご質問させていただきます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水道水につきましては、先ほどちょっと触れましたが、今回は中央広域、県西用水とも両方も復旧が相当おくれたわけであります。ただ、中央広域は旧霞ヶ浦地区の2割程度の水量しかありませんので、旧霞ヶ浦地区は電気の開通とともに地下水で賄っておりましたので、それほど問題になることはなく、千代田地区の県西用水について問題が長引いたわけであります。不通が長引いたわけであります。

こういったことを反省点として、霞ヶ浦地区の2つの水源と千代田地区の特に稲吉のタンクを太いパイプでつないでおく。千代田地区から送るということではなくて、霞ヶ浦地区から千代田地区のタンクへ送るという前提のもとに専用線、今の給配水の給水用のパイプではなしに、独自の接続管を設置する、そういう方向の検討作業に入っています。これはぜひとも、もうしかも早急に実行しなくてはならないということで事務方に指示をしてございます。詳細については、新任の水道部長でどこまでご答弁できるかわかりませんが、水道部長に答弁をさせたいと思います。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

今回の災害のように、両方の電源がとまってしまった場合に、先ほど市長のほうからありましたように、霞ヶ浦地区と千代田地区で仕入れ先というか、県からの企業局の水が違うわけでありますけれども、先ほど市長から説明がありましたように、霞ヶ浦から千代田地区へ接続することによって、今回のように千代田地区のほうで水が出るのが遅くなったわけでありますけれども、それは解消できると思います。また、逆に千代田地区から霞ヶ浦へということになりますと、技術的に相互に行ったり来たりということが非常に今のところ難しいのかなということで、今回と同じような震災が起きたときに、電源が回復すれば、霞ヶ浦から千代田へといったことで対応は可能かなというふうに思います。

あと、もう一つ、非常用電源の確保でございますけれども、燃料の確保とか時間的に制限がありますので、その辺は非常に難しいと思いますけれども、またほかの企業から水を買うというのも、現在のところそれはできないと考えますので、そういった面、いろんな面含めて、どういったものが考えられるかということをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

震災復旧という意味で、水道の関連質問をさせていただきましたけれども、今現在、確かに水道水については他市町村より比較的値段が一部高いのではないかとのご意見もありますけれども、当市だけの4万4000、各種事業所も含まれますが、そういった規模で成り立っている水道の事業ですから、我々がかすみがうら市に住んで生活する上では、これはある程度の理解は必要であります。

しかしながら、ここで非常に市民の負担軽減ということで、宮嶋市長は将来的な負担をお考えになって、この市民の負担軽減を今後実行できるのかどうか、これまでの公約の形をできるのか、そういう形で私は再度お伺いしたいと思います。

この水道水が、水道だけに限りませんが、市民の負担軽減、4万4000人のこの人口の規模の中で、将来子どもたちへの負担を募らせることなく、どういう市長として方向を持って、選挙公約に固執するばかりでなく、今後歩まれるか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水道の事業計画であります、今お話ししました接続管については、今本当の概算であります、2億弱、1億七、八千万だろうというような数字が出ております。これとは別に、22年度の事業を1年先送りにして、ことしやる計画も含めまして、千代田地区の配水管がかなり、給水管がかなり老朽化しております。霞ヶ浦地区は大分老朽管の取りかえが終わっているんですが、千代田地区が進んでいないということで、この震災には関係なく、もう昨年度あたりからこの事業にかかっているわけでありまして。今後、24年、25年あたりにピークになりまして、トータルで十二、三億を多分超す、いわゆる老朽管の取りかえ工事が予定されています。これは起債等で対応せざるを得ないかなというふうに考えております。

水道値下げ、これは水道料金の値下げは私は選挙公約には入っておりません。選挙公約には入っておりませんが、私の就任以来、以前から問題が指摘されておったと思うんですが、特に土浦市と稲吉地区が接しておりまして、あの地区で10立米以下の消費世帯の方が水道料金の格差が相当出ております。この点については、佐藤議員からも後でお話があるかと思いますが、大分格差が出ている、これを何とかしなければということで、私は過去の2回の議会において検討するということをお約束をしたわけでありまして。

一気に土浦市並みにしますと、七、八千万のお金がかかりますが、国から高料金対策ということで6000万程度の交付金をもらっております関係上、その範囲内で高料金対策をやっつけようと考えているところです。詳細について、何立米以下をじゃ幾ら下げるといふところの結論はまだ出ておりません。もちろん、水道審議会にもまだかかっておりません、今、事務的にどの程度の費用、どういふふうなレベルにしたらご納得いただけるような料金になるかということをご精査中とございまして、ややしばらくお待ちをいただきたいと思っております。いずれにしても多少の値下げは、高料金対策というお金をもらっている以上、やはり必要ではないかというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ただいま水道水の料金についての値下げの方向のお考えが今あったようでございますけれども、今後、議会の特別委員会のほうで、水道水のこの場においての値下げが将来の子どもたちに負担になるのか否か、ならないのかどうか、さらには復旧から復興としなければならない形、当市は、先ほども申し上げたとおり、固定資産税が住民税よりはるかに上回っている状況です。そういった中で、住民税をいかにご負担かけることなく底辺を広げて税収を上げるか、これがまず復旧・復興のこの今においては必要な、水道水の値下げよりも先に講ずるべきの考え方だと思います。

市長が水道水の値下げをして、ビジョンの一つであられる市民の負担軽減ということで進められたい考え方はわかるんですけども、その前に、この震災においてもっと市民の負担の軽減を考える余地があったということを私は再質問で指摘させていただきます。

それは、先ほど来申し上げています固定資産税についてです。固定資産税の納期についてです。非常に震災後、事業所を営む皆さんにとっては、売り上げ、収入がとまってしまった、水道水がかすみがうら市はほかの行政に比べればおくれてしまった、1週間、2週間の営業損失がほかのまちと比べてあったわけでありまして。そういった中で、固定資産税の納付書は従来どおり普通に発送されたわけでございます。県西地区においては、第1期目の納付を延長されております。市民の負担軽減というビジョンをお持ちなのであれば、私は十分考える余地もあったのかなというふうに思う次第でございますが、今回上程されている税に係る特別措置では、震災被害の税控除だけです。それよりもやはり、幾らかすみがうら市の財政上、経常費の執行のために固定資産税を予定どおりいただかなければならない。しかしながら、これはぎりぎりのところで検討する価値がある手段ではなかったと私は思う次第なんですけど、この点につきまして市長にお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

固定資産税の納期の問題ですが、今ご指摘の点について、私もちょっと詳細についてはわかりませんので、所得税については納期、多少延長した経緯がございます。これは多分、国のほうと一緒にやってるのではないかと思いますけど、申告時期等もおくらせた経緯があるのではないかと思いますけど、詳細について市民部長から答弁をさせたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいま古橋議員からご質問いただきました固定資産税の第1期分の納期についてですけども、ただいま市長からもありましたように、所得税については申告及び納期の延長等行われ、かすみがうら市においても、県内ほとんどの市町村がそうですけれども、所得税同様、第1期分の納期については、実際納付書には既に印刷がされておりましたので5月2日という納期が示されておりますけれども、現実的に3月11日以降に発送する、あるいは申告、申請等を行うものについては、すべて期間の延長ということで告示等を行っております。

したがって、5月2日を過ぎた後、通常ですと督促状というようなことになるわけですが

れども、そういう未納者の方に対しても納期が定められていないことから発送はしておりませんし、なお申し添えますが、このたび所得税等が納期の期限が定まりましたので、7月29日でしたか、そういうことで定められましたので、そういう3月11日以降の納期、申請等については7月29日ということで、かすみがうら市の固定資産税等もそういう形で定めております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

7月29日まで納期が延びていたということは、私は全くこの議会の中では聞かされた覚えがなかったんですけども、やはり納付書に納期限が書いてあれば、これは必死になって皆さん、金つくって払うわけですよ。それをまず、いとまがなければ、市長の記者会見で発表することもできたんじゃないですか。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、大変申しわけありませんでした。私も認識不足でありまして、固定資産税について納期延長があったというのは、実は今初めて聞かされたわけでありまして、多分報告はあったはずなんですけど、ちょっと配慮が足りませんで、申しわけありませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これは今さらここで謝られても、支払った者、正直者がばかを見るんですよ。どれだけ震災の影響で事業所の皆さんが苦勞したか。市民の皆さんだって、それなりの建物の被害があつてご苦勞されているわけです。私は、この市長の認識は非常に問題があつたというふうに今の答弁で感ずる次第であります。

さらに、時間がありませんので先に進みますが、震災の復旧が復興になるという視点で、1つ例を挙げてお伺いします。

これは千代田中学校の体育館の修繕です。千代田中学校の体育館は、皆さんもご承知のとおり、県内有数の規模であります。そのことから、非常に中学校各種の大会でご利用いただき、市外からたくさんの方が訪れ、市内の1つを例に挙げるならば、果樹観光施設などに帰りにお立ち寄りいただいているわけでございます。そういった面から、これはすぐさま全力で総力を挙げて千代田中学校の体育館を直してやる。子どもたちのためはもちろん、地域の振興のためにも非常に大事な震災復興の計画の一つであると思っておりますけれども、これについて市長にお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

千代田中学校の屋体の復旧の件につきましてお答えを申し上げます。

現在、設計を委託しまして、設計中でございます。その設計額が出次第、発注をしたいという

ふうと考えております。現在、早目の復旧に向けて努力をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、担当部長の答弁ではなくて市長の考え方を言っていたかかったんですけども、そういう視点は全くなかったわけですね。お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、千代田中学校の天井のことにつきましては本当に生々しく校長先生からもお話を聞いておきまして、本当にあの天井がパネルが落ちてきて床にぐさっと刺さったそうであります。そのわずか数分前まで子どもがいたという話を聞いて、もうとても使える状態じゃないということで、この復旧についてはもう学校施設の中でも一番関心を持っておりまして、急げという指示はもうもちろん出しておりまして、その認識がなかったから今答弁を部長にさせたわけではありませんで、今の状況について議員のご質問が詳細についてお知りになりたいという趣旨だと勘違いしたものですから、部長に答弁させた次第でございます。申しわけありませんでした。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、これまで再質問の中で、復旧が復興につながる視点というのはもっとあるはずなんです。単に目の前に見える復旧予算を執行する前に、どの順序で現金を割り当てれば復興として効果があるかということ、これをいま一度時間の限り、宮嶋市長にはお考えいただきたいと思えます。

1つ目の質問の②の点についてお伺いいたします。

石岡地方斎場等を初めとした行財政改革の公約について、今後変更があり得るのかどうかということです。私は、この震災があったからこそ、いろんな点で宮嶋市長の選挙公約に固執することなくお考えいただきたいという思いで伺っている次第であります。

まず、先ほどもお伺いしましたが、単独斎場の建設を発表になりました。これは市長の権限ですから、これが恣意的であろうと別に法に抵触するわけではありません。しかし、本来ならば最低、執行部と議会と相談して、まずはやりたいんだと、これが道理だと思いますが、筋道だと思いますが、まずこれについてご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先般の6月6日の3管理者会議での一応の結論ということで、これ以上長引かせることなく、当面の結論を小美玉、石岡市が2市で現計画を進めると、また、かすみがうら市は単独整備の方

向に向かっていくと、こういう方向を6日に確認し合ったわけですが、そこに至る経過で唐突に出てきたということではなしに、昨年11月5日に管理者会議で、双方一応、火葬機械については6基ということで基本的な合意はなされたわけです。

斎場部分についても、石岡、小美玉2市で運営するからということではありますが、その後、その斎場の具体的な運営についてとか、あるいはさらにもっと踏み込んで火葬場部分の建物の縮小等についてももう少し詰めようということをお話をしていたわけではありますが、どうも石岡、小美玉側が、何回も会う機会がありますので、その会うたびに早く正式な管理者会議を開いてくれということをお願いしても全然乗ってこない。2月15日、管理者会議に、もう現計画のままの予算案が提示されたので、もうまさに議決するその日のことでもありますから、これは納得できないということで、同意できない旨を申し上げたわけがあります。

その後、議会もありますことから、議会が終わったら早急に話し合おうということをお約束して、私は約束したつもりでおったんですが、その後震災があったものですから、震災、一応の当面の危機は乗り切ったということで4月になりまして、多分私は指示は文書で申し入れろということでやったんですが、2市管理者に管理者会議の開催をお願いしたところ、5月20日まで忙しくてできないよということで、そういった経過を見ますと、11月5日からわずか2月15日本会議、さらには今度5月20日は何で管理者会議をやるかということ、そのことではなしに、石岡の市議会議員が改選になった、その議席指定、議長の選任等があるので管理者会議をやるということでもありますから、結局話し合う意識がないみたいな印象を私は強く持ちました。

そういう中で、8月には火葬機械の発注が待っております。さらに、9月には本体工事に入ると。これは、話を長引かせるということは双方にとって決して得策ではないと、もうこちら辺が限界ではないかということで、実は4月の末に私どもの小座野議長に、これは内々の話だが、もうどうも話がつきそうもないんだということをお話しして、5月20日の話し合いには相当の決意を持って臨むしかないということをお話ししました。

その後、もう市民の方にもこのことは知っていただいてもいいんじゃないかということで、今の状況を、話し合いが非常に難しいところに来ているということをお話しした。市民の方にも公の場でお話をするようなことが何度かありました。議会の皆さんにも機会をとらえて、単独施行ということは最後に話が行ったわけですが、非常に話し合いが暗礁に乗り上げているということをお話しして、実はかすみがうら市単独で整備すれば、火葬炉2基で、建物、機械だけの工事ではありますが、いわゆる建設工事費だけではありますが、RC、いわゆる鉄筋コンクリートでつくって2億5000万という見積書を私は持ち合わせているんだと、業者からそういう見積もりをもう以前にとつてあるんだよということをお話ししました。

これは、この2億5000万という金額については、実は石岡の会議では具体的に2億5000万という数字を申し上げたのは5月20日が初めてでございます。それまでは見積書は持っておったんですが、具体的に2億5000万という数字を出すと、かすみがうら市が負担すべき5億4000万に比べると2億5000万がいかに安いかという、その安いほうに行くのは当然でありまして、それを安いほうに行くというのは、単独施行をもう既定のものとしているんじゃないかというふうにとられかねないんで、交渉をその金額を出さないで進めておったわけです。しかし、昔、1億円で霞ヶ浦聖苑に旧霞ヶ浦地区は入っているわけです。火葬施設は何の問題もなく使っていると。

そういう中であって、5億というのがいかに火葬施設として、かすみがうら市が、しかも千代田地区の部分だけ、2万7000人の人のその人口に対応するものでありますから、いかに高額なものであるかという認識を私は持っておりまして、そういうことから5月20日にはっきりと2億5000というのを提示して、これでもうこれがベースにあるんだから6月6日の話し合いではきちんとした決着をしてほしいと、じゃないと双方に困るだろうと。うちのほうも次の準備ができないうし、2市のほうももう発注を目前に控えてどうにもならないだろうと、そういうことを申して、6月6日の前の6月3日にも湖北環境の集会の節にも、管理者会議の節にもお話をしましたし、しかし先ほどの話にひっかかりますが、決してけんか腰でやっているわけではありまして、極めて和やかに、にこにこしながらの話の中で話は進めているわけでありまして、そういう事情をお酌み取りいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、単独斎場の意思決定、これが市民に耳を傾ける宮嶋市長の姿勢として相反しているのではないかというふうに申し上げるところなんです。議会でも先般、決議を行いました。市長と石岡、小美玉市との中で食い違いというのは、火葬炉の稼働率が100%近いものか、それか80%か、そういう差であろうかというふうに察するところです。金曜日に山内議員と岡崎議員から緊急質問があり、既に場所はどこであるかのような、もう事業化前提の質問としてありましたけれども、私としては、お一人で決めてしまったこの単独斎場の発表、これが私は非常に寂しいと思っております。なぜ、その前に公式な会議の場で相談することができなかったのか、反対されるから皆さんに相談できなかったのか。この点をお一人で決めたのか、ほかの専門的な中で協議した経過があるのかどうかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

こういうときのために、以前、否決になってしまいましたが、住民提案型の住民投票条例、話はちょっと飛躍しますが、その必要性を私は痛感しております。これ市民の方がとんでもないことだということになれば、ハードルを下げた6分の1の発議によって住民投票にかけることもできます。住民投票条例というのは、市民発議の部分が非常にポイントになるわけでありまして、私はこの案件について、いわゆる市長発議の住民投票は別に拘束力はないわけでありまして、今条例化されておられませんので。そういうことも今、多少視野に入れるかなというふうには考えております。

それと、もともと誤解のないように申し上げておくんですが、5月20日の文書による申し入れをした後、6月3日に斎場組合、久保田管理者から回答書が来ております。その回答書の最終的な結論は、いわゆる当初予算どおり5億4000万金出すのかと、出さないんだったら離脱せよと明確に書いてあります。これは6月3日に文書が来ておりまして、これは離脱という言葉は私が使ったのではなくて、石岡の久保田市長側の文書に、離脱か金を出すかどっちかにしろという二者択一を迫る文書が来ております。それを踏まえたわけではありませんが、その以前から5月20日

にもう金は出せないよという文書を出した時点で、もう6月6日の管理者会議ではとにかく方向性は出さないと、今度はずるずるとその後会議を開いてくれないわけですから、ずるずるともう5億4000万出すような羽目になっちゃう。

しかし、合併特例債は今のところ予算化されてもいませんし、私ども歳入欠陥になってしまいますので、繰越金は五、六億は毎年繰り越しの金がありますが、そんなものは復旧費に補助金でも来なかったらもうとんでもないことになっちゃいますから、金が足りなくなっちゃいます。ですから、うちのほうにしてももうぎりぎりの線だったというのが6月6日の状況であります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これは先日の五輪堂橋の橋の中でもありましたとおりに、言った言わないとか、非常に市民のためになっていないような結果になりまして、これはやはり市長として我々議会に事業計画を示すのが、そういった消極的な論議の場にならないように最大限配慮することが市長の仕事だと思うんですけども、今こういう状況になって、後ろめたい思いというのはあるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後、もちろん単独施行に当たってはいろんな手続等もありますし、もちろん議員さんのお知恵もかりていかなければならないと思います。私は後ろめたいなんていう気持ちは全然持っておりません、単純にやはり安いほうがいいんでありまして、こういう時期、皆さんも、例えば1月から4月までのプリウスの使用状況について無駄がないかどうかを何日にもわたって検討するような議員の皆さんです。もう節約観念は抜群なはずであります。2億円というのは2メートルですよ、1万円札。そういう金額を2億円の差を埋めるといのは大変なことでもあります。それをきちんとやっぱり決断するというのが市長の役目ではないかと、そういう思いのもとにやっていますので、今後議論を深めて、また市民の皆さんのお話も伺いながら進めていきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁で、非常に私は寂しかったですよ。さらに私は、後ろめたさが普通の方であれば生まれるようなご答弁であります。私は、これは市長の計算の中で、もっと効率的な斎場運営があるんじゃないかという考え方は、それはそれとして、やはりそれを補うような震災復興計画というのがあったり、もっと積極的な形を私はまず市長が掲げる。我々議員がおのおのさまざまな提案をしても、市長は看板に大きく下げるのは、そういったややもすると消極的になりがちな案件を記者会見等で発表されている。私は、もっと市長の紳士的な姿勢の中で、ご発言を、意思決定をもっと丁寧にやっていただきたいというふうにお願ひするところでもあります。

私からの質問の時間も残りわずかになってまいりましたが、最後に、市長がこれまで掲げられてきた行財政改革の中で疑問が1つございますので、この震災復旧・復興のさなかの中で、どう

いうお考えで考えを変えられてご発言になったのかお伺いします。

これは、市役所職員の給料等をもとにした発言です。選挙公約の中では、40億もの人件費の1割をカットして、4億をさまざまな事業に充当するというので、これまで発言されてきたことは皆さんもご承知のとおりですが、私の最近聞いた話の中では1割じゃなくて2割なんだという、この4億だけじゃなくて8億にする、これはどういう意味でご発言になったのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは多分全く誤解というか聞き間違いだと思うんですが、あと最初の復旧を復興にというお話ですが、全員協議会等でも申しましたけれども、今回の震災の復旧の中で、当面急がなくてはならないのは広報手段と水道だという反省を強く持っています。これが次の復興にどうつながっていくか、例えば広報でミニFM局を開局するなんていうのは、あるいは復旧から復興へという発想につながっていくという、そういう考え方もあろうかと思いますが、とりあえずは次の地震を含む、あるいは放射能被害に対する、そういうときのための急ぐ策として水道と広報だと、そういう考えを持っております。

2割の話ですが、それは多分、民主党が人件費の2割削減を政権公約でやりましたよね。それがこの前、職員組合と先週、給与関係についての団体交渉をやったわけです。震災で大分おくれていまして、ようやく先般6月に多分なってからだと思うんですが、先日、職員組合と団体交渉を持ちました。職員さんのほうも、いろいろ震災では自分らも苦労しているんだと、給料を下げないでほしいと、そういう要請もあったし、残業だってちゃんときちっと支給しろと、今はある程度少しなあなあの部分もあるようでございます。そういった改善策等も提示されました。

私のほうからは、この震災があるなしにかかわらず、以前から公約で申しておりました人件費の給与の10%削減、これは震災を間に挟んでおりますが、終始一貫変わっておりません。実は昨年、人勧が1.5%ありましたが、昨年実現できませんでした。それがことし3月で、おかげさまでことしの4月から1年おくれで1.5%が給与削減になったわけです。その話で、さらに23年度4月にさかのぼって5%の削減をお願いすると、これはもう昨年から言っていたことでありまして、さらに残る3.5%については24年度をお願いするよということをはっきりと申しました。

この話は全然変わっておりませんので、2割という話がどこから出てきたかとすれば、民主党が2割削減と言ったんだけれども、結局最近になって10%削減なんていうことを幾らか言い出したと、そういう話をちょっとしました。でも、私は民主党とは直接この問題について関係ありませんので、私は私の今までの職員組合との話し合いをそのまま延長線上で全く同じ話で続けたいと、こういうことを申しておまして、2割なんていう話は全然言った覚えはありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、なぜ改めて、職員から、職員に限りませんけれども、1割の人件費を削減してどうするかということをお伺いしたのは、市長がかすみがうら市の事業所ぐらいの規模の中でもっとほ

かにやるべきすべがあると思うんですよね。一律に下げると、民間でいえば従業員の皆さんに発表されれば、働く者にとって、この仕事を一生懸命やろうというのがどうなんですか、これは出てくるんですか、出てこないですよね。

であるならば、まずは目的意識がある、例えるなら私が申し上げるような、まだまだ税収を上げるために考えなければならない、いろんな部門においても考えるべき素材はあると思います。そういう目的意識を持った者をもっと管理職として登用するとか、そういう目的意識がない者については平の職員になっていただくとか、もっと行財政改革を行うべき部分があると思うんですけれども、なぜ一律、上からトップダウン的に下げるんだということに固執されるのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん職員管理上のいろんな行政改革は、これは進めていかなければならないと思います。しかし、私がいわゆる職員給与の10%削減を申しているのは、これはいわゆる公務員の官民格差というのを強く私は意識をしております、これは選挙公約でそういう思いから10%削減というのを言っているわけでございます。これは人事院勧告とは大分その見解が違いますが、公務員の官民格差というのは実際はもう1割どころでは私はないと思っています。実際に、同じ役所の中でも厚生労働省がとっているデータであるとか、人事院勧告は一昨年官民較差は人事院は1.5%だと言っていますが、そんなことは絶対にあり得ないと。これはデータのとり方によって大きく違いますが、税務署のとっているものだと、もう4割も違ってきます。

この官民格差というのは、やはり私が言っているだけじゃなくて、もう国まで騒ぎ出していますね。そういったところから、もちろん税収を上げるということ、努力はしています。私も就任当初びっくりしたんですが、滞納整理の決裁文書が多いのはびっくりしたというお話は申し上げたと思います。今も滞納整理は物すごい量で出ております。本当に20年前は滞納整理なんていうのはなかったんですから、滞納整理の判こ押しがもう、このところちょっと途切れてきましたけれども、本当に滞納整理の判こ押しは多いです。

それだけ職員も、しかも10人も職員が滞納整理に当たっているわけです。昔は滞納整理というのは、本当に2人ぐらいしかいませんでした、昔の役所には。一応、文書は出しますが、取り立ては行くにしても、預金の差し押さえまではやりませんでした。今はもう預金の差し押さえなんていうのは日常茶飯事です。そこまでやっていて、公務員だけ今のままというのはどうも市民感覚に合わない、そういう思いから10%の削減、残る8.5%の削減についてお願いをしているところなんです。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が官民格差ということで理由を申し上げられるならば、私は、非常に景気が悪く、大学4大を卒業しても就職ができないような、こういうご時世の中に、職員の採用をしないということがどうも私にはあべこべにしか感じないんですよね。それこそ、先ほど申し上げるような税収を

上げる、税収を上げるというのは決して滞納整理を強くやれということじゃないですよ、税収の基盤を広げるということですからね。当市は、まだまだ税収のピラミッドの底辺が小さいんです。それを広げるような税収向上、地域振興を目指さなければならないという点で私は申し上げているんです。

話は戻りますけれども、例えるならば、管理職で、そういった税収の基盤に結びつけるような循環性を生み出すような目的意識がない職員がいるのであれば、その方は下がっていただいて、若い方に市役所の職員としてお勤めいただく門戸を開くことが、これこそが官民格差の第一歩だというふうに私は思います。

私としては、この震災後の中で、これまでの市長の公約、さらには今までのかすみがうら市の事業計画、そして震災後のさまざまな負担の中で、どのようにかすみがうら市を積極的なまちづくりを行っているんだという、こういうアピールを市民に届くように考えるべき段階だということで、私は今回の質問をさせていただいた次第です。これからでも遅くありません。ぜひ答弁の中で、消極的なことに、投げやりなことになるようなことがないよう、この議会の中の論議が市民に届くことをお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わりたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

地域振興ということでありまして、マイナスの議論ばかりしていてもしようがありません。新採、新規採用のほうであります、職員の新規採用をとめてあるわけでありまして、これは大変喜んでとめているわけでは決してありませんで、やむにやまれず、当面とめても何とかなるだろうということでもとめているわけでありまして、しかし、若い人の就業機会を減じるようなことがあってはならないわけでありまして、市の産業の振興策というのは積極的に考えていかななくてはならないと、そういうことは前にも申し上げております。

そういう例え話の中で1つお話をさせていただきますが、シルバー産業研究会というのを立ち上げたお話はしたと思うんですが、シルバー産業研究会が庁内で、今のところ庁内研究会にとどまっておりますが、大分成果が出てきております。私は、このシルバー産業研究会については少し最初ちょっと失望するようなこともあったんですが、板橋との交流の中でということでシルバー産業研究会を立ち上げたわけでありまして、どうも方向が単に板橋ということだけではなくて、東京全域みたいな話で今お話をさせていただきますが、従来、シルバー産業というのは何でこういう市町村に嫌われていたかというのは、よそから来たお年寄りはこの税金で面倒見なくちゃならないと、こういう発想がやはり長い間続いていて、今の制度はそういう制度になっています。

これを何とかできないかというのがシルバー産業研究会のポイントだったわけですが、その中で今、かすみがうら市の中に、具体的に申し上げますと、いっしんというすごい急成長している会社があります。これは昔、お年寄りをあっせんして金取ったとか、そういうことが言われて、大分イメージの悪い会社なんです、今現実にはすごい国の制度の盲点を逆に会社で補うような企業に成長しておりまして、いわゆる終身型、住所地特例というのがあって、東京の人に住所地特例をもらってこっちの施設に入れると、その人の費用というのは全部東京が持ってくれるんですね。ところが、その人が一回その施設から外へ行っちゃうと、今度、市の負担になっちゃいま

す。

それを何とかできないかというのが、シルバー産業研究会のポイントなのですが、企業が生き延びるために、みずから考え出して、終身でその年寄りを東京から連れてきて、終身で面倒を見ようと。そういうある程度の企業規模にならないとそれができないんですが、そういう企業規模にまで成長してきた会社に今なっているのではないかと私は期待をしております。今度、その会社のそういった仕掛け人をぜひシルバー産業研究会の講師として呼びたいということで、今お願いをしております。有志の方にも入っていただいて、また議会にも声をかけますので。

そういった、そこはもうここ七、八年の間に、実にゼロから始まって、今500人の職員を抱える企業になっています。かすみがうら市だけじゃなくて、龍ヶ崎、土浦、遠くは沖縄まで企業展開していると、そういうおもしろい会社でありまして、一例を申し上げましたが、そういった産業をどんどん伸ばしていくと。そういうことが、もうかすみがうら市の職員を3人、5人採用する話じゃありません。ことしの入社式、私、行きましたけれども、本来100人採用していた。ところが、あの震災でどかんと来ちゃったもので、茨城は放射能で危ないというんで、九州や沖縄の来ていた職員が35人もキャンセルになっちゃった、だから65人になっちゃったんですが、当初は100人を採用する予定で、100人の入社式。ことし1年の採用が100人ですから、給料はかすみがうら市の職員にはかきませんが、そういう元気な企業もあるということをお伝えして……

○議長（小座野定信君）

市長。

○市長（宮嶋光昭君）

答弁にかえさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

はい、終わりということで。

[古橋議員「一言言いたいんですけども」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

決して福祉産業を否定する意味で言うんじゃないんですが、日本国全体の中で福祉産業は確かに介護保険税という財源もあって伸びているかもしれませんが、世界の中に伸びる産業としてお考えるのであれば、福祉産業が筆頭産業になるということを行政が引っ張ることは、私は違うと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

報告します。

本日、議会事務局員により登壇者の写真撮影を許可いたしましたので、ご連絡申し上げます。

また、市民部長より訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

先ほど、古橋議員にお答えしました内容に一部誤りがありましたので、ご訂正をお願いいたします。

固定資産税の納期延長後の月日であります、5月2日を6月30日まで延長しまして、法人市民税については7月29日ということですので、ご訂正をお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（小座野定信君）

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

一般質問に先立ち、去る3月11日、東北・関東を襲った大地震と津波は未曾有の被害を与えました。大震災で亡くなった人と行方不明者が2万3000人を超し、いまだに9万人近くが避難所などで不便な生活を余儀なくされております。痛ましい犠牲となった方々に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から3カ月余り、被災者は生活と地域を立て直すためにも必死の努力を始めています。しかし、地震で壊れ、津波に流されたままで、瓦れきの処理も、水没した農地や漁船・漁港の再建もままならない状況であります。東電福島第一原発の事故では、爆発した放射能物質の拡散を続ける事態を収束させるめどさえ立たず、住民の避難生活が続いております。今、政府に求められるのは、上から一方的に被災地復興などの計画を押しつけるのではなく、被災者の生活を支え、被災者が希望を持って復興に立ち上がれるよう、何よりも切実な願いにこたえていくことにあるのではないのでしょうか。

国会では、復興基本法の審議が続き、第2次補正予算の編成もこれからです。そのさなかの中の自民・公明の内閣不信任決議案の提出と、民主党内での同調する動きに、被災者不在との声が一斉に上がったのは当然であります。日本共産党は、自民・公明などの提出した不信任決議案は、先の展望を示さない党略的無責任なものであり、菅内閣を信任できないとの立場を明確にしつつ、決議案に棄権の態度をとりました。

日本共産党の志位和夫委員長は5月17日、菅直人首相と会談し、「復興への希望がもてる施策、原発からの撤退をもとめる一大震災・原発災害にあたっての提言（第2次）」をこれを渡し、要請をいたしました。日本共産党は、今後とも被災者支援と被災地復興に憲法の本質と原理を全面

的に生かすことを強く求めるとともに、国難の打開のために党の総力を挙げて取り組む決意を表明いたしまして、一般質問に移ります。

1、東日本大震災による本市の被害と対応について。

私は、住民の福祉を守るという地方自治体の原点と、災害から命を守るという自治体の責務とは一体のものだと考えます。災害から住民の命を守るためには、学校、公共施設、住宅など、この耐震化、乱開発の防止と都市計画、堤防の強化など、ハードの面での対策の強化がもとより必要であります。同時に、ふだんから医療、介護、福祉、子育て支援などの強い基盤とネットワークがあつてこそ、災害時にも大きな力を発揮いたします。

そこで質問です。

本市の被害の実態把握について、一部損壊も含む概要の報告、特に被害状況の特徴などを簡潔に報告願います。

第2に、罹災証明の周知と現段階での発行件数及び被害の補償、見舞金について伺います。

罹災証明書は、各自治体が住居などの被害を調査し、証明するもので、保険の請求や税の減免など、各種の救済措置を受ける際に必要になります。当市での周知方法と現時点での発行件数についての報告を求めます。

当市では、住家の全部または一部に災害を受けた被災世帯に対し災害見舞金を支給することになっておりますが、見舞金は住家の全壊に8万円、そして半壊に5万円であり、屋根がわらなど一部損壊には支給制度がありません。したがって、私は今年度から立ち上げた住宅リフォーム助成制度を震災による家屋の修繕にも適用できるように求めました。一部損壊への見舞金については、常陸太田市が3万円、また修繕費補助、これは限度額がありますが、これについては同じく常陸太田市等が20万円を出すことを決めておりますが、市長の答弁を求めます。

3番目に、広報体制の強化と防災無線、野外拡声器増設と戸別型受信機の貸与についてであります。

私が独自に行ったアンケートや市民からの聞き取り調査で、当市の広報体制について「知りたい情報が得られなかった」方が過半数おりました。広報体制の強化策として、防災無線の野外拡声器増設と戸別型受信機の貸与を検討すべきだと思いますが、答弁を求めます。

4番目、公共施設の復旧及び耐震化対策と防災マップの見直しについてお伺いをいたします。

公共施設の建物だけで被害は37カ所と報告されております。安心・安全が担保されなければならない学校施設及び保育所など、耐震化は急がれます。公共建物は避難所となっているのですから、改めて耐震調査を行い、防災マップの見直しを行うべきではないでしょうか、答弁を求めます。

第5に、原発事故により拡散した放射能物質への対応についてであります。

この大地震と津波に加えて、福島原発の事故による放射能汚染の拡大は深刻さを増しております。政府が言ってきた安全神話は根底から崩されました。実は、福島原発の事故の危険性について、日本共産党は2006年3月の国会で吉井英勝衆議院議員が、チリの同じ程度の津波が起きた場合、原発の冷却機能が破壊されて重大な事故になる危険性を指摘しておりました。政府は、安全だと繰り返し、安全対策を怠ってきました。想定外ではなく、明らかに人災だということであり

出荷停止や風評被害に対する東電への損害賠償請求対策についてお伺いをいたします。

茨城県でも、ハウレンソウなど基準値を超えたといってお荷停止が続き、また風評被害で返品される、値段が買ったたかれる事態が起こっております。原発事故による営業損害については、事故がなかったらあったであろう収入と現実の収入との差をすべて賠償させるという立場で賠償請求が必要であります。勝手な線引きをさせないことが重要であります。風評を含めて、まずは賠償請求を行うことを行政がどれだけ親身になって支援・相談できる体制をつくることのできるかであります。答弁を求めます。

市独自の放射能測定器活用、検査体制の構築についてであります。

土浦市は、県から配布された放射線測定器に加え、独自に10台購入して、小・中学校や保育園、公民館などの線量測定を実施しています。当市も6月1日から小・中学校や保育所の測定を始めたようではありますが、測定器の台数等も含めて、どのような体制で測定を継続的に行うのか伺います。

文部科学省が示す児童の放射線量上限値（年間20ミリシーベルト）の根拠が明らかにされていないと、この批判や抗議が専門家や福島県などの母親たちから上がり、高木文部科学省大臣は5月27日、今後できる限り児童・生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度学校において児童・生徒等が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルト以下を目指すとして述べました。市は、これについてどのように受けとめておりますか、答弁を求めます。

市独自の放射能に対する専門家の講演・学習会の開催についてであります。

正しい情報を得て、放射能を正しく怖がると述べる専門家・科学者もいます。市独自に、その場を設ける必要があると思いますが、市長の答弁を求めます。

6、本市の脱原発に向けた自然エネルギーと節減への取り組みについてであります。

着のみ着のまま避難、いつになればもとの生活に戻れるのか。このままでは農業も、そして漁業も壊滅してしまう。いまだ収束のめどが立たない原発事故。今の原発技術は本質的に未完成で、危険なものであります。一たび放射能が放出されたら、人間の力で抑えることができません。世界有数の地震国の日本、安全だと断言できる原発は一つもありません。今、必要なのは、原発からの撤退を政治が決断し、原発ゼロへのプログラムを策定することだと考えます。太陽光、水力、風力、地熱、豊かな自然を持つ日本、自然エネルギーの開発に本気で取り組めば、原発の40倍の発電能力があると政府も試算しております。

本市では、自然エネルギーの開発を考えているのかお伺いをいたします。

そして、東日本大震災の影響による電力不足が懸念される中、茨城県は5月30日、県内44市町村長に、地方公共団体における節電対策についての通知を出し、15%以上の節電目標を掲げた実行計画の策定を求めたとの報道があります。本市での節電に向けた具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

7番目に、消防行政における国が決めた消防力・整備指針の人員の充足率及び消防広域化の問題についてお伺いをいたします。

地域防災のかなめが消防体制であります。1995年、阪神・淡路大震災で不備が指摘され、拡充が求められてきました。しかし、全国の消防職員数は、必要とされる人数の76%と低迷したままです。地方では、充足率が4割から5割の消防本部も多く、災害時に、決められている消

防ポンプ車の搭乗人員を確保できない事態も生まれているようでありますが、当市ではどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、県は消防広域化推進計画を策定いたしました。市長は第1回定例会の施政方針で、広域化が体制の基盤強化の有効な手段だとして、取り組む姿勢を明らかにし、さらに地域消防団の計画的な統合を目指したいと述べました。消防の広域化で住民の安全が守られるのか、改めて市長の見解をお伺いをいたします。

2、談合入札をなくし、適正な価格での公共事業の発注を。

霞ヶ浦地区の工事は霞ヶ浦地区の業者が、千代田地区の工事は千代田地区の業者が落札するという地域すみ分け入札が相変わらず続いております。入札監視委員会のメンバーの日向野教授も、ここ数年の入札結果から見て言えるのは、業者間に縄張りの的なものがあり、すみ分けがうまくできていると思われるケースが少なからず見られるということであると述べています。これでは、一般競争入札は形骸化していると言わざるを得ません。

私は、談合入札をなくすには、希望価格、いわゆる予定価格も含めて事前公表をやめることが一番効果的だと一貫して主張してまいりました。市長は、事前公表をやめると、業者から役所担当者に予定価格を探りに来るという懸念があるとして、もう少し検討をしたいと答えております。私は、地域すみ分け入札の現状を打開する上でも、事前公表をやめることが必要だと思いますが、改めて市長の見解を求めます。

最低制限価格の設定とその問題についてであります。2月26日付朝日新聞に、地方公共団体は工事を高どまりさせ、競争力を持つ企業を排除している、公共工事の価格は適正ではないという、こう語る岐阜県の建設会社、希望社会長の記事がありました。最低制限価格について、会長は、十分な品質を確保しつつ、適正な利益を得られる最低限の価格というのは各企業ごと、工事案件ごとに異なるはず、にもかかわらず統計分析するだけで予測できてしまう最低制限価格は工事を高どまりさせ、コスト競争力を持つ企業を排除する仕組みだと述べ、一般競争入札において予定価格も最低制限価格も事前公表されるケースでは、当然ながら最低制限価格ぎりぎりの価格に入札する企業がずらっと並ぶ結果となるという、当市の最近の入札結果でも似たような現象が起きているのではないのでしょうか。

最低制限価格は、必ず設けなければならないというわけではなく、市長の判断で設定することができるとなっております。最低制限価格の設定は必要最小限にとどめるべきだと思いますが、市長の答弁を求めます。

3、500万円未満の建設工事の一般競争入札への移行について、市長は実施する方向だと答えております。実施予定をお伺いします。

4、小規模工事契約希望者登録制度の導入についても、今年度中に実施するとの答弁がありました。その実施時期についてお伺いをいたします。

3、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについてであります。

私はさきの第1回定例会で、今回の国保税改正案は、世帯の国保加入者に応じて計算される均等割を大幅に引き上げた結果、いわゆる所得と収入、これが少なく固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者数が多い世帯にとっては引き上げになると指摘し、反対をいたしました。

今回の国保税の改正は、加入者の負担能力に応じたものと言えるのでしょうか。応益割、応能割

の比率を5対5に近づけることも、市長選での公約だったのででしょうか。市長の答弁を求めます。

引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどのようになっているのですか。その税率の平均はどのくらいなのか、答弁を求めます。

大きい4、向原土地区画整理組合への税金投入問題についてであります。

私は、この事業は公共性が担保されていない一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態だと一貫して主張し、さらなる税金投入はやめるようにただしてきました。しかし、市当局は、組合施行であっても公共性や公益性が高いものとして、損失が出た場合は税金の投入・負担もやむを得ないとの態度を変えておりません。都市計画決定もしていない、都市計画道路もない、地形的には袋小路となっている状況であります。一体どこに公共性があるのでしょうか。

この事業は、組合とは名ばかりで、実態は行政が推進してきたものであります。保留地販売が進まない原因をつくってきたのは、組合内地権者の仮換地売却を放任してきた市当局にあることは明白であります。保留地販売を最優先していたならば、この事業はとっくに終結していたのではないのでしょうか。

現時点での組合の資金計画上では不足金は生じないと市当局は言いますが、今後考えられる不足金とは一体何でしょうか。組合の資金計画について情報公開をすべきであります。

以上3点、市長の答弁を求めます。

5、基本水量の見直しで水道料金の引き下げを。

市長は前議会で、現在10立方メートル以下の料金は土浦市との差が大きい、水道審議会で市としても何らかの対応をとる必要があるので検討するよう所長に指示していると述べ、水道会計には現在でも減債基金等も含めると9億円以上の現預金がある、それをかんがみて9000万円の補助を出さなくても数年の間は値下げも含めて対応できる状態だと判断したとして、水道料金の値下げも視野に入れていると答えました。

10立方以下の水道料金引き下げへのプロセス（工程表）について、検討結果は出たのでしょうか。

今回の大震災で、いかに地下水利用が効果的であるか判明いたしました。地下水の活用について、避難所となっている公共施設（小・中学校を含む）や地域の公園に井戸を掘り、断水でも使える体制ができないのでしょうか、お伺いをいたします。

茨城県は地下水の活用を極力規制し、霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダムなどの水源開発を推進しています。市長は、このような無駄な事業はやめるよう県知事に提言すべきではないのでしょうか。

以上3点、答弁を求めます。

6、非核平和都市宣言についてであります。

オバマアメリカ大統領や元アメリカ高官の核兵器のない世界への発信、またそれを支持する世界の国々の高官の発言、核兵器廃絶に向けて世界が大きく動き出しました。今ほど核兵器を廃絶するチャンスはありません。2010年、核不拡散条約、NPT再検討会議の結果を踏まえ、すべての国の政府に速やかに核兵器禁止の交渉を開始するよう求める国際署名が今、日本から発信されております。

前市長は、早い時期において議会と相談し、非核平和都市宣言に向けて検討したいと答弁して

います。当市も早急に宣言を行い、核兵器のない世界を目指した取り組みをすべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目1番については総務部長に、また1点目2番につきましては市民部長よりの答弁とさせていただきます。

1点目2番の被害の補償、見舞金につきましてはのみお答えをさせていただきます。

一部損壊につきましては、見舞金等はありませんが、前回や半壊にも適用になります住宅等災害復旧資金の利子を補給する支援制度があります。これは住宅等の復旧資金の融資を受けた場合、3%を限度に、7年間利子を補給する制度であり、この制度を活用願いたいと考えております。

1点目3番、広報体制の強化策、防災無線の野外拡声器増設と戸別型受信機の貸与につきましてお答えいたします。

ご承知のように、本市におきましては霞ヶ浦地区に同報系防災行政無線が整備されておりますが、千代田地区は未整備となっております。今回の震災において、千代田地区のインターネット手段を持たない市民への急を要するお知らせ等には、広報車による周知手段しかなく、限りある台数による広報のため、細部にわたる周知不足が課題として残りました。これを踏まえ、応急的な措置として、広報用放送設備2基の購入を本議会の補正予算に計上させていただいております。

また、今年度は千代田地区の避難所等に全国瞬時警報システム、J-ALERTと申しますが、に対応した小型受信機30基を設置し、迅速なる情報伝達の向上を図っていくところでございます。

なお、この情報は霞ヶ浦地区の防災無線においても放送することができるものです。

現在、全市民への的確な情報伝達を確保する観点から、千代田地区への同報系防災行政無線設置も検討しておりますが、多額の財源を必要とすることから、防災ラジオやミニFMも視野に入れながら、より少ない財源でより効果的な事業を選択していきたいと考えております。

1点目4番は総務部長に、また1点目5番の1、出荷停止や風評被害等に対する東電への損害賠償請求であります。これは環境経済部長に答弁をさせます。

また、1点目5番の2番の市独自の検査体制の構築、放射能測定器の活用につきましても、環境経済部長よりの答弁とさせていただきます。

また、1点目5番、同じく（2）番の文部科学省が示す放射線量上限値や、児童・生徒が1年間に受ける放射線量を1ミリシーベルト以下に抑えることを目指すとの見解に対して、市はどのように受けとめているかの質問であります。教育長答弁とさせていただきます。

1点目5番の（3）放射能に関する専門家の講演・学習会開催の質問についてお答えいたします。

放射能に関する専門家の講演会につきましては、国からの報道でもありますように、福島第一

原発の施設設備の状況把握が完全な状況ではありません。また、県内の放射線量の測定結果につきましても、基準値を下回ってる状況ですので、講演会等については今後考えてまいりたいと思っております。

1点目6番の本市の脱原発に向けた自然エネルギーと節電への取り組みにつきましては、環境経済部長よりの答弁とさせていただきます。

次に、1点目7番、消防行政につきましてお答えをいたします。

消防の広域化で住民の安全が守られるかとの内容であります。本市に限らず、消防の現状は、保有する装備や車両、人員等、本来の水準とは言えないこともあり、出動人員に余裕がなく、火災や災害発生時の初動態勢についても、最小限での体制による対応にとどまりがちになるなど、課題を抱えているところであります。

広域化にするということは、単独の消防のみとは違い、大規模な火災や災害の際には、複数の消防署との協力体制が強固になり、市民に対する不安解消につながるものと考えております。さらには、専門的な人材の養成や確保、組織の活性化を図ることができるなど利点があり、大いに期待される場所でもあります。しかしながら、消防救急無線デジタル化・共同化を推進していくことが先決事項でありまして、電波法の改正期限までデジタル化・共同化が構築されないと、消防広域化については協議が進まないものであり、現在、県でデジタル化・共同化につきまして調整を行っているところであります。市としては、これを見据えながら対応してまいりたいと思っております。

1点目7番、消防行政についてであります。消防長よりの答弁とさせていただきます。

2点目、談合入札の件であります。談合入札をなくし、適正な価格での公共事業の発注につきましてお答えいたします。

希望価格の事前公表については、探り行為や不正な入札が行われないよう行うものでありまして、入札の適正化を図る上では必要なものであると考えております。また、制度改正後、入札制度検討委員会で審議した経過はありますが、まだ判断ができるような結果も出ていないこともあり、当面は現在の方法で実施していく方針であります。

2番、最低制限価格の設定とその問題点につきましてお答えいたします。

最低制限価格につきましては、国の方針に基づき、平成19年10月10日付で、市最低制限価格設定方法取扱要領を定め、設定し実施しております。現在は、新たな設定方法を試行的に導入し、応札の状況を確認しております。

また、1点目3番、4番につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げにつきましてお答えいたします。

国民健康保険事業に要する費用は、保険給付に必要な経費、保健事業に要する経費、事務的経費の3つに大別されます。これらの費用は、被保険者が負担する保険税、国・県からの負担金、補助金、一般会計からの繰入金、被用者保険等の保険者が拠出する療養給付費等交付金などによって賄われるものであります。被保険者が負担する保険税については、応能割と応益割それぞれにおいて、各保険者が自治体の状況を踏まえた上で決められる税率、額によって確保することになっております。

昨年の市長選における公約として掲げました国保税額の引き下げは、平成20年度に税率改正が

実施された結果、県内最上位の額となった1人当たり平均調定額を引き下げるものであり、今回の国保税の税率改正により、近隣並みに平均調定額は引き下げられたと考えております。また、低所得者につきましては、均等割、世帯平等割を減額する措置なども講じられており、負担能力に応じられるものであると考えております。

応能割、応益割の比率を5対5に近づけることも市長選での公約かということではありますが、国保税の引き下げを公約したことは事実ではありますが、すべての被保険者を対象に一定率をもって引き下げる税率、額の設定は不可能であり、平均調定額を引き下げるための応能割、応益割の見直しは欠くことのできないものであるという判断であります。

引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合とその税額の平均はについての質問であります。平成22年度末における随時マスターの課税データをもとに、限度額改正も含めて平成22年度の税率と改正後の税率の計算を行い、個々の増減を比較し集計した結果、総世帯数7,274世帯、うち22年度国保税額より引き下がる世帯が4,005世帯、割合で55.06%、引き下がる1世帯当たり平均調定額が1万7684円、引き上がる世帯が3,255世帯、割合44.75%、引き上がる1世帯当たり平均調定額が6,745円です。これはあくまでも平成22年度の所得及び資産税額が変わらないという前提で算出をしております。

4点目、向原土地区画整理組合への税金投入問題につきましてお答えいたします。

公共性の担保につきましては、前回の定例会でもお答えしましたように、当事業は組合施行の区画整理事業であります。その目的は健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資するというものであり、組合施行であっても公共性や公益性が高いものと考えているところであります。

さらなる税金投入につきましては、現時点での組合の資金計画上では不足金は生じないということですので、債務負担行為における損失補償は考えておりませんが、22年度第3回定例会で私が答弁したように、組合解散時には組合員の賦課金等での整理が原則です。そういうことから、すべて補うということは組合員の負担も大きいことから、設立の状況や公共性を考えますと、負担軽減の見地から、市からの損失補償の可能性もあると考えております。

2番の保留地販売が進まない原因とその責任の所在についてであります。保留地の販売につきましては、現在、組合として早期完売に向けて、広告・宣伝活動や不動産会社・ハウスメーカーとの連携により販売促進に努めております。景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因により、販売が進まない状況がございます。

責任の所在につきましては、当事業は組合施行ですので販売は組合が行うもので、本市としては技術的支援の立場であります。今後も販売促進が図られるよう、組合に対しまして指導・助言を続けてまいりたいと考えております。

3番、現時点での組合の資金計画上では不足金が生じないとしているが、今後考えられる不足金とは何か、また組合の資金計画につきましてにお答えをいたします。

収入は保留地販売金で、支出は金融機関借り入れの返済金や解散に要する諸経費等が考えられますが、資金計画の中では、その不足分を賦課金等で充てることになっておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

5点目、基本水量の見直しで水道料金の引き下げについてのご質問であります。水道事務所

長からの答弁とさせていただきます。

6点目、非核平和都市宣言につきましてお答えいたします。

ご質問のように、この非核平和都市宣言につきましては、平成21年第4回定例会におきましてご提言をいただきました。核兵器の廃絶と恒久平和を実現することは全世界共通の願いでございますので、市といたしましても平和を願う平和団体の皆さんの活動や要請にこたえながら、真の恒久平和実現に向け、啓発活動の後押しをしてみたいと考えております。ご提言の非核平和都市宣言につきましては、今後、宣言に向けて推進してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員の1点目5番（2）文部科学省が示す放射線量上限値や、児童・生徒が1年間に受ける放射線量を1ミリシーベルト以下に抑えることを目指すとの見解に対し、市はどのように受けとめているのかとのご質問にお答えいたします。

文部科学省が示している1時間当たりの空間線量3.8マイクロシーベルトにつきましては、国の原子力災害対策本部の助言や国際放射線防護委員会の緊急時被ばく状況における公衆の防護のための助言をもとにしますと、事故収束後の基準としての参考レベルは、年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトであります。その中で、児童・生徒の簡易的な1日当たりの行動パターンとして、屋外活動を8時間、放射線量が減少する木造建物内で過ごす時間を16時間と想定しますと、参考レベルの最大である年間20ミリシーベルトからしますと、屋外活動の1時間当たりの空間線量3.8マイクロシーベルトを割り出したという値であると認識しております。

また、年間1ミリシーベルト以下に抑えることを目指すことにつきましては、児童・生徒が受ける放射線はできるだけ抑えることが望ましいとの観点から、福島県内における高い放射線量が観測された学校を中心に、実際の児童・生徒が受ける積算線量のモニタリングや、毎時1ミリシーベルトを超える校庭の土壌の入れかえなどの施策を進めていくとされております。

1時間当たり3.8マイクロシーベルト、年間1ミリシーベルトのいずれも、文部科学省では「福島県内の」としておきまして、放射線レベルが高い地域への取り組みとしております。現在、市内の放射線量を見ますと、健康に影響が出る心配はないとされておりますが、仮に福島県内の放射線量が年度内に年間1ミリシーベルト以下となれば、他県の放射線量もより低い値になり、当然、本市も現在より低い値になることが期待されまして、より安全になるものと解釈すべきかと思っております。

今後も国・県からの新たな見解等を参考に、市内の放射線量に注視し、対応を図りたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

1点目の1番の本市の被害の実態把握について、一部損壊も含む報告、資料が提出してあるわけですが、これについて報告を求めるといふことについてお答えをいたします。

提出資料に基づきまして被害状況を報告させていただきますが、罹災証明は企業分等も含みません。状況報告は居宅のみの数字となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

現在、全壊は6棟、半壊13棟、一部損壊800棟、合計819棟となっております。

まず、被害判定の方法でございますが、地盤亀裂等による家屋損壊等が一目で全壊判定となる場合、家屋の基礎、壁の亀裂、あるいは剥落、家屋の傾斜、屋根の損傷などの状況によりまして、それぞれ数値がパーセントで定められておりますので、それらの数値の合計が50%以上の場合は全壊、40%以上から50%未満が大規模半壊、20%以上40%未満が半壊、20%未満が一部損壊と判定している場合でございます。

全壊家屋6棟につきましては、すべて地盤亀裂などによりまして家屋が甚大な被害を受けたものでございます。また、13棟の中には、大規模半壊4棟が含まれております。ただし、これらの数値につきましては、現在、住家被害認定調査申請に基づきます調査を実施中でございますので、今後変動していく場合がございます。

次に、公有財産等の被害の状況についてでございますが、市の施設の中で被害施設は37施設でございます。それらを含めた詳細につきましては、各課担当課ごとに被害状況を記載してございます。5月31日時点で270件、事業費が約3億3000万と推計しております。また、こちらの数値につきましても、今後の精査等により変動する場合がございます。

また、提出いたしました資料には記載してございませんが、人的被害につきましてはご報告させていただきます。

今回の震災によりまして、重傷者1名、軽傷者4名、計5名の方が負傷されております。内訳といたしましては、3月11日の地震による負傷者が重傷1名、軽傷2名、4月11日の余震による負傷者が軽傷1名、5月22日の余震による負傷者が軽傷1名となっているものでございます。

本市における今回の災害による被害は、すべて地震に起因するものでございますが、屋根の一部損壊や塀の倒壊等は見られるものの、家屋の倒壊や火災等が発生しなかったことから人命にかかわる被害を回避できたのではないかと推定しているところでございます。

次に、公共施設の復旧及び耐震化対策と防災マップの見直しにつきましてお答えをいたします。1点目4番のところでございます。

公共施設の被害状況につきましては、資料で提出させていただきましたとおりでございますが、主に避難所兼避難場所として指定しております小・中学校の体育館につきましては、既に耐震診断を実施しております。しかし、それ以外の施設につきましては、未実施の施設もございまして、耐震診断も含めた防災マップの見直しを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の3番でございますが、500万円未満の建設工事の一般競争入札への移行予定についてでございます。

入札制度検討委員会で審議をし、現時点では現行どおりということになっておりますが、今後も検討を重ねてまいりたいと思っております。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

4番の小規模工事契約希望者登録制度の導入につきましてお答えします。

前回定例会で、23年度中導入ということでご答弁を申し上げましたけれども、現在、導入に向けた最終的な調整を行っております。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、1点目2番、罹災証明の周知と現段階での発行件数につきましてお答えいたします。

まず、周知につきましては、3月14日に市のホームページ、携帯用モバイル、ツイッター、メールマガジンに「り災証明」の申請には被災状況の写真の添付が必要であることを掲載し、その後、18日に内容を更新し、ホームページ、携帯用モバイル、メールマガジンに「罹災証明書」の必要性を掲載し、申請書の受け付け時間、受け付け場所、申請に必要なもの、注意事項等を掲載いたしました。さらには、3月25日発行の広報「かすみがうら」地震災害対策特別号にて、18日のホームページ等と同じ内容を掲載し、市内全域に各戸配布をいたしました。

次に、罹災証明の発行件数につきましては、5月31日現在、全壊が7件、大規模半壊が4件、半壊が9件、一部損壊が501件で、合計521件発行しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

1点目、東日本大震災による本市の被害と対応につきましてお答え申し上げます。

1点目2番、住宅リフォームについては、3月議会に提案をいただきました住宅リフォーム制度を震災による家屋の修繕にも適用させ、明らかに震災によるものと判断される住宅補修等につきましては、補助率を2割程度引き上げる措置を検討することについてお答え申し上げます。

住宅リフォーム制度は、市内の建築関連事業者の仕事おこしとして、この4月1日から実施する事業で、その経費の一部を助成することにより、市民の生活環境の向上や市内産業の活性化を図ることを目的としております。このたびの震災を補助対象とすると、予算枠の500万円が屋根がわらのみの修復で満たされてしまうこと等も考慮しますと、住宅リフォームとは別に考慮すべきものと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

1点目5番、原発事故により拡散した放射線物質への対応、（1）番、出荷停止や風評被害に対する東電への損害賠償請求対策につきましてお答えいたします。

東京電力への損害賠償請求については、農業協同組合への出荷者以外の方の請求については、4月26日に設立いたしました市の東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会が取りまとめ、県の協議会へ請求書を提出します。特に風評被害については、その被害額を算出する根拠として、証明する書類等の提出を請求者に提出していただくようになります。

請求の流れは、申請者（農業者）が市町村の協議会へ請求書を提出し、協議会では、それを取

りまとめて県の協議会へ提出し、県の協議会は県全体の請求を東京電力に一括請求します。全国協議会が委任した弁護士等を通して東京電力に一括賠償請求するとともに、国審査会の仲介のもと和解交渉を進めていくということになります。

現在は、仮払いについては、出荷制限がなされたハウレンソウや原乳などで、請求額の半額程度の額で行われております。そして、和解交渉が成立した場合、申請者への賠償金の分配が行われます。また、日程については、毎月末に県の協議会が東京電力に一括請求していくことになっております。前月分の請求漏れについても請求することが可能になってございます。

現在の被害の状況としては、出荷制限を受けたハウレンソウ3443万円、カキナ9万円、原乳2652万円となり、出荷制限の額では合計6104万円となっております。風評被害としては、レンコン・ネギ・レタス・キュウリ・イチゴ・シュンギク等があり、合計で6370万円となり、3月と4月の被害請求額は1億2474万円となります。この額は、各農業協同組合と酪農業協同組合が請求した額となりますので、今後、農業協同組合以外に出荷している方の分については、市の損害賠償対策協議会で、これから請求する分として各農業協同組合分と合わせて請求していくこととなります。市の損害賠償対策協議会の6月10日現在の受け付け状況は、請求者2名、作物はレンコンとトマトの風評被害による損害賠償であります。

また、請求方法等の相談来庁者は3名ございました。市の協議会は、農協出荷者以外の販売農家の相談窓口となっておりますので、窓口開設の周知を、霞ヶ浦地区は防災無線で、千代田地区は広報車で行ってきましたが、6月6日付で全世帯に相談窓口開設のチラシによる周知及び広報紙やホームページでお知らせするとともに、農協職員の協力をいただきまして、漏れなく周知を図ってまいります。また、損害賠償請求においていただいた方には、請求が漏れることがないように、時間をかけて対応しております。東京電力福島第一原発事故の収束が相当長引くことが予想されることから、賠償相談の受け付け窓口開設等の情報を、今年度は市の広報紙に毎月掲載すること、果樹関係の被害も相当想定されるところから、10月を目安に再度チラシによる周知を計画しております。

(2) 番、市独自の検査体制の構築についてお答えいたします。

現在、市で所有しております放射線測定器は3台で、総務課、農林水産課、西消防署において、それぞれ管理しており、霞ヶ浦庁舎及び千代田庁舎において毎日測定を行っております。また、県においても、7月までの予定で毎月第2、第4水曜日に、千代田庁舎前駐車場において測定を行い、県のホームページにおいて公表しております。また、6月1日より市内各小・中学校及び保育所、幼稚園において放射線量の調査を行い、6月2日より市のホームページで公表を行っております。

それらの数値につきましては、現在、国から示されております一般人に許容される放射線量の上限である1時間当たり3.8マイクロシーベルトを下回っており、健康に影響がある数値ではないとしております。しかしながら、放射線は目視で確認することができないため、市民の皆様が不安を募らせることは認識しておりますので、関係部局の施設や催事の前の測定、農作物の測定など、放射線測定器を有効に活用しながら、市民の不安感の払拭に努めてまいりたいと考えております。

1点目6番、本市の脱原発に向けた自然エネルギーと節電への取り組みについてお答えいたし

ます。

ご案内のとおり、東京電力管内において電力の大幅な供給不足が想定されております。自然エネルギーの利用につきましては、風力や太陽光等さまざまな形態での取り組みがあるようですが、先進事例を研究し、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、本市の節電への取り組みですが、茨城県における夏の電力不足に向けた節電対策の基本方針をもとに、本市としましても昨年同月期の電力量より15%以上削減を目標に、市の公共施設で率先して節電を進めるほか、市民や企業に協力を呼びかけてまいります。また、茨城県の基本方針をもとに、市節電対策取組計画を策定いたしました。消費電力量15%以上の抑制を推進し、広報紙、ホームページを通して市民の皆様に節電の徹底をお願いしてまいります。

また、地球温暖化防止推進員により、街頭キャンペーン等によりアサガオの種子、うちわを配布するなど、啓発活動を積極的に行い、電力需要のさらなる削減を呼びかけてまいります。本市の施設については、これまでも消灯、エアコンの設定温度の調整など実施してきましたが、クールビズ・ウオームビズの先行実施、空調温度や照明の管理徹底などに取り組んでまいります。今後ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目7番、消防行政につきましてお答えいたします。

国が定めた消防力・整備指針の人員充足率につきましては、本市が所有している救急車3台、消防車4台、救助工作車1台に必要な人員を国の指針にて算出しますと129名ですので、現在の消防職員79名に行政職1名、合わせて80名で計算しますと、充足率は62%となります。

続きまして、消防の広域化の問題点につきまして、平成20年8月1日付で茨城県県南ブロック消防広域化研究会設置要綱を制定し、県南8消防本部、管内人口104万人の消防広域化について、第1段階として8消防本部の主な調整事項の取りまとめは終了しており、第2段階としまして関係15市町村による協議会に移行する状況ですが、指導権を握る茨城県としましては、先ほど市長のほうから話がありましたように、消防の広域化の前に電波法改正に伴う消防救急無線デジタル化・共同化を推進していくことが先決事項と考えており、電波法の改正期限、平成28年5月までのデジタル化・共同化が構築されないと、消防広域化については協議が進まないものと思われま。問題点は、消防救急無線デジタル化・共同化の進捗状況であります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

5点目1番、10立米以下の水道料金引き下げへのプロセスにつきましてお答えいたします。

水道事務所といたしましては、3月11日の大震災の発生により、断水を余儀なくされました。今年度は水道料金の減収、漏水修繕工事、福島第一原発事故に伴う放射性物質の水質検査の継続、電力料金の改定、県水受水などの費用の増加が今後見込まれており、慎重に経営状況の推移を見守る必要があります。地震を初めとする災害に対して、いかに備えるかが課題となっております。その課題を解決する手段の一つとして、補てん財源を活用し、安定的な水量の確保を図っていきたいと考えております。

これまでのところ、市長から料金改定の指示もありますので、施設の拡充を含め、総合的に中長期的に事業計画と財源計画を立てた上で、水道料金のあり方について、庁内協議及び6月10日付にて設置された特別委員会で検討するとともに、水道事業運営審議会へ諮っていきたいと考えております。

5点目2番、地下水の活用について、断水でも使える体制ができないかにつきましてお答えいたします。

ご質問の内容は、新たに井戸を掘り使用するのかというような内容かと推察しますが、茨城県では地下水位の低下や地盤沈下発生防止の観点から、茨城県地下水の採取の適正化条例にて、本市を含む県内44市町村中30市町村が規制をされております。この条例は、無秩序な地下水の採取を抑制し、地下水の保全、有効かつ適正で安定した利用を図ることを目的としておりますので、新たな井戸の掘削に関しては困難なものと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、新規連結管の布設をさきに述べた事業計画、財源計画の中で検討し、水道水供給の安定化を目指してまいります。

5点目3番、霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダムなどの水開発事業はやめるよう県知事へ提言すべきではないかにつきましてお答えいたします。

いずれも本市の水道事業にかかわる国の事業であり、霞ヶ浦導水事業及び八ッ場ダム建設事業につきましては、国において検証作業が進められております。まだ結論は出されておりませんが、茨城県は推進の立場であります。将来にわたっての安定した水源の確保は重要であることから、国・県の動向を注視しているところでございます。

水道課からは以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっとなかなか書き取れなかったのがあったんですけども、国保税の点ですが、この国保税のほうについても一度ゆっくりお話ししてくれますか。引き下げになるのが4,005世帯、そして引き上げになるのが3,255世帯、金額のほうがちよっと聞き取れなかったんで、金額のほうを教えてくださいませんか。

○議長（小座野定信君）

佐藤さん、あるのであれば、プリントを提示してもらったほうがよろしいですか、書類で。

○8番（佐藤文雄君）

あるんですか。

○議長（小座野定信君）

では、市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総世帯数が7,274世帯です。22年度として計算しますと、引き下がる世帯が4,005世帯、割合で55.06%。

[佐藤議員「金額、平均」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

金額が1万7684円。引き上がる世帯3,255世帯、割合で44.75%、引き上がる1世帯当たり平均調定額6,745円です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、順次質問させていただきたいと思います。

まず、被災の状況なんですけれども、石堀等の損壊状況、ブロック塀ですね。その調査はどうなっているのか。

それから、その液状化現象による被害、特に家屋のほうはあったのか。

それから、震災の被害状況の一覧表と工事箇所というのは、この前、議会の1日目にいただきました。ただ、被災の状況写真がないので、これがちょっとどれくらいひどい状況なのかというのは、もう既にデータとしてお持ちになっていると思いますが、それも編集してぜひ全議員に配布できないか、それについてちょっとお答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

ただいまおっしゃったのは、石堀、塀のあれですか。

[佐藤議員「塀ですね」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

石堀がどの程度かというのは、現在ここにございませんし、また液状化の家屋というのは完全に特定はされてございません。

それから、この数値と、工事として予算計上されている、いわゆる議案質疑にちょっと出ていらした内容ですか、この点については必ず一致する内容ではございません。調査時点とその後の変化等により、若干異なってくるものだというような内容になります。よろしくお願います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、石堀とブロック塀の、あと墓石も含めてなんですけれども、そういうほかの被害状況はつかんでいますかという質問なんです。そういう調査をしましたかということなんです。

液状化によって家屋がやられてしまったというところは、全くなかったというふうに認識してよろしいんですか。

それと、あと3番目については、実際に写真があるんじゃないかと。だから、そういう写真を編集してあるんじゃないでしょうか。もしありましたら、それは編集して、ぜひ議員に配っていただきたいなという、そういう要請でございます。もう一回確認していただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

まず、石塀の調査、これは完全にしたかというお話でございますが、これはすべて対応して調査をした内容ではございません。

それから、液状化家屋、調査はしていないというふうに理解かというところだと思いますが、液状化であるという確かな被害の状況での判断というのは特別難しい判断でございますので、その内容はしていないと聞いております。

それから、工事箇所の問題について、復旧箇所ですね。編集をして配れという内容であります。これについては持ち帰りまして、可能であればそういう対応をさせていただきます。ただ、それぞれに写真は撮っていることは間違いありませんが、それを編集してあるかどうかはちょっと疑問でございますので、それは持ち帰らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

住宅リフォーム助成制度というか、それについては企業の仕事おこしだよということなんで、今回は別な形でやるべきだというふうにおっしゃったと思うんですよ。今、どちらかというところ、その住宅リフォーム助成制度をつくったけれども、今回の地震には適用しないという、そういうところが非常に多いんですよ。しかし、一方では、土浦市のように住宅リフォーム助成制度はありません。しかし、住宅補修に3割補助ということで、10万未満にも一律1万円以上、これについては大幅に引き下げて4,000件前後の申請に対応しようというふうに言っているわけなんです。これは、ただ利子補給を7年間やるというだけでは非常に不足していると。特に私が強調したいのは、一部損壊の家庭に見舞金とか修繕費の費用、今、土浦と常陸太田市を例に挙げましたが、その他の自治体で実施している例については把握しているでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほど質問の中で、一部損壊について見舞金を支給しているかという内容かと思っておりますけれども、私の手元でございます県で整理した内容でございますけれども、6月1日現在で、この東日本大震災に関する特例ということで見舞金、古河市とか、それから龍ヶ崎市とか、あと幾つかの市が一部損壊についても見舞金を特例として設けている市町村がございます。

以上です。

[佐藤議員「全部言ってよ。今、把握しているかと言ったんだよ。わかっ

ている範囲で全部言ってよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

はい、失礼しました。

それでは、順に申し上げます。先ほど申しあげました古河市、それから龍ヶ崎市、それからつくば市も特例で設けております。それから、坂東市が屋根の破損で見舞金を設けております。それから、小美玉市がこれは改修費の30万以上について見込まれるものということで2万円。

私の手元にある資料では以上でございます。

[佐藤議員「補修費の補助は」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君、挙手をしてからにしてください。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

補修費の補助についても質問しているんですよ。それについて答えていただけますか。

それで、一部損壊の見舞金については、加えて言うと常陸大宮市も2万円、これを出しているんですよ。それで、補修費の補助について、これは環境経済部長ですか、どちらですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

補修費の補助ということでございますけれども、日立市が工事費の10分の3、10万円を限度というような形、それから古河市が割合によりまして5万円から1万円、屋根7割以上の破損が5万円、2割から7割が3万円、2割未満が1万円という内容です。あと、さらに常陸太田市については工事費の3分の1、20万円を限度というような形です。あと、高萩市が工事費の10分の1、10万円を限度。

以上の内容です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大洗町もあるんですよ、10万円というのがね。ですから、市長もこういう近隣の市町村のこういう対応、近くには最近、土浦でも予算化したということですよ。利子補給だけというのは、余りにも冷たいんじゃないでしょうか。せめて見舞金、結構多いですよ。こういう形でやっていただくというのも、今一部損壊が800件でしょう。そうすれば、例えば見舞金、ここでは1万円とか2万円とか、龍ヶ崎市が1万円ですけれども、例えば1万円だけでもそういうふうな形で災害見舞金ということで一部損壊のほうにもやるという、そういう決意が必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。これ余りにも何か寂しいですよ、そういう点では。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

見舞金の市町村の独自につきましては、細かくいろいろ1万だの2万だの細かいのが出ていま

す。我が市においては、災害発生と同時に瓦れき処理について建設業協会に依頼して、全額市で金出すということで対応しました。これは結構、建設業協会の皆さんにも自分たちも被害に遭っている中で対応してもらったわけでありますが、協会以外の方にも声をかけてやっていただいたわけでありますが、その分というのは結構被災された方にとっても助かったのではないかと思います。当市としては、先般、県から来た義援金等の配分についてもちょっと検討した中で、これを一律800件に1万円ずつ配っちゃおうかなんていう話もありました。そうすると1000万、800万はそのうち飛んじゃうわけではありますが、そういうやり方もありますが、瓦れき撤去で当市は対応したということでご理解を賜りたいと思います。

それで、県内の各市町村におけるこの義援金の上乗せ分であるとか復旧支援制度については、かなり細かい各市いろんなことを事細かにやっておりますので、後で資料として出していきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

瓦れきの処理は、ほとんどの市町村がやっていますよ、そういうところでは。特別かすみがり市だけではないというふうに思います。

それと、環境経済部長のほうに私、「赤旗」の記事をお見せしまして、日本共産党の大門実紀史議員が5月12日に参議院の財政金融委員会で、被災者の生活再建支援制度、この適用対象外となっている半壊未満の被災住宅に対する補修費用に対して、自治体が国の社会資本整備総合交付金、この活用をして助成することは可能かというふうにただしたところ、国土交通省の井上審議官が、可能だというふうに言ったんですね。これを受けて、県の住宅課が6月7日、市町村の住宅課あてに住宅災害復旧事業の交付金活用についての文書が出されております。これ、どのような内容ですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

今、手元にございませんで、後日、調べてご報告を申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、調べてじゃなくて、これはもう既に教えてあるんですよ。そしてまた、通達が来ているわけでしょう。どういう内容なのか、これは検討していないというのも見当違いですよ。わかりますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほどの交付金の関係でございますが、先般、佐藤議員さんのほうから提案をいただいたわけでございます。国補事業でございます、社会資本整備総合交付金ということでございます。主

な目的でございますが、道路整備事業、河川整備事業、下水道整備事業等、社会資本の整備を目的としたものでございます。佐藤議員言われるように、財政金融委員会で5月12日、大門議員の質問に答える形で井上審議官が、このたびの東日本大震災による罹災住宅再建がより早く進むように、社会資本整備総合交付金は一定の制約はあるが、使えるという形で答えてございます。

佐藤議員のほうから提案があつて、早速県に聞いたところ、制度としては使用可能だが、国補事業の予算が限られている中、23年度新規事業への配分は余裕がないというような文書での回答でございました。社会資本整備総合交付金につきましては、今後研究してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ交付金の活用については、ポイントはいわゆるインフラ整備や住宅、そして住環境整備に活用しますというふうになっているわけですよ。余裕がない余裕がないと言っていますけれども、今回、茨城県の配分は幾らで、市町村分の配分は幾らで、当市に内示された配分額は幾らかわかりますか。

そして、それをどういう内容で使う予定になっていますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

その配分額等につきましては、県のほうに問うてございませんのでわかりません。佐藤議員さんのほうから提案をいただきまして、そういう国のほうに余裕があれば、かすみがうら市のほうで住宅リフォーム等に充当したいというようなこともありましたので、早速問い合わせたところ、先ほど回答申し上げましたように、予算につきましては配分に余裕がないというようなことでございました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

当市に配分された額は幾らなんですか、その中身はどれを、どういうものを使うんですかということなんですよ。6月7日付の各市町村の住宅施設担当課長あての通知は見ているんですか、見ていますか。その中には、新規では追加はできないけれども、事業間で調整すれば、その市町村ですよ。その分の調整をすれば使えるというふうに書いてあるんですよ、これ。民間の賃貸住宅家賃助成、民間住宅リフォーム助成、こういうふうに通達が来ているんですよ。なぜ、そういうのがわからないんですか。

事前に、私そういう話をしたでしょう。ここまでは言いませんよ、通達は当然来ているというふうに思っていますから。金額は幾らなのか、私わかりません。国は3.2兆円だというのは記事に載っていますから、茨城県が幾らなのかね。これにも書いていますよ。茨城県は何ぼなのか書

いていないんですよ。これはわからないんですか。通達をもらっていないんですか。住宅局はないから、これはどこが担当なんですか。住宅局。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時08分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続いて会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの佐藤議員のご質問の中で、社会資本総合整備事業費ということでご質問がございました。財政のほうで計画、それに沿った支出の中で事業費ということで計上してある分でございます。本年度の内示ということで、1億1880万円が内示ということで来ております。現在の計画の用途の内容でございますけれども、市道⑥6号線、五輪堂橋、それから市道8459号線の3本に充てられているところでございます。先ほど佐藤議員のほうで調整がということでございましたが、現在、計画の段階での申請の内定ということでございますので、調整のほうは大変難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、市道⑥6号線、それから五輪堂橋、五輪堂橋はちょっといろいろ今もめておりますね。事業について三者協議でもっとしろというような話があります。そういう点では、調整が難しいというんじゃないくて、できる限り縮減しながら捻出するというのも必要なんじゃないかなというふうに思います。

それと、実は22年度、去年は国の補正で増額されているんですよ。ですから、県に対してもこちらで23年度増額するように要請してはどうかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

増額ということで、当初、市のほうも1億6511万ほど予定をしておったところですが、協議内定では割り当てという形になるかと思いますが、1億1880万の内定ということでなっております。

また、先ほど五輪堂橋の件もありましたが、まだといいますか、計画が進んでいるところでございますので、現在の予算の財源としては充てていく予定でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、次に移ります。

防災マップをもう一度見直すということでもあります。いろんな意見がありましたけれども、やはり水、これが非常に今回の震災で大きく声が出ております。1人1リットルという給水、とんでもないという声が上がっておりますし、逆に大震災のときにはトイレが心配だからプールに水をためておくことが必要だというような話とか、非常用の飲料水、食料の備蓄をしてはどうかというような声が上がっております。

そういう意味で、今、広報するのに移動式の広報車が十分に役に立たなかったという点も批判がありますので、そういう点では広報体制をより強化してもらいたいということがあると思います。それで、いろんな意見がありますので、市の独自のアンケートとかパブリックコメント、これを実施して、多くの市民の声を反映して防災計画の見直し、こういうところが必要だと思いますが、その考えはないか、まず1つお聞きします。

それと、一市民のほうから、七会小学校の雨漏れがひどいと、今回の震災でさらに状況が悪化したという通報がありまして、先日、七会小学校を訪問してまいりました。本当に深刻なんですね。玄関口はもちろん、至るところで雨漏り、特に音楽室は雨が強いときには流れるよう、滝のようということでもあります。小・中学校は避難所となっていますが、それ以前の問題ではないかというふうに思いますが、その他の学校施設も含めて学校施設の修繕対策、これについてお伺いします。

今の2点、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

七会小の雨漏りの件、それと震災による復旧の件でございます。

修繕につきましては、現在、統廃合を含めた検討を進めているというところがございます。1つは、その修繕に関しましては必要な部分の修繕を当面行っていく、さらには震災にかかわる部分につきましても早急なる復旧を並行的に進めているというところがございます。今後の計画につきましては、統廃合を含めた検討の中でどのような形になるか、耐震も含めた今後の検討ということで、現在進めていく中での修繕も含めた対応というところがございますので、24年度中にはその方向性を見出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

今回の復旧に当たりまして、市の独自のアンケートをとってはどうかというようなお話でございます。このことについては、先ほど防災計画等の見直し、あるいは防災マップの見直しの段階で、県の動向を踏まえてこのことを見直していくという、その段階では、アンケートとは限りませぬけれども、市民の声を聞く手段は使っていかなければならないというふうに思っております。

したがいまして、アンケートもその選択肢の一つになろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

学校施設のほうについては、この前も文教厚生委員会でつくば市に統廃合の問題、つくば市のほうは1学年1学級を最低にすると、かすみがうらは県の方針と同じように、1学年2学級というふうにしておりますね。そういう点では、住民、そして保護者の理解度がかなり難しいのかなというふうに思います。そういう意味では、本当に今ひどい状況はできる限り早く修繕をすることが必要だというふうに思います。滝のように流れているようなところでは授業はできませんから、これは早急に対策を求めたいというふうに思います。

それから、パブリックコメントなんかも十分に活用していただくということも必要かというふうに思います。

それと、原発事故の問題での風評被害とか出荷停止に対する東電への賠償請求問題なんですけれども、これは農業畜産物だけじゃないんですよ。霞ヶ浦を抱えていますから、漁業も関係しますよね。それから、観光事業も関係すると思うんですよ。商工全体に及ぶんですけれども、その対策はございますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

まず、漁業関係について報告、ご答弁を申し上げます。

現在のところ、内水面の漁業ということで霞ヶ浦の漁業協同組合があるわけでございます。聞き取り調査をしたところ、現在は風評被害が起こっていないというような組合長のほうからのお話でございました。ただ、今後ワカサギが7月21日のころだと思うんですが、解禁になります。その前に、県のほうで試験操業しましたときに検体をしまして、放射線の測定をするというような報告を受けております。今後、もし風評被害が発生したときには損害賠償請求に入っていくのかなというようなことでございます。

また、さらに商工業でございしますが、現在、損害賠償の指針が示されている中では農畜産物というようなことでございまして、商工業、あるいは観光というようなところまでは入っておりませんが、おいおいそういった観光、あるいは中小企業の風評被害が発生した場合には損害賠償に入るというような指針が示されるのかなというところでございます。

また、観光でございしますが、イチゴが風評被害というようなことで発生しておりまして、イチゴにつきましては観光よりも農産物扱いというようなことで、先般、損害賠償を請求したところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、まだ漁業のほうについては風評被害がないということですが、これは必ず出てくるというふうに思いますので、その対策はきちっと講じておいてもらいたいというふうに思います。

それと、放射能の問題については、やはり放射能汚染が心配だと、特に子どもへの影響がどうなるか。市として放射能測定器があるなら、学校や公園の土壌汚染などの測定もやってほしいという声が出ています。文科省が言う年間1ミリシーベルトを目指すという内容については、どのような計算なのかわかりますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

先ほども教育長の答弁がございました。一部重複するかと思いますが、お答えを申し上げます。

5月27日の記者会見において、高木文部科学大臣が表明したその内容、答えでございしますが、読み上げてみます。「福島県内の学校で、子どもたちが受ける放射線量を今年度は当面年間1ミリシーベルト以下を目指す」という発言です。これにつきましては、一番放射線量の高い福島県内の放射線量、これを年間1ミリシーベルト以下に抑えていくという内容だと思います。

このことは、とりもなおさず、福島第一原発、これの早期収束を目指した一つは内容かなというふうに思います。そうなりますと、福島県内で当然年間1ミリシーベルト以下になれば、他県含めて本県、本市も、福島原発から放出される放射線量が低くなるであろうという解釈で、歓迎される表明かなというふうに思うわけでございます。これが早目の収束を期待するという内容というふうに解釈します。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、やっぱりこれも共産党の宮本議員が6月1日に文科省で質問したんですよ。年間20ミリシーベルトを変更して1ミリシーベルトにしたように思っているけれども、実際は学校にいる間、年間200日、1日8時間、これで対象にしているわけなんですね。それも今年度という言い方ですけれども、学校開始が4月14日、もう既にその前に3月11日に水素爆発が起きていますから、もう既にかなりの放射線量を受けているんですね。ですから、そういう点ではごまかしがあるんですよ。そういう点で、これ子どもたちの学校外の生活はどうでもいいのかというふうに聞いたら、文科省の高木さんが、学校にいる間だけの目標だと、学校以外では放射線量は政府全体で取り組むものだというふうに答えたんですね。そういう点では、非常にごまかしがあるというところがあるということを確認してですね。

私、知り合いの方に、これは学者なんですけれども、文科省の年間1ミリシーベルトに近づけるという内容は、校庭の空中放射線強度を計算すると、1マイクロシーベルトならクリアをすることがわかった。その計算は、校庭で2時間、校舎内で6時間、そして登校日を200日で計算すると0.88ミリシーベルトというふうになって、1ミリシーベルトというふうに計算される、こういうことがあるんですね。

それで、私が言いたいのは、6月8日に全市町村の空気線量率が発表になっていますよね。それを見ますと、取手は0.214なんです。そして、守谷市は0.206なんです。マイクロシーベルト・パー・アワーですけれども、この空気線量が高い結果が出ているんですね。これホットスポットというような言い方をしていますが、ほかは、かすみがうらも含めて、ちょっと高いですよ、かすみも、0.2を超える値は出ていませんが。やはり土壌の測定とか校庭などの特に雨が雨水が流れ込む砂場、これが放射線がたまる、こういう可能性が強いですって。そういう意味で、すべての小・中学校、保育所で測定を急ぐ必要があると、砂場も含めて、校庭も含めて。

そういう意味で、原発事故の収束の見通しが立たないわけですから、今後も継続して計測するためには、3台は余りにも少ないんじゃないですか。3台では、すべてを一斉にはかるということは難しいと思うんですよ。そうすると、時間がおくれると台なしになってしまいます。そういう点で、やはり簡易測定器を用意しながら、やっぱりきちつきちつとはかっていく、そして安心・安全というものを確保するべきだというふうに思いますが、いかがですか。どなたでもいいです。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員の今のご提言、まことにごもつともだと思っております。細かい数字を私も答えるわけには今まいりませんが、気持ちをお話ししてご理解をいただきたいと思っております。

保護者の皆様、特に小さい子どもをお持ちの皆様が心配しているということは重々わかっております。保護者のみならず、だれもが、ここにいらっしゃるだれもが、あるいは茨城県も日本国民もみんなが少なからず不安に思っていることだと思います。私は学校関係ですので、保護者の皆様のその不安を払拭したいと思っておりますけれども、的確にこうだから大丈夫だと自信を持って言えない、そのもどかしさを今感じております。ですが、こういう状況ですので、議員さんご指摘のように、なるべく小まめに放射線量をいろいろな場所ではかって、そして保護者に公表していく、そして安心感を与えると、それしかないと考えております。環境保全課とも連携しながら、対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長、今言ったように3台だけなんです。1つは立派な57万のやつがあります。あと、もう一つは何か西消防署にあると。あと、県からもらったやつというように、3台だけしかないでしょう。やっぱりそういうやつが3台というちょっと答えたんで、そういう点ではやはり計測器をもうちょっと購入してやるべきなんじゃないかなというふうに思います。

それと、毎日新聞にも社説が載っております「放射線量の不安、もっとモニタリングを」というふうに言っているんですね。特に社説をちょっと眺めてみましたら、放射性物質がどんな値ならば健康に影響があるか、専門家でも意見が分かると、何を信じればいいのかわからないということがあるんですね。そういう意味では、市には通常、放射線の専門家はおらず、測定ノウ

ハウもないと。文科省は、ホットスポット対策についても要望が大きくなれば検討したいという、そういう姿勢だけれども、これは原発対応は一義的に国の責任なんですね。ですから、これはモニタリングを強化するというのは、国にもきちっと財源を確保させる、そして明確な基準を示すように求める、さらには都道府県の積極的な対応を求めるということが必要だと思いますが、いかがでしょうか、市長さん。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射能測定については、環境経済部で今、60万ぐらいの機械を1台持っておりまして、それを少なくとも各小学校、月に1回は全部回れるようにするという体制でやっております。そのほかの簡易型のやつはあるわけでありまして、それは貸し出し等にも、学校に持っていったりなんかもしておりまして、臨機応変に対応しておりますが、今のところ、そういう平常時に比べて10倍、20倍という高い数値ながら、一応横ばいになっております。県のほうでも巡回車で測定をしておりますし、そういう今の状態であれば60万の機械1台で対応できるかなと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか前進的な話がなくて、何とか回して使おうという話です。今言ったように、校庭の砂場とか、そういうやつをはかってほしいという答えにはなっていないですね。

それで、時間がないんで、実は節電の問題で、休日保育をやろうという桜川市が来月から実施するというんですよ。やはりちょっと日立建機とか日立製作所、これ節電対策のために土日出勤を決めたんですね。東京製綱も現場のほうは土日出勤というような状況です。いろんな形で共稼ぎという形があると、やはりこういう休日保育というのも考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。その調査等、対応、対策は考えているんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

質問の夏季の電力需給に対応する企業の就業時間変更に応じた形で休日保育の実施という内容でございますけれども、この内容につきましては、5月20日付で県を通じて国よりの通知が来てございます。それらを踏まえまして、5月26日に関係保育所、児童館等で内部協議をしてございます。その中で、できる中で対応しようということで、アンケートの実施、需要を踏まえながら、今現在、実施する方向で進めているところでございます。

内容につきまして、若干まだ正式に固まっていませんけれども、市内1カ所、どうしても人口が集中するさくら保育所になるかと思っております。そこで土日を有料という形で、なかなかあと保育所は給食の関係がございまして、この辺、衛生関係等もありまして、給食婦さん、なかなかうまく調整がつかないということで、弁当持参というような形で今現在考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひ休日保育を検討して、実施してもらいたくないというふうに思います。

時間もありませんので、入札の問題で質問をしたいと思います。

（パネル使用）

お手元に、こういうパネルの原稿をお持ちしたんですけれども、これは市民オンブズマンのほうで出している文章を使ってつくったんですけれども、予定価格を事前公表しなかった場合は、これは業界で本命業者を決めるんですね。そして、入札担当者から予定価格を示唆を受ける、これは探りというんですね、ボーリングですね。市長が心配しているのはここですね。あとは、本命業者による入札の決定と、ほかの業者への連絡というふうにして、これをやると予定価格を公表しなかったときには、担当者に示唆を受けなければわからないんですよ。ということは、談合を防止することの手だてになるんですよ、予定価格を。これは1つ挙げられるんですよ。どうですか、これらについてどう思われますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

予定価格については、今の建設業者はかなり高度なソフトを持っていますので、数量表がもらえれば、もうばたばたとパソコンに入れると大体出てきちゃうんじゃないですか。だから、余り意味がないと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長、言っていることと今のやつが違いますよね。探りがあるからと言ったでしょう。でも、予定価格が出せるとか、そういうことを言っているんですから、それはやっぱりちょっと違うんじゃないでしょうかね。

あとは、実はすみ分けの問題で前に質問をしましたら、ほとんどが霞ヶ浦は霞ヶ浦、千代田は千代田という実態でしたけれども、このすみ分け、平成22年度はどうなっていましたか。地区別のすみ分けの実態。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

探りと矛盾するんじゃないかという話ですが、それを省略して、パソコンへ入れるのは面倒なんで探りをするという業者もふえるんで、それは両面あるわけですよ。だから、そういう意味で、役所の担当者も容易じゃないという話をさせていただきました。以前の問題であります。

あと、もう一つの点については総務部長から答弁させます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

すみ分けということで、佐藤さんがおっしゃっている内容の話でございますが、工事等を発注する場合は、入札条件といたしまして基本的には市内本店といった事務所要件をしておりますけれども、費用の面につきましても工事現場に近い業者のほうが有利であるというふうな結果は推察をしているところでございます。

また、落札の結果だけを見ますと、霞ヶ浦地区の業者、千代田地区の業者と、それぞれの地区ごとに分かれておりますが、応札されている段階、要するに札入れをする段階では、それぞれ地区関係なく入り乱れている状況でございますので、結果だけを見て、すみ分けとの判断はできないのではないかとこのように思っております。

それと、ただいまのご質問の関係でございますけれども、入札監視委員会、ここにすみ分け的なご質問をいただいた経過がございます。その中でも、今、私が申し上げました、要するに結果はそのようになっていることがあるわけですが、応札はしているということで、説明はご理解をいただいたというふうに私どもとしては考えた経過がございます。

以上でございます。

[佐藤議員「データをつくるように言っておいたんですけども、データは」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

データはどうなっているのか。質問しているのに答えていないんだ。データについて、22年度の。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

データで見ても、指摘するとおり、結果的には分かれております。

[佐藤議員「22年度はどうだったんですか」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

はい、そうです。22年度。

[佐藤議員「結果的な数字を聞いているんですけども」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

数字というのは……

[佐藤議員「前に提出してもらったんだよ。おれ、つくるように言っておいたでしょうよ」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

いや、つくった、手元にはございますが、この一覧表を……

[佐藤議員「わかりました。いいです」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

どうこうという話ではないと思うんです。

[佐藤議員「いいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちゃんと資料をつくるように、前、ちゃんとつくっているんだから、22年度分もあわせてつくってもらって言えばいいんですよ。余り余分な話をしないでほしいですね。

実は、このすみ分けも実際には、これは地域が限定されれば、当然、入札に参加する業者も少なくなるわけですよ。そういう点では、その対策があるのかということが問題なんですよ、これが。そして、日向野先生も5,000万未満の建設工事に課せられている本店縛り、これを撤廃して、市内に支店等の営業所在地を有している業者にも入札の参加資格を与えるべきだというふうに言っているわけなんですよ。これについてどういうふうに考えているのかですね。

それと、公正取引委員会は、もう入札防止に向けた入札制度の改革、この取り組みの報告書で、秘密情報の管理の項目のところで、予定価格の事前公表については談合が一層容易に行われる可能性があり、落札の高どまりから、必ずしも好ましいとは言いがたいというふうに言っているんです。そして、今ちょっとお示ししましたけれども、落札価格の推移から入札談合の可能性を注視する、よく見るというふうに言っていますが、どういうふうに、この公取の見解についてどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

談合の話ですよ。ちょっと結果から申し上げますと、入札結果の高どまりのお話でよろしいですか、再確認しますけれども。

[佐藤議員「すみ分けです」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

ああ、すみ分けですか。

[佐藤議員「すみ分けだと談合しやすいんじゃないですか」と呼ぶ]

○総務部長（横瀬典生君）

すみ分けは、先ほど私が一番最初に、余計なお話と言われましたけれども、申し上げたような内容でございます。つまり霞ヶ浦地区は霞ヶ浦地区の業者、千代田地区は千代田地区の業者という、結果としてはエリアの中で請け負っていることのようにありますけれども、その応札状況を見ますと、かすみがうら市全体の中でそれぞれ入っているもので、今の中では一概にすみ分け的なことが起きているという、一つ入札制度の監視委員会からもありましたけれども、説明でご理解をいただいたというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。すみません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間があと何分でしょうか。

[「7分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

7分ですね。それでは、最近の入札の傾向が、ちょっと見ましたらおもしろい状況があるんですね。3月9日のときにやった入札の結果なんですね。これもすみ分けですけれども、千代田の業者ですから。そして、ここで失格が出ております。よくよく見ますと、入札価格については、その一つは最低制限価格全くぎりぎり1万円違いというのが出ました。そして、同じく㊦のほうは最低制限価格と全く同じですね。簡単にパソコンで計算できるんだと市長がおっしゃいましたので、簡単にできているようですね。ほかができていないということが、これで本当なのかということがあると思うんです。

もう一つ、おもしろいのが、これも3月16日は同じような結果が出ているんですね。極めて最低制限価格がぴったりというのがもうほとんどなんですね。ところが、6月9日、これが今この前やった。見て、びっくりしました。失格が続くんですね。こっちは最低制限価格に近づいていこうと、ぴったりになると。今度、こっちは6月9日は失格。いわゆる予定価格よりも100%が圧倒的で、落札が予定価格の98.8%というのが落札者です。おもしろいですね、これ。失格ということは、不調と一緒に、近いんですね。それと同時に、こういうことについてはどういうふうに考えますか。市長。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、最低制限価格のお話の関係でございますが、一応私どものほうでも、そういった状況がございましたので、佐藤議員さんご存じだと思いますが、最低制限価格の算出につきましては、いわゆる簡単に言いますと、これまでの方法から、これまでは第1項という手法をとっておりましたが、別に第2項でやる方法といたしました。それが6月9日に開札されたものでございまして、そのところから最低制限価格が割り出しにくいというスタイルになったものだというふうに理解をしているところでございます。実際の改正は5月26日の開札から実施をしております。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、国保のほうにいきたいと思います。

国保で、今、これ早く出してくれというふうに言ったにもかかわらず、なかなか出さないで、ようやく出ました。半分近く、44.75%が上がっちゃうわけでしょう。下がるのが55.06%、上がる人が結構多いんじゃないですか。これは問題だというふうに私は思いますよ。

それで、お聞きしますが、44市町村で当市の均等割、何番目に高いですか。

医療分と後期高齢支援分、合計でいいです。介護を除いていいです。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時50分

再 開 午後 3時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの佐藤議員さんの質問事項ですが、平成23年度の国民健康保険税で県内44市町村の均等割、あるいは平等割等の順位ということでありましたけれども、平成23年度についてはまだ本算定の時期に至っておりませんので、現在までまだ調査を行っておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長、やはり近隣市とあわせて考えるということなわけですから、近隣市の動向をきちっと見据えた上でやらなきゃいけないということなんです。それで、一体どのぐらいになっているのか。私、半日かけてインターネットで全部調べたんです。そうしたら、均等割は44市町村で5番目に高くなっているんですね、5番目。均等割というのは1人、人頭税と同じですね。平等割は7番目に高いんです。ですから、その結果どうなったかという、この軽減世帯でこれを見てもらえばわかりますように、つくばの均等割は2番目に高いんです、3万6000円ですから。ですから、同じように、高いですよ、つくばは。ほかのところは低いですよ。ですから、軽減世帯の本当に所得が少ない人にとっては、今回の値上げというのは大変負担になるという結果になると思うんですよ。市長、どうですか、これについてどう考えられますか。これは低所得者についてはやむを得ないというふうな立場なんですか。答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

低所得者については、軽減措置が2割、3割、7割とあるわけですが、私が目指したのは平成20年とか22年までの均等割、平等割について、県内ではもう最悪の水準にあったわけでありまして、それを大幅に修正し、同時に全体として引き下げる、それと同時に近隣市町村との差をなくすると、こういった命題にこたえるような選択をしたわけでありまして、佐藤さんの資料にもありますが、私も実は資料を用意しておりまして、ちょっとこれを見ていただければわかると思うんですが、この一つ一つについては、このケースが13ケースあります。

（パネル使用）

13ケースのおのおのについて、近隣市町村ということで、かすみがうら市が一番右側の欄がかすみがうら市です。薄いやつがかすみがうら市。一番左側が土浦市です。この欄が石岡市です。右から2番目が小美玉市です。これざっと見てわかると思うんですが、土浦市はやっぱり低いですよ。ここをとっても低いですよ。ここどにかすみがうらのほうが、ほぼ同じですね、かす

みがうらと土浦は。ここだと土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い、土浦が低い。石岡はどうかというと、石岡は高い、高い、低い、高い、低い、ちょっと高いですね、高い、高い、高い、だから石岡市はちょっと高いんですね。小美玉市は、かすみみがうら市よりはちょっと低いんですね、やっぱりね。低い、低い、低い、ほぼ同じ、高い、低い、低い、低い、低い、低い、低い、ずっと低いんですね。

これは全体的に言えることは、要するに近隣に比べて、石岡市には勝っているけれども、小美玉、土浦には負けたと、土浦には大負けだという結果だと思います。やっぱり、これは財政力を反映しているんですね。そういうことがわかると思います。佐藤さんのこれ今見せてもらったんですが、やはり同じような結果になっていますよね。

[佐藤議員「そうですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

同じような結果になっています。だから、近隣に比べて決して高くないんですね、今度の改正は。

[佐藤議員「高いんですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、決して高くないんですよ、これで見ると。

[佐藤議員「いいですよ、反論しますから」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

はい。そういうことで、いずれにしても、ほぼ近隣並みになって、全体として下がったと。しかし、佐藤さんがご指摘のように、上がった世帯が結構いるのは事実です。これはやはり制度改正の上でやむを得ないことでありますので、特に低所得者については軽減措置があるということで、ご理解を賜るしかないかなと、こういうふうに思っております。

[佐藤議員「あと1分で」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ちょっとお待ちください。

市長 宮嶋光昭君に申し上げます。

以後、説明の際、資料を持ち込む際には議長の許可を得てから持ち込んでください。今回は黙認いたします。

[佐藤議員「異議なし」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君、残り1分です。

○8番（佐藤文雄君）

国は95年の国保改悪で、応益割を高くするように非常に強めたんですよ。応益割、応能割を50・50にするように指導を強めているんですね。そういうことがあるというんですよ。ここに何が目的かというと、いわゆる受益者負担というのを強めるという、こういうやり方だということなんです。それについて、この応益割はしようがないと、低所得者は重くなる仕組みというのはしようがないんだというふうな立場ですか。それを答弁して、私の質問を終わります。あと残りがあったんですけども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

上がるのは仕方がないと言っては語弊がありますが……

[佐藤議員「国の50・50をどう思いますか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

国の50・50というのは、やはり国保は保険的な役割と、それから社会保障的なものがあるわけです。ですから、いわゆる保険的なものを50にして、社会保障的なものを50にするという考え方は、私は基本的にはやむを得ないのではないかと。その上で、低所得者に対する軽減措置をとっている。そういう中で、近隣市と比べても、そんなに遜色はないと、勝ち負けはあるけれども遜色はないということでもありますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10分間。

休 憩 午後 4時04分

再 開 午後 4時15分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 川村成二君の発言を許します。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

一般質問に入る前に、一言ごあいさつ申し上げます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

あわせて、被災地の皆様の安全と、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、私、川村成二は1月のかすみがうら市議選に立候補し、初当選を果たすことができました。これもひとえに市民の皆様の温情あふれるご支援のたまものと、心より感謝申し上げます。

さらには、このような一般質問の場をお与えいただいた諸先輩である議員の皆様に感謝申し上げますとともに、この登壇の機会をおかりしまして、市民の皆様に改めて私の決意と御礼を申し上げます。

大震災を契機に、今、政治は大きな変革期を迎えております。このような時期に初当選し、私は責任の重大さを今さらながらに痛感いたしております。この初心を忘れることなく、一人一人の声を大切に、かすみがうら市の発展のために全力を挙げて取り組む所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成23年第2回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問させていただきます。

1 番目の質問は、東北地方太平洋沖地震への対応について伺います。

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という、これまでの予想をはるかに超える地震で、宮城県北部で震度7、茨城県でも一部で震度6強、当かすみがうら市においては震度6弱を記録し、市内全域にわたり、さまざまな災害に見舞われました。そうした中で、住宅やライフラインで発生した被害に市民は混乱を来し、対応に奔走したことは記憶に新しいと思います。過去に経験のない震災規模であり、対応に混乱する中で、復旧に向け、市の職員並びに関係各団体の皆様が昼夜を置かず懸命の努力をされたことに対し、改めて感謝申し上げます。

しかし、災害時に先頭に立って指揮を振るう行政の対応がすべて順調に機能したとは言えません。背中を押さなければなかなか動こうとしない、マニュアルがないから動けない、指揮命令系統が画一されていない、情報提供が遅い等々、多くの不満を耳にしたのが実態であり、行政として防災に対し多くの改善すべき課題を見つけることができたのが今回の震災ではなかったかと考えます。こうした状況を踏まえ、課題の状況把握、問題点の要因等を分析し、早急に防災計画の見直しに取り組むことが求められます。記憶が新鮮なうちに、今後起こり得るかもしれない災害に備えることが必要であると考えます。

そこで、今回の震災への行政の対応に関して、1、十分に対応できたと考えられるものは何か、2、対応が不十分だったと考えられる事項は何か、3、十分に対応できた、対応が不十分であったとは、どのような要因に基づいて判断したのか、4、今後の防災対応の取り組みはどのように推進するのかお伺いいたします。

2 番目の質問は、夏の電力対策としての節電への取り組みについて伺います。

政府は福島第一原発の事故に関連し、5月13日に、夏の電力対策として節電の目標値を企業、家庭とも一律15%とすると発表しました。日本経団連の集計によると、東京電力管内では、大口需要家の企業の約8割が当初目標の25%削減を節電目標として継続する計画であり、また日本自動車工業会では、土日のかわりに平日2日間に一斉休業する輪番休日で節電することを決定しています。

ご承知のとおり、一部企業ではゴールデンウィークの休日をいち早く通常勤務に切りかえる対応を実施し、夏季休暇の大型化や夏場の休日を分散追加して夏の電力対策を行うなど、方策を決めています。大口需要家による電力の削減への取り組み事例としては、自家発電の活用、夜間・早朝、土曜・日曜に操業形態をシフト、照明・エアコンの調整、エレベーターの間引き運転など具体策を検討し、計画立案しています。また、地方自治体でも積極的に節電への取り組みを実行していることは、新聞に毎日のように掲載されていることからでも知ることができます。

今回の節電は、政府方針に基づいた取り組みであり、当かすみがうら市としても当然、先導的な対応をするものと期待しておりましたが、直近広報紙では、お知らせページの片隅に小さく「節電にご協力ください」と、茨城県環境政策課を問い合わせ先とする掲載があるだけです。現状のかすみがうら市の取り組み姿勢を見る限り、国の方針である節電に対する同調性が見られない。やる気がないのではないかとさえ思えてしまいます。

そこで、かすみがうら市の夏の節電計画の具体策について、1、目標値は幾らに設定しているのか、2、施設、設備ごとの具体策はどのように設定しているのか、3、取り組みのチェックと

フォローはどのように進めるのかをお伺いいたします。

3番目の質問は、市の公式ホームページのあり方について伺います。

現在のIT化時代であって、地方自治体の情報提供の手段として、公式ホームページはスピード、情報量とも最も有効であると言えます。今回の震災においては、従来以上に相当数の方々が市のホームページにアクセスし、新しく正確な情報を得たことで効果的な対応ができたとの声がありましたが、震災直後の市の対応は決して評価できるものではありません。

3月11日の地震による停電で、インターネット上のかすみがうら市公式ホームページは検索不能になりました。地震発生の翌日に、公式ホームページを早急に立ち上げ、市民に情報提供する必要があると対策本部に状況を確認しましたが、停電しているので対応できず、復旧のめどが立っていないと、そっけない回答でした。しかしながら、ホームページを早期に復旧させ、いち早く市民に情報提供を始め、市民の不安払拭に努めている自治体もあり、対応に温度差を感じました。当かすみがうら市は、12日も終日、検索不能な状態が続き、復旧したのは地震発生後丸2日もたった13日の夕方でした。

公式ホームページが復旧したのを待って、内容を確認しましたが、災害対策本部専用のページが開設されたものの、災害対策本部長として、または行政として、今回の過去に例を見ない大震災に万難を排して対応するとの決意メッセージや、少しでも市民の不安を払拭するために一体感をつくるためのメッセージがなかったのは非常に残念であり、今回の震災を災害対策本部はどこまで重視し対処するつもりなのか、どのようにして的確にスピーディーに正確な情報を市民に提供していくのか、疑問を抱く公式ホームページの復旧でした。この不安はやはり的中し、長引く断水では情報不足、情報提供のおくれ、給水所の第一線で頑張る市職員にさえ最新の情報が伝わらず、給水に訪れる市民に対し情報の提供ができない状況となっていました。

そこで、「6月1日から大きくリニューアルしました」とイメージは新しくなった市の公式ホームページに関しまして、1、震災後、公式ホームページの復旧がおくれた要因は何か、2、復旧のおくれは他の方策で対応することはできなかったのか、3、災害対策本部のページ内容はどのような指揮命令系統で推進したのか、4、公式ホームページの今後の改善については、6月1日に既にリニューアルしておりますので、そのリニューアルの背景と目的、効果と今後のねらいについてお伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番から3番、東北地方太平洋沖地震への対応につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番の今後の防災対応への取り組みはどのように推進するかについてお答えをいたします。

今回の震災は、全市民が立ち向かわなければならない非常に大きな問題であり、この経験を教訓とするためにも、防災のあり方を改めて検証し、行政として市民の安全を確保しなければならないと認識しております。しかしながら、緊急事態におきましては、限られた人材や設備の中で、すべての被災事案に手が届くわけではありませんので、市民の皆様には、災害からみずからの命を守る十分な備えを日ごろから準備することをお願いするものであります。

また、今回の災害においては、多くの市民の方々にボランティアとして各分野にわたりましてご協力をいただきました。市民の皆さんの力がいかに大きなものであるかというのを改めて知ることとなった次第であります。阪神・淡路大震災のときには、損壊した建物から多くの方が救助されましたが、その多くの方が地域の方々によって救出されたと報告されております。今回の震災でも、近所周りのきずながとても心強いものであったものと考えておりますので、今後においても、地域コミュニティーを通して地域のきずなが一層強く結ばれるようなまちづくり、そして行政と市民の協働による災害に強いまちづくりを目指していきたいと考えております。

2点目に、夏の電力対策としての節電への取り組みにつきましてお答えいたします。

今回の震災については、あらゆる分野で多大な被害を受けましたが、東北地方の被害状況は過去に例がない甚大なものであります。また、福島第一原子力発電所においては、地震と津波の影響により原子炉の損壊が著しく、このままの状態では、必要とされる電力量に対し、供給する電力量が不足するのは明らかな状況であります。安定した電力の供給は、被災された地域の今後の復興に必要な一番の要素であり、甚大な被害を受けた東北地方の復興には十分な電力が必要です。

そこで、私たち一人一人がすぐに支援、協力できることは、節電をすることと感じているところであります。家庭や事業所、そして市民が一体となって節電の努力をすることが重要でありますので、本市としても目標である15%削減に向けて一層の節電に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、市の公式ホームページのあり方につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

東北地方太平洋沖地震への対応についてということで、1点目の1番についてお答え申し上げます。

今回の災害に関しまして、十分に対応できたと考えられるものは何かにつきましてお答えをするものでございます。

震災の対応に関しましては、3月11日の地震発生後、速やかに市災害対策本部を設置をいたし、まず第一に避難所の安全確認を実施し、市内19カ所の避難所のうち16カ所を開設いたしました。

11日には、結果的に4カ所に145名の避難者がございましたが、災害協定を締結しております市建設業協会からの照明設備の提供などにより、照明の設置、あるいは寝具類、備蓄食糧及び水なども避難者に提供でき、特に苦情も聞かれませんでしたので、十分とはいかないまでも、比較的スムーズに対応できたものと考えております。

また、11日は現地調査を実施し、道路に散乱した塀等の整理や危険箇所へのバリケード、カラーコーン等の設置などを実施したこと、あわせて交通の妨げになる塀等の撤去作業につきましても、建設業協会のご協力を受け3月14日から開始するなど、早期から着手できたことにより、危険箇所等での事故等の報告も少ない状況でございました。

続いて、1点目2番、3番、対応が不十分だったと考えられる事項及びその判断につきましてお答えをいたします。

古橋議員にもお答えを申し上げましたが、停電により千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎の内線電話が不通になりまして、NTT回線がつながらなくなるなど、指示系統が機能せず、初動態勢がマニュアルに沿うことができませんでした。

また、千代田地区では、区長回覧、広報車4台、市ホームページ、茨城放送等により情報提供を行いました。また、上水道復旧までの間の市民への情報の提供、これが十分に実施できておりませんでした。また、給水箇所への情報伝達や非常水源の確保が不十分でありました。

これらに関しましては、市民の皆様よりかなり多くのご意見をいただいた結果でございます。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

2点目、夏の電力対策としての節電への取り組みにつきましてお答え申し上げます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災において、福島第一原子力発電所等の設備が被害を受け、東京電力管内において電力の大幅な供給不足が想定されており、電力の需給バランスが極めて厳しい状況に現在あります。

こうした中、本市といたしましても、茨城県の基本方針をもとに、かすみがうら市節電対策取組計画を策定いたしました。取組計画の中では、節電目的や消費電力量15%以上の抑制を推進し、広報紙・ホームページを通して市民の皆様には節電の徹底をお願いすること、公共施設の節電の取り組み等が記載され入っております。

6月の広報紙で「みんなで節電しよう！」をタイトルに、節電の協力をお願いすることや、節電効果を上げていただくため、市の節電対策取組計画と我が家の節電チェックシートを配布し、エアコンの温度設定や照明を減らすこと等10項目をチェックすることで、削減率や削減消費電力が確認できるようにしてまいります。消費電力量の削減状況のチェックにつきましては、東京電力から毎月交付されている検針表に前年同月期の使用量が記載されておりますので比べていただき、節電効果を確認いただきたいと思います。

また、6月3日にはアサガオの種やうちわを450部配布するなど、街頭キャンペーンを千代田ショッピングモールにおいて実施しましたが、引き続きゴーヤの種を市で独自に配布し、グリー

ンカーテンによる電力需要の削減を呼びかけてまいります。

市内の公共施設につきましても、節電対策取組計画をもとに節電担当者を設置し、減灯、エアコンの温度調整、クールビズ・ウオームビズの先行実施等の具体的な取り組み実践項目を表示し、電力需要の15%以上の削減に率先して努めてまいります。

また、工場など大口需要者につきましては、東京電力のほうから直接節電のお願いに上がっていること、また市内事業者の皆さんにつきましては、商工会を通じて節電をお願いしてまいります。

フォローにつきましては、電力使用者の方々に対し、国・県・市において積極的に啓発運動・活動を行い、より一層意識を高めることが肝要であると思います。また、市内の公共施設につきましては、節電対策を講じた上で可能な限り通常どおり開館し、前年同月の電力使用量から目標どおりの抑制ができない場合については、節電担当者会議等を開催し、原因を究明、節電効果を上げるよう対策に取り組んでまいります。

最後に、国を挙げての節電の対策でありますので、計画停電を回避するため、今後、防災無線や広報車等で市民の皆さん初め事業所の皆さんに呼びかけをするなど節電の徹底を図り、可能な限り計画停電の実施を回避していく必要がありますので、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

川村議員のご質問の中で、3点目の公式ホームページのあり方についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1番目で、震災後、公式ホームページの復旧がおくれた原因につきましては、震災により商用電源が停止をし、市の公式ホームページを公開している機器が停止したことによるものでございます。重ねて、インターネットと接続するIBBN、茨城ブロードバンドネットワークというネット網でございますが、これにおいて非常用電源が長時間対応のものではないため長引く停電に対応ができず、隣接以外の交換局の状況も影響することから、復旧が電源回復の13日になってしまったものでございます。

2番、1番の要因はほかの方策で対応することができなかつたのかにつきましては、大規模停電の場合、有線、無線に限らず、バックアップ電源が確保できなければ運用を継続することができません。今回の場合、商用電源の停止に対して、発電機等で対応することは可能であったと思いますが、千代田庁舎防災センターの非常用発電機から送電を試みましたが、サーバーへの電力が足りず、インターネットへのアクセス回線となるIBBNについてバッテリーの耐久時間が不足していました。大規模の地域が被災をした中で、県内に張りめぐらされているIBBN交換局の電源を確保することは不可能であり、ほかの方法での対応は困難な状況であったと思います。

3番、災害対策本部のページ内容はどのような指揮命令系統で推進したかにつきましては、災害対策本部のページは、災害翌々日の13日に本部からの指令により立ち上げを行っております。

その後の内容の更新につきましては、文面あるいは口頭で本部からの連絡に基づき掲載をし、更新した内容を本部に報告するといった形をとっております。

なお、一部緊急性を有するため、各担当課から直接の依頼で掲載をし、更新した内容を本部に報告したのもございます。

4番目の公式ホームページは今後改善していく予定はあるのかにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

これまでのホームページの課題としては、探している情報が見つからないなどの問題も若干ありましたので、ホームページ内を観光、施設、ビジネス、行政の4大項目に区分をし、市に問い合わせの多い内容を目立つようにいたしました。また、ホームページバナー広告枠を設置し、市の財源に充てるなど、掲載料をいただくような設定もいたしました。

なお、今も余震が続いているような状況のもとで、災害時の備えとして、災害対策本部のサイトへの入り口を目立つ位置に配置し、災害時にも情報の発信を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間をあらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ただいま回答をいただいたんですが、まず1番目の質問で、震災への対応についてです。

安全を優先した対応や、不十分だったとする対応を一部で自覚している点は理解できます。しかしながら、答弁の内容は、5月17日に開いた総務委員会の報告、それに対して委員会でいろいろ話をして、訂正等、間違っているよとか、そういう話をしたんですが、それが修正されて、ただ同じように報告された。そのときに、もう少し集めた情報を整理して、検証して、詳細な報告をしてくださいというお願いをしましたので、今回の質問では正直期待をしておりました。ただ、同じでした。

そこで、ちょっといろいろな見方をしながら幾つか質問をさせていただきたいんですが、まず物理的な面ですね。

1点目、まず下稲吉小学校で地震が同じようがありました。地震の後、生徒がグラウンドに全員避難しました。ただ、その避難のときに、1クラス避難がおくれたというのは情報としてつかんでいますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

その話は聞いておりませんでした。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私も、これ下稲吉小学校で給水のお手伝いをさせていただいた中で、いろいろ出てきた話として聞いております。震災がありまして、要は揺れ始めた。校内放送で、すぐ机の下に隠れなさいという放送がありました。すぐその後、停電しました。揺れがおさまったので、子どもたち、先生含めて校外に避難したんです。ところが、避難、数が少なかったと思ったのか、先生が校内を見て回ったときに、非常に静かなクラスがあって、もうここもだれもいないなと思って出ようとしたら、机の下に子どもが隠れていた、先生も机の下に隠れていた。そうしたら、それはなぜかということ、揺れがおさまったので避難してくださいという放送を待っていたというんですね。これは非常に問題だと思います。

これはどういう状況かということ、要は電気に頼った避難訓練、そのためにこういうことが起きた。これで、もし崩れたり避難通路がふさがれたりしていれば、子どもたちは大きなけがをしていた。このことさえも、事実かどうかまず確認していただきたいんですが、つかんでいないということは、この震災が起きて3カ月たっても何も調査していないんじゃないのかなと思わざるを得ないですね。ですから、まずその小学校の問題、それがあったことに対してどういうお考えをお持ちか、教育長、お願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

大きな震災でしたが、けが人が牛渡の小学校でガラスで切った2人というだけで、あとは大きな事故にならなかったということは本当に安心しておりますが、避難の仕方につきましては非常に反省させられるところはあります。ただいま川村議員がおっしゃったことについては、私は把握しておりません。大変申しわけないと思っておりますが、かすみがうら南中学校でも、机の下に避難をしろ、これは放送でできた。ところが、その次、外に避難しろというのはもう既にマイクが入らなかった。だから、急いでみんなが駆けて行って、そして避難しろということでしたが、それまで1人の担任はまだ机の下に隠れていたというような状況もございました。

ですから、今回の避難の仕方の大きな反省として、電気が使えないということは、これは十分認識して、ハンドマイクやそういうものですぐに対応できるようにしなくてはならないと考えております。今までの避難訓練は、すべてマイクでやっておりました。地震です、机の下に隠れなさい、地震がおさまりました、先生の誘導に従ってグラウンドに避難しなさい、これも放送でできてスムーズな避難ができたのでありますが、今回電気が切れたということは、これは今まで予想していなかったことですので、大きな反省であります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

その反省をすぐ実行していただきたいというのが私としてのお願いですね。当然もう夏休みに入りますが、震災後、期間がたてばたつほど、みんなそういう緊張感が薄れてしまいます。ですので、ハンドマイクを使うのか、あるいは無線を使うのか、とにかく早急に、要は小さな子を預かる公共施設においては、停電にあっても十分な避難ができる、そういう体制をまずつくることと、避難訓練を早急に私は実施すべきではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

あしたの中根議員さんにも同じようなご質問があったと思いますが、学校では非常に危機感を持っておりまして、4月、5月には大体の学校が避難訓練を実施しております。それは放送を使わないというようなことや、それからもう一つ大事なことは、様子が保護者に伝わらなかったということがございました。その伝えるために、電話はだめでしたが、メールは結構有効だったんですね。ですから、パソコンから携帯のメールに送信するというシステムを今つくっております。何校かはもう整備してあります。

もう一つは、引き渡しです、親へのね。親が迎えに来る、そして引き渡す。小学生は特にそれをやるしかないということで、避難訓練と同時に引き渡し訓練も実施しているところであります。まだ未実施のところもあるようですが、1学期中にはそれもちょうんとやるということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

続いて、避難所について少しお伺いをします。

小学校を避難所として使われたわけですが、先ほど総務部長の答弁で、避難所の安全確認を実施して、避難者を受け入れたという話がありました。しかし、実際に避難所にいた避難者の方からは、停電によって暖房が使えなかった、寒くて仕方がない、それで車で夜を明かしたと。それから、下稲吉小学校では体育館が被災しましたので、そこが使えなかったので教室を避難所として使ったと。そうすると、真っ暗な中で夜を明かしたと。電気が使えないですし、当然ろうそくや懐中電灯も個人では持ってきていない可能性がありますので。

そうしますと、避難所としての機能は十分果たしていなかったんじゃないのかなと。避難所の点検、それは箱物だけでいいのか、どういう条件がなければ避難所として使えないのか、そういうのをやはり事前にしっかりチェックして、それに対する対応を、発電機を用意するとか、そういうことをやはり動くべきだったのではないかなと思っております。その点はいかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

ご指摘のとおり、最初に申し上げましたとおり、十分とは言えない対応だったということは、そういう部分では反省をしております。避難所の問題でありますけれども、事前チェックを行って、特に電源、電源がだめであればそれにかわるものというのは当然のことではありますが、それ

もなかなか現実的には立ち行かなかったと。したがって、後になってから暖房器具と投光機を運んだという経過でございまして、この点をご指摘されるとおり、反省点の中に入れてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

続いて、今回の震災の大きなポイントとしては、屋根のぐしの被害が非常に多かったということです。これに対しましては、土浦市のホームページではブルーシートの貸与を、もうホームページを開いたらすぐ出てきました。ところが、かすみがうら市は何らそういう対応もない。ところが、ホームセンターへ行っても、もうほとんど売り切れて、ない。そういうことからすると、ブルーシートの対応、これも不十分な項目に入ってくると思うんです。その点はいかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それぞれ、その被災市町村によりまして対応の仕方は違うわけでございますが、おっしゃるように、個々のデータでもかなりの数の方がブルーシートを必要としたということは間違いのない事実でありますので、それらについてなぜ手当てができなかったかというのは、当初そのような情報は入ってはおりましたが、そこまでやるかと、いわゆるそこまで必要かどうかの判断ができなかったというのが事実ではなかったかというふうに推察をしているところでございます。

いずれにしても、やろうとしても判断がおくれたとした場合には、おっしゃるように、既にその物資はないというのが現状だったとも言えると思います。ご指摘のとおりでございます。その点についても、今後そういった場合に、いわゆる個人ではあっても被災されている方についてどう対応して立ち向かうかということが、大きなそれも課題だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

このブルーシートは、土浦市は、ぐしの雨漏れ対策のためだけに用意したのではないんじゃないのかなと思うんですよね。ブルーシートというのは、そういう災害があったときにやっぱり必要ということで備蓄、準備していたもの、それから商工会や建設業協会、いろんなところと連携をとってかき集めて一般の市民に分け与えたものではないのかなと思います。そういうことからすると、事前のやはり準備という面でのチェックで比較ということで判断すべきものじゃないのかなと思います。いかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

事前準備、そのブルーシートにつきましても、必ずしも建物の問題ではなくて災害の時点では

必要であると、そういうことで備蓄していたのではないかというようなお話をいただいております。一方で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、聞くところによりますと、土浦市でもその部門がどうも不足するようなことで、急遽問い合わせが私どもの知っているところにあったような経過もございます、その点も行動はいち早いというふうに反省をしなければいけないと思います。

まさに、何回も同じようなことではございますが、指摘されるとおりなところだと思います。ここらについても防災計画の中で、例えば防災ブルーシートはどういう役割を果たして、どのくらい必要か、あるいはそういう提携先を見つけておくということも若干必要ではないかなというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あと1点、物理面で確認したいんですが、千代田地区の長引いた断水、まず断水の指示が遅かった、それから断水に対する連絡が遅かった。この千代田地区の断水に関連して、どのような流れで実際このような状況になったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

川村議員さんのご質問にお答えいたします。

千代田地区で、なぜ水の供給がおくれたのかというご質問にお答えいたします。

一番は、霞ヶ浦地区と千代田地区の両方とも井戸水は現在使っているわけでございますけれども、自家発電により給水を継続したのが、まず地震が発生しまして14時48分に停電が起きました。その後、霞ヶ浦地区、千代田地区、両方とも自家発電により給水を実施したわけでございますけれども、霞ヶ浦地区につきましては、私たちがいる水道事務所のところ1カ所で自家発電を集中して継続して送れる地区、水を送れることになっております。

千代田地区に関しましては、もともとの施設整備の違いもあると思うんですけれども、自家発電装置により給水を継続した浄水場は下稲吉第2浄水場、志筑・野寺浄水場、上稲吉第2浄水場ということで、自家発電を持っております。そのほかに、千代田地区につきましては下稲吉第1浄水場、上稲吉第1浄水場、土田浄水場というところで、そちらにつきましては非常電源というか自家発電を持っておりません。その関係で、そちらにつきましては停電した段階で給水がとまったと。

その後、霞ヶ浦地区におきましては、3月12日に11時9分、電力が復旧いたしまして、地下水のみを、その段階で県企業局から水を買っているのは千代田・霞ヶ浦地区両方ともとまっていたわけでございますけれども、霞ヶ浦浄水場で地下水のみを水源として試験通水を実施しております。したがって、霞ヶ浦地区につきましては、実際に停電が起きてから両方とも非常電源で水を供給してございましたけれども、両方とも12日までは水が出ていたと、1日後までは。したがって、霞ヶ浦につきましては13日から14日間の2日間だけ水がとまった状況で復旧できたと。

千代田地区につきましては、電源がとまった関係と、非常用電源のほうも1日並びに何時間しかもたない非常用電源でございましたので、先ほど古橋議員の中でも答えたとおり、非常用電源をずっと回すのには相当の燃料の備蓄も必要だと思います。そういった面の確保ができていなかった。あと3カ所については非常用電源を持っていなかった。そういったことで給水がおくれた。したがって、13日から19か20日ぐらいまで水がとまってしまったというようなことでございます。

ですから、またこういった災害が起きないとも限りませんが、非常用電源の確保並びに燃料の確保というのは非常に難しい点もあるかと思うんですけれども、その辺の検討が必要かなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今話を聞きますと、千代田地区の断水が長引いた原因は、電源が確保できれば解除できたということですか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

先ほど若干説明した中で、両地区とも現在、水につきましては県からの水の購入と井戸水で対応しているわけですが、そちらの対応の仕方が、霞ヶ浦につきましては現在、井戸のほうが大部分で、企業局からの買い入れがまだ少ない状況でございます。千代田地区につきましては、井戸水と企業局の割合というのが、企業局からの受け入れが4,600立米ほど受け入れておいて、井戸水と半分半分なのかなと。

それで、3月12日に、県西用水とあって、千代田地区のほうにつきましては導水管のほうに損傷いたしまして、復旧の見通しが立っていない状況でした。県中央用水、霞ヶ浦のほうにつきましては、川の上の橋のところの損傷がひどくて、見通しが立っていないと。先ほど言ったように、千代田地区のほうにつきましては、県からの水が来ないと対応できないというのもございました。霞ヶ浦地区につきましては……

〔「マイクが入っていない」と呼ぶ者あり〕

○水道事務所長（川尻芳弘君）

霞ヶ浦につきましては、井戸水で対応したという状況でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

導水管が破損して、その復旧に時間がかかったということはわかるんですが、その前に、出ていた水が断水するよというアナウンスがなくて断水したんですね。その断水するというのはわかっていたのか、いつわかったのか、なぜその連絡をしなかったのかということをお聞きしているんです。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

先ほど申しましたように、当初は非常用電源のほうで水を送っていたわけですが、けれども……

○議長（小座野定信君）

部長、質問の内容とただいまの今のその答弁、ちょっとかみ合っていないので、川村議員が聞いているのは、もう一度、じゃ川村議員、質問してください。

○1番（川村成二君）

出ていた水が、何も放送も連絡なしに千代田地区はとまってしまった。要は、そのとまることはわかっていたのか、わからなくてとまって初めて気がついたのか。要は、市民としては、それが早く連絡くれれば、出ている間に水をためることができた。うわさで、水がとまるよ。ある人は、出ている水はとまるに決まっているだろう、おまえ、配管が壊れているんだからと言う人もいた。だから、そういう断水するという状況がわかっていたのに連絡をしなかったのか、わからないまま断水になったので慌てて対策をしていったのか、どちらなんだろうということ。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時09分

再 開 午後 5時18分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

大変申しわけありませんでした。

川村議員さんのご質問の中で、千代田地区の話でございますけれども、当初、県西用水のほうで水が来れば、停電が終われば水が来るという認識で水道事務所はいました。その後、事務所のほうに何回か連絡をとったわけですが、先ほどから話に出ていますように、なかなか連絡がとれなかったというのでもございますけれども、先ほど説明したように、導水管のほうで損傷していたというのが後でわかりまして、水がとまったような状況でございます。その後、慌てて広報車のほうで説明に上がったということで、水道事務所としては、停電が回復すれば水は来るものというふうに認識でいたことでございます。

今後、この教訓を生かして何とか検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

特にいじめたつもりではありませんので、ぜひ対応をよろしく申し上げます。

こういった物理的な面の部分で、やはり見直すべきものが、いっぱいあるわけですね。

あと、違う見方をしまして、組織力という見方で、この防災がちゃんととり行われたのかどう

かというのもやはり重要なポイントだと思うんですね。人ですね。そうしますと、市長にお伺いしたいんですが、災害対策本部を立ち上げたわけですけども、本部長以下、どのように実際動かされたのか、どのようなメンバーがどこに集まってどのように動かされたのか。時間が長くなりますので、当日3月11日の状況をぜひお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

震災が発生しまして、前にも申しましたが、私はそのとき霞ヶ浦地区におりまして、震災発生直後は電話が通じました。すぐ本部設置の話を総務部長と、当時、山中部長でありましたが、総務部長と話をし、本部設置をして、その後、私はその当時は自分の車で歩いていましたので、自分の車でそっちへ向かったほうがいいのか、霞ヶ浦の庁舎で指揮をとったほうがいいのかを総務部長と相談をいたしまして、本部のほうへ戻ったほうがいいだろうということで、大急ぎで本部のほうへ戻りました。

その日は、もう千代田の例のそこの市長室及び秘書室等はだめになっておりましたので、今のこの防災センターの下に本部設置をいたしまして、そこへ泊まりがけで対応したというような状況であります。新たな情報がどんどん入ってきますし、最初は本当に状況がよくつかめていないわけですが、混乱の中でも、市内で死者がなかったというのがまずは一番のよかった点かと思えます。情報の収集は、とにかくテレビを早くつけることだと思ったので、テレビを臨時アンテナをつけてテレビの設置を急いだことを今、覚えております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

これ私、市長個人の行動を質問したのではなくて、対策本部がどのように機能したのかを聞いているわけで、本部長が対策本部を立ち上げた、その本部のメンバーというのは、ここにいる執行部、部長さん全員が対策本部というふうに私は認識しているんですが、そういう方々にどのように指示をして、どのように情報を集めるという、そういう指示をしたんですかということなんです。お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然ながら、それはやっております、各部署部署から情報を一元的に本部に集めるようにしたわけでございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、部長全員が対策本部に一度集まって、どういう連携プレーをしましょうかという会議は持たれたらと思ってよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最初の段階で、多分その日の夜には、一堂に会して会議を持ったという覚えはありませんが、もう順次連絡をとって指示を出しておったと。一種の持ち回りみたいな、ただ、本部の私と総務部長は張りつきでおりました。あと、ほかの部長は出入りがもう頻繁にしていたと、そういう状況であったと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

時間的に申し上げますと、14時46分に発生をいたしまして、15時に市の災害対策本部が設置をされております。15時に本部を設置して、15時30分に市内の被害状況調査を始めました。これは全職員による目視の調査でございます。それと、時刻が不明でございますが、同時刻ぐらいに市民対象とした避難所の開設を先ほど申し上げましたように17カ所、それから照明、発電機、建設業協会への対応をお願いした経過がございます。それから、未明に停電による電話の不通等が起りまして、その後、防災センターの非常電源によるサーバー起動を試行しましたがけれども、起動しなかったという経過が記録として残っております。

したがって、一番3月11日で大きい動きというのは、発生と本部の設置と、それから15時から市内の被害調査を全職員で実行したというところでございます。もちろん、分庁舎方式でございますので、それぞれのところでそれぞれの通常の業務の中から、特に土木部あたり、あるいは水道、下水道あたりを中心に現場のほうは目視して歩いたという記録となっております。

以上のようなことが3月11日の発生から、本部設置、市内の目視、全職員によるという、それから避難所の開設ということになったものです。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今、聞いている限りでは、総務部長、災害対策本部副部長がいろんな連携の窓口になって指示を出したようなニュアンスを受けるわけです。ですので、本当に災害対策本部ということで、何かあれば、その本部に出向いて、実際に対策本部として議論をする、そういうコミュニケーションを持つ場がなかったように思いますし、私は災害対策本部に顔を出しましたが、そういうふうな打ち合わせをするような雰囲気もなかったです。そういった意味で、連携は何かとれていなかったような感じが非常にしてならない。

これまでの議員からの発言の中で、いや、地図も出さないような対策本部はおかしいよねという話がありました。これは一人の問題ではなくて、やはり対策本部として考えたときに、だれかがそういうふうなことを意見して、いや、準備して、みんなで確認しようよという、その組織の動きが本来はやっぱりあるべきだったのではないかなというふうな気がします。そういった意味で、組織力という部分では今回、不十分な対応であったのではないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょう、本部長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、ご指摘のように、突然のことでありまして、突然のことだからといって対応できないのが言いわけにはなりません、そういう不手際は非常に多かったと思います。今後、これを参考にしまして、今後の対応にしていきたいと思います。

今後の対応であります、一番今、危惧されるのは東海原発の直下型の地震ではなかろうかと、こういうふうには認識をしておりますので、特に水については飲料水の確保なんかが一番大事なことになるかなど、こういうふうには考えておりますので、飲料水の備蓄であるとか、そういった備蓄を今後進めていく。この前の大震災、義援金の使い道等についてもそういうことが話題になりまして、私はやっぱりこの現金を水の確保に使うべきだということは指示をいたした次第でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あと、組織力という部分で1点つけ加えてほしいんですが、冒頭の質問での中にも話をしましたが、対策本部と実際に現場で頑張っている給水所で働く職員との差。水が出るようになって、電気もついて、対策本部、この庁舎に来てみると、温かいおみそ汁だったり飲み物を十分用意しているんですね。お昼、食事のときにはそれが出てくる。ところが、給水所にいる職員は丸1日交代なし、座る場所もない、温かい飲み物ない、冷たいお弁当。ということは、そういうところまでだれも意識していないということです。やっぱりそういう点で組織力、要は全体を見回す連携プレーというのがやはり欠如していたのではないかなということ、それも今後のチェック事項に入れていただきたいと。

それから、もう一つ認識を持っていただきたいのはコストという面ですね。今回の震災では、ロスコスト、言いかえれば無駄な税金の使い方が非常に多かったのではないかなど。事前準備の不足によって、急遽対応せざるを得なくなった。水が出なくなる、それがわかっていたのに、タンクの準備もしていなかった。そのために、走り回ってタンクを用意した。水がなくて、水を買いに回った。そういったもろもろの対応を考えたり、それから災害の相互援助協定を12の区市町村と結んでおりますが、大部分が援助を受けられなかった。その援助を受けられなかったことによって、かすみがうら市自身が市民に提供せざるを得なくなった物資、それも本来であれば出さなくていい、支援を受けられたものなのに出してしまう。これはやはりロスコストという面で見れるのではないのでしょうか。やはり市の行政として、コスト管理、コスト意識というものも、ぜひこの防災の中には入れていくべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変適切なご指摘だと思います。今度は大分タンクも買い込みましたので、それをとっておいで今度は生かしたいと思いますが、そういったことで、とにかく今回の対応というのは不手際も多かったわけでありまして、それを十分反省点にしていきたくて、こういうふうには思います。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

震災関係について、最後にご質問させていただきます。

今、もし震度6弱の地震が起きた場合、今回の防災の対応以上の対応は今すぐできますか、お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一回経験しておりますので、できると思いますが、先ほども何回も繰り返しになりますが、一番怖いのは返す返すも放射能でありまして、これさえなければ、仮に震度6強であっても、建物等の被災のみであればまだまだしのげるのではないかと、こういうふうを考えておりますが、放射能に関しては、本当にどういうふうに対応していいかというのは今、頭を悩ますところであります。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私は、かすみがうら市に震度6弱の地震が起きたらどうしますかという質問で、放射能で転嫁されては困ります。ここで対応できますかということですよ。ましてや、今、私が質問を始めてから今までの時間、ほとんど問題がありますよねと指摘をしてきました。それは今、実現、改善されていないんです。改善されていないにもかかわらず、対応できますという根拠はどこにあるんですか、お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

努力するしかありませんので、それ以上のことは申し上げられません。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

努力では、市長が言っている安心・安全なかすみがうら市にはならないのではないのでしょうか。具体的に、やはり防災対策を見直しを早急にやって、職制、要は人事で人がかわっている中で、やはり防災訓練を市もやって、体制づくりを早急にやる、そういったことを早急にやはり計画して実施していくべきだと思います。

それでは、ちょっと時間も長くなっておりますが、2番目の節電への取り組みについてお伺いします。

今回の節電、国策ですが、先ほどの答弁では具体的な数字が15%だけ、私は施設や設備で具体的にどのような数字を目標としているんですかと聞いたんですが、具体的な回答がありません。15%目標で、15%行かなかったら、要はデータを見て行かなかったら、次検討します。7、8、

9、9月の実績は10月で見る。9月行っていないければ、もう終わりじゃないですか。15%目標は、より高い目標を持たなければ15%に届かないと思うんですね。具体的に、どこの施設は何%の目標を持つのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほど1回目の答弁の中で、かすみがうら市節電対策取組計画の中で、節電担当者をそれぞれの事業所から担当者を選びまして、15%以上の節電をお願いするわけでございます。さらに、6月15日、予定しているわけなんです、現在の各事業所の電気使用量、あるいは15%以上にするためにはどういったことができるかというようなことで、検討を15日にしたいと考えております。

さらに、ことし5月の電気使用量、あるいは昨年の5月期の電気使用量との差でございますが、現在は25.84%、いわゆる15%以上の、3月11日の震災から間引き節電、あるいはエアコンをかけないというような節電対策をしている関係上、そういった千代田庁舎から各保育所、小・中学校、あじさい館等々、24カ所の公共施設では取り組んでおりますので、そういった実績を踏まえながら、先ほど申し上げました節電担当者、節電責任者の会議の中で具体的な節電項目をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、24カ所すべてが15%目標という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

15%以上の取り組みをお願いしたいということでございます。

あと、公共施設の中では、例えば上下水道事務所におきましては5%をお願いするというような県のほうから通知が来ておりますので、そういった生活に関係するようなところは15%以上ではなくて、5%、あるいは10%といったようなことでお願いしてまいる考えでございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、もう今、15%をかすみがうら市は行かないということを言っているのと同じではないのでしょうか。1つが10%、5%であれば、その部分はどこかでカバーしてあげなければいけない。ましてや、小学校や保育所、小さな子がいるところ、夏場どうするんでしょう。15%行きますかね。そうしたことを考えれば、どこかが頑張らなければいけない、全体で15%行くように方策を立てなければいけない、そういうものはだれでも想像できると思います。ですから、ぜひそういう目標設定を具体的に立てて、市の要は内部に通達を出して実行するべきだと考えます。い

かがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほども申し上げましたように、節電の責任者会議の中でそういったことを、保育所の昼休みには児童のためにエアコンをかけなくちゃいけないとか、そういったことなんか等を会議の中で協議しまして、基本的には15%以上でございますが、事業所においてはケース・バイ・ケースというようなこともありますので、その協議の中で、かすみがうら市全体では15%以上の節電ができるということで検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

より具体的な数値目標が出ることを期待しております。

それで、この節電に関して、先ほど佐藤議員のほうから話がありました。輪番休日への対応ということで、保育所の対応の話がありました。私もお願いするつもりでいましたが、既にアンケートを実施方向で、さくら保育所という話がありました。

私は、この輪番休日の対応は保育所だけではなくて、学童保育、それから介護にも関連してくるのではないかなど。大手企業がやるとすれば、それに関連する取引先さんも少なからず対応せざるを得ない。すそ野がすごく広がってしまうんですね。そうすると、やはりそういう要望というのはふえてくるわけです。既に5月20日付で県からの指導が出ているので対応するということですが、やはり保育所とあわせて学童保育、それから介護についても調査を実施して、対応の検討をぜひお願ひしたい。

それから、それに加えて操業形態のシフトを変更するということも考えられます。要は夜、仕事をふやす。そうしますと、工業地域では特定工場においては騒音や震動の緩和を求めることが考えられます。そういったことがもし要求があれば、ぜひ対応をお願ひしたいと思います。

以上、2点についてお願ひします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいまの学童保育についての件でございますけれども、学童保育につきましても保育所と同じようにアンケートをとってございます。しかし、実際にその数字が出てこなかったということもありまして、当面保育所のみでの対応ということで。

あと、もう1点、介護についての対応ということですが、実際に介護そのものは各介護施設で対応しておりますので、現在ちょっと確認はしてございませんので、ご理解願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

お答え申し上げます。

操業形態が変わって、騒音が発生したというような状況があれば、ケース・バイ・ケースでお願いをしてみたいとも考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

企業の対応は本気です。必死でやっています。ぜひとも公的支援がなければやはり対応できない部分がありますので、よろしくをお願いします。

続いて、3点目の公式ホームページのあり方ですが、立ち上げが非常に遅かったという部分については、非常用電源の能力不足というふうな答弁だったかと思うんですが、これは非常用電源の能力をアップする、要は発電能力の大きなものを用意すれば対応できるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

非常用電源が不足していたということが一つの原因です。もう一つは、県の通信網 I B B N の中継局であります、この近くは稲吉局でございますけれども、その電源が不足ということです。そういった中で、今後、県とか N T T のほうで電源車の配置というような形もとるようなことになっております。大きな部分は電源不足ということでございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

そうしますと、かすみがうら市では特に対応しなくてもよいという認識ですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

市のほうも、その電源については今後検討はしていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

いや、そうすると、市でも対応しなければいけないということだとすると、やはり災害の復旧計画の中に予算を織り込むとか、そういうことは考えていくべきではないのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

千代田庁舎の電源については、この前の災害には不足ということでございます。今度、サーバ

一について、こちらの2階に置いてありましたサーバーを今、霞ヶ浦庁舎のほうに移設をしました。そちらの電源の対応はできるというような形で考えております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、停電があっても早急に対応できるように対応してください。

それで、今回、ホームページですが、震災前と震災後でアクセス数はどのような変化があったか、わかりましたら教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま川村議員の質問のアクセス数については、ちょっと把握はしておりません。ちょっと今の段階で把握をしておりませんので、担当のほうでも調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私のほうで入手した情報によりますと、大体、震災前に2,000件強ですね。それに対して、震災後は一月当たり6,000を超えていると、約3倍近くなっていると。これは同じ人が何回も見ている可能性もありますけれども、やはり震災になったときには非常にアクセスがふえている。当然、ツイッターで見ている方もいらっしゃると思います。そういうふうには、やはりアクセス数が急増したということは、ライフラインは電気、ガス、水道だけではなくて、情報、通信という部分ではやはり重要なポイントですので、これはもう忘れてほしくないと思います。

それでは、公式ホームページそのものについてお伺いしたいんですが、市長にお伺いしたいんですが、公式ホームページの目的、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然のことながら、市の広報活動の広報網の一面を担う重要なものであると、こういう認識をいたしております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それで、私の1回目の質問で、重要だと認識しているのであれば、逆に公式ホームページが立ち上がったときに、災害対策本部長、または市長としてメッセージをやはり掲載すべきではないんですかという考えを述べたんですが、その点に関してはどのようにお考えですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後は、そういったことも検討していきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それ、そういう回答は非常におかしいのではないのでしょうか。市長は震災後の翌日、個人のブログ、3月12日に市長としてメッセージ、掲載しております。そちらは優先されて、市の顔である公式ホームページへの市長メッセージ、災害対策本部長としてのメッセージは今後検討していきます、その答弁はちょっと理解しがたいです。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は自分のブログには確かに震災の次の日に発信をいたしました。今後は、市のホームページの作成には私、直接はかかわっておりません、担当部署任せの部分がありました。これは従来からそうであったからそのまま、個人ブログとはちょっと扱いが違っておりましたので、生の声を載せるように、これは以前にも古橋議員からご指摘があったかと思いますが、ブログを何かもう少し公的に使ったらいいんじゃないかと、そういうご指摘も受けましたので、この際そういうことも含め、市のホームページを市長のいろんな意見の発信の場に使っていったらどうかという今のご指摘、なるほどそれはいい考えでありますので、今後大いに取り込んでいきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

先ほど、最初の答弁で、災害対策本部のページを開設した、それはどういう取り組み方で掲載したのかという話の答弁で、要は本部長なり、そういうふうな指示を受けて内容を掲載しているというふうに説明があったわけですが、災害対策本部のこのホームページ上のページは、本部長の指示でつくったのではないんですか。そうしたら、やはりそういうふうなことを載せるということは発信できた、十分できたと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最初、この災害対策本部のページはもちろんなかったわけですが、ホームページを最大限活用しようということで、ホームページ内に災害対策本部版をつくったわけがあります。今ご指摘のように、これをもっともっとフル活用するような、私もこのホームページというものをもう少し重要視して、情報発信の場として、自分のPRをするということではありませんが、ブログとはちょっと性格も違うと思うんですが、参考にさせていただいて、今後はホームページを、私の情報発信のページを一つつくってみたいかなと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

先ほど、個人のブログという話がありましたが、個人のブログは公式ホームページの一つという認識なのか、それとも単なる個人のブログなのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

公的に活用しているという意識は余りありませんで、ブログの性質上、割にフリーに、余り無責任なことは書けません、リラックスして書いております。これをこういった意識でホームページに載せてどうかなというのは、ちょっと検討の余地があると思います。今のブログの形をホームページにそっくり載せてはちょっと率直過ぎるかなと、そういう感じもするので、そこら辺はもう少し時間をいただいて、ホームページをフル活用していきたいと、こういうふうを考えます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

個人のブログを見ますと、至るところに市長という名前、肩書が出てきます。これはどう見ても公式のホームページではないんですか。個人であれば、そういう肩書はないのが普通。市長と書いている以上は、市長という肩書で物事を発信しているとだれもが思います。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議はあらかじめ6時30分まで30分間延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時30分まで30分間延長することに決定いたしました。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

微妙なところではありますが、いずれにしても個人ブログでありまして、今やっているのは個人ブログでありますから、そこに市長という名前を使うのが適切、不適切の話は、ちょっと私も検討させていただきたいと思います。

あれ、ああいう形で市のホームページに載せても差し支えないということであれば、載せさせてもらうかなという気もしないわけではありませんが、そこら辺についてはちょっと載せちゃった後で、ちょっとこれは市のホームページとしては適切でないんでないかなんていう話になってはまずいので、少し時間をいただいて、ほかの市の例とか、私は情報発信については、なるほどそれはすばらしい提案だと思いますので、ホームページ、ぜひじゃ活用させてもらおうかなと思

いますが、しかし今のブログの形をまともに載せたらちょっと反発があるんじゃないかと、個人のブログだから許されているのかなと、そういうふうに考えるところもあるんで、ちょっともう少し時間をかしていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

反発がありそうな発言をしているにもかかわらず、市長という肩書を載せているということ自体がやはり問題なんですね。ですので、これあと一つ大きな問題があります。個人のブログ、そして市長という名前を載せている、そのブログのページのトップに、個人が経営する霞ヶ浦ライディングファームのリンクがあります。そのリンクをクリックしていくと、ライディングファームのホームページが開きます。そこに、今度はみやじま牧場のリンクがあります。みやじま牧場のホームページを開きますと、その一番最初に、上に個人のブログのリンクが張りつけてあって「かすみがうら市長のみやじま光昭のブログです。かすみがうら市への熱い思いの込められたメッセージです。」というふうなことが書かれているんですね、このみやじま牧場のホームページに。これはどう見ても、市長の権限、または地位のもたらす影響力を私的な目的のために使っているというふうに思えますよね。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

反発があると申したのは、その反発のあるなしですが、いわゆる内容について反発どうこうじゃなくて、市のホームページを使って今の私のブログ的なことを、いわゆる多少私的に市のホームページを使うんじゃないかという、そういう反発を意味して反発と申しました。その内容についての反発とか、そういうことは全然意識しておりませんで、これは政治家のブログは、ほかにもいろんな議員さんたちは一般的にやっていると思いますが、自己主張が多いわけでありませぬ。私もその一環で、自分の主張を載せることが多いものでありますから、それを市の公式ホームページに載せるということについてはもうちょっと検討してみたいと……

○議長（小座野定信君）

市長、川村議員の質問の趣旨とちょっと……

○市長（宮嶋光昭君）

それが質問の趣旨だと思うんですが、その反発……

○議長（小座野定信君）

ちょっと違うんですが。

○市長（宮嶋光昭君）

違いますか。じゃ……

○議長（小座野定信君）

それでは、もう一度、川村議員、再度ご質問願います。

○市長（宮嶋光昭君）

それで、今ちょっと残した、みやじま牧場の牛肉の宣伝に市長の権限を市長職というのを利用

しているのではないかというご質問であります。なるほどそう言われればそういう気もいたしますので、それは早急に牧場の宣伝部門から削除したいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

少なからず認識があったということで少しは安心するんですが、反発という意味合いでは、個人の考え、市長の考えを使い分けて表現しても、肩書が市長と書いている以上、市の職員の皆さんが見ても、やはり市長意見だと思っわけですよ。そうじゃないですか。例えば、今そちらに後ろに置いてありますパネル、これは市の皆さん、執行部の皆さんはご存じですか。市長のブログのページをクリックしていくと、その表が出てきます。でも、市のホームページには載っていないわけですね。ところが、この会議であるように表示して見せたということは、あれはもう公式文書です。そうですよね。公式文書であるのにもかかわらず、個人のページに載せている、それを持ってきた、これはやはり考え方がちょっとおかしいんじゃないかなと。

私は新人議員ですから、今までのいろんな経緯はよくわかりませんが、宮嶋市長のこのブログを見ると、今でも市長選をやっているのかな、市長選が今でも続いているのかな、そんなふうに感じてしまいます。そんなに個人の意見をそこまで誇示して一般市民にアピールする必要がどこまであるのかなと。ちなみに、7月23日に市長のブログ、あいさつ「いよいよ、スタートです」という文ですね。「挨拶で申し上げたことの一番のポイントは、この選挙戦で私に一票を投じてくれた方、そうでなかった方、その分け隔てなく、すべての皆さんに平等に、全市民の利益となる政策を進めていくことです。」、これがやはり市長のお考えはすばらしいなと思います。そういう考えで、やはり公式のホームページに、市の顔のホームページに、市長としての考えをぜひ載せていただきたいと思いますと思っております。

それから、リニューアルのホームページについて、目的等々お聞きしたんですが、その話がなかったわけです。ですので、リニューアルしたよということは非常にいいことなんですが、このリニューアルはどのような組織体制と期間、取り組み方をしたのかお聞かせください。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問でございますけれども、この組織体制は広聴広報課が主体となって行ったものでございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

広聴広報課にどのような指示を出したのか、教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

内容の改善ということで、常に担当部局も改善、見やすく早く情報が伝わると、そういったことの観点の中からホームページの作成を行っているところでございます。そういった中で、新たなリニューアルということで考えているということの中で、今度のリニューアルということになった、私のほうからもそういった形でのリニューアルをするということでお話しした経過でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私の集めた情報によりますと、今回のリニューアルは、各部から何か訂正することはありませんか、あったら出してください、そして広聴広報課が全体のイメージを変えるということで、トップページのイメージを変えた。どこが市民目線でホームページをつくり直しているんでしょうか。市民からどんな情報を集めてホームページに反映しているんでしょうか。今回、月当たり6,000件のアクセスがあった。それだけみんなホームページを見ている。震災によるホームページの重要性、認識されているはず。そのために情報を集めないで、これは当初の、震災があろうがなかろうが、当初リニューアルしますよという年度計画の中の一貫として変えた、ただそれだけではないんですか。

そうすると、やはりこのホームページは、よく考えていただくと、要は市の職員に対する情報伝達の方法としても使えます。資料の備蓄としても使えます。非常に業務効率の上がる使い方ができるんです。そういう内部、そしてやはり市民からの声、そういうものをどんどん取り入れて改善していくのがリニューアルじゃないんでしょうか。そういう考え方で今回はリニューアルしたんでしょうか、お聞きします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

まず、先ほども答弁申し上げたかと思えます。トップページの中心に「こんなときには」とか「よくあるおたずね」、各課におかれましても質問とか、そういった部分は加味してのリニューアルでございます。ただいま川村議員の言われましたように、今後またさらなる改善の中に、もっともっといろんな声を聞きながら改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は幾らでも協力します。ただ、皆さんがやる気になってもらわなければ、言ったことをやりました、それは子どもでもできるので、ぜひみずから考えていただきたい。

そして、リニューアル後のホームページで「市長の部屋」という立派な枠ができたんですね。それを見ますと、今まであった行動計画、行動記録というものがなくなった。リニューアル後は、項目はあって準備中になっていたんですが、私、どうするのといろいろヒアリングしたら、いつの間にか項目自体がなくなりました。リニューアル前の市長の行動記録、5月末の時点で見た3

月の行動記録表というのは、これは実績だと思ってよろしいのでしょうか。5月末で見た3月の表、これは実績でしょうか、それともまだ計画でしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

行動の記録については、予定の部分で掲載してあると思います。そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

3月の記録が5月になっても予定のままというのは、載せる意味ないですよ。ところが、3月の記録を見ますと、3月11日、震災のあった日ですが、災害対応と書いているんですよ。ということは、広聴広報課の担当者はここだけ入れているんですね。ということは、3月は実績だと見てしまうんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご指摘でございますけれども、災害対応ということ、日程と、その終わったというか、経過の部分がかみ合っているということで理解いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

すみません、無理な質問ばかりして。

なぜ私がこれを言うかと。この災害があった11日、翌12日土曜日、市長の行動、板橋レンコン祭りなんです。これを見た市民、どう思いますか。震災があったのに、翌日レンコン祭りへ行っているのかよ。行っていないのは皆さんわかっています。でも、災害対応と入力した担当者は、市長がどういうふうな見方をされるかというのは何も意識していないということです。要は、市長のこの行動記録をだれも職員は意識していないということです。それはやはり市長、大問題だと思いませんか。

正確な情報を正しく伝えるのがやはり公式のホームページの役目ですから、そういった意味で、これは今回削除したのかなと思ってしまうわけですよ。この記録は、市の行動が、市の動きが見えるので、私はできればこの行動計画というのは載せていただきたいし、しっかり毎月、前月のメンテナンスをしていっていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

「市長の部屋」の体裁については、前の坪井市長時代からの慣行に従ってやっていたようでありまして、実は私自身も全然見ておりませんで、今まで無頓着でいたわけではありますが、たまた

ま今回、土浦市のとかほかの市町村の行動記録なんかも、あるいは知事の記録とかをちょっと見てみて、今後の改善策についてちょっと考えてみたんです。

そういう中で、いわゆる日程の細かい部分について書いていたら、本当に1日ぎっしり入っていますから、新聞に載っている菅首相の行動記録じゃないけれども、何時何分何、30分単位で入っていくと、ああいうことも入れても余り意味がないと思いますので、土浦市なんかは行事の写真なんかをうまく入れながら、またコメントも入れながら、見やすく興味あるようなページになっております。ああいう体裁がいいかなと私は思っています、そういう方向につくり変える方向で今調整中でありまして、そういったこともあって、多分6月か7月ごろまでは、両方の行動計画と新しい写真添付したやつとが併用でやってみようという話で今やっているようであります。その修正が終わった後は、写真とコメントを入れたものだけにしようということで進んでおります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私が言いたいのはそういうことではなくて、市長の行動に対してだれも関心を持っていないんでしょうかと。もう少し組織力を上げて連携をとって、「市長の部屋」のホームページをみんなが見て、問題がないかどうかをやはり指摘する、その連携がやっぱり必要だと思います。

そして、写真を入れてやる、それは非常にいいですが、それは重くなりますし、スピードが遅くなります。写真を載せるということは、すべてが結果報告ですから、それは古新聞的なものも多くあります。ですので、それも載せるのもいいですが、やはり市長が今言われたように計画と実績、その両方はぜひ載せていただきたい。

それから、近隣の市町村を見る必要はないとは言いませんが、土浦もいいんですが、私が見ていた中では、東京の日野市のホームページは非常によくできていると思います。日野市のホームページには、ホームページの考え方、それまでしっかり明記しております。それから、日野市は自治体のホームページのモニター募集ということで、6月5日に狛江市と一緒に自治体のホームページのモニターを募集します。要は、市民目線でアイデアを取り入れる、そういう動きをしておりますので、非常にこの日野市のホームページは参考になると思います。

そして、やはり最後をお願いしたいのは、災害に強いホームページ、この構築をぜひあわせてお願いしたい。

それから、自治体の顔として恥ずかしくないホームページ。これはホームページということは、広報紙と違って、全国で全世界で見ます、見れます。ということで、そういうホームページにぜひしていただきたいという要望で、私の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

実は、佐藤議員の一般質問の中で、液状化による被害の家屋が、私、なかったというふうに申し上げました。1件のみございました。訂正させていただいて、おわび申し上げます。よろしく

お願いします。

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月14日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午後6時18分

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成23年6月14日(火曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君	代表監査委員	久保田喜久男君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(4) 中根光男 議員

(5) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

(4) 中根光男 議員

(5) 栗山千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	中根光男	1. 災害対策の充実について
		2. 全小中学校に太陽光発電の設置について
		3. 原発事故と風評被害について
		4. 各学校の耐震化について
		5. 社会生活の知恵を教授する法教育について
		6. 小中学校の防災教育について
(5)	栗山千勝	1. 防災計画と災害対策の反省について
		2. 予算編成から執行について
		3. 千代田庁舎2・3階の修繕について
		4. 職員教育について
		5. 石岡斎場建設について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、藤井裕一議員よりおくれるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。また、3月1日に会議規則が改正されたことにより、以前は3回までであった質問回数が撤廃されたため、議員各位においては時間配分に留意されますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

おはようございます。

一般質問の前に、一言ごあいさつを申し上げます。

3月11日に発生いたしました未曾有の東日本大震災により犠牲になられました皆様に、ご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。

それでは、平成23年第2回定例会に当たり、市民の代表の一人として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

激しい揺れと想像を絶する大津波が、瞬く間にすべてをのみ込んだ東日本大震災から3カ月が経過をいたしました。再起の復興計画を支える東日本大震災復興基本法が10日、衆議院を通過をいたしました。復興の原動力となる基本法がいよいよ成立間近となったことで、復興へ向けた準備が整いつつありますが、被災地におきましては瓦れきの撤去がなかなか進まず、今なお荒涼とした風景が続いております。梅雨入りを前に、腐敗した水産物に群がるハエや悪臭に加え、避難所でも蚊やダニの発生に見舞われ、衛生対策が急がれております。

被災者の生活再建も依然として厳しい状況下であり、義援金の分配は15%にとどまり、特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島県の3県の失業者数は、前年同期の2.3倍となる12万人に達しております。さらに、大震災で工場や自宅を失い、事業・生活再建のためにさらなる借金を抱える、いわゆる二重ローン問題に直面している被災者も数多くおります。経済対策のおくれが被災者の再建意欲の喪失につながる危惧は、日増しに強まっております。

一方、東京電力福島第一原発事故については、政府と東京電力の無責任な対応が次々と判明をいたしております。中でも、相次ぐ情報の訂正や公表のおくれは、国民の不安を増幅させております。農産物の放射能汚染も、茶葉を初め拡大を続けるとともに風評被害も加わり、事態は収束のめどすら立っておりません。

震災被害が拡大を続けている最大の原因は、現地の惨状を目の当たりにしながら後手後手の対応を繰り返す政府と東京電力にあると言わざるを得ない状況であります。震災直後から役割が不明確な対策本部の場当たりの事態に対処してきたことが、何よりもの証左であります。

最初に、災害対策の充実についてをお伺いいたします。

かすみがうら市においても、道路などの社会インフラ、電気、水道等のライフラインに甚大な被害を与え、住宅損壊を初め屋根、外壁、塀など、住民生活は深刻な影響をこうむっております。私は、震災発生後、被災地の現状調査や被災された住民の支援活動の中で、地域住民により直接さまざまなご意見や要望をちょうだいいたしました。

その観点から、1、防災無線設備を市内全域に整備するのかどうか。2、防災情報を発信できるミニFM局開設について。3、防災拠点の自家発電機、放射能測定、井戸の設置、備蓄資材の

充実に対する今後の対応について。4、半壊に至らない屋根かわら、塀などの損傷において市独自の修繕費助成制度の創設についてをお伺いをいたします。

次に、小中学校に太陽光発電の設置についてをお伺いをいたします。

各小中学校へ太陽光発電を設置することにより電気料金の節約ができ、地球温暖化対策を初めとする環境対策、非常時の有効活用など、多方面において必要であります。設置する場合におきましては、発電量や二酸化炭素削減量などリアルタイムで表示する液晶パネルを整備し、児童の環境教育に役立てていただきたいと思いますと思っております。

1、現在の設置状況について。2、今後の実施計画についてをお伺いをいたします。

次に、原発事故と風評被害についてお伺いをいたします。

今回の原発事故では、原発周辺では放射性物質の飛散を怖がって物流が滞り、あらゆる物資が運ばれにくくなったり、農産物が安全であるにもかかわらず売れなくなったり、日本の国自体が風評被害の対象となり、輸出品が海外で売れなくなったり、外国人が日本に来なくなった。どれをとっても、簡単に払拭できると言える内容ではございません。この点で、進行中の原発事故の収束にめどが立たない限り、もとどおりの改善に向かうのは非常に難しい状況下にあります。

しかし、今回は補償すべき被害面積が広く、補償の範囲が莫大で、期間が長期化していることが大きな問題で、収束するまでどのくらいの日数がかかるか予測ができません。また、直接的被害と風評被害のすべてを補償できるのか、非常に不安でございます。

今回の東日本大震災は、大地震と津波、原発事故という複合災害であり、多重被害の補償問題についても早急の対応が求められているところでございます。生産者にとっては死活問題であり、風評被害にも直接的な被害と同様に十分な補償が不可欠であります。

1、現在の風評被害に対する対応状況について。2、今後の風評被害対策についてをお伺いをいたします。

次に、各学校の耐震化についてをお伺いをいたします。

全国どこでも大きな地震に見舞われる危険性がある地震大国日本にとって、学校の耐震化は国民の生命を守る上で最重要課題であります。学校は、子供たちが一日の多くの時間を過ごす学習と生活の場であり、言い換えれば、子供たちの大切な命を預かる場でもあります。さらに、地域住民にとっては、災害時の地域の防災拠点としての役割を担っており、その安全性の確保は住民の命や財産を守ることにつながるのであります。

1、現在の耐震化の推進状況について。2、実施計画についてをお伺いをいたします。

次に、社会生活の知恵を教授する法教育についてをお伺いをいたします。

4月の新学期から新学習指導要綱によって、小学校で法教育がスタートいたしました。法教育とは、児童・生徒に円滑な社会生活を送るために必要な知識と態度を身につけてもらうことが目的で、そのために法律の中に息づいている共同生活の知恵を教授する内容で、法律の条文や規定内容を知識として教えるのではなく、知りたいことを自由に知る、いろいろな意見を比べることの大切さ、その上で自由な情報提供が表現の自由という法則によって守られていることを教え、法律の中にある人間社会の豊かな知恵に触れさせる。自分で問題点を探り、自分の意見を根拠に基づいて説明できる力を養うことで、あすの社会の主体者にふさわしい良識と教養を身につけることが期待をされております。

1、実施状況について、今後のスケジュールについてをお伺いいたします。

最後に、小中学校の防災教育についてをお伺いいたします。

今回の東日本大震災において、石巻市の小中学校で1名の犠牲者も出さない学校がありました。常に防災教育、防災訓練を定期的実施をしております。いざというときの判断、行動がこの結果につながったと言われております。

1、防災教育の重要性について。2、防災訓練の実施について。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

中根議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、災害対策の充実につきましてお答えいたします。

今回の東日本大震災は、日本における観測史上最大規模の地震であったことが報告されておりますが、過去の歴史をさかのぼった類似の地震記録の分析により、近い将来において本県沖の太平洋を震源とする巨大地震の発生に警鐘を鳴らす専門家もおり、非常に危惧しております。

このような状況下、私としては、いつまた発生するかわからない災害に対して、今回の対応を検証して、早々に防災対策を講じていきたいと考えておりますが、市民の皆さんにも、今回の災害を教訓として、自らの命、さらには家族の命を守る十分な備えを改めてお願いしたいと思います。

具体的な災害対策の方法については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、半壊に至らない屋根がわら、塀などの損傷に市独自の修繕費助成制度の創設につきましてお答えいたします。

かすみがうら市住宅等災害復旧資金利子補給規則により、金融機関から借り受けた資金利子の助成をしておりますが、塀については助成対象外であります。

ご質問の修繕費助成制度の創設につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、今回の地震により損壊した屋根がわらや塀などの瓦れきの処分についてはすべて市の負担で行っているということでご理解のほどお願いいたします。

2点目、全小中学校に太陽光発電の設置につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、原発事故と風評被害につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、各学校の耐震化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、社会生活の知恵を教授する法教育につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

6点目、小中学校の防災教育につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

5点目、社会生活の知恵を教授する法教育につきましてお答えいたします。

今回の小学校学習指導要領の改訂に伴いまして、社会科改善の具体的事項「社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図る。」ということを踏まえて、「わが国の政治の働きに関する学習の改善」の中に、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加が加わりました。

具体的には、第6学年の学習内容として、国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心を持つようにすることを目的として、12月頃、1時間扱いで実施するよう年間計画で定められております。

裁判員制度は、ご承知のように、国民の良識ある感覚や視点を刑事裁判に生かすことを目的としています。また、公正な裁判が行われるためには国民一人一人が法律や裁判に関心を持つことが大切になってくるとともに、その制度を支えるための良識ある国民の育成が必要不可欠であります。

法教育が新しく学習内容に加わった「良識ある国民の育成」というこの趣旨を踏まえ、児童が興味関心を持ちながら意欲的に学習に取り組めるよう、裁判所の見学や模擬裁判の実施等体験的な活動を取り入れたり、視聴覚教材を効果的に活用するなど、教材研究を深めて、授業方法の工夫に努めていきたいと考えております。

続きまして、6点目、小中学校の防災教育についてお答えをいたします。

学校では、消防法の規定によりまして防火管理者を定め、消防計画を作成して、防犯教育の実施や防犯思想の啓発、防災訓練の実施に取り組んでおります。

また、平成13年に起こった大阪教育大学附属池田小学校での不審者による児童殺傷事件を契機に、学校における事件や事故に対する防止と、起こってしまった場合の適切な措置や対応策について共通理解を図るため、学校では「危機管理マニュアル」を作成しております。

この2つの基本事項をもとに、人命尊重の精神及び学校は安全なところであるという社会的な信頼・信用を確保するため、防災教育の重要性を認識し、年間に3回から4回程度、各学校で防災訓練に取り組んでいるところであります。

具体的には、地震・火災を想定した避難訓練では、避難経路・避難場所の確認はもちろんのこと、消防署に依頼しての消火器の使用方法、火災が発生した時の煙の恐怖とその対処法を知る煙体験、地震の揺れの怖さとその対処法を知る起震車体験などを行うとともに、被害の発生しない地震であっても、その都度、校内放送などを利用して避難の仕方について知らせるなど、日ごろから防災意識の高揚を図っているところでございます。

今回の東日本大震災の発生によりまして、防災教育の重要性を再認識しているところでございますので、今後、さらなる防災教育の充実に努めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、ご答弁申し上げます。

初めに、1点目の1番でございます。

防災無線を市内全域に整備をするのかにつきましては、今年度は千代田地区の避難所などに全国瞬時警報システム、これに対応した戸別受信機30機を設置し、迅速な情報伝達の向上を図っていくところでございます。なお、なお、この情報は霞ヶ浦地区の防災無線においても放送するものでございます。

現在、全市民への的確な情報伝達を確保する観点から、千代田地区への同報系防災行政無線設置も検討しておりますが、多額の財源を必要とすることから、戸別型受信機設置も視野に入れながら、より少ない財源でより効果的な事業を選択をしていきたいというふうに考えております。

1点目2番の防災情報を発信できるミニFM局の開設についてお答えをいたします。

近年、民間運営によるコミュニティFM局のございます自治体では、災害時の周知手段として緊急告知FMラジオ、これを導入している事例が多くなっております。このラジオは、電源がオフになっておりましても、緊急事態発生した場合に起動発信操作によりまして、強制的にラジオの電源をオンにさせます。そして、住民に素早く確実に情報を伝えるシステムで、一般的には災害発生時や災害が発生するおそれのあるとき、退避準備情報、避難勧告、避難指示など緊急情報を流すものでございます。近隣では、つくば市がラジオつくばと協定を取り交わしまして、今回の震災時に臨時災害放送局として開局をいたしました。

今回の震災の際には、本市におきましても、茨城放送及びNHKの水戸放送局へ依頼をいたしまして放送をしていただきましたが、十分ではなく、情報が入らないとの声を多数いただいておりますので、千代田地区の情報周知設備を整備する際には、ご提言のミニFMの開設も選択肢の一つとして研究をしてみたいというふうに、このように考えております。

次いで、1点目3番でございますが、災害対応の拠点となる災害対策本部が設置される防災センター及び霞ヶ浦庁舎におきましては自家発電装置が既に整備されており、防災センターは1回の給油でおおむね4時間、霞ヶ浦庁舎はおおむね72時間の発電が可能で、防災センターでは照明、コンセント等が使用可能となり、霞ヶ浦庁舎ではサーバー室から男子トイレまでの区間及び市民窓口センター、農林水産課フロアの照明、コンセント等が使用可能となっております。今回の震災の際にも、防災センターにおきましては、停電中におきましても燃料補給を続けながら発電されておりました。

また、避難者がありました避難所4カ所につきましては、災害協定を締結をしております市の建設業協会からの照明設備の提供による器具と発電機配備をし、対応をいたしました。

次いで、放射能関係でございますが、昨日、担当部門で発表をしているわけでございますけれども、これにつきましては、県から配布された測定器1台及び市で購入した測定器1台の計2台を使用し、両庁舎を初め市内の小中学校、保育所等による測定を6月1日から開始し、結果を公表しております。今後も、測定を継続しながら、数値の変動を注視していきたいと考えておりま

す。

次に、井戸の設置の問題であります。現時点では防災拠点に設置するとの考えはございません。昨日も申し上げておりますが、今後とも耐震貯水槽の有効利用を図りたいと考えております。

次いで、備蓄資材につきましてお答えをいたします。

現在、本市におきましては、備蓄している資材等で主なものを申し上げますと、飲料水約800箱、15トンでございます。それから、非常食1,900食、毛布は370箱ありまして、枚数でいきますと3,700枚、非常用ガソリン、軽油、それぞれ200リットルなどでございます。今後は、今回の災害において必要とされた物資を再検証しながら、新たな災害協定の締結、あるいは災害発生の際に即座に対応できるよう物資の補充等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

中根議員の質問にお答えいたします。

2点目、全小中学校に太陽光発電の設置につきましてお答えいたします。

初めに、現在の設置状況につきましてお答えいたします。現在は、千代田中学校のみとなっております。この設備は、平成18年度に同校のPTAが事業主体となりまして設置をしたものでございます。毎時10キロワットの発電能力がございます。

次に、今後の基本的考えといたしましては、これまでの小中学校の適正規模・適正配置の検討によりまして、将来も単独校で存続とした市街化区域内の下稲吉小学校、下稲吉東小学校及び下稲吉中学校の3校につきましては耐震化を進めているところでございます。

なお、ご質問の太陽光発電の設置整備の計画、その予定を申し上げますと、本年度は志筑小学校に発電の能力毎時20キロワットの設備を、国の交付金を活用して整備を行いたいというふうに考えております。さらに、次年度の平成24年度、これにつきましては下稲吉小学校と下稲吉東小学校に同規模の設備の設置を検討をしております。

次に、4点目でございます。各学校の耐震化につきましてお答えいたします。

初めに、現在の耐震化の進捗状況につきまして、本年4月現在の耐震化率を申し上げますと、約65%となっております。これまでは、志筑小学校移転整備事業、下稲吉中学校校舎耐震補強工事、さらには下稲吉東小学校屋内運動場耐震補強工事に取り組んできた経緯がございます。

今後につきましては、本年度から下稲吉小学校の耐震化も含めた施設の整備の着手及び下稲吉東小学校校舎の耐震化を促進するため実施設計を行います。また、この他の施設につきましては、今後進めていく学校の統廃合等を考慮しながら整備を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

中根議員さんの質問にお答え申し上げます。

3点目、原発事故と風評被害につきましてお答えいたします。

風評被害としましては、レンコン、ネギ、リーフレタス、キュウリ、イチゴ、シュンギクがあり、合計で6370万円となり、3月と4月の被害請求額は1億2474万円、この合計金額は出荷制限額と合わせた金額でございます。今後、農業協同組合受け付け分と市の損害賠償対策協議会で受け付けした請求と合わせて、東京電力に請求していくことになります。

また、佐藤議員の一般質問でも答弁申し上げましたとおり、市の協議会は農協出荷者以外の販売農家の相談窓口となっておりますので、窓口開設の周知を、霞ヶ浦地区は防災無線、千代田地区は広報車で行ってきましたが、6月6日付で全世帯に相談窓口の開設チラシによる周知、広報紙やホームページ等でお知らせするとともに、農協の職員さんの協力をいただきまして、漏れなく周知を今後図ってまいります。また、損害賠償請求においていただいた方には、請求が漏れることのないよう、また、農家の皆さんそれぞれ損害の内容が異なっていますので、時間をかけて対応してまいりたいと考えております。

東京電力賠償相談の受け付け窓口開設等の情報を、今年度は市の広報紙に毎月掲載すること、果樹関係の被害も想定されるところから、10月を目安に再度チラシによる周知を計画しております。

また、これらの風評被害に対する対策といたしましては、これまで14回実施してきましたイベント等による直接生産者からの呼びかけ販売が一番かと思われまます。今後も、各種イベントの開催の計画がありますので、それらに参加して、風評被害の払拭に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

続きまして、2回目の質問をさせていただきます。

災害対策の充実についてを再度質問させていただきますが、まずミニFM局の開設についてなんですが、これはつくば市の例が紹介ありましたが、今、土浦市でも検討しておりまして、近々開設という形になるとも伺っております。

やはり、今回の震災で情報が余りにも錯綜しておりまして、正確な情報が伝わらなかったということで、大分私のほうにもそういうクレームが届きました。そのたびに災害対策本部に私は走って、情報をまたつかんで、それを私が現場に走るということがたびたびありました。そういう中で、やはりこのFM局の開始というのは一番手取り早いし、費用もそんなにかからないので、確かな情報を発信できる策でありますので、これはつくば市の、今、実際につくば市で実施しておりますから、その状況、使用した状況等も含めてですね。メリット・デメリットはあるかもわかりませんが、やはり大分浸透されたという話も伺っておりますので、どうか例に沿ってこの開設を一日も早くしていただきたい。

開設する際に、やはりラジオを実際にお年寄りなんか持っていない方もたくさんいらっしゃる

ます。その場合には、ラジオの購入費の助成も検討していただきたいと思いますが、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

先ほどミニFM局のお話を申し上げました。非常に有効な手段でございますが、2つの方法がありまして、既存の開局されている民間のものを利活用する場合と、それから独自で開設するという、2つの手段があるようであります。

それに伴って、仮にそれを開設した場合、ラジオをどうするかというお話でございます。当然そういったものがなければ受信できないということもございますので、その辺は計画が定まるといことになれば検討材料の一つになってくると思います。非常に重要な部分だと思いますので、検討材料のテーマでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

ぜひ検討していただいて、前向きにお願いをいたします。

次に、自家発電機をやはり防災拠点に常に設置する。これはやはり基本的な、災害に対応する基本的な考えだと思っておりますが、今の答弁の中ではまだ明確になっていないところがありますので、再度この拠点に自家発電機を常に設置しておくということに関しての考え方について、再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

先ほど若干申し上げました。こちらの庁舎とそれから霞ヶ浦庁舎、つまりこちらに災害対策本部があるということで、それぞれ自家発電の装置がございます。かなりレベルが高いというまではまいりませんが、当面その対応ができるものと思います。ただ、この前は、こちらにサーバー施設と申しますか、ございました。それが試行した段階でもできなかったところがありますので、容量につきましては今後の課題だろうと思いますが、当面、先ほど答弁したようなところで整備がされて落ち着いておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。両庁舎に自家発電装置をつけております。ほかについては、それぞれ法律上と申しますか、制度上必要なところには、水道等についてはあるようになっておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、先ほど井戸の設置は考えていないという答弁いただきましたけれども、やはり井戸の設

置がなぜ設置できないのか、法的に難しいのか。また、実際飲料水として使用する場合には、塩素はやはり基準値の塩素を入れなきゃならないという、そういう問題もあるかと思うんですが、そういうのを使用しているところは、やはり滅菌器を使用して、飲み水に適当なそういう濃度にして使用しているところもございますけれども、私はタンクだけで果たしてこれ間に合うのかどうという、そういう疑問があります。だから、やはり井戸の設置ができないという理由を、再度伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

昨日、水道事務所長のほうから申し上げておりますが、それぞれ井戸を掘ることについての制約が、茨城県の条例初めあるわけでございます。地盤沈下等の防止のための地下水条例等の問題もあります。そういったことで、今ご指摘の滅菌の問題も出てくると思いますが、そういうことで、現在のところはまだ定まっていないと。

ただ、現実的には、今回の災害の中で自家水・井戸のある方の開放をお願いした経過がございまして、それぞれ気持ちよくご協力をいただいたところもございまして、その辺との兼ね合いは非常に難しいかというふうに思っているところでございます。現在の状況は、水道事務所長の発言のとおりでございますので、当面ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、半壊に至らない屋根がわら、それから塀などの損傷に市独自の修繕助成制度の創設について、市長から、きのうも佐藤議員の質問に対して答弁しておりましたけれども、きのう、土浦市の例をとって佐藤議員紹介しましたけれども、やはり土浦市ではこれ、公明党の市議団が4月14日に中川市長あてに緊急要望書を提出をいたしました。それによってこの6月議会で可決して、そして7月から、7月20日以降からもう既に受け付けが開始になるということで、予算が4億円、事務費が2000万円という非常に莫大な財源でございますけれども、市長は土浦市は財源が豊富だからって言うけれども、やはり財源が大変なところであっても、今回いろんな措置をしているところはたくさんございます。

そういう中で、市長は3%の利子と7年間のそういう措置があるからいいと。瓦れきも無償で処置したから1500万ぐらいになるのかと私は推測いたしますけれども、やはりそれでいいんだという、そういう考えですけれども、市長は自分の政策実現のためには、やはり財源も顧みないで強引に押し通そうという、そういうものがありますけれども、やはり今何が一番必要なのか。政治というのは、市民に希望を与えていく、それが今一番大事なんじゃないかと私は思うんです。

市長は一時的なばらまきかっていうふうに感じている部分があるかもわかりませんが、やはり今、市民は精神的にも財政的にも非常に大変な方がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、私は市長がかたくなに、これはうちの財政から見たら到底無理だという、その答弁しかいただいているんですけれども、私はやはりこういうときこそ、市民が本当に希望を持って、明るく前向きに立ち上がっていく、そういう一つの原動力になればいいと、私はそのように考えて

いるんですが、市長、再度答弁お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

再度のお尋ねであります。先ほどご答弁申し上げましたとおり、瓦れき処理等につきまして、かすみがうら市はいち早く市の負担で、建設業協会の建設業者の協力を得る形で、支払いは建設業者にしているわけではありますが、いち早く無償で瓦れき撤去を行ったところでもあります。

屋根がわら等に1万、2万各戸に配るということも考えられますが、屋根がわら等の損傷は800棟と、2万ずつやれば1600万で済むわけではありますが、同じような金額をやはりほかの財源に回したほうがよいというふうに考えておりまして、公的な部門の復旧を急ぐのが先決ではないかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長に何度質問しても答えは同じなんですけど、ここで計算して5000万ぐらいね、そういう損壊された方に思い切って出すのも私は一つの策かと思うんですよね。やはり、市長の考える視点と私の考える視点は大きく違うわけでありましてけれども、私は政治というのは一体何なんだというふうに、常に自分は自問自答しております。政治というのは、やはり本当に困ったときに、どれだけ市民に安心を与えられるか、これが私は本当の政治じゃないかと思うんです。それが本当の基本に、ベースになって、本当に市民から信頼される市、そして本当に皆さんがかすみがうら市に住んでよかったという、そういう心から喜ばれる市の環境づくり、これが私は最も大事なんじゃないかと思うんです。

だから、私は、ただお金云々というよりも、やはり本当に市民の方が今、この災害でもって本当に行き詰まっている中で、私も本当に時間が許す限りいろいろな人と対話しております。屋根が全壊に近い、これは大塚団地の方でありましたけど、個人名は伏せますけれども、かなり屋根が6割ぐらいもしておりました。そして、そこで約1時間ほど懇談しましたが、やはり大変な状況で、いつ直せるかわからないという話もしておりましたが、やはりそういう話を聞いたときに、私は何か手だてをしてあげなくちゃいけないと、このように思いました。

だから、市長もただそれをやったから、今、瓦れきの処置を無償でやったからそれでいいんだと、利子補給も3%やるからいいんだという、それだけで果たして市民の方が心から安心して、よかったという、そういう思いになるのか、私は本当に半信半疑でございます。ともかく、市長ももう一度よく、いろんな財政もかんがみて、そしてどうか市民のためにお金を有効に使う手だてを再度協議、検討を願いたいと思います。答弁は結構ですので。

次に、太陽光発電については、大分進捗状況というか、今後のスケジュールも伺いましたので、これはスムーズに、スケジュールに乗ってやはり実施できるようにお願いをしたいと思います。

それから、原発事故と風評被害について再度質問させていただきますけれども、やはり1999年に茨城県の東海村で発生しましたJCOの臨界事故で、風評被害を含めて方向の転換がこのとき

にあったわけですが、しかし、今回は補償すべき被害が本当に莫大でありまして、補償の範囲が本当に数兆円というふうにも言われているように、東京電力だけではとても賄えない、国がやはりお金を出さなくちゃいけないという、そういう状況の中で数兆円規模の補償になるんじゃないかというふうにも言われていますけれども、まだ決定じゃありませんけど、予測がつかない状況になっています。

JCOの臨界事故においては、これは核燃料の加工施設内でウラン溶液が臨界状態になって、作業員3人中2人が死亡して、このときは20時間で収束したんですね。今回は、3カ月たったっていつ収束するかわからない、なおさら大変な状況が今出ている。放射能をどんどん放出しているという、そういう状況の中で、やはりこれからかすみがうら市としても、特に土壌問題について私にも大分問い合わせが来ております。農地の放射能を測定してもらいたいという、そういうふうな農家の方から、数人の方からお話がありますけれども、農地の放射能測定についてこれからどのようにしていくのか、市の対応として、お願いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

土壌の検査についてのご質問にお答え申し上げます。

かすみがうら市では、放射線測定器をいち早く購入しまして、農産物の安心・安全、あるいは放射線の被曝状況を測定し、それぞれ希望者には報告申し上げているところでございます。これまでも農作物の放射線測定をしてきておりますが、今後も、土壌につきましても、希望があれば農林水産課のほうにお問い合わせをいただきまして、測定をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

やはり、暫定基準値という基準がございましてけれども、風評被害というのは、やはり暫定基準値内であっても、食べても安心でありながら消費者は遠のいてしまうという、この風評被害もいつ収束するかわからないというような状況の中で、今後、千代田も果樹、ナシ、ブドウ、その他いろいろ、もろもろ野菜も含めて、秋にはいろんな収穫が控えております。米も含めてでありますけれども。そういう中で、非常に農家の方は不安を抱いておりますし、やはりこの風評被害を払拭していく、その手だてとしていろいろと市でも催しまたは東京のお台場でのいろいろ催し物も、私も現場に行ってきましたけれども、やはりどうしてもいまいちななという感じはいたしましたけれども、そういう運動を展開していく、そういうセールを展開していく中に、やはり安全だという印象を消費者に与えていく、やはり理解していただくということがまず先決かなと思います。

そういう中で、一日も早く収束をしていただかない限りは、なかなか厳しい状況下にあるかなと思いますので、今後、放射能対策については市ももっときめ細かな対応をしていただいて、農家の方が安心して、また、小中学校の校庭というのが一般質問でも出ましたけど、砂場のそういう測定とか含めて、子供さんも安心、農家の方も安心してそのように放射能に対応できるように

施策を講じていただきたいと思います。

それから、学校の耐震化についてなんですけど、これ非常に今回の大地震発生の中で、耐震化を進めていた学校については非常に被害が少なかったという結果がありますけれども。しかしながら、2008年に地震防災対策特別措置法というのが改正があったわけですね。自治体が行う公立小学校の耐震化、これによって財政負担は大きく軽減できたわけですが、現在の耐震化率というのは今、これ全国平均ですけど、83%に今なっているわけです。

今回の補正予算の中で、さらに補正予算を実行しますと、平均で86%の耐震化が実現可能になるということで、今回の補正予算の中で再度耐震化に対しての対応は考えているのかどうか、再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

学校の耐震化につきましては、何回かご質問の中でお答えをしておいでございまして、1つは、先ほどもご答弁申し上げました下稲吉市街化区域の3校については今後とも学校を存続させると、こういう中で耐震化を優先させる。その他の学校につきましては、今後予定をしております学校統廃合、この絡みで検討をしていくということでございます。

ちなみに、きのうの佐藤議員の質問にもお答えいたしました。当面必要な修繕等につきましては順次行っていきたいというふうに考えております。この計画のもとで今後の耐震化の進め方の手順、順番、これを検討していくということで現在考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

耐震化についてはスケジュールどおり実行、お願いをいたしたいと思います。

それから、社会生活の知恵を教授する法教育についてを再度伺います。

やはり、法教育については、さっき教育長から答弁いただきましたけど、そのとおりなんですけれども、この法教育についてやはり一番大事なポイントがございます。というのは、物の考え方、判断、協調性、そういうものが大事になってくるわけですが、例えばこれ失礼なんです、これは例にとって出すのはまことに失礼なんです、例えばこれは宮嶋市長の立場として私は置きかえて、この法教育の中身を入れてみました。

というのは、例えば、法教育の流れの中でこのようになるんですね、私のはめ込みますと。私は次のように決めたと、これ宮嶋市長がね。私は何が何でも単独で齋場をつくらと言っているんですね。その場合に、市民の都合のいいことだけが伝わる。市民は嫌だわと、こういうふうになってくるわけですね。何だか市長にだまされている気がする、みんなが市民の立場だったらどう考えるのかと、こういう流れになってくるんですね。いろんな意見を比べて、どれがいいか考えることができる市がいいと思います。こういう流れになってくるんですね。市民が知りたいこ

とを知ることのできる市がいいと思います。それでは、どういう市がいいですか。市長に言いたいことは、みんなが思っていることを言い合うとよりよいものが見つかるし、よい市になるよと、このような結論になるんですね、この法教育の中身を一部とってみますと。だから、やはり協調性とか、みんなの意見を聞いていく。一人でもって、自分が決めたからこうっていう教育じゃなくて、やはりもっと柔軟性のあるそういう子供さんの教育というものを、これ法教育の中で学んでいく一つの策なんですね。

だから、これ一つの例にとりましたけれども、やはり法教育の重要性というのは、これは子供だけではなくして、大人に、私たちにとっても大事な要素であると、このように私は受けとめましたので、市長はこの法教育について今の流れを聞いて、どのように印象を受けましたでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

法教育ということですが、先ほど教育長答弁にもございますが、正しい法教育を小学校でも行っていくと。それと、今回のかすみがうら市におけるいろんな齋場問題をめぐる話題について絡めた質問でございますが、私はきちんとした法律にのっとってやっているつもりでありまして、市長としての権限を逸脱したようなことはやっていないつもりでございます。市長としての支出権を、きちんと市民の声を生かす形で支出しているのでありまして、自治法にも規定がございますように、最少経費で最大の効果を上げるのが行政の第1番目の原則でありまして、その原則にのっとってきちんとした行政を今後とも進めてまいりたいと、それが正しい行政のあり方であると、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

やはり、基本的なことが私は欠けているような気がいたします。

これは関連になっちゃうんですが、これは齋場のこと私は質問するわけじゃなかったんですが、今、市長のこの考え方についての法教育の観点からとらえた場合には、非常に逸脱しているっていう部分にもとれる部分があったので私はそういうお話をしたわけですけども。

やはり、相談をする、そして皆さんの意見を聞く、そして協議をする、いろんな角度から検証する、そういう議論があつて私は法教育というのが成り立つと思うんですね。だから、自分がこう決めただからこれに従えよっていうなんじゃなくて、やはりいろんな意見があつて私いいと思うんです、この法教育の中でも。いろんな意見があつて、反対意見もある、賛成意見もある、いろんな意見がごちゃごちゃになっている中で、最終的にはこれなんだっていう一つのものを見出せるというのがこの法教育なんですね。

だから、そういう中で、私は市長のどうのこうのじゃありませんけれども、正しい判断、良識ある判断、そして協調性というのが法教育を通して、これ私も学んでいかなくちゃならない部分かなと、私も反省させられた部分でありますので、どうかその辺も、これから私たちも勉強していきたいと、このように思っております。

それから、最後に、小中学校の防災教育について再度伺います。

防災教育、先ほど石巻市の例をとってお話ししましたがけれども、石巻市の中学校、小学校で1名の犠牲も出さなかった学校がございます。これは、なぜ1名も犠牲が出なかったのかということでテレビで放映されていたので、私は関心を持って見ていたわけですがけれども、というのは、その担任の先生というか、その先生は常日ごろから防災訓練については情熱を持って教育し、訓練をしていた先生なんです、その先生のコメントによりますと、やはり子供に教育したのは、絶対に想定は信じるなど。今まで、津波っていうと3メートルか5メートルしか来なかったから今回もそのくらいだというふうに、そういう想定を信じちゃいけないと、常に3倍、5倍の波が来るんだということを常に意識を持つんだということを、常日ごろから教えていたそうであります。

それで、地震が来たらすぐにも避難するんだということで、避難ルート、最短距離のルートを常に訓練をして、そして小学生、中学生が一緒になって訓練をしていた、本番さながらの訓練をしていた。ただ、訓練という意識じゃなくして、常に津波が、大きい津波が来たという、そういう想定というか、そういう思いで真剣になって訓練を受けていたっていうんですね。小学生は手を引いて、そして小さい子は背負って、そして避難訓練をしていたということで、今回、大津波が来るということで、子供たちが早速もう校庭に全部出まして、そして一斉に最短距離の避難所へと走るわけです。小学生の子供さんも含めて、手を引いたり背負ったりして。そして、最初の避難所が第1避難所で安心だという、津波が10メートル来ても大丈夫な避難所でありました。しかし、そこで、常に先生に言われていた、もっと大きな津波が来るっていうのが子供の意識の中に入っていましたから、子供たちはここじゃ危ない、もう上の第2番目の避難所に行こうということで、小学生、中学生が一斉にまた再度走り出しました。そして、避難が終わって5分もたたないうちに大きな津波が来て、第1避難所の建屋がすべて波にのみ込まれていきました。

そういう中で、もしこの子供たちが第1避難所に、数百名の子供たちが避難していたら、100%死亡したと思います。それが、もう機転をきかせて上の避難所へ行って、5分もたたないうちに下の建屋が波にのみ込まれていった姿を見たときに、その先生は、やはり緊急時に行動に移せる防災訓練が大事なんだということをテレビでもおっしゃいました。

だから、やはり、このかすみがうら市では津波はございませんけれども、いろんな防犯、防災も含めて、先ほど市長が話したように、訓練は実施しているということでもありますけれども、そういう想定外の訓練をこれからどのようにしていくのか、再度伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今回の大震災にあって、教職員も、そして子供たちも、これは本当に本気になって訓練をしなければならぬという気持ちは強く持ったと思います。今まで、やはり訓練ということで少しちゃらちゃらした気持ちといたしまして、真剣でない部分があったことも事実でしょう。ですが、今回この震災を体験して、教職員、それから子供たちも、自分の命は自分で守るしかないという気持ちになったと思っております。

議員ご指摘のように、防災教育につきましては今後、さらに徹底してやっていきたいと考えて

おりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、今後、防災教育について真剣になって取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時18分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

通告に従いまして質問をいたします。

きょうはネクタイなどして、幾らか気分的に違うかなと思ひまして。きのう、川村議員から新鮮な質問を聞かせていただいて、非常に参考になります。古参議員として、少し恥ずかしいかなというふうに思っている次第でございます。何せ浅学非才の身なので脱線するかもしれませんが、その点は許していただきたいというふうに思います。

ちょっとお待ちください。

改選後、定例会で第2回目ということで、初日にも大分決議案が出まして、決議案に対して市長も答弁させてくれというようなことで、ちょこっと混乱した部分もあります。決議案はどこでも議会側の問題であって、市長が出てきて答弁するものではないというふうに私は理解しているわけでございます。

そういう中で、これ市長にお願いしたいことはね、市長の答弁聞いていますと、一貫性がないんですよ。今までの会議録をもう一回精査してもらって、それを踏まえた中で理論構成をきちんと整えて、議員の皆さんを説得できるような答弁していただきたい。議員として、市長としての考えはいささかも、基本的な考えは変わりございません。少ない予算で大きな仕事やると、これ議員各位もだれもそう思っていると思います。

そういう中で、ちょっと雑談になりますが、決議案の中でね、五輪堂橋の関係で、ことしの2月22日の全協での市長の答弁が見つかりましたので、これちょっと朗読させていただきます。

「私が就任後、石岡斎場についてですね、申し入れをしたことが影響しているのは間違いありません。その結果ですね、石岡市が仮に金を出さないということになったわけです。そのまま

にしますと、昨年8月のことなんですが、そのままにしますと橋の工事ができなくなってしまうので、この五輪堂橋は長い間、以前から懸案事項であったということで、私は即座にそれはいいよと、かすみがうら市だけで単独でやるから、県のほうは進めてくれということで強力に話をしまして、土木事務所にもお願いに行きました」というような、全協でのこれ古橋議員への答弁なんですよ。そういうことを踏まえた中で、私一貫性のある答弁をしていただきたい。

それと、災害については、議員各位から質問しているわけですが、一つの私お願いというか、こういうこともいいんじゃないのかなと思うんですが、8月になってかすみがうら市で陸前高田の気仙中学校の子供たちを合宿にご招待申し上げるというようなことで、当然、かすみがうら市でバスお願いして迎えるわけでございます。向こうの恐らくバスではないかと思いますが、こちらへ来たときに、そのバスに職員を乗せて、向こうに少しお手伝いにさせてやったらどうかと。また、こちらへ迎えにくるときにそのバスに職員を乗せてくればいいんだというふうな、これ一つの私の提案でございます。

さて、一般質問に入ります。

防災計画と災害対策の反省について。

これは、いろんな方から質問しておりますが、あまりにも幅が広くて、質問のしようもないんですが、まず災害の翌日、私は災害対策本部へ行きました。残念だったことは、川村議員も指摘しましたが、テーブルに地図1枚ない、どこが道路壊れたか、何もわからない。そんな災害対策本部があるのかと、本当に情けなくなった。私は災害に対しては何回も質問している。一向に改善されていない。

そこでですね、この建物の下に防災に関する備蓄倉庫がございますね。そこにどういうものが備蓄されているのか、どのくらい。それに水道問題、霞ヶ浦地区はすぐに水道出ましたけど、千代田地区は非常に困った。この水道問題についても、合併直後に私質問しているんですよ。千代田地区の管が老朽化していると、水も思うように出ないと、赤水が出るというようなことで、霞ヶ浦と接続してはどうかと。そのときの答弁は、減圧弁をつけて何とか対応したいというような答弁しているんです。全く執行部はね、私どもの意見を聞き入れない。その結果が、今回そういう結果で出てきているんです。もう少し私たち議員の意見も聞いて、謙虚な気持ちで対応したらいいのかなと思うわけですが、市長どう思うか。

次に、予備電源等に関してでございますが、川村議員からインターネットの関係で、私インターネットの関係は全く無知でわかりませんが、サーバーとかいろいろあるわけなんです、このネット関係の必要電力はどのくらいなのか。私の手元の資料では、サーバーの電気の使用量は月に4,000キロワット、パソコンは月に2,000キロワット、両方で6,000キロワットです。多分、1日すれば1時間当たり1キロワットくらいですか。何でこの対応ができないのか。

土浦市はインターネットで出している、あとは携帯電話の何ていうか、私わかりませんが、そっこのほうにも大分、土浦市は市民に対して提供しているという話をうちの子供から聞いているわけですが。この消費電力ですね、サーバーとパソコンの。これ一番問題ですからね。まずそこらのお伺いします。

あと、予算編成から執行について。

予算編成は、根拠により予算計上して執行するもので、担当職から予算を上司に提出し執行し

ているが、また、予算編成担当財政課のチェックはいかにということでございます。

これ漠然としてちょっとわかりませんが、具体的にちょっと1カ所だけ箇所づけしてみます。宍倉出張所、これは平成22年度には建物を建てたから9万弱の課税というのは課せられることは、これはだれもわかっている。しかし、平成22年度の当初予算には賃貸料は9万しか計上していない。これ全くつじつまの合わない話なんですよ。

そうかと思うと、あの近くの活性化センター、5年間さかのぼって200何十万かの追徴金、それは市が持った。さらには、富士見塚古墳公園の下にある借地、これも課税していなかった。それで、不足分の課税を5年間さかのぼったものを市で持っている。果たしてこういうことが許されるのか、市民が納得するのか、担当課は何やっていたのか、これ非常に問題です。

ちょうど監査委員さんもきょうはおいでになっていますので、監査委員さんには質問しませんが、よく聞いていただいて監査してもらいたい。

次に、千代田庁舎の2階・3階の修繕について。

市長のブログに翌日、2階、3階についてのプレハブでというような、ネットに出ていたということで、その根拠はどういうわけでネットに出したのか私はわかりませんが、お伺いしたいと思います。

職員の教育について。

市長は管理職の指導教育、管理職の部下の指導はいかに。これはなかなか難しい問題で、これも毎回質問しておりますが、一向に前へ進まない。それはね、やっぱりリーダーである市長の責任だと私思うんですよ。市長がきちんとして管理体制を整えて指導していけば、全くそういうことではないと思う。

石岡斎場問題にしたってね、市長が先走って、担当職員は全く何も知らない。こんなばかな話があつていいわけないです。本来ならば、職員にいろいろ調査させて、その結果を踏まえた中で結論を出すのが筋かなと、それがリーダーの仕事じゃないのかなというふうに私は思うわけでございます。市長の考え。

職務能力のない職員の今後についてということなんだけど、これちょっと言葉きついかもしれないけど。

話ちょっとそれますが、原子力の平和利用については私は賛成です。しかしながら、事故があつたときの対策が全く確立していない原子力の活用については問題があると。政府においては、原子力安全保安院なるものを立ち上げて、絶対大丈夫だからと、国民をだましたと言えば語弊があるかもしれませんが、現実はどうあつたと。全くまやかしの行政運営、それが今回そういう形に出てきている。そういう職員は能力があるんだか、ないんだかわかりません。能力があるのであれば、そういう方法はとらないと思う。全く私は逆な立場に立って聞いているわけで、市長の考えについて。

次いで、石岡斎場。

市長は6月までに結論を出すとの見解ですが、その後についてということですが、各新聞に2億5000万で単独でやるというような新聞報道がされております。そこで、その2億5000万の建屋だけの見積もりと設計書が全員に配布されましたが、詳細にその内容について、市長から説明を求めます。

さらに、石岡斎場に9300万投入しています。単独でやったときにはその金どうするのか。さらには、この9300万は特例債事業でございますから、当然起債を起こしております。これ、繰上償還はあるのかということ、あわせてお伺いします。

あと、市長と元気にする会の関係についてお伺いします。

まず、第1回目の質問といたします。

ちょっと補足させていただきますが、市長にこれはお願いなんだけどね。質問以外のことは絶対に答弁しないでください、無駄ですから。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

1点目、防災計画と災害対策の反省につきましてお答えいたします。

震災発生時の反省点と今後の対策につきましては、先日の古橋議員にもお答えしましたとおり、今回の震災について十分な検討を行い、県の防災計画見直しの動向を踏まえ、市防災計画及び行動マニュアルの見直しを検討していきたいと考えております。

あわせて、各部門における災害協定締結を含め協力者を募り、災害発生の際の協力体系の構築等を進めていくとともに、市で実施しております防災訓練につきましても、災害発生の際に実際に活用できるよう見直しを進めてまいります。

施設面では、停電時でも災害対策本部が十分機能できるよう対策を講じていくとともに、千代田地区の情報提供設備の早期整備を検討してまいります。

また、詳細については、総務部長よりの答弁とさせていただきます。

2点目、予算編成から執行につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、大地震の翌日に市長ブログに2階・3階についてプレハブでと、その根拠につきましてのお答えをいたします。

3月11日の震災後、庁舎の2階・3階部分の被害状況を確認した際、被災状況があまりにも大きかったので再利用は難しいかなと思ひ、ブログにその時の思いを書き込みました。しかし、その後、4人の専門家による応急危険度判定を行い、その結果等の報告を受けました。その内容は、柱、はり等に損傷がないことから、補強すれば使用に耐えられるのではということでありましたので、今後の改修工事に向けて現在、耐震診断を含めて実施しているところでございます。

4点目、職員教育につきましてお答えいたします。

職員の教育につきましては、徹底されないところも数多くあるかと思いますが、職員もさまざまな課題がある中ですべてに対応できていないのも事実であります。管理職に求められるものは、ただ与えられた職務を遂行するだけでなく、リーダーシップを発揮することや部下の指導・育成、関係部署との調整、さらには危機管理能力等が求められます。これらのことをマスターするためには何といたっても意識改革や自己啓発が必要であります。そのために、人事評価制度を取り入れたり、研修などにも積極的に参加させているところであります。

それから、能力のない職員とのご指摘ですが、人はだれでもよい面と悪い面を持ち合わ

せているものです。能力がないと決めつけず、よい面を育てていくことが大切なのではないかと思ひます。また、人事評価の結果の給与反映が、ことしの6月の勤勉手当から開始することになっておりますので、人材育成、能力の活用といった意識改革が進展するものと期待しております。

5点目、石岡地方斎場建設につきましてお答えいたします。

去る5月20日に石岡斎場組合の正副管理者会議が開催され、その会議において、再度、斎場事業の執行に対し申し入れをいたしました。内容については、斎場建設費の大胆な縮減を申し入れているところであり、既に造成工事に着手している状況下でも、規模の見直しと費用負担の軽減が図られておらず、市民の将来不安にこたえようとはしていません。

そのような経過から、本市の負担金については、合意形成がなされた部分以外については支出を見合わせたい旨を申し入れたものでございます。また、合意に至っていない部分については、2市で再度熟慮いただき、善処されるようお願いをいたしました。

今月6日に石岡斎場組合議会が開催され、正副管理者会議にて再度、予備スペースなしの火葬炉6基、建設規模の縮小、総事業費23億円の縮小検討の余地がないかの提案をいたしました。管理者側からの提案では、建設面積の縮小はせず火葬炉6基、これまで計画していた予備スペースはオープンスペースとして活用し、また、セレモニーホールについては2市で負担するというものでございました。結果は、一部合意は見られましたが、最終的には合意形成に至らなかったわけでございます。

本市といたしましては、組合において今年度、本体工事の発注等にも影響を与えてしまうため、いつまでもこの事業に対して結論を出さないわけにはいきませんので、結果、当面単独で火葬場を建設し、事業費縮減に努めてまいりたいと考えております。特例債を含め既支出分については、今後、3市で協議をしていくということで合意をしております。

2番、斎場問題の新聞折り込みチラシにつきましてお答えいたします。

石岡斎場問題につきましては、市長選の公約として常々考えていた内容であり、これは今でも変わっておりません。斎場建設につきましては、3市の話し合いが6月6日に持たれたところがありますが、ご質問の元気にする会との関係でございすが、私の推薦団体ということであり、斎場移転に関する考え方は似ておりますが、市長となった今は、会側の考え方に左右されることなく、市民全体の利益に資するとの観点から、リーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

栗山議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

2点目の予算編成から執行につきましてお答えをいたしたいと思ひます。

予算編成作業において、新規事業については、担当者が上司の指示を受けて必要額を積算するための資料を集め、また、継続となる事業については、現在の状況を踏まえ、執行状況などの資料をもとにして次年度において事業の執行に必要な額を積算し、上司の決裁を得た上で財政課に提

出されるものでございます。

財政課においては、事業の必要性、執行額に見合った成果が得られる事業推進がなされるかなど、担当課の考え方を聞き、全体を調整して予算化いたします。限られた財源を有効に利用するため、必要額を予算化するようにしているところでございます。

また、予算化後の執行につきましては、担当部課において上司の決裁を受け、執行しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、総務部長 横瀬典生君。

[総務部長 横瀬典生君登壇]

○総務部長（横瀬典生君）

お答えいたします。

初めに、予備電源のお話が出ました。先ほど中根議員さんにお話を申し上げたものと重複してまいりますけれども、こちらの防災センター、これでは給油等でおおむね4時間の自家発電が可能だと。その内容は、先ほど申し上げております。

霞ヶ浦庁舎ではおおむね70時間の発電が可能であって、ご心配されておりますサーバー、あるいは男子トイレまでの間、それから窓口センター、農林水産課のフロアの照明、コンセント等が使用可能となっているというところでございます。これにつきましては、震災の影響を受けまして、千代田庁舎にあったものを霞ヶ浦庁舎に移転した経過でございます。どのくらいのいわゆる自家発電の機器の能力といたしますか、その数字につきましては手元にはございませんので、後ほどお知らせをしていきたいと思っております。

それから、備蓄の問題であります。これにつきましても先ほどちょっと触れさせていただきましたが、飲料水で約800箱ございまして、大体15トンでございます。それから、非常食が1,900食、毛布は3,700枚、非常用ガソリン、軽油、それぞれ200リッターずつとなっております。

それと、もう1点お聞きされましたが、職務能力の云々というようなお話が出ておりました職員の問題であります。与えられた仕事をなかなかうまく遂行できない状況の場合でございますが、ペナルティーということではございませんけれども、人事評価の中で対応をいたしているところでございます。今年度からは、特に賞与への反映があるわけございまして、24年度評価を25年度の昇給にも反映するような検討が現在されているところでございます。

いずれにしても、職員の場合には、基本的には育成をしていくということが非常に重要だというふうを考えておりますので、その点もあわせて考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

○水道事務所長（川尻芳弘君）

栗山議員様からご指摘のありました旧千代田と旧霞ヶ浦町の接続について、合併当初から必要だといっていたのにと指摘でございますけれども、結果的に、今回の震災で、旧霞ヶ浦町に

つきましては3月15日に給水が開始されまして、旧千代田につきましては3月20日に給水開始となりました。接続されていれば、霞ヶ浦と同じ3月15日に給水がされたものと感じます。したがって、結果的にご指摘のとおりとなってしまった次第でございます。

それから、今回の接続することによりまして、赤水対策等にもなるかなというようなことで今感じている次第でございます。

それから、今後の赤水対策、老朽管更新、漏水、給水、それらの更新につきましても、後年度に大分負担となってくるものでありますので、6月10日に設置されました特別委員会の中で検討してもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

栗山議員の質問にお答え申し上げます。

2点目、予算編成から執行についてという中で、まず宍倉出張所の平成22年度の宍倉出張所に係る賃貸借料9万円という予算計上のことについてのご答弁を申し上げます。

この22年度の賃貸借料で9万余の賃貸借料を計上しました内容ですけれども、平成21年度中に地権者等と協議をした中で、平成22年度4月早々から出張所の取り壊し等を考えていく上で、出張所としての用地賃貸借ではなくて、出張所の建物を取り壊すために要する期間、それを一応12月までの9カ月間というような形で予算を計上させていただきましたので、賃貸借料が9万余という形で計上したものでございます。

それと、出張所と活性化センターの税額の違い等についてでありますけれども、昨年7月23日でしたか、朝日新聞に掲載されました記事によりまして、かすみがうら市が借地をしております公共用地について、建物が建築されているにもかかわらず宅地課税をしていないという土地が、税務課の課税担当で調査しました結果、10筆、所有者10人、そういう形で発見されましたので、本年3月の補正予算においてご説明は申し上げましたけれども、5年遡及課税するというようなことで地権者にもお話を申し上げた上で課税をさせていただいたというようなものでございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁漏れがありますので、お答え願います。

市長 宮嶋光昭君。

内容を申し上げます。単独整備の2億5000万円の見積もりの詳細説明について漏れております。次に、石岡斎場に既に投入いたしました9300万はどのように処理するかという点。また、その繰上償還についての点でございます。

答弁願います。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃあ、私は漏れておったとは思いませんが、議長のご指摘なのでお話をいたしますが、2億5000万の算出根拠であります、宮本工業所という火葬炉の専門メーカーから、火葬炉2基の場

合のいわゆる標準的な参考見積もりということで以前にとっておったもので、議員の皆様には先般、委員会で多分お示した資料に入っておったと思います。それが根拠でございます。

また、特例債を含め既に支出した分についてのお尋ねであります。これは先ほどお話をしましたように、今後、3市で協議をしていくということをお話、3市長で合意形成いたしました。今のところそういう段階でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からいたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

[藤井議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

単独設置の2億5000万相当で議員の皆さんにお示した本当の参考見積もりということですが、宮本工業所の、火葬炉専門メーカーであります。そこが本当の簡略につくったものがございます。それによりますと、火葬炉が2基できまして、建設工事の面積は390平米になっております。RCづくりで、平米単価45万で1億7550万と。火葬炉が2基、台車つきで、1基3000万で6000万と、そういうことになっておまして、火葬炉室が73.8平米、機械室が15平米でポンプ室が12.7平米と、告别室が54.6平米、拾骨室が48.9平米と。そのほか、トイレが26平米ぐらいですかね。事務室が10.7平米、待合ホールと和室で48.7平米と、そういった大まかな構造になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

防災関係なんです。先ほど総務部長のほうから答弁ございましたけど、震災前の防災倉庫にどのくらいのが備蓄してあったのか。当然ながら震災を想定して備蓄していなければいけないのかなというふうに思うわけで、まずそれ1点。

さらに、当日ですね、かすみがうら市でも何か所、学校関係も避難場所に指定して、先生方も寝泊まりしていたというふうに話聞いているわけでございます。そういう中で、毛布もなかったと、ストーブもないと。毛布ないと言ったら、改善センターから持ってきた話も聞いております。そういうね、連絡体制が不備であっても、500人もの職員がいるんだから、何とか車で巡回して、どういう状況なんだと連絡取り合うのが当たり前だと私は思います。その点どのように考えてい

るか、お伺いします。

あと、通常時の霞ヶ浦庁舎の責任者はだれになっているのか。これ私ね、何回も聞くんだけど、霞ヶ浦庁舎の責任者だれもないんですよ、わからないっていうの。これはね、危機管理体制ゼロですよ。

さらに、水関係で申し上げますけど、もう千代田で水がないということで、たまたまうちに専門の水槽が、ほかからもらってきたやつがあったので、これ使えるから使いなさいよと言って、使うまで24時間かかった。24時間かかって、昼ごろ持って行って、きょうの夕方返しにきますからということなんですよ。あ、どうぞと言ったところが、5日、6日使っていたと。私はいろんなこと心配してね、提案しているんですよ。

先ほども申し上げましたけど、なぜ地図がないのかと。この建物、これ防災センターだからね、ここ一部机並べて、地図を並べて置いて、防災箇所はどこなんだと。この前も言いましたけど、うちの菱木川の左岸でもって、段差50センチ以上のところがあった。私、うちの女房と2人で軽トラ乗って行って、あと50センチくらいでそこへ突っ込んでしまうところだったんですよ。それは消防も知らない。そんな防災体制があるのかと。

市長に電話入れた。どういうことになっているんですって言ったら、どこが悪かったんだっぺって開き直った。本当に情けない。この議会でいろんな方から質問しましたが、決して防災体制を褒めている人はいない。ここまで来るまでに、何回も防災について私質問しているんです。一向に改善されていない。

それで、震災が終わってからハザードマップ、地震ハザードマップ、こういうもの、これ配布された。これ、みんな笑っているんですよ、これ見て。

川村議員からも質問ありましたけれども、この日のかすみがうら市のホームページ、これは全く機能していない。きのうから、電源が、電源がって言っていたけど、発電機借りてきたと。だけど、使えなかったと。しかし、1年間で消費する電力は6,000キロワットですよ。端的に計算すれば1時間に1キロワット、そのくらいな発電機はどこにもあるんですよ。なぜそれが準備できないのか。議会を余りにも軽視しているからこういう問題になるんです。

きょうも中根議員からいろいろ質問ありました。災害についてね、準備が過ぎたことは人に笑われるかもしれないけど、過剰な準備していたと、そういうところはみんな助かっているんです。市が独自に避難場所を設定したところじゃなくて、保育所が独自に避難場所、道路まで近いところ探して、設定したところは園児も助かっている、みんな。甘く見た大川小学校の子供たちは、多数の方が亡くなってしまった。

きのうまでの質問を聞いても、今ここで6弱の地震が来たときに対応できるのかと。市長はできるというような答弁したけど、これは全くわからない。私はできないと思う、現段階で。議会がみんなでこれだけ心配しているんだからね、あんたらは市民のために何をすかっていることをまず忘れてる。まず、基本的な考え方、市長からお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の震災に際しまして、反省点として、何度ももう繰り返し申し上げておりますが、広報体

制の不十分さとか、水道の復旧が遅かったとか、そういったところが一番ではなかったかという反省点に立って、そういったところを今後早急に整備してまいりたいということは、重ね重ね申しておるところでございます。

また、詳細については、総務部長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

お答えを申し上げます。

初めに、震災前の備蓄の内容でございますが、申し上げます。

現在の備蓄は先ほど申し上げておりますので、それとは若干少ない状況がありますが申し上げます。まず、保存水であります、300本でございます。これ2リッターのもの300本、乾パンが360食でございます。クラッカーが200食、それから携帯トイレが300、毛布が100枚ですね。それから、応急救護のセットが1つと、そういう状況でございました。

それから、続きまして、避難所に寒い中で毛布あるいはストーブがなかったというようなことのお話が出ました。特に、暖房器具の問題については、前の議員さんにもお答えをしており、建設業協会の協力を得まして、暖房器具のセットをお願いした経過がございます。これらについては、今後、遺漏のないように対応していきたいというふうに思っております。毛布につきましては現在、整備をしております。

それから、連絡体制の中で非常にミスイクが多かったと。500人もいるのだから、たとえ組織上整ってなくても、幾らでもできたのではないかというご指摘でございます。おっしゃるとおりでございます、500人の中で、どういう形であれできたものというふうに私も思うところでございます。これについては、これから再度、いわば大きな計画ができる前に、このような体制を整えていきたいというふうに思っております。

それから、㊦霞ヶ浦地区の通常の実行者はというお話でございますが、㊦地区にも総務課がございますので、総務課が通常時は管理等も行うわけでございますが、総務課は全体の中で総務部に属しておりますので、そちらの意見を仰ぐという立場にあります。そういったことで、責任の所在といえますか、現在では私にあるというふうな理解でございます。

それから、水関係でございますが、水の関係で栗山議員さんにもお世話になったことは重々承知をしているところでございますが、いわゆるお世話になった、借り上げさせていただいたような内容も日頃からの準備ということで今後、整備をしていく予定でございます。

それと、災害対策本部に地図等もなく、いろんな組織としてのありようがなかったのではないかと。確かに、おっしゃるように、市長も前にも認めておりますように、混乱をした。そして、本来ですとここにセットできるはずではございましたが、そのようなことが現実的にはできていなかったというところで、情報が錯綜し、あるいは中への出入りの者との連絡等にもたくさんの不備があったというふうに理解をしております。これらにつきましては、今何かあれば、この場所にすぐさま設置をして対応していきたいというふうに思っております。

それから、発電機の問題が取り上げられました。こういった問題については、おっしゃるとおりで、小さい部分での発電は個人の方が所有するようなもの、幾らでも準備ができるんだろうと

いうふうに私も思うところがございます。そしてまた、過大な準備といえますか、そういったことが功を奏したというような、いわばご指摘があったわけでございますが、そのような姿勢で今後は当たっていきいたいというふうに思っているところがございます。

それから、先ほど自家発電の内容での漏れが出ましたので、千代田庁舎では32キロワット、それから霞ヶ浦庁舎では82キロワットという内容でございます。

以上のようなことでございます。いずれにしても、改めるところは改め、そしてまた、今起きても対応ができるように、まずは本部の設置はここでやるというふうに私も考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

まず、霞ヶ浦庁舎の責任者は総務課ということなだけどもね。これはね、部長級でね、責任者は私はこれは決めるべきだと思うの。これ、今の総務部長に聞くのは酷だけど、当時の総務部長は今いないわけで、総務課長が部長を動かすというのはね、たとえ所管の総務部であっても、なかなかこれ大変である、私そう思うわけなんですよね。これは任命権が市長であるんだから、これは市長の考えをお伺いします。

あと、霞ヶ浦庁舎の太陽光発電あるわけですよ。停電のときに、あの太陽光発電機をどのように使うのか教えていただければ、使い方お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦庁舎の非常時における責任者ということですが、平常時においては庁舎管理は霞ヶ浦庁舎の総務課長がやっております。非常時においては、今回、災害対策本部が設置されたわけですから、当然、災害対策本部はこちらの防災センターの1階にあったわけでありまして、霞ヶ浦庁舎の部長も含めてですね、こちらの直接指揮下に入ると、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

霞ヶ浦庁舎の太陽光発電のお話でございますが、これにつきましては非常時という考え方ではなくて、通常の中でそれを使用していくということでございます。そうしまして、現在のところ20キロワットの内容でありますので、売電までには至っていないというのが実態としてあります。よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

太陽光の発電なだけどもね。私は、停電のときにどういう使い方ができるのか。

それと、霞ヶ浦庁舎の責任者、これやはり、即座に対応するのであれば部長級、今あそこに教育長がおりますので、今なら教育長、それが一番ベターなのかなというふうに思うわけで、市長の考えをお伺いします。

次に、災害のときの水の関係なんですがね。災害対策本部へ何回も私行きました。千代田地区で水がない、1リットル以上やれないと。それ以上もらえるはずだから、もらえなけりゃおら市長に言っちゃなんていうばかげた奥様がいたそうです。それはそれとして、私はね、あのフラワーロード、新生道路がね、あそこに散水用の蛇口が結構あるんですよ。あれを開放しろと言ってもあれを開放しない、とうとう開放しなかった。神立に近いほうはね、幾らでも千代田の人は水あそこへもらいに来れるんですよ。なぜそういうね、提案してもできなかったのか、災害対策本部長に聞きます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

教育長についてであります、教育長は教育施設等、教育部門を全部掌握しておりますので、災害時においては、霞ヶ浦庁舎を兼務するということじゃなくて、あくまでも霞ヶ浦庁舎も本部の指揮下に入るわけであります。そういう中で、特に教育長には教育関係の部署の総指揮をとっていただくと、こういうことになるわけであります。

もう一つ、水につきましては、水道事務所長よりの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

当時、水が出ないということで、なぜ出る側の散水施設を使わなかったかというようなお話でございますが、確かに後々調べてみましたらば、20カ所ほどあの沿線に散水が整備されている。一番近いところでは、信号からそんなに離れていないところにあるそうでございます。これにつきまして、当時、すぐ直近のところから水が出ていた経過もあったようであります。ご指摘のように、駅のほうから先については出なかったわけありますので、そこへの対応がなかなか決断できなかったというのは、いわば対応不足と言わざるを得ない、私たちも反省をすることでございます。私たちも災害対策本部の渦中にあつたわけですから、当然そのようなことになったろうというふうに思います。

今後は、より正確にそのような情報、今回の教訓、つまり以前には知り得なかった情報をピックアップしながら、それを利活用に生かしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長、太陽光について、答弁漏れております。

○総務部長（横瀬典生君）

はい。太陽光の停電時の利活用でございますが、ただいま資料ございませんが、先ほどちょっと申し上げましたように、停電時対応というスタイルではない、停電の場合には自家発電装置がございますので、その対応で実行しているというところの理解でございます。よろしくお願いし

ます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

水の関係なんですがね。私、水道事務所も行きました。本部にも行きました。水道事務所ではね、本部のほうへいろいろ連絡出している。指示が来ない、動けない。全く指揮命令関係がゼロなんですよ。本部の指示がなければ動けない。本当に情けない話ですよ。だれが来てもね、あの災害対策本部が大した本部だと言う人は一人もいない。あれは何なのよと、私みんなに言われる。議員の皆さんどう思っているかshれないけど、指揮命令系統がゼロなんですよ、はっきり言って。だから、大きなあの水問題でも、きょうの何時から出ますよと言ったって出ない、対応ができない。本部の指示がなければ動けないって言うんです。本当に情けない話です。そこらどうなっているかね、もう一度。

あと、太陽光の関係なんですがね。私の認識では、あの停電のときには、何かスイッチの切りかえでもって使えるんだという話を聞いておるんですよ。だから、そこらがね、果たして職員がマスターしているのか、していないのか、もう一度お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

指揮系統、命令関係の件で、市長、答弁願います。

○市長（宮嶋光昭君）

水関係の指揮命令系統であります。水道事務所は本部から離れておった関係がありまして、課長補佐がほとんど本部詰めになっておりまして、水道本部には所長がいると、そういうことで、本部の指示は課長補佐を通じてですね、水道事務所のほうには即伝わるようにはなっていたかと思えます。私はそういうふうに認識をしておりました。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

太陽光の発電の問題ですが、いわゆる停電時に切りかえてできるんじゃないかというお話でございます。

大変申しわけありませんが、そこまでの認識が私自身ありませんので、再度きちんと確認をして対応したいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

結局、この前、山口部長のほうから、節電の関係でいろいろご答弁ございましたけど、いろいろ絡めた中で太陽光発電をうまく使えば、相当節電になるんじゃないのかなと。

それと、私、きょう霞ヶ浦庁舎の前通ってきました。それで、教育委員会の西側のほうは鉢植えで、何植わっていたかわからないけど、アサガオかゴーヤか植わっていたみたいなんです。正

面は、玄関から右側のほうは植わっていた。左側は植わっていない。あれだけのガラス張りなんだからね、相当節電に効果あるんじゃないのかなと、こう思うわけで、これは一応ね、あそこもやれというような指示して……

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○14番（栗山千勝君）

でね、水関係。水道所長にお伺いしますが、私は水道事務所へ行きました。本部の指示がなくて動けないんだよというのが、当時の所長の話です。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 1時59分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

栗山議員さんのご質問の中で、本部の指示がなくて動けなかったのかというご質問でございますけれども、当時、栗山議員を含め、数々の提案がなされました。いずれも、緊急のため即対応しなければならなかったため、本部のほうにも確認を求めたわけでございますけれども、その席に栗山議員もいたわけでございますけれども、即座に返ってこなかったというのが実態でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この件で幾らやってもしょうがないけど、市民が安心して暮らせるまちづくりしてもらいたいと思います。

次に、予算編成から執行の関係なんですが、先ほど市民部長のほうから、宍倉出張所の関係で賃貸料、取り壊しの期間9万円と。これは、1月付で固定資産が課税されるわけです、9万弱なんですよ。しかしね、ほかの物件で課税を忘れていたというような関係で、5年間にさかのぼって税金は市が持つよというようなことで、持っている部分もある。この点、宍倉出張所の関係については、22年3月31日で賃貸契約が切れているですよ。しかし、担当はね、民法上30年だということを主張して、それで新たに賃貸契約を結ぼうとしたけど、賃貸契約は結べなかった。地権者に相談もしないで、賃貸料を土浦の法務局に供託してしまった。

さらにはね、1100万という予算を不用額にしてしまった。果たしてこれ、不用額かどうか。私はね、繰り越しだと思います。

それに、ことしの当初予算にも賃貸料はのっていない、今度の補正にのってきている。全くチェック機能が麻痺しているからこういうことなの。おかしい話ですよ。

きのうもね、納付期限の延長は告示行為で処理しているというようなことを答弁しているんで

すよ。市長は何て言ったかっていったら、初めて知ったって言うんです。告示行為するのに、決裁なくてね、告示行為できるはずないです。まとめて答弁お願いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの栗山議員の質問ですけれども、まず宍倉出張所の件ですけれども、賃貸借契約が22年3月31日をもって切れているというお話について、地権者と相談をしておりました担当のほうで、契約期間が30年という借地借家法に基づいたもので、まだ継続されているといった話ですけれども、顧問弁護士等との相談の結果、建物を伴う借地については借地借家法が適用となることから、建設当時に契約された契約がまだ30年を過ぎていないということでまだ継続状態にあるということで、借りる側のかすみがうら市にとっては賃貸料を払わなければならない義務がありますし、貸し手についても建物を伴うということで、30年間の貸す義務があるという結果を弁護士のほうから受けて、昨年1年間を協議してきた結果で、先ほど栗山議員からありましたように、本来、予算上は平成22年は解体ということが、事前に地権者と協議の中で12月までの予算を計上したんですけれども、結果的に3月末まで協議をしまいいりましたけれども、合意する形のものがないということ、賃貸料についても、先ほどもちょっと触れましたけれども、活性化センターの賃貸料を見直したということもありまして、それに合わせて賃貸料を見直し、地権者の方にご提示しましたけれども、価格の面で了解が得られなかったことから、合意に至らなかった結果に基づきまして平成22年分、4月1日からことしの3月31日まで1年間分の賃貸借料を法務局へ供託したわけです。

それと、宍倉出張所解体に係る工事費1100万とその他事務費等を含め不用額、すなわち宍倉出張所の予算につきましては45万円ほど消化したものの、ほとんどの金額が不用額という結果になってしまいました。それにつきましては、3月補正予算、委員会でもご説明してありますけれども、とにかく3月31日まで地権者の方との協議をしていきたいというような形で、減額補正もしないし、繰り越しの議会提案も見送ったという形で、結果的には3月31日をもって不用額ということになってしまったものです。

あと、最後に、納期限の話が先ほど出ましたけれども、3月11日の震災後、3月何日でしたっけ、まず国が、国税庁がちょうど確定申告の時期でもあったことを受けて、申告あるいは所得税の納付についての3月15日という期限を、震災により災害が終了するまで期間を延長するという告示行為をやはり行っております。それらを受けて、かすみがうら市でも県内市町村と足並みをそろえたような形になりますが、住民税の申告についてやはり期限を延長し、さらには3月11日以降に到来する納期についても、当分の間期限を延長するという形で告示を行ってきたわけです。

なお、決裁については一応、市長の決裁は得てはおります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

民法では30年というかもしれないけれども、一般人がそんなこと言っててわからないんですね。

賃貸借契約に30年だっていうこと一言も書いてないの、これは。あんたらはどこ顔向けているんだっていうの、市民に顔向けているのかというの。あんまりにもお粗末でしょう、これ。使用しないものに対してお金払っているんですよ。行政運営上そんなことありますか。それは無駄なんですよ。市長は無駄を徹底して省くって言っているんですよ。あんたらは市長の言うことなぜ聞けないんですか。これ供託金、これ全部国庫金になっちゃっているんですよ。あんたらは誠意持った話ができないでしょう。部長は何回行っていますか。

市長に聞けばね、どっちもどうだと、全くお粗末な話。以前に村長になったときに、違う場所が宍倉出張所、西部出張所とっていましたが、ある方の土地を借りるべと思ったら貸してくれない。無理やり今の地権者をお願いして借りた経緯があるんですよ。何で誠意を持った話ができないのか。それじゃあ、まるで市民をペテンにかけたと同じでしょうがな。もう一回答弁しなさい。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの30年というお話ですけれども、当初、平成2年12月に賃貸借契約を結んだ当時には借地借家法という法律は、現在の法律はまだございませんでした。その後、借地借家法が名称ともども大きく変更されて、借地人に対する権利といたしますか、そういうものをかなり整える、持たせるような借地借家法というのができておまして、今回の宍倉出張所については、平成2年契約であってもその借地借家法が適用になるということで、借地人あるいは貸し人の両方の方にいろいろなことが義務づけられているという結果を踏まえての今回の平成22年中の出張所にかかわる地権者との協議の中でがそういうことになってきたわけです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

途中で法律が変わったというけど、地権者にそんな説明しているんですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

当時、法律ができたころにしているか、していないかはちょっと、私も当時担当しておりませんでしたので、ちょっと今の時点で確認できませんので、申しわけありません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あの当時担当していないって言うかもしれないけどね、行政の流れ上、きちんとした書類は残さなくちゃならないですよ。それ、一般市民がね、だれもがそういうもの、法律を理解していればいいんですけど、まず一般市民はそんなものなかなかわからない。何のためにあの契約、ああいう契約結んでいるんだって。期限切っているでしょう。当然、説明責任ありますよ。市長、ど

うですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この問題については、栗山議員も間に入っているということで詳しいわけではありますが、私はあんまり詳しくありませんが、返還に当たってですね、貸し手側の方のいわゆる返還地の整備条件がいろいろ変わったり、また、貸し手の方の代理人が途中でかわったりしております。そういう経過で、なかなか返還に至らないのが実態でありまして、借りているほうでも大変そこら辺苦慮しているところであります。

聞くとところによりますと、貸し手側のご希望が、後整備についてのご希望が……

○議長（小座野定信君）

傍聴人の方、お静かに願います。

○市長（宮嶋光昭君）

貸し手側のご希望がちょっと常識的にはそこまでかと思われるようなこともありまして、例えばですね、土をとった後ですね、土をとったところ普通は土法になるわけではありますが、土をとった境目のところに2メートルぐらいの段差ができるわけですが、こっちは借りているほう、こっちは貸していないほうですね。それで、借りているほうの何か土を一粒でも残してはならないというような条件がつけられたということも聞いておりまして、なかなかご希望がきついなという、そういう中で交渉を強いられているわけでありまして、そういう事情を栗山議員はよくご存じだと思います。そういうことを懸案して、この案件についてはご質問をしていただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

きょうもね、95歳にして心配で傍聴に来ていらっしゃるんですよ、この後どうなるのかと。誠心誠意込めて話し合いすれば、これまとまる話なの。それが欠如しているからこういうことになるんですよ。息子さんは元気にする会の会員でしょうがな。市長もよくご存じの方です。市長みずから行ったらひとつもおかしくないんです。

ここからちょっと横に入りますけど。これに関連してでね、活性化センターは5年間さかのぼった分を市で賃貸料を上乗せして、これ税金分を払っている。富士見塚の古墳公園も、5年間さかのぼって市が払いますからと、これは部長が言っていますよね。果たしてこれがね、公金でそういうものさかのぼってね、税金分って支払っているのか、悪いのか。課税しないのはあんたらが悪い、見直しがあるんですから。かすみがうら市全体でね、どのくらいあの課税漏れがあるか、教えてください。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

課税においてですか。

[栗山議員「見直し」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

今回の見直しですか。今回のといいますか、3月で補正予算を計上したときの見直しですか。

[栗山議員「その前、1月1日。1月1日付で課税するんでしょう。見直し時期があるんでしょう」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

はい。毎年1月1日が現況確認といいますか、課税の基準日になります。そのときの見直しの筆数と面積ですか。

[栗山議員「どのくらいあるのかということ、知らないわけないでしょう」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

じゃ、すいません、ちょっと休憩してもらって。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

書類を用意します。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時35分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変お時間をとらせて申しわけありませんでした。

平成22年度については概要調書という形で、固定資産税の課税状況をデータ化したものがございます。23年度分、1月1日現在で、まだ概要調書等の様式に基づくデータの集計がなされておられませんので、基本数値で申しわけないんですけども、22年と23年の違いの部分で宅地についてのみご報告させていただきたいと思います。

平成22年で2万9483筆あったものが、平成23年度課税では572筆ふえて3万55筆になっております。宅地の面積が22年で1204万1401平米が21万2589平米、他の地目から宅地化に地目変更がなされ、23年度の合計宅地面積が1225万3990平米ということになっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そういうことを踏まえた中で、新年度の予算はどのくらい予算に計上してあるか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、当初予算の固定資産の額ですか。

○14番（栗山千勝君）

踏まえてどのくらい計上してあるのか。

○議長（小座野定信君）

おおむね、今の書類要求していないので手元に書類がないと思いますので、概略の説明になってしまうと思うんですが、後に書類を提出させるように……

○14番（栗山千勝君）

いや、書類はわからなくないけど、議長はね、質問事項を議員によく聞いて、答弁するように議長指示しているんだから、おれのところには何も来てねえんだから。

○議長（小座野定信君）

あ、そうですか。

○14番（栗山千勝君）

そのほうは執行部が悪いんだからね。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[「予算書持っている人いないの」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

予算書あるだろう、予算書。公室長、予算書ない。

[栗山議員「まあいいや、議長」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

いいですか。

[栗山議員「いいから」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

先ほど10件くらいの話が出たんだけど、私の同級生のところにね、税金は市で全部持つからというようなことで5年間さかのぼったって話聞いているが、それ事実なんですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

契約変更なんで歳出のほうで……。

[栗山議員「市民部長は行っているでしょう、一緒に」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、私も確かに課税についてのご説明ということで一緒に同行しております。そのときの話で、固定資産税が富士見塚古墳公園ができた翌年から、本来であれば宅地課税という地目変更して課税をすべきでありましたけれども、その後地目変更がなされないまま現在に至っているということで、おわびをして、過去5年間にさかのぼって宅地として課税させていただきますと

いうことでご説明に行っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

5年間さかのぼった分ね、どういう根拠法令のもとに地権者に払っているのか、これお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

富士見塚古墳公園の展示館と活性化センターの契約の担当部局というような形での答弁となりますが、賃借料の変更についてご答弁申し上げます。

富士見塚古墳公園と活性化センターの賃借料の見直しにつきましては、宅地課税されて、今までの賃借料では地主さんが当然不利益となってしまうというようなことをございます。この取り扱いについては、顧問弁護士に相談をしまして、権利金として、遡及された5年分の固定資産税等相当分を支払うというようなことをご理解を地主にいただいております。今後は、改正された賃借料を支払ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

課税しなかったっていうことはね、これ課税見直しというのは何年かに1回やっているわけですからね。これ当然、課税する側の怠慢ですよ、取るべき数字を取らないんだから。当然ね、あの地が宅地になったときには課税しなくちゃならないというのは、当然これわかっているはずなんです。20年もたってね、権利金としてなんて、そんなこと常識で考えられる問題じゃないですよ。これは明らかにね、職務怠慢の結果がこういうことになったと私は思うわけで、市長の見解をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、栗山議員、まさに常識的というお話を申されましたが、この決着につきましては、長い間悪弊として残っておったもので、貸し手のほうも借り手のほうもお互いに差し引き勘定は同じになるわけでありますから、極めて常識的な解決法を現実的に図ったと。その際に弁護士にも聞いて、適切に対応したということでありますから、私もそれを了解したと、こういうことをございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長、弁護士に相談したって、弁護士は結論を出すところじゃないですよ。常識で考えてね、課税しなくちゃならないもの課税しなかった、見直ししない、これ職務怠慢の結果なんです。これは処分の対象ですよ。ほかにもあるでしょうがな。職務怠慢の結果なんです。市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

20年間にわたる職務怠慢の結果でこういうことになったわけでありましたが、20年前の職務怠慢、19年前の職務怠慢、5年前、3年前とやっても、これいたし方がない話でありまして、現実的な対応をしたと。これに対する法的な問題もあろうかと思えます。そういったところは、結局は裁判等で、もしどうしてもご納得いただけない場合は裁判等で決着するというところもあるかと思えますが、現実的な対応としては一番これが適切ではなかったかと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長ね、裁判云々って言ったけどね、私、裁判云々言っているんじゃないんですよ。あんたはどっち顔向けているのっていうの、市民に顔向けているのか、職員に顔向けているのか。どう考えてもおかしいでしょうがな、取るべきものを取らないんですよ。ここのほかにもいろいろ私言いたいこといっぱいある。

あんたは市民の声を聞くって当選したんでしょがな。これ元気にする会の資料です。市民の声を聞く、これ市長が書いたか知らないけど、元気にする会で書いたか知らない。どんなことでも、まずまちの皆様の声を知るところから始めますと。私はどこまでもね、市民に向けた行政運営が一番大事だと。身内に甘くね、市民に厳しいなんて、そういう行政運営はないですから。もう一度。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、役所の職員を身内、市民をその身内に対するものというような認識は全く持っておりません、これはだれが考えてもよくわかると思うんですが、10万円で借りた、10万円の……失礼しました。8万円の税金かかるものを10万円で貸す、98万円の税金かかるものを100万円で貸す、これは計算どうやったって同じことです。貸し手、借り手、それから市民の立場でいわゆる払うほう、市民の立場は払うほうであります。また、貸すほうは地主さんであります。どことっても結果的には利益は同じであります。それで、そのことを現実的に対応したということでありまして、何でそういう現実的な対応したかと申しますと、もういわゆる過去の悪弊が、私がつたまたま就任したときに出てきたわけでありまして、これを10年、20年さかのぼってやってみたら、現実的にしようがない問題でありまして、それを現実的な適切な対応をしたと。

こういう問題に対しまして、どうしてもいわゆる法的な解決を図れということであれば、それはそう思う人がやるしかないのでありまして、私、今の施行者としては私は適切な判断であったと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、今までの20年間、5年間さかのぼった、15年間何をやってたんだっていうの。完全に時効になっているかもしれない。おれは裁判云々なんか言っていないですよ。この件このくらいにしますけど、もっとえらい問題があるんですよ、ここで言わないけど。よく胸に手当てて考えてごらんください。

次にお伺いします。

市長のブログに震災の翌日、2階、3階壊れたからプレハブで対応するほかないだろうというような、インターネットに書き込みがあったわけですが、この震災の、職員が寝ずに、泊まり込みでおふろも入らない。そういう中で、自宅のブログに書くのは私はいかがなものかと。市長はきのうの答弁でも、泊まり込みで対応しておったというような答弁されておるわけですが、泊まり込みは何日くらいやったか、ついでにお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はその震災……、まずブログの件から申します。今は非常にネットも便利になっておりまして、車の中からブログ書けるようになっております。そういう状況の中でありますので、いつでも、どこでも書けるということでもあります。

それと、何日くらい泊まったかということではありますが、ちょっと記憶は定かではありませんが、とにかくその当時、もう自分の車でばかり歩いておりましたので、私もうちのこともありましたが、合間にちょっと家へ戻ったようなこと、夜戻ったり、明け方戻ったり、戻ってもすぐまた役所へ来たりと、そういうことの繰り返しを数日やったように覚えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この件そんなに論議してもしょうがないけど、当時の関係者によると、当日1日だけなんです。一生懸命になってみんなやっている。ある方があんたの家に電話した。朝、牛の世話やった。くさいからってシャワーあびている、それから役所へ来た。一生懸命やっているんだから、もう少し家族もね、気使って、うまい言葉使ったらいいんじゃないのかって、これは私のアドバイスです。この件については結構です。

時間あとどのくらい。

[「あと15分です」と呼ぶ者あり]

○14番（栗山千勝君）

はい。

石岡斎場の関係で、市長は6月までに結論を出すとの見解ですが、その後についてというようなことで先ほどお伺いしましたが、市長は2億5000万で斎場が建つと。しかしながら、私どもの議員に説明したのは建物だけだというようなことで、外構、駐車場舗装、あるいは設備については入っていませんよと、それを含めれば3億くらいになるだろうと。それは、どこまでも市の土地に建てたときの話です。場所が決まっているわけじゃないです。担当部局ともこれ話してない、調査もさせてない。これ、市長、独断と偏見でこういう結果になったわけですよ。ちょっと市長としては軽いなど。

先ほど、この図面の説明しましたが、例えば火葬炉の部屋、これ6メートルの9メートルなんです。これ、図面上書いてあります。石岡斎場の火葬炉の部屋は奥行き19メートルなんです。なぜ19メートルかという、ここに公害対策、ダイオキシンとかね、いろいろのもの除去するために附属部品をつけなくちゃならないんですよ。これ、簡単に考えても、この建物できない。これ、ちょっとした人が見れば、だれでもわかる。これ、余りにも小手先のごまかしなんです。

それで、今までに特例債事業と称して9300万余起債を起こして、石岡斎場に負担しているわけです。これは、合意形成されて適正に処理した。これは、監査委員の監査報告においても、報告事項になっているわけでございます。

先ほどの答弁では、この件については、三者で改めて協議するということですよ。端的に考えてごらん下さい。この金どういう金ですかっていったら、まず用地費、設計費、遺跡の発掘、造成費、今残っているのは土地だけですよ。それ返還求めて、はて返還してくれるのか、くれないのか、これはわからない、どこまでも特例債事業だからね。もし返還してくれればいいんだけど、返還がなかった場合には、あそこから単独でやった場合には、当然繰上償還という問題が出てくる。9300万というのが余計な費用にかかってしまう。

石岡と小美玉については、斎場については7000万何がしの負担をすると、うちのほうで。だから、かすみがうらは炉は納得してくれというようなことを言っているわけですよ。さらにまた譲歩してくれた。そうしたときに、その突っ込んだ金がもらえるのか、あるいは繰上償還になるのか。当然、市長は単独でやるって言っているんだから、十分調査の上に市長なりに結論を出したんでしょから、市長の見解をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、設計上の問題であります。2億5000万での簡易見積書の設計上の問題であります。栗山議員ご指摘の点はバグフィルターという、いわゆる集じん装置のことかと思えます。これは2500万ぐらいかかるということで、そういう機械であります。今の宮本工業所の説明は私は受けているわけですが、今の火葬施設はバグフィルターなしで全然公害対応はもう問題ないんだということで私は見積もりをいただいております。それ以上の細かい技術的な問題はわかりません。だから、どうしてもバグフィルターをつけなくてはならないということは全然ないんじゃないかと私は理解しております。

また、既支出分についてであります。これは特例債も含むんであります。これは先ほど来お話をしておりますように、今から三者で話を、どういうふうにするかという三者の合意が

なされなければ、この扱いは私のほうも勝手に決めるわけにはいきませんし、先方もこの先、当方の支出を当てにして今やっている事業でありますから、今後とも、そういった意味での後始末についての話し合いは必ず続けなければならない。このまま、全然話しないで単独でやるという話はしておりませんで、そういった話をしながら、うちのほうも単独施行に向けて準備を進めると。また、先方も私どもとの話し合いの上で、さらなる話し合いが、そういった詰めができて初めて施行ができると、新たな施行ができると。だから、そういう話し合いが進まないのに、8月に火葬施設を発注するというわけにはいかないのではないかと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、バグフィルターは要らないというようなこと言っているかもしれないけど、それなりの施設じゃなければおいは出る、公害は出る、技術的に、そういう技術があるかないか私はわかりませんが、3000万でできるはずがないです。

それと、今、単独でやるとは言っていないというように私聞こえたんですが、それは間違いないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

バグフィルターの件であります。バグフィルターの技術的なことについては、私はちょっとわかりませんが、火葬炉メーカーで宮本工業所といえばそうそうたるメーカーではございます。そこが言っているわけでありまして、全然バグフィルターなしでもおいは出ないし、煙も出ないと、そういうことであります。

また、単独でやると言っていないというのはどういう意味だかわからないんですが、先般の6月6日の話し合いで、かすみがうら市は今の石岡斎場のいわゆる大型の23億円の事業には参加しないわけでありまして、2市であれば進めるということでありまして、また、私どもはこっちはこっちで考えるよということでありまして、単独でやらないということは言っておりません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長になる前の宮嶋光昭、これ平成9年8月25日に水戸地方裁判所民事部に訴状を出してありますね、石岡地方斎場建設費支出差止請求住民訴訟事件ということで。これ、今でも原告になってありますよね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

訴訟団でありますね。訴訟団の一員で、今の石岡斎場の用地については広過ぎて問題だということも含めて、訴訟団の一員に加わっておりました。しかし、私は、市長当選後、ちょっと日にちは忘れましたが、当選前後だったと思うんですが、いわゆる今度執行者になるわけでありま

すから、いわゆる原告と被告を兼ねるわけにはいかないわけでありまして、当然原告からは外れております。今は原告には入っておりません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

23年6月7日、これインターネットから引っ張り出したんだけどね。まだ残っているんですよ、これ。残っていないのであればね、残っていませんっていう根拠出してください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

法的な手続については弁護士に任せてありましたので、私は入っていないという認識、全くそういう、入っていないという認識でおります。インターネットに載っているというのはちょっと、私も何で載っているんだかわかりませんが、法的には外れているはずでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

法的に外れているといっても、これインターネットに出ているんです。外れていないでしょう、これ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、原告団に入っているという認識は全くありませんで、インターネット情報というのは必ずしも正しい情報だとは思いませんが、万が一法的な手続がもし終わっていないとすればですね、適切を欠くわけでありまして、調べさせていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この点はね、はっきりして、インターネットに掲載している方がいるのであればね、これ訂正してもらいたい。

そういう中で、単独でやった場合に、あなたはね、合併特例債を活用していくということなんだけど、これは事実なんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然そういうことになるわけでありまして、そのためにはですね、先ほどとダブりますが、既に石岡斎場現計画につきまして、前任者時代も含め、特例債の活用を図っておりますので、それとの調整が済まないうちは単独事業に対する特例債の適用もないわけでありまして。そういうふうな認識を持っております。ですから、いわゆる三者のさらなる詰めが必要であると、こういうふ

うに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、3月に市長の答弁の中で、合併特例債は交付税で戻ってくる当てがないからって言っているんですよね。そういう中で、何で今度は合併特例債になってここに打ち出してくるのか、それがちょっと理解できないけど、その考えについて。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

合併特例債につきましては、私は以前から申しておりますように、今、国のいわゆるどうしようもない借金財政の中から、特例債事業が約束したような交付金措置を、交付税措置を地方に完全にやれるという認識は全然持っておりません。しかしながら、今の制度上はですね、こういった起債制度というのは、ある程度虚構的な部分もあるわけでありまして、それをやっぱり使って、現実問題としてそれを使っていかなければ市の財政も回りません。また、国も、特例債を交付税措置するんだって言っているながら、実際に現実にはできていないわけでありまして、臨時財政特別債ですか、そういったもので対応せざるを得ない状況でありまして、これは実質的に債務不履行の状態にあるわけでありまして。

そういったことを勘案しますと、特例債事業だからといって決して市の負担になっていかないんだっていう考え方は、私はそういう立場に立つわけではありませんが、便法として現実的にはそういう活用を図っていかなければ現実の政治は回らないと、こういう認識をしております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ここで公室長にお伺いしますけど、金曜日に財政課長が県のほうへ、この件についてはいろいろ調査に行きましたよね。私は私なりに県のほうへ問い合わせ、聞いております。どういう結果が得られたのか、ここできちんと答弁願いたい。内容は私わかっています。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

栗山議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

金曜日に県のほうに、この新しい方向性が出たということで、あくまでも事務担当レベルの県のほうに協議といいますか、報告のような形で行ったわけでございます。そういった中で、これはあくまでも想定でございます。県の事務方のほうも想定の話でございます。

合併特例債についての今までの分、今の組合のと新しい単独の施行、それが協議がつかなければならぬんですが、仮に単独で行う場合については、合併特例債を単独に使うような場合には、今までの繰上償還については償還しなければならないような――が想定されるというようなことは言われてきました。

それから、最終的には市の方針が決まった中で、国・県との協議を踏まえて今後の、県のほうも対応するというところでございます。

またあと、合併特例債については、新市の建設計画が基礎となるということの中で、今、新市建設計画の位置づけ変更という形が出てくるのでないかということでございます。

最初のお話、県のほうには話したということの内容は、以上のようなことでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう少しはっきり答弁できないですかね。もっとはっきり、事実を。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

事実といいましても、ただいまの、県の市町村課の担当、理財係の担当とのこちらの財政課のほうの協議結果ということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の前では話せないだろうけど。これはね、特別委員会の中でまた聞いていきたいと思うんですが、端的にね、9300万突っ込んでいるわけですから、これが返してもらえなかった場合には、9300万のこれは繰上償還になるということで、約1億8000万、これまるきりどぶに捨てちゃうようになる、これ仮定だからね。

それで、5億4000万、5億4000万で市長言っているかもしれないけど、石岡市と小美玉はね、斎場についてはうちのほうで持ちますよということを言っているわけですよ。

それで、一番、組合議会があったときには、今度、建屋だけで、2基の炉はつくらなくてもいいよというような話まで持ってきているわけ。そうすると、かすみがうらの負担は総計で4億5000万くらい、これ特例債を活用すれば大体1億ちょっとで済むと、非常にこれ有利だと思うの。

私はね、最初はこの事業については反対なんです。しかし、ここまで来た中で、多数決の原理で、私一人でどんなにもがいたってしようがない。ここまで金突っ込んできちゃって、今どうしようかと考えたときにね、リスクの多いほうをとるのか、リスクの少ないほうをとるのかといったらば、現在のまま進めたほうがはるかに有利。市が単独で維持管理していった場合には、どのくらいかかるかわからないけど、最低5000万くらいかかるんじゃないのかなと、これは客観的に私が頭ではじいたもんなんです。今、石岡斎場に負担金で出しているのが1500万、かすみがうら斎場は900万というふうに担当のほうから聞いております。

リスクの大きさを考えたときにはね、何で単独でやるのかと。単独でやったときにね、これからどのくらいかかるのかと、期間が。最低1年半かかります。あなたはね、来年度中に仕上げて言っているんです。物理的に絶対無理なんです、これ。無理なことを何で軽々しくマスコミに公表するんだっていうの。あんたの見解お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、いわゆる6月5日までの話し合いの中で、確かに四億六、七千万ぐらいの負担に圧縮できる話まではいったわけではありますが、その先詰まっていないと。私は、この件については、一応一つのぎりぎりの線として4億円までというのを再三先方にも伝えてありまして、4億円まで先方がかすみがうら市の負担を減じられるという案に乗ってくれば、それで決めようと。今言った、まさにリスク管理のことも含めまして、そういう考えを持っておったわけではありますが、これは相手にも伝えてあるわけでもあります。しかし、最後のところで決着がつかなかった。

その4億円の根拠が、まさに合併特例債の万々のいわゆる繰上償還、丸々これが返ってこないということはないわけではありますが、ある一定部分については、単独施行になった場合は、石岡、小美玉の立場になってみればですね、かすみがうら市の合併特例債分で整備した、買収した土地であるとか進入路、あるいは遺跡調査ですか、そういったものについて、かすみがうら市が出さなくなったから小美玉と石岡が単独で出すよってということは、これは合理的には考えづらいと。そういうことから、その分については当然かすみがうら市側が負担することのほうが話はスムーズにいくと思います。

そういうリスクを考えると、八、九千万の支出分について丸々返ってくると考えるのは、これは虫のいい話でありまして、その点のリスクは当然入れておかななくてはならないと。そういうことを考えると、仮にその部分が五、六千万に相当するということになりますと、あるいは4000万、5000万ということになりますと、それは当然織り込んでおくと、そういうことになります。それで、それを織り込んで、さらに4億以下が私が考えている命題でありますから、そういうことから、今とっている見積書等を参考にしながら、この見積もりについても鉄筋コンクリートで見えておりますから、鉄骨、ヘーベル板の施工にすれば、さらに建築費の圧縮は可能でありまして、2億円程度まで圧縮は可能であるというふうには考えてはおりますが、そういったことも含めて、絶対に4億は出ないと、そういう計算のもとにトータル的な考え方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、るる細かいことを市長が説明してくれましたけど、その市長の試算、ここでご提示願います。比較した試算。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

比較した試算というのは、結局、相手があることでありますから、あくまでも、先ほども申しましたけど、3市で今後詰めていかななくてはならない問題であると、そういうことが残っているわけです。一方的に当方が、あるいは一方的に先方が試算して済むという話ではありませんで、これはあくまでも話し合いで決めるしかないと思います。

さらに、この基礎となるのは、私は、2月15日のいわゆる3市の管理者会議及び斎場議会で、

そもそものこの今年度の事業計画について、事業費について、不同意であるものを明確にしておりますので、こういったことが今後の交渉の中で生きてくるのかなど、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、市民の立場に立った場合にね、どっちがリスクが高いかっていうことを計算した中で、これを判断するのが市長の仕事だと思います。もちろん、そのリスクを考えた中で、議会にも説明する、私は当然のことだと思います。

市長はかねがね市民の声を聞くって言うんです。市長も市民の代表かもしれない。市長は、半分が批判票ある。軽々しくマスコミに報道するんじゃなくて、リスクなりを計算した中で報道してもらいたい。私は支持した一人の中で、これ強く求めたいですよ。私は一生懸命に支持させてもらいましたから、そういう聞く耳持ってくださいよ。

これ以上聞いてもしようがないけど、あとは特別委員会の中できちんと整理していきたい。きょう、監査委員が同席していますんで、そういう法的根拠を考えながら、きちんと行政監査をしていただきたい。これ、私の監査委員に対する要望で終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月15日及び6月16日の2日間を休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月17日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時23分

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成23年6月17日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 一般質問

(6) 岡崎勉 議員

(7) 山本文雄 議員

日程第2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

市長による訂正

日程第 1 一般質問

(6) 岡崎 勉 議員

(7) 山本文雄 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(6)	岡崎 勉	1. 地震など自然災害等に伴う災害対応（体制）について
		2. 志筑小学校開校に伴う安全対策について
		3. 土浦市との合併問題について
(7)	山本文雄	1. 東日本大震災に伴う災害対応について
		2. 職員の能力開発と行政事務の適正化について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、15番、山内庄兵衛議員が所用によりおくれるとの届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、3月1日に会議規則が改定されたことにより、従前は3回までであった質問回数が撤廃されたため、議員各位においては、時間配分に留意されますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

なお、6月14日の栗山千勝議員の一般質問の答弁に対して、宮嶋市長より一部訂正との届け出がありましたので、発言を許します。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

14日の栗山議員のご質問の中で、石岡斎場に関する訴訟事件に関しまして、私が原告団の一員になっているわけでありますが、そのお尋ねがございました。その際、インターネットに名前が原告の一員として載っているよということを指摘されたわけでありますが、私はそのとき、その時点ではもう原告をとっくに取り下げておるものと認識をしておりましたが、その答弁につきまして修正させていただきます。

実は、この件については、弁護士にはもう、市長当選と同時にすぐ取り下げてくれるように依頼はしてあったんでありますが、弁護士のミスによりまして、実は、質問当日も原告のままだったわけでありまして。その後、一応、念のために確認をしまして、そういうことがわかったので、即座に弁護士に依頼しまして、原告の取り下げ依頼をしまして、もう既に手続は終わっております。答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、よろしいですか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

手続が終えているということなのですが、その件について、もう裁判所へは書類は行っているということですか。ただ弁護士だけでとまっているのか、裁判所でそれが受理されているのか。今、手続が済んでいるということで、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

手続は済んでおりまして、裁判所の手続はもう済んでおります。念のために、法的な問題も弁護士に聞いたところ、訴訟の相手方は管理者久保田健一郎さんでございまして、私は副管理者という立場でありまして、直接被告にはなっていないので法的には問題がないわけでありまして、もちろん適切さを欠くということで取り下げを依頼したものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、久保田健一郎さんの名前が出てきたわけなのですが、管理者ね。インターネットによれば、まだ横田凱夫だということなのですが、その辺も全部手続はお済みなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

訴訟の、最初の時点では横田凱夫でありましたけれども、今、原告がだれになっているかについては、ちょっと私は未確認でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

被告がだれになっているかわからないと言ったけれども、久保田健一郎さんという石岡市長の名前が出たんでね。それで、インターネットは横田凱夫になっているんですよ。それは、当初はそうかもしれないけれども、今でもインターネットにそういう名前を出ているということは、現在もそういうことだということによって一般には理解しなくてはならない。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

何が違うの。ここでわけのわからない、何だかんだ言わないでくださいよ。あんたのインターネットに出ているんでしょうが。

○議長（小座野定信君）

よろしいですか。栗山千勝議員、もうよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

だから、どうなっているのかと。だって、久保田健一郎さんと言ったんでしょう。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

被告が久保田健一郎さんか横田凱夫さんかは、ちょっと私は確認してありません。いずれにしても、もうとっくに下りたものだと認識をしておりましたものですから。ただ、原告団に名前が入っているということで、適切さを欠くので、去年に取り下げを依頼したものであります。その手続を弁護士が忘れておったということで、ご指摘の後、早速手続をとらせてもらって、それは済んでいます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

原告下りたというようなことで、弁護士のほうから手続をしたことはわかっているんですよ。ただ、被告が久保田健一郎さんになっているというようなことを言ったんで、その手続がどうなっているのかと。当然副管理者であれば訴状は見ているはずだと思うんです。見ていなければ見ていなくてもいいんです。だから、訴状の内容で被告がだれになっているか、お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

訴状は、実は私は見ておりませんで、いわゆる被告側としての訴状は見ておりませんので、ちょっと確認はできません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、石岡斎場問題でここまで議論している。そういう中で、市長みずからが訴状を見ていない、あるいはすべての準備書面も見っていないということは、私はいかかなものかなと思うわけで

ございまして、副管理者であれば当然見ることができると思うんです。

合意形成ができていないからどうのこうのという問題を言う前に、やはり訴状も全部見るべきだと思う、副管理者として。その点、どういうふうにお考えになっているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

原告であった時分は訴状そのものは見ておりましたけれども、いわゆる直接の被告ではありませんし、直接というか、要するに私は被告ではありませんので、また、原告であったという認識も、もう市長就任後はなかったわけでありますから、その件についてはそれほどの関心はなかったわけでありまして、詳細にわたって見ているということはありません。ただ、一部については見ていたような記憶もございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の話を見ると、直接の被告じゃないというふうなことを言っているのであれば、結局合意形成の問題に入っていくんですが、結局、一部事務組合というのは、理解の仕方が一応法人化という形でもって、代表が石岡市長になっているわけですね。そうした意味では合意形成がされているからすべての議案を出せるわけでありまして、一応、ここで言えば提出者は市長。石岡斎場の提出者は管理者が出すというようなことで、そこらのところがちょっと、まだ私は理解できないところがあるので、合意形成がされていないからと言うのであれば、やはり訴状すべてに目を通していただきたい。これ、かすみがうらの一番頂上に立っているわけですから、その結果はできれば議会にも報告してもらいたい。これ、要望で終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、前回に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

皆さん、おはようございます。

大変、雨の中ご苦勞さまでございます。九州地方では警報が出ているようですけども、大変な思いをしているようであります。

私も1月に市議会議員に立候補しまして選出され、議員になって初めて、こうして一般質問を行わせていただきます。この機会を与えてくれました皆様に心からお礼申し上げます。

初めに、これも今まで5人の方が震災に対してのいろいろお話がありましたけれども、一部重

復しますけれども、よろしくお祈りしたいと思います。

ことしの3月11日午後2時46分、東日本に大震災が発生し、世界でも最大級と言われるマグニチュード9.0、東北では震度7、6強が観測され、茨城県でも6弱の記録をし、東北から関東にかけての沿岸に津波が押し寄せ、死者・行方不明者が2万数千人。津波とともに海に面した町が跡形もなく壊滅しました。被災に遭われた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。

当市につきましては、幸いにも犠牲者はおりませんでした。震度6弱の激しい揺れは、屋根のかわらや塀、あるいは道路の陥没など、今までにない大きな被害が発生し、さらには電気、水道などのライフラインが遮断され、暗く寒い夜を過ごし、大変な思いを強いられました。

日ごろ何とも思わなかった、当たり前に使っていた電気や水道、使えないとこんなにも不便で、日常生活に支障を来すものと痛感いたしました。

今回、断水に対しまして、給水活動では職員の皆さんの適切な対応と市民ボランティアの方々やたくさんの方々の協力を得て、早朝から夜遅くまで対応していただいたことにつきまして、そのご苦勞に心より感謝申し上げます。

それでは、本題に入りたいと思います。

災害体制のあり方ですが、備えあればの備えがこれほどまでに重要であったかを認識されました。これまで大きな災害もなかったのも、日ごろの危機感もない、たかが電池、当たり前のように入っていた水、飲料水や生活水、大変な思いをしました。そのほかにも、たくさんの品不足、課題があったかと思いますが、そこで市長にお伺いいたしますけれども、今回、このような状況を踏まえて、率直に給水車の配置は考えていないのかということをお伺いいたします。それも、その給水車につきましては、自然災害以外でも、機械、配管等の故障、それぞれ想定されると思いますが、それらを含めまして配備する予定があるのか、お伺いいたします。

次に、2点目ですが、市長は職員の採用はしないとされていますが、今回の災害では人員が少なく、思うように活動ができなかったのではないかとお伺いいたします。特に、消防職員の欠員補充や適正配置人員の確保、これは地域の安全・安心を守るために大変重要であります。今、ご存じのように、消防職員は一般職員のように採用しても、即実践活動ができず、約2年の教育訓練を受け、資格を取得しなければ現場活動には出られません。欠員のままの状況でいくと、消防隊、救急隊の運用が思うようにできず、単体、選択運用、もしくは霞ヶ浦地区の消防署を閉鎖して、かすみがうら市1カ所での消防活動にならざるを得なくなるとお伺いいたします。救急も、救助も、火災も、一分一秒を争うことはご存じかとお伺いいたします。そのために、その地区の中心に設置して、市民の安全を守ってきているかとお伺いいたします。その安心が得られなくなるとお伺いいたします。近い将来、消防の広域化も考えられますが、他の市町村からの出場では時間がかかります。

また、行政を行うにも、将来の組織を考えれば採用が必要かとお伺いいたします。行政職、消防職員の採用をなぜしないのか、その理由をお伺いいたします。

3点目の災害対策本部の設置、これは、これまでにも何人もの方々の質問で答弁いただいておりますが、今回、総務部の部屋に設置したようですけれども、やはり区切り、仕切り、やはり一般の方の出入りをできないような、そういう場所を設けて、かすみがうら市の全地区の地図をもとに、それぞれ非常電源などを使って対応に当たるべきではなかったのかというふうにお伺いいたします。

その中で、住民に対しての情報も、霞ヶ浦地区につきましては同報防災無線で、それで知らせ

ましたけれども、千代田ではそういう情報も何も得られなかったことを聞いておりました、不安だったというように聞いております。これも、同報無線は、答弁では多額の財源が必要だと答弁されておりましたが、このような機会に計画しないと、いつ設置するのかわかりませんので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

それから、2項目めの、新しく志筑小学校の開校に伴う安全対策についてお伺いをいたします。

今、小・中・高などで、学校への不審者の侵入によって痛ましい事件が発生し、新聞、テレビなどで報道されております。今度の新しい小学校は人家の少ない静かなところであります。校内への出入り等の、不審者の侵入対策、校内周囲の危険箇所はないのか、あるいは事故が起きると思われる箇所、想定される場所ですが、安全対策はできているのかお伺いします。

先生から、危険箇所への注意、口頭指導は十分行うと思いますけれども、安全設備などの対策は市が行うべきと思います。特に学校周辺は、何度も言いますが、地元の方々以外、余り交通量も少ない、どちらかというときびしい場所です。それを踏まえて、万が一を考えての対策をお聞きします。

2点目は、新しくなる小学校、これまでの場所と異なり通学路が変わると思います。その通学路の交通・防犯の安全は十分なのか。歩道のない場所、街灯のない道路、通行量の多い道路の横断、対策はできているのかお伺いいたします。

3項目めの、土浦市との合併についてお伺いをします。

私は、いずれは合併はしなくてはならないというように思っています。市町村合併の意義とは、何よりも市民への行政サービスをより充実した仕組みに変えることではないかと考えております。

市長は、就任以来から土浦市との合併に意欲を見せておられますが、かすみがうら市は誕生して6年目を迎え、これまで地域の一体性を主眼に置き、さまざまな事業を推進してきたところであると思います。現在も、合併特例債事業を初め、きめ細かなまちづくりのためにさまざまな課題の解決、さらには、当市はもちろん、各自治体では、東日本大震災による被災の復興に向け、早急に取り組んでいかなければならない状況でもあります。そのような状況で、市民の機運も醸成されない中、行財政だけの効率を図るためのみに土浦市との合併を目指すのはいかがなものでしょうか。

前回、土浦市との合併について答弁されていましたが、財源がないから土浦市と合併を進めるという理由では安易な発言であり、相手土浦市においては、合併を敬遠されるのではないのでしょうか。

以上、3項目、7点について第1回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

岡崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目、地震など自然災害に伴う災害対応につきましてお答えいたします。

水道事務所といたしましては、断水に備え、非常用として500リットルの給水タンク1台と、同じく500リットルのポリタンクに給水用の蛇口を取りつけたものを2基。これらを運搬するた

めの車両として1.5トントラック1台を所有しております。議員からご提案のありました給水車の導入につきましては、慎重に検討していかなければならないと考えております。

2番目の、退職職員に伴う補充人員の確保であります。これにつきましては、私が就任時からご説明しておりますとおり、無駄なものをできるだけなくし、簡素でスリムな事務執行を行うことにより対応できるものと思っております。職員をふやすのではなく、組織の再編や事務の合理化により、今、在籍している職員で対応したいと考えます。

また、消防署員についてですが、消防署員1人当たりの人口について類似団体と比較してみますと、職員数は決して少なくはありませんが、消防署の数やポンプ車や救急車の数など、消防の規模に対する職員数で比較しますと、充足率は県平均を下回っている状況であります。消防につきましては、今後、広域合併が予想されますので、それらを念頭に置きながら、組織のあり方も含めた中で適切な人員管理をしていきたいと考えております。

3番、災害対策本部の設置につきましては、本来、防災センター2階に設置する計画となっておりますが、今回の震災発生時は確定申告期間中で、2階に申告関係機器が設置されていたため使用することができず、防災センター1階に設置した経緯がございます。

ご指摘のとおり、一般市民の訪問や問い合わせ電話の集中した時期もあり、災害対策本部の設置場所については、防災センターのあり方などを含め大きな課題ととらえております。防災センターは自家発電装置もあり、停電の際にもパソコン、電話等も使用可能でございますので、いかなる場合においても災害対策本部を防災センター2階に設置でき、電話オペレーター部門の設置などにより、災害対策本部の機能を十分発揮できるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

また、千代田地区への同報無線の整備につきましては、佐藤議員、中根議員にお答えしたとおりでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目、志筑小学校開校に伴う安全対策につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、土浦市との合併問題につきましてお答えいたします。

議員の質問のように、今は震災による被害対策や復興が、短期的には一番の課題であると考えており、今回も専決でのご提案ではございますが、施設や道路等の復旧に関して補正予算を作成いたしました。

昨年議会等でも、合併等につきましては答弁を申し上げた経緯がありますが、土浦市との合併であるとか、人口50万人の中核都市構想については、行政の効率化を図っていく上で大きな要因になるものと考え、あえて情報発信したものであります。

合併については、長期的には大きな展望を持たなければならないもので、政治的信条として必要なものと考えているものであります。しかし、これには相手があることなので、それに向けて話し合いが必要でありますので、同時並行で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

岡崎議員の質問にお答えいたします。

2点目、志筑小学校開校に伴う安全対策について。

1番、校内外の防犯設備と敷地内外の危険箇所の整備につきましてお答え申し上げます。

初めに、現在の工事進捗状況を申し上げますと、9月の開校に向け順調に進んでおります。特に、児童の安全確保を図るため、志筑小学校の先生方による新しい施設の幾度の見学を通しまして、施設状況の確認、危険箇所の点検・把握を行い、さらに災害時における避難経路等の検討などを行ってきております。新しい学校に児童を安全に迎え入れる準備を、現在進めていただいております。

また、設備面での整備でございますが、監視カメラや外さく、フェンスを設置するなど、外部侵入者に対する対応を含め、安全対策を講じております。

このような取り組みを行ってきておりますが、児童にとりましては新しい学校でこれまでの環境から一変すると思われますので、さらに学校との連絡を強化し、安全確保に一層努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、志筑小学校移転に伴う通学路の交通安全と防犯対策につきましてお答えを申し上げます。

志筑小学校は、新たな場所に移転することから、児童の通学路が変更となります。現在のところ、学校において新しい通学路として想定する道路を、保護者とも協議しながら選定し、危険箇所の把握に努めているところでございます。そこで、これまでに確認された箇所における交通安全に対する要望書が、PTA、学校から提出されました。その内容を要約いたしますと、新たな学校が交通量の多い県道と反対側となることにより、初めて県道を横断する児童が多数いることなどを考慮し、県道横断時の歩行者用信号機の青信号時間延長でございます。そして、その要望箇所につきましては、志筑小学校入り口及び中志筑三叉路に設置されている信号機でございます。この件に関しましては、教育委員会といたしましては既に関係機関に要望書を提出してございます。

これからも安全施設、設備など、必要なところは関係機関へ要望するなどの働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、学校においては、児童が新しい通学路に戸惑うことも予想されますので、定期的な安全点検及び交通安全立哨指導を行い、特に2学期初めの1カ月を交通安全強化月間とし、交差点などで毎日交通安全立哨指導を行い、安全意識の高揚を図ることとしております。

なお、逐次状況が変化する交通、防犯などの対策には、地域の皆様や学校関係機関と連携して、児童の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

ただいまの1回目の質問の2回目、再質問いたします。

今回の災害で、これまでも各議員から給水については質問があったと思いますが、市民の皆さんにも大変不便を与えたと思います。この災害に備えて、この機会に給水車を配置すべきと思

いますが、答弁の中では慎重に検討しますと言っておりますけれども、こういう状況では慎重に検討する状況ではなくて、配置するのか、しないのかという、はっきりそういうのをこの場で、市長の声で聞きたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

給水タンクにつきましては、現有のタンクもあることでありまして、とりあえず現状で対応できるものと考えてはおりますが、給水専用車が必要であるのではないかなというご提案でありますので、そのことは新たに、いわゆる給水専用車の導入については検討を要すると、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

これは早急に検討はしていただきたいと思うんですが、私の案なんですけれども、これは普通の管理は消防でやっていただいて、水利のない原野火災とか、あるいは一戸建ての建物、水利がないところですけども、そのときに消防水利としても使えるのではないかなというふうに思います。この辺は、常時は消防のほうで非常時に備えて管理して、非常時の場合に飲料水用、給水用として使って、両方2役ではどうかなというふうに思いますけれども、その辺で、市長は検討するではなくて、導入する方向で検討するということではどうでしょうか、もう一回質問します。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消防署にはタンク車もあることでありまして、そのタンク車の活用で非常時にタンク機能を活用するという事は、非常にいいことだと思います。いわゆる給水用の専用タンク車については、経費もかかることでありますし、兼用もできなくなるわけにありますから、なかなか現実的には採用というのには、経費問題を考えると難しいことがあろうかと思えます。しかし、全然検討対象ではないということではなく、そういった会議等があれば、どうだろうかなというご提案を申し上げ検討してまいりたいと、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。この件につきましては、給水車につきましては、今のタンク車は水を積んでおりますけれども、実際に飲料水としては使えません。これ、できればステンレス製にして、タンクを8トンとか、あるいは10トンくらいのタンクを乗せて、普通は火災、消防水利にあって、緊急時には飲料水として使うのがベターではないかなというふうに私は思います。そういう方向で、他の市町村でもそういうところがありますので参考に、ぜひともこの機会に配置することを考えていただきたいと思えます。

それから、もう1点であります、職員の採用の問題であります、今、市長の中では消防の

広域化になればということでありますけれども、この広域化はまだ先になると私は思います。先ほど言いましたけれども、広域化につきましては消防本部の事務の効率化と、大きな災害に対しての特殊車両、また、あるいは専門職、そういう財政的な効率運用が図れるものであります。各消防署の活動人員というのは、これは各市町村で確保しなくてはなりません。何年も欠員補充しなければ、当然縮小をしなくてはなりませんし、先ほど言いましたように土浦市、あるいは石岡市から出場した場合には時間がかかります。今、脳疾患とか、あるいは心臓の場合には一分一秒を争いますので、できれば今の支所を現状できるような最低人員でも採用していただけないのかなど。理解ある市長に、そういうことをもう一度考えていただけないか、答弁のほうお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消防であります。現時点ではかすみがうら市は装備がかなり、平成22年度に新型車1台、また23年度に1台ということで、装備もここ2年連続して新車を2台、1億円近いわけですが投入しております。装備については、かすみがうら市は素晴らしい装備を今持っているわけがあります。また、現実の人員といたしましては、極めて具体的な比較になりますが、土浦の神立消防署は21名で運営しております。本部機能のない消防署としては、かすみがうら市の東消防署、これも同じく21名でまわしております。装備であります。土浦神立消防署は化学車1台、ポンプ車1台、高規格の救急車が1台でございます。予備車として非常用の2,000リットルタンク車が1台ございます。かすみがうら市の東消防署であります。タンク車1台、ポンプ車1台、通常救急車が1台と認識しております。同じ21名で運営しております。そういった現実的には、別に今のところ、それほど遜色のあるものではないと。お隣の土浦と比べてこういう状況でありますから問題はなからうと。

ただ、今、新規採用をとめておりますので、今後、平成25年度あたりになりますと、現実的に足りなくなることが予想されますので、それに対する対応は考えていかなければならないと、そういうことで組織の再編、また在籍している職員を運用することによって、異動することによって対応できるものと、今のところ考えております。将来的に合併の話もいたしました。合併の前にどうしてもやらなければならない消防指令のデジタル化というのがあります。これは、デジタル化すれば消防本部が茨城県1本でデジタル指令、いわゆる県警の各警察署と県警本部との関係と同じになりまして、指令が県1本で出されることであります。各市町村の消防署の、あるいは広域消防の指令所というものは不必要になるわけでありまして。そういったことから、合併、デジタル化が急がれるわけですが、その時期というのは26年、もしくは最悪でも27年じゅうには行われるはずでございます。県のほうも、この消防のデジタル化については非常に、ようやく積極的になっていてまいりまして、今年度、多分震災がなければもっと早く進んでおったわけですが、震災のために、ちょっと今おくれておまして、県の取りまとめによるデジタル化のための電波調査、これが多分今年度補正で行われるのではないかと、こういう感触を、今、県の消防関係の担当者の方から伺っております。そういったことを踏まえると、何とかデジタル化も進んでくるので、かすみがうら市の消防本部の指令所もやがては必要なくなると、そういうこ

とを踏まえておりました、その間の綱渡りがちょっと続くわけではありますが、その人員配置につきましてはきちんとした対応をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

大変、市長も勉強していて、私にも勝ってわかっていると思いますが、私も前にそういう職をしておりましたので若干申し上げたいと思います。

消防職員というのは、消防車、あるいは救急車を運用するには最低人員というのが必要であります。それは本当に欠員を補助しなければ運用できなくなるというふうに思います。例えば、土浦に委託したとしても、その町からこちらのかすみがうら市に行くんですから、相当時間がかかります。今、火災の場合は10分、救急の場合は5分、ただいまも言いましたように、心臓とか脳の疾患については一分一秒を争います。このような状況では、幾ら職員が一生懸命やっても、そこに署がないんですから、一生懸命走ってもそういう安心は得られなくなるというふうに思います。これは、責任は職員ではなくて市長の責任だと思っておりますけれども、そういうふうに私は理解したいと思います。

それから、デジタル化の問題についても、それは、今までやっている指令室を全部1カ所でやって、じゃ全然人がいなくていいのかと、そうはいきませんので、それから消防のほうの業務も、これは効率的、財政的な問題で効率的にやるようになっておりますけれども、職員の数は、今言ったように、野球でも9人、バレーでも6人、そういうふうに最低人員が必要でありますので、その辺はよく考えていただきたいと思います。これは何度言ってもきつと水かけ論になりますので、これ市長の責任を、もしそういう事故があった場合は、職員ではなくて市長みずから責任をとっていただきたいというふうに思います。

次に、災害対策本部体制についての2回目の質問をしますが、これまでも何回も答弁いただいたのでわかっておりますけれども、災害対策本部というのは、対策本部それぞれ、この地域の災害状況、あるいはどういうふうに動いているかという、そういう情報等は完全に把握しているのか。それが1つです。

それから、今回、消防団団長が災害対策本部に詰めていなかったということを知りまして、幹部職員が何の災害、どこに災害があるのか、あるいはどういう状況なのか、全くわからなかったというようなことを知りまして、一番地域に密着する消防団員であります。今回はなかったですけども、避難誘導とか、どこにだれが住んでいるのかというのは、一番消防団がわかりますので、これはあくまでも市長の命令で、消防団は660名おるわけでありまして、そういうふうに団長を、本当は本部に呼んで指示するべきではなかったのかというふうに思います。なぜ消防団長を呼ばなかったのか、市長のほうにちょっとお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの消防署の話で、ちょっと岡崎議員は何か勘違いなさったように思いますので、神立消防署に依頼するというのではなく、ほぼ装備は、東消防署と神立消防署は、装備はほぼ同じで

あると。むしろ神立消防署のほうが装備は勝っているわけでありますが、人員も、本来は神立消防署のほうが余計いなくてはならないわけでありますが、同じ東消防署と神立消防署が21名で回しているよと、そういう意味で、決して、かすみがうら市が今、人数が少なくて逼迫している状況ではないと、そういう認識を私は申し上げたわけでございます。

また、今お話しの、災害対策本部に消防団長を、消防団にもう少し協力してもらったらよかったのではないかというお話であります。これにつきましては、消防団の指令は消防団長がするわけでありますが、藤井議員が団長ということでありますが、ちょっといつ会議をしたかというのはちょっと覚えておりませんが、災害の何日か後に消防団長にも直接来ていただきました。その前に消防団の方は各地区でそれぞれ独自の活動はしていただいていたと思うんですが、特に給水活動等に人員が要することになりまして、その給水活動にも消防団にお手伝いいただくと、組織としてお手伝いいただくということで、消防団長、また団員の役員さんにお集まりいただきまして、給水活動に災害発生の数日後から、全面的に全給水所でお手伝いをいただける体制を整えたところでございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

消防団員につきましては、命令がなくても、事前に今回もいろいろ地域のためにはやっただきました。これは本当にそういう組織でありますので、やっているとします。災害対策本部でありますので、本部長がそういう形で今後は進めていただきたいなというふうに思います。

災害というのはいつ来るかわかりませんので、例えば新潟県でも大きな地震があつて、安心していたら3年後にまたあつたということで、そういうこともありますので、もう少し危機感を持っていただいて、中根議員のときにも答弁あつたと思いますけれども、今、同報防災無線、こういうものも早急に設置していただきたいなというふうに強く要望いたします。

それから、小学校に対する安全対策、2回目の質問をさせていただきます。

何度も言いますが、勉強するところには大変いいところなんです、人家が非常に少ないところで、地元の方だけが通行するところなので、対策をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

そこで、地元の方から言われたんですが、周囲は土手と、それから調整池があるそうなんですけれども、ここにフェンスが回っているんですが、これを登って落ちないように。これは、今言ったように、静かなところでだれも通っておりませんので、子どもだから、結局そういういたずらをやると思いますので、そういう、池の中に落ちない安全対策が必要だと思いますけれども、その辺は、教育長はどういうふうに考えていますか、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えいたします。

調整池につきましては、ご質問がありましたようにフェンスを回しております。恐らく、ご質問の内容では、フェンスの上に獣返し等、要するに反対側に傾斜をかけたような形での対策をと

いうふうに私解釈いたしました。学校において、学校内外のそういう危険と思われる箇所につきましては、十分先生から児童に注意を喚起したい。あわせて、周辺の、直接現場を子どもたちに見せて、そこでの注意等もあわせて行わせるということで、子どもたちの学校内外に対する安全対策をなお一層強化したいというふうに考えております。

なお、そういう状況が確認されたときには、あわせて、なお一層強化をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

十分にやっていただきたいと思うんですが、先ほども言いました先生の指導とか口頭の指導で、子どもが言うことを聞けば問題ないと思うんです。ですから、先ほど言ったように、設備とかそういうものは市でやるべきではないかなと思います。そういうふうになった場合、死んじゃったり、けがした場合、あのときやっておけばよかったと、今言ったように、そうってからやるということでは遅いと思うんです。その辺は教育長に責任とってもらうように、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、歩道のないところ、通学路があるんですが、これは区長からも要望が行っているんですけれども、早急につくれといってもなかなか難しいので、この辺も防犯と交通の面については非常に県道が狭いんですから、この辺は十分注意していただきたいと思うんですけれども。中志筑地区からはバイパスをつくってくれという話もあります。これは、私もちょっと考えたんですけれども、千代田カントリークラブのあるところに山内議員さんの売店がありますが、あれから今度はずっと下志筑抜けて、横に今度新しく6号国道から石岡の有料道路に出る道路ができたんですけれども、府中橋わたって。あの間を拡幅すれば、土浦筑波方面の大型車が中志筑を通らないで済むのかなというような考えがしますし、あるいは、石岡工業団地のやつがこちらへ通らなくて済むのかなというような考えであります。それから、上志筑には、裏にこの事業は田園空間整備事業というんですか、この道路がもう3分の1ぐらい舗装されて、まだできていないんですけれども、あれができればメインの道路は朝7時から8時の間進入禁止にできるのではないかなという気がいたします。これ私も、前に環境アセスやったときには朝7時から8時までの間で、平成2年、3年ごろですけれども300台、上りだけで走っていますので、その辺が、でもバイパスができれば歩道も少なくても済むのかなというふうに思いますけれども、そういう安全確保できる、そういう要望というのは、その考えというのはどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず最初に、新しい学校ができてどうのこうのという話がありました。その辺の関係につきましては、まず通学道路が新たに設定された場合は、その辺は慎重に検討をしてみたいというふうに思っております。前段にいろいろ議員さんからご指摘の件につきましては、持ち帰って検

討してみる価値はあるかなというふうに考えております。

それと、区長さんからいろいろ要望をいただいておりますけれども、その辺のことにつきましては優先順位をきちんと決めて対応していきたいというふうに考えていますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

そういうことで、十分その辺は検討していただきたいというふうに思います。

それから、通学路については、大体はもう父兄と相談して決まっているみたいですが、ただ、1カ所だけ歩道も何もなくでどうしようかということがあったので、今回こういう質問をしたわけでありまして、十分その辺も検討していただきたいと思います。

それから、今回の地震で、これちょっと関連になって申しわけないんですが、時間帯が2時46分で下校時間ではなかったんですけども、通学に利用する道路で塀とか何とかが倒れておりますよね。そういう倒れて危険とか、そういう場所というのは、今回この学校区全部、把握しているのか、していないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

お答えをいたします。

通学路に関しましては、通学路を指定するに当たりまして、学校及びPTAと現地確認なり調査をいたしまして設定をするわけでございます。それとあわせまして、年に何回か、新年度とは思いますが、通学路の点検を行いまして、危険箇所等あれば、その都度要望なり、学校及びPTAから上がってくるということでございまして、それを解消する要望なり、方法といたしまして、関係機関へその都度お願いしているという状況でございますので、今後も志筑小につきましては通学路も新たになるという中で、改めまして地元のPTAさん、さらには学校、さらには地元の皆様のご協力を得まして、新たな通学路での危険箇所のさらなる点検とご確認をお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

十分、この志筑小学校ばかりではなくて、全学校区での通学道路、これたまたま2時46分というのは下校時間にはなっていないと思うんですが、それで災害がなかったと思うんですけども、この辺は十分検討して、今後事故のないようにお願いをしたいと思います。

それから、3番目の土浦市との合併について2回目の質問をさせていただきます。

ただいま市長から答弁いただいたんですが、今までは事あるごとに土浦市との合併と言っていましたけれども、大変慎重な考えですので、私は安心いたしました。その中で、同時並行に進めていきたいと言いますが、その同時並行というのはどういうことなのか、ちょっとそれだけお伺

いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同時並行というのは、大きな展望としては、いわゆる50万中核都市構想に向けて、あるいは政令都市に向けていろんな模索をしていく必要もありますし、その中で土浦市との合併、また、今すぐ合併というわけではありませんので、現状でのかすみがうら市だけでのいろんな解決すべき問題、そういったものは同時並行で進めていかなければならないと、そういうことを申したわけでございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

前に栗山議員からもお話があったと思いますけれども、市長もいろいろいい方向に変わればいいんですが、一貫性を持ったそういう姿勢をとっていただきたいというふうに思います。

私、これで質問を終わりますけれども、なかなか市長が優秀なので、話を別の話題に変えられまして、あるいはほかの議員の質問に対しても思うような答えが得られなかったのかなというふうに思っております。今回も、安全・安心の節約ではなくて、できればそういう給水、あるいは職員の採用とか、それぞれ1つぐらいでも市長の「そうします」という言葉を聞きたかったんですけど、大変残念であります。

実行ある宮嶋市長ですから、いろいろ期待をしていますけれども、もう少し話し合いができて進めればいいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長初め我々も、市民の皆さんの選出を受けて、こうして審議をしているわけでありまして、市民を代表して我々も活躍をしたいというふうに考えておりますので、これも市長が大変優秀なので、市民の声を聞き入れてくれないように思いますけれども、今後我々も正しい行政と修正に向けて頑張りたいと思ひますので、きょうは傍聴いただきました皆さんと議員の方々にご理解いただひて、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時5分を予定しております。よろしくお願ひします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時07分

○議長（小座野定信君）

時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

一般質問に先立ちまして、まずこのたびの東日本大震災によって犠牲となられました多くの方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、そのご遺族や被害を受けられた皆様方に改めてお見舞いを申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

最初に、東日本大震災に伴う災害対応についてであります。

この1,000年に一度と言われる大震災と大津波、さらにこの災害に伴う原子力発電所の損壊によって、岩手、宮城、福島など東北諸県はもちろんのこと、茨城、千葉など関東地域においても、人的、物的等々に甚大な被害をもたらしております。

そして、今なお多くの行方不明者の捜索が続けられている中で、被害の原状回復、原発の安全確保、地域の復興対策など、国・地方を挙げてさまざまな災害対応が行われているところであります。こうした大震災によって、かすみがうら市におきましても相応の物的被害や住民の不安、情報やライフラインの途絶などの被害が生じたわけでありまして。

そこで、大地震が発生した当日には、災害対策基本法など防災の諸法やこれらに基づく規則、要綱、計画などに基づいて直ちに市災害対策本部が設置され、それぞれの組織と部門においてさまざまな防災活動がなされ、市民の安全確保が進められたものと思いますので、これらに関連して幾つか市長にご質問をさせていただきます。

そこでまず、このような大震災が発生した場合には、何よりも行政としての初動体制の確保、実態の把握、応急対応などが速やかに行われることが必要であると思います。こうした行政対応は、市としても防災関係法令や内規などによって防災組織や防災対策があらかじめ定められているわけですが、こうした事前の対策が今回の大地震において果たしてどのように機能していたのか。

特に、市災害対策本部の設置、各部門におけるさまざまな対策や情報の収集、住民広報、災害実態の把握、防災の応急措置など、大地震が発生してから二、三日の間における市の初期対応の実態と経過、また事前対策と実際の防災行動の反省点は何かという一連の防災活動を総括して、市長からご説明をお願いいたします。

次に、大震災に伴う当市の被害状況と、その復旧対策であります。

今回の震災によって、特に水道などライフラインの途絶、公共施設や道路の損壊、霞ヶ浦堤防の損壊、住宅の屋根がわら、塀、墓石の損壊、人的な被害など、当市においてもさまざまな被害が生じたわけでありまして。そこで、この震災によって生じた当市管内の被害の実態はどうであったのか、その集計結果をご報告いただくとともに、こうした被害に対して当面、市として行った応急対策と復旧対策の現況について、市長からご説明いただきたいと思っております。

今回の大震災に伴って、いまだ安全確保が図られていない重大なる問題に原子力発電所の損壊があり、特に、この原発から漏れている放射能の問題は極めて憂慮すべき状況が続いております。この放射能の漏えいによって、ことに深刻な問題は、原発周辺住民への身体的影響とともに、その被害が周辺地域を越えて関東各県に拡大しているという状況であります。もちろん、その放射能被害は人体に影響のある数値ではなく、日常生活に何ら支障をもたらすものではありませんが、一方では困ったことに、農産物などへのいわゆる風評被害がことのほか深刻であるという問題であります。

特に、茨城県産の野菜などの農産物出荷制限は、乳牛や魚などへ発展し、さらに当市でも、これから秋の観光シーズンを控えて、ナシ、クリ、ブドウ、カキなど、果樹観光客の減少などが極めて憂慮されております。このため、去る4月27日には、議会といたしましても各種団体の代表者とともに、厚生労働大臣や農林水産大臣に対し、所要の要望書を提出したところであります。

そこで、当市におきましては、その風評被害の実態と救済措置や対策など、市の取り組みの実情について、市長からご説明をお願いいたします。

今回の東日本大震災による余震は、まだまだ終息に至らず、ある学者によれば、今回の地震に誘発されて、茨城県沖の太平洋周辺を震源とする大地震が発生するという警告も指摘されております。

さらに、首都直下型地震、東海地震、東南海地震、南海地震など、関東から静岡、和歌山、四国の太平洋周辺を震源とする大地震の発生が深刻な問題になっていることは、改めて申し上げるまでもないところであります。

そこで、今回の大地震を教訓にして、近年に予想されているさらなる大地震に備えて、市の大規模地震に対する災害対応についてお伺いいたします。

冒頭にも少し触れましたが、防災の関係法令や内規などに基づいて、現在市としても、既に防災基本計画が策定され、また災害対策本部の設置・運営、組織とその役割、応急対応など、十分な事前準備がなされているところであると思います。しかし、今回の大地震を契機に、いよいよ日本列島は本格的な大地震の活動期に入ったと言っても決して過言ではなく、国や県においても自治体の防災対策の抜本的な再検討と見直しの指導がなされているものと思います。

このような災害事象の変化を踏まえて、市民の安全・安心を確保するために、今後のかすみがうら市の防災対策はいかにあるべきかという命題は、市政運営の大きな課題の一つになったと言えると思います。

そこで、今後直ちに取り組むべき課題として、防災対策の見直しと改善策などについて、市長の基本的なお考えと、その取り組みについてお聞きしたいと思います。

続いて、職員の能力開発と行政事務の適正化についてお伺いいたします。

この問題につきましては、前回も関連質問をいたしましたところでありますが、言うまでもなく、今日の市民生活の多様化や情報化、あるいは市民レベルの向上など、行政を取り巻くサービス環境も大きく変化し、これに対応する行政のあり方も、その計画性、透明性、公正と公平性など、質的にもより高度な対応が求められております。

そうした中で、市長が行政政策を推進していく上で大事な点は、行政組織をより効率的に、かつ機能的に運営していくという市長のリーダーシップであると考えております。言うまでもなく、職員は市長の補助機関として存在しているわけですので、いわば市長の行政施策を推進する原動力であり、その職員というエンジンは、より性能のよい、熱効率のよいものでなくてはなりません。

そこでまず、この原動力たる職員の能力開発についてお伺いいたします。

職員が十分に能力を発揮し、与えられた職責を全うし、今日的な市民の期待にこたえていくためには、職員一人一人の自己研さんはもちろんのこと、公的機関への研修派遣などによって、常に資質の向上を図っていくことは、改めて申し上げるまでもないことであります。そこで、かす

みがうら市における職員の能力開発の施策とその実態について、改めて市長にお伺いいたします。

しかし、やはり重要なことは職員の能力開発という以前の問題として、本質的にそれ相応の素養を持つ職員を採用試験の段階から確保するという必要性があるのではないかと思います。つまり、現行の限られたレベルの採用のあり方ではなく、当初から大学卒レベル、高校卒レベルというような学歴水準に応じた採用は、今日の行政レベルの多様化、高度化から考えても必要なことではないかと思います。

もちろん、県職員のように上級職・中級職・初級職というような区分けは難しいと思いますが、採用に当たっては、大学卒レベル・高校卒レベル・あるいは専門職という程度のあり方は検討すべきではないかと考えております。

そうして、全職員の中である一定程度、基本的な学歴・素養を備える職員を確保していくことは、行政対応の高度化や市民の一般的な教育環境の現状の中では、やはり必要なことであり、また、そうした採用区分や能力に応じた新しい人事システムを構築し、総合的な行政のレベルアップを図っていくことは、今日の市民が求める市政の本質的かつ根本的な問題に連なる課題であると思います。

市長は、部課制をしく行政組織の長として、このような課題についてどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

また、職員がそれぞれ有する個性や学歴・能力を遺憾なく発揮し、行政能率の向上や、市民サービスの充実を図っていくためには、やはり職員の正しい評価、客観的な能力評価が必要であると思います。つまり、人事考課の実施であります。こうした公平・公正な評価を基礎において、人事配置や異動、処遇の改善などを考慮していかないと、結局は職員の評価に情実が絡んだり、人事が偏ったり、ややもすれば横やりが入ったりして、多くの職員の処遇に不満や疑心暗鬼が残る結果となりはしないかと、私は心配するわけであります。

市長は、このような職員の人事評価と人事配置について、どのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

以上、6項目について市長の所見をお伺いし、私の第1回の質問とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、市災害対策本部の設置と活動内容につきましてお答えいたします。

3月11日14時46分地震発生を受けて、同日15時に市災害対策本部を設置いたしました。まず、最初に実施しましたことは、全職員による市内の被害状況の確認とあわせて、危険箇所への対応、避難所施設の状況確認と、避難所16カ所の開設で、避難所は3月21日まで開設をいたしました。また、市内9カ所での給水作業を3月12日から3月20日まで実施するとともに、交通の妨げとなる塀等の撤去作業につきましても3月14日から開始しております。

現在は、放射線量測定を初め、各種情報提供や収集した瓦れきの処分手続とあわせて、災害で

発生したかわらの受け入れを旧霞ヶ浦庁舎跡地で行っている状況でございます。

1点目2番、市の被害状況とその復旧対策につきましては、先日、佐藤議員にお答えしたとおりでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

1点目3番、風評被害の実態とその救済措置につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、今後さらに予想される大規模地震に対する災害対策基本計画とその取り組みにつきましてお答えいたします。

先日、古橋議員にお答えいたしましたとおり、今回の震災について十分な検討を行い、県の防災計画見直しの動向を踏まえ、市防災計画及び行動マニュアルの見直しを検討していきたいと考えております。

あわせて、各部門における災害協定締結を含め、協力者を募り、災害発生の際の協力体系の構築等を進めていくとともに、市で実施しております防災訓練につきましても、災害発生の際に実際に活用できるよう見直しを進めてまいります。

施設面では、停電時でも災害対策本部が十分機能できるよう対策を講じていくとともに、千代田地区の情報提供設備の早期整備を検討してまいります。

断水対策としては、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を結ぶ連絡管の整備を行うよう検討しているところであります。

2点目1番、人事システムの構築につきましてお答えいたします。

人事システムの構築につきましては、本年度より昇任試験制度を導入し、昇任・昇格の際の基本とする予定です。この昇任試験につきましては、主任、係長、課長補佐に昇任させるために行う予定で、人事異動の際に活用したいと考えております。

人事につきましては、学歴には余り固執することなく、職員個々の能力で判断するものでありますので、今後も職員それぞれの能力を見きわめながら管理してまいりたいと思っております。

2点目2番、職員の能力評価と人事配置の適正化につきましてお答えいたします。

本市では、平成20年度から人事評価制度を導入しております。この制度は、さまざまな課題もありますが、職員の仕事に対する意欲を向上させるためには必要なものであります。また、毎年仕事と職場環境に関する自己申告をさせておりますので、これらとあわせまして適切な人員の配置をしてまいります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

1点目3番、風評被害の実態とその救済措置につきましてお答えいたします。

農作物の風評被害としては、レンコン・ネギ・レタス・キュウリ・イチゴ・シュンギクで637万円となります。被害を受けた農家の方々に対しまして、東京電力から保証金が受理できるまでの間のつなぎ資金といたしまして500万円を限度に、JAグループ茨城と県信用漁業協同組合連合会と協調して、その借り入れ資金としての利率を0.5%優遇措置をとり、県で0.25%、市で

0.25%を利子助成することから、借入者には無利子で資金を利用できることとしております。

また、観光農園関係では4軒の観光イチゴ園が、震災時の3月中旬は観光イチゴ狩りの最盛期となっておりました。風評被害の聞き取り調査をした結果、震災当日を含め、バスの来場者は12日以降キャンセルが続き、個人客も前年度に対しまして1割程度まで落ち込み、全体で見た観光イチゴ狩りの来客数は、前年度対比約8,000人の減少と見られます。果樹観光協会イチゴ部会の被害額といたしましては、約1,000万円程度の被害総額になると思われまます。

茨城県の観光につきましては、まだ損害賠償指針が示されておられませんので、国・県の動向を見ながら、今後対応してまいります。また、このような実態を踏まえて、風評に惑わされることのないよう、市ホームページによる安全な農産物であることの情報発信、さらに風評被害払拭キャンペーン、イベント会場における農産品の安全性の広報活動とあわせて果樹観光のPRを展開し、なお一層強化することが必要であると認識するところでございます。

イチゴ以外の果樹観光につきましては、ナシ・ブドウについては8月の中旬ごろより、また、クリ・カキにつきましては9月上旬ごろからの収穫のため、現状での被害は見受けられませんが、今後の観光農作物への風評被害も懸念される状況となっております。

国や茨城県、隣接市町村の関連情報収集に努め、また生産者からの相談も受けながら、今後対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

今回の災害では、いろんなことを経験したと思いますが、この際に、この経験を生かして、市民の防災マニュアルというべき災害用のパンフレットを作成して、各家庭に配布していただきたいと思いますが、市長の考え方をお聞きいたします。

また、大地震ばかりではなく、ことしも台風のシーズンがやってまいります。今回の大地震で道路や堤防等がゆがんだり、崩れたりしている箇所もあったわけですので、それらの復旧対策が滞っている場合には、大雨などがあれば大変心配です。十分調査して、台風災害にも備えていただきたいと思います。

以上、2点について答弁願います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

2つほどご質問をいただきました。

まず1点は、災害防災、つまり市民向けのマニュアル的なものを配布してはどうかというようなお話でございますが、これらについては、突然のご質問でございますので、具体的にこれの配布の可否については検討した経過がございません。したがって、これから防災計画等を見直していくという段階に入ってくるわけでございますが、その際には、ひとつテーマにのせて考えていきたいと思っております。ただ、住民の方々に連絡する手段、つまり広報する手段というのは、何らかの形ではやっていかななくてはならない。今おっしゃったような内容も一つの選択肢だとい

うふうに理解しております。

それから、被害状況の現状の対策、道路あるいはその他のライフライン的な内容でございますが、これらにつきましては、既に先般お配りさせていただきまして、全容3億幾らの数字を入れさせていただいての内容が被害のほぼ全容ではありませんが、全容に近いものでございまして、これらの進捗の問題でございますが、第1次の収容と申しますか、収拾はできております。ただ、第2の、つまり完成形に向けた工事等については、今、実行中でございますが、そんなに時間は長かからないと思っておりますが、できるかと思っております。

ただ一方で、下水道関係等につきましては、多分確実なものではございませんが、現在まで国債の査定中でございます。多分、昨日当たり確定したのではないかと、いわゆる補助金の問題が確定したのではないかと。現場も見たというような情報も来ておりますので、そういったことも踏まえますと、下水道はもう少し時間がかかるということでございます。また、ごらんのような庁舎につきましても、現在業務系の委託を行いまして、耐震診断をまず実行しているところでございます。直接かかわる部分については、下水、それから道路等でございますが、着実に進めさせていただいている、それぞれ担当部局で努力をしておりますので、ご理解をよろしく願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それでは、ひとつその辺よろしくお願ひします。

また、パンフレットについては十分に検討していただくということで、よろしくお願ひします。

それから、義援金について、下土田区で3月22日に持ってきたんですが、その取り扱い方が不十分であったというようなことで、一番最初のほうのとき、災害対策本部のほうに設置されておりましたので、総務課のほうに行って、義援金のほう、よろしくお願ひしますということで持ってきたんですが、それは取り扱っていないということで、会計課のほうだということで、会計課のほうに回りましたならば、会計課のほうでもそれは取り扱っていないというようなことで、今度は社会福祉課のほうに回されましたら、うちのほうで取り扱っていないというようなことで、最終的に社会福祉協議会だと、霞ヶ浦地区だというような話があつて、区長と副区長3人でまいったんですが、相当ぐるぐる回されましたので、その辺の指導、対策本部が設置されたときで、義援金の取り扱い等について話がなかったのかどうか、その辺お聞きしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

大変、区の皆様には、ただいまおっしゃったような不手際があつたということで、まずはお詫びを申し上げたいと思ひます。義援金の問題については、おっしゃるとおり、最終的には福祉協議会というような内容で進めているわけございまして、これらに関するいろいろな周知の問題については、今後徹底していきたいと思っております。大変申しわけないことをいたしました。失礼しました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

実は、15年ぐらい前に総合窓口というのを設置してあるんです。だから、お客さんが来たときには、お客さんは1カ所で、職員が移動しながらいろいろと、1カ所で済むような、そういうところで、今進めていると思うんですが、全然それがなっていない、今回も。特にこういう震災のときでありますので、義援金については報道等で相当騒がれて、何千億というお金が集まったというようなお話もありますけれども、そういう対応の仕方、窓口、どこに行ってもわかるような対応の仕方をお願いしたいと思います。

それから、川村議員さんのほうから質問があった下稲吉小学校で1人の子どもが残されたというような話がありましたけれども、事実関係はどうなっておりますか。教育長にお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

1人の子どもが残されたということは、私は聞いておりません。

きのう、下稲吉小学校を訪問したんですが、何だか3年生の3クラスが机に潜ったままでということで放送が聞こえなくなったと。教頭先生が走って行って出したんだということで、おくれたという話は聞いておりますが、1人の子どもというのは聞いておりません。ですが、それがもし事実であれば、これはとんでもないことですので、トイレとか、そのほかの教室なども最終的に職員が回って、全員無事ということを確認するように徹底していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

保育所では消防署、私も保育所にいたんですが、消防署のほうに年間の消防計画書を提出して、そのときにいろいろと消防署のほうからご指導いただいて、避難訓練等を実施しております。現在も避難訓練は実施しているのかどうか、保育所と、それから学校関係のほうをお聞きいたします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

学校では、年3回から4回、各学校で実施しております。想定するのは地震、火事、そして平成13年以降、不審者対策ですね、不審者侵入の場合ということで実施しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

保育所のほうですけれども、保育所におきましても危機管理マニュアルに従いまして、避難訓練を年間計画的に行っております。軽度の地震、防火教室とか、中度の地震、さらには強度の地震と、毎月何らかの形でそういう訓練を行っております。ただ、今回、先日の教育長の答弁にもありましたように、想定外ということで、これまでと違う対応が必要だということもありますので、その辺を踏まえまして、保育所所長会議において、これまでの計画で不備な点といたしますか、そういう反省会を設けまして、その中で新たに危機管理マニュアルに反省を踏まえた点を書き込むような形で検討するように指示はしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

避難訓練で、それぞれのどこでも役割分担があると思います。これは保育所のほうの関係なんですが、保育所では非常用持ち出し、その分担が決まっております。その中には名簿、父兄の連絡先、ラジオ、懐中電灯、それから拡声器、筆記用具等が入って持ち出せるようになっているんですが、それと教室の確認、これを義務づけて訓練をしているんですが、小学校も同じだと思うんですが、どうでしょう。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

それと同じようにやっております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それから、行政界の今回の道路の損壊、これが非常に補修までの期間が長引いたと。この機会に石岡市と土浦市と事前協議をしておいて、すぐ、災害が起きたときには補修ができるような、そういう体制をとっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

今回の震災の影響、そういうもので反省する材料は多々あると思います。そのような中で、議員さんご指摘の近隣市町村との連携というものは、今後とも考えていかなければならないという課題にとらえておりますので、その点を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

実は、東野寺の道路の入り口、これがちょうど石岡の土地だったために、相当、4月28日まで交通どめが解消されなかったと。仕事はちょっとですので、1日ぐらいで終わっちゃうような内容なんですが、碎石を入れるだけなのに、なんでこれ1カ月半もかかるんだと、そういう東野寺

の住民の方から大変お叱りを受けています。そういうようなことで、この道路については本市から石岡市にどのように補修をお願いしたのか、また、東野寺の区に対しましてどういうふうに対応してきたのかお聞きいたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

その点につきまして、大変皆様方にご不便をかけたというような反省に立っております。状況としては、震災を受けて、今工事中の現場だと思うんですが、完成がもう間近なところに震災を受けて、路盤、路体全体が影響を受けて壊れてしまったというような状況で、それに伴う復旧作業がおくれたということでございます。

いずれにいたしましても、周辺の方々に連絡が不十分だったということは反省をしております。今後もそういうことがないように、気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それから、原発の放射能の影響によって、政府から野菜等の出荷停止がなされ、農畜産物関係者にとりましては本当に大きな大打撃を受けたわけでございますけれども、それに伴いまして、学校給食について放射能を心配して、学校で出す給食を食べないで、自分で持参しているというような父兄がいるというような報道がされております。

さらに、本県では、鹿島市では県産の食材を使用しないというふうな決定をしております。本市においては、このような学校給食について、市民からの苦情があったのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今のところ、直接給食が不安であるという苦情等はありません。不安に思っている方はたくさんいらっしゃると思いますが、苦情はございません。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

かすみがうら市においても、災害前にハザードマップが作成されて、すばらしいものができたなというようなことで喜んでおったわけでございますけれども、市民の一部から、これは県のもをそのまままねたもので、本市に合っていないというような指摘を受けました。前の答弁では検討するというようなお話がございましたけれども、これについてもひとつ本市に合ったハザードマップをできれば作成していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それからまた、土浦市では各地区に防災無線を整備して、今回の大地震に際しては市民への防災情報等の伝達に大きな効果を上げたというふうなお話も聞いております。千代田地区には防災無線がありません。答えとしては、佐藤議員さんの質問でも、広報用のスピーカーをやったりい

ろいろとお話がありましたけれども、市民は防災無線を設置してほしいと切実に思っているんです。お金じゃないんです、市長。そういう点についてどういうふうを考えているか、もう一度お考えをお聞かせ願います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

防災無線については、佐藤議員のご質問、ほかにもあったと思うんですが、霞ヶ浦地区の防災無線については、前もお話したとおり、トータル4億円程度のお金がかかっていると。土浦市においては、防災無線、たまたまことしの3月の震災発生時が供用開始前であったわけでありますが、そのときの災害発生時がテスト放送みたいになって、それ以降大分活躍したという話を聞いております。しかし、相当のお金を要することから、これは今後検討は進めていかななくてはならないとは思いますが、当面、多額な経費を要することから、早急にやるということはなかなか申し上げられないので、ミニFM局であるとか、安上がりで早急に対応できるものを当面急ぐべきだと、そういう考えでおります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

この防災無線につきましては、市民の方からの本当に切実なる要望でございますので、計画的につくっていただきたいと、これを私のほうからも要望いたします。

それから、去年の7月、宮嶋市長が登庁して、採用の内示をもらった人が採用を取り消されたというような話がありました。そして、今までのいろいろな一連の話を聞くと、内示をもらった方、今後は4年間、市長は任期中採用しないのかどうか、改めてお聞きいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私、就任時はまだ内定どころか、試験も実施しないでいたわけで、試験実施の直前だったと思います。昨年は試験を実施しなかったという経緯がございます。今後についてであります。当面23年については、採用試験は実施しない。24年度以降については、さらに慎重に検討していきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

今回の人事異動についてお伺いいたします。目的、希望、それから個人の異動の希望等があったのかどうか、その辺改めて、あわせてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。6月1日の人事の件ですか。4月……

○3番（山本文雄君）

4月1日です。

○議長（小座野定信君）

4月1日ですね。

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

4月1日の異動につきましては、例年定期異動ということで行っている内容でございますが、したがって、特別な事情があって4月1日にやったものではございません。あくまでも定期異動の中でございまして、異動希望者、あるいは退職者、たくさんいるわけですが、どこへ異動したいとか、こういう仕事をやりたいというような、いわゆる希望は、異動といいますか、提出を毎年させておりますので、それになるべく沿うように実行はしておりますが、すべて要求どおりというわけにはまいりませんので。また、本人よりもサイドから見た適格性等々もございまして、その辺を勘案した中で異動は実行している内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

いつも人事異動で気がつくところは、忙しいところは必ず忙しいんです。それで、そこさ増員されているかということ、増員されていない。比較的1年間残業のないところは残業がない。残業のあるところは土日も出勤しているというような、そういうところの配慮はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それぞれの部署において、確かに仕事のバランス、そういう意味では、今言ったように残業が少ないところ、残業が多いところとございます。これはもともと仕事そのものがその日の完結型か、継続型かというようなことにも原因があると思います。その日で完結するものについては一定の時間で終了できると。やっぱり継続的なものというのは、どうしても長時間にわたって結論を出す。その長時間をかけられないで2日を出すというような場合もございますので、そういった意味からしても、非常に仕事のバランスというのは確かにございます。職種といいますか、担当する事務によって違いがあると思います。そしてまた、夜会議を行うということもそういったことに起因するものと思っております。

これを、すべてを平均化する、平準化するというのは非常に、現実的には厳しいというふうに思います。ですから、一方でそのために、やっぱり希望をとったり、あるいは適材適所ということで人事異動をするという内容になっていくものと思います。こういう時期ですから、特にこれから節電の問題がさらにクローズアップされてきますので、そういったことも踏まえて、仕事とどういうふうに両立をしていくかというのは、本人の体調の問題もありますし、非常に重要なテーマであることは間違いのないと思います。内容的には以上のようなところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私の心配しているのは、よくテレビ等で騒がれている過労死という問題があります。本市においても、何人かの職員が亡くなっております。これは過労死とは断言はできませんけれども、恐らく精神的に、肉体的にもまいっているということは、ある程度職場の仕事が多過ぎた、そういう結果も原因があるんじゃないかなと思っておりますので、こういうことのないように、ひとつよろしく、人事課のほうでは配慮を願いたいと思います。

それから、今回の4月1日の人事異動なんですけど、市長も全職員の名前と顔が一致しないと思います。そこで、市長が直接指名した、関与した人事はどこまでなのか、それ以外の人事はだれが中心となって行ったのか。また、出先機関等については能力、人柄等についてもわからないと思いますので、どのように検討して決定されたのか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が直接関与したのは部課長級でありまして、課長補佐級につきましてはほとんど関与しておりません。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

そうすると、課長補佐以下は担当部長が取りまとめたというような内容ですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員課でやっております。職員課の、いわゆる異動担当の職員課の仕事でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

部長は入っていなかったということですね。課長が中心になってやったという内容ですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

基本的な線を、市長が今申し上げましたけれども、職員課の担当事務ということになれば、そこに部長も検印するとか、決裁を押すとかという判断は出てまいりますので、関与していないということとはございません。関与したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私は、部長等も一緒になって、職員課の課長と一緒にやっていたのかなというふうに思ってい

たのですが、人事課長のほうで取りまとめたというふうな内容ですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

課長が専属的にそのことすべてを決定したということではございません。課長は事務的に、補佐とか係長からの話を聞きながら、それぞれ担当する部門を担当し、そしてそれを部長には当然報告をして、ふぐあいといえますか、何か問題があるかどうか、そういった検討はされたというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私、山中前部長は3月11日に対策本部の本部長を実施して、それから今度は人事異動まで絡んで、相当疲れていたと思うんです。そういうところへきて、5月の末で、私初めて知ったんですが、総務部長のほうで退職願を出して、そしてやめたというようなことで啞然としたんですが、その辺は、市長にお伺いするのは、いつ退職願が出たのか、それとその理由についてもう一度ここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと日にちは忘れましたが、ちょっと定かではないんですが、何か金曜日だったような気がします。というのは、その前の日に土浦で警察関係の会議がございまして、部長が多分26日の木曜日だと思うんですが、部長がその会議にも出ておりました。それで、あした話がちょっとあるのでということで、時間とってくれということで、金曜日の朝、せわしかったんでありますが、何かかなり切迫していたようなので、金曜日の朝一番で話を聞く時間をとりまして、それが多分27日の金曜日だったような気がします。血圧が150から下がらないということで、健康上の理由を挙げたわけがありますが、慰留したんですがちょっと無理だったと。職員課長にはその前に話があったみたいであります。私は多分金曜日の朝一番で話を聞いて、土曜日が28、29が日曜ですね、それで、30、31と2日しかなかったわけですね。6月1日付でやめたいということでありましたので、議長にここの議会での答弁の対応等について相談しましたところ、異動で対応してほしいということで、早急に人事構想を練りまして、部長級の異動でありますから、議会前での対応ということなので慎重に議長にも相談したわけではありますが、異動したほうがいだろうという議長の助言もありまして、それは議会に総務課の課長級が出てよろしいかということでお話をしたんですが、それがまずいだろうという結論をいただいて、人事異動の構想を練って、6月2日付で新部長を発令したと、そういういきさつでございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

総務部長というのは、本当に市長の側近中の側近ですよ。その総務部長がいとも簡単に、こういうふうにやめられたというふうなことで、私は本当に非常に残念に思っているんです。だから、体が、ぐあいが悪かった場合には療養休暇か何かとって、議会のほうは総務課長がおるんです。それを議会のほうに出席していただいて、議会はできると思うんですが、そういう配慮はなかったんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、申し上げましたように、議会前、もう通告による一般質問の中身もその時点では出ておりました。私としては、総務課の霞ヶ浦庁舎の総務課長、それからこちらの3課長、4名の課長を答弁に立たせたいという意思のもとに、そうすると異動をしないで済むわけです。そうじゃないと、総務部長の後任を決めるということになりますと、結果的には3名の部長が新任部長になってしまったわけでありますが、新任部長になってしまうと答弁に支障を来すのではないかとこのことを議長に申し上げました。それで、今、山本議員ご指摘のように、課長で出させてもらえないかということをお願いしたわけでありますが、議長の同意がもらえなかったと。議場における、だれに答弁させるかについては議長の権限でございますので、課長が出られないということになると、残された道は2つあるわけです。1つが総務部長をだれかほかの部長と兼務するか、もしくは異動で専任の部長を決めるかと、そういう二者択一になるわけでありますが、議会対応ということで兼務ということになると、そうでなくても今お話しのように、それぞれ全部長が震災対応でそれぞれの部署で、山中部長は極限に行ってしまったわけでありますが、それ以外の部長も結構疲れております。その部長にさらに兼務させるということになりますと、これは自分の部署だけでも大変でありますから無理だろうと、そういうことで兼務はしないと。その点についても議長に相談申し上げました。兼務はしないと。それで、3名新部長で対応することになるがどうだろうということをお話ししまして、議長がそれでよろしいということになったので異動をしたような次第でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

時間もお昼に近づいたので、もっと質問したかったんですが、消防署に質問もあるんですが、消防署、副署長が4人も各消防署についているんです。その件と、消防本部のほうで日勤者、隔日勤務者がいるのかどうか。それと、消防署のほうでも日勤者はいるのかどうか。

それと、やっぱり余り副課長補佐とか、副署長がいたら、その指揮命令系統が本当にうまくいくのかどうか、その辺。

さらには、市長のほうのあれなんです、今、ちょうど男女雇用機会均等法が施行されて25年になるというようなことで、それにも増して市は男女共同参画を推進している。本市につきましてはこれをどのようにとらえているのか。

それらについて、ひとつご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

最初に、副署長の件なんですけれども、これは、うちのほうはちょっとおこなっていて、近隣市町村は、以前次席とか当直指令という名称でいたんですけれども、県内ほとんどが副署長という名称をつけています。ご心配のように、2人ずついると指揮権の問題等がありますけれども、消防職員は常時その2人がいるわけではありません。一般の方の土曜、日曜日というのが年間のサイクルで、年間52回休みがありますので、その人らが常時いつも2人が勤務しているということは極めてない状況ですので、あくまでも泊まりの責任者は副署長1名というのが大半の勤務状況になります。ですから、指揮命令権に関しても、あくまでも副署長もランクをつけてありますので、上席者と次の副署長というふうに仕分けはして勤務している状況です。

続きまして、日勤者は本部に10名おります。署にいるのかというのは、署には署長1名だけです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

男女機会均等法の関係であります。私はいわゆる男性、女性につきまして偏見は持っておらないつもりでありまして、従来の人事関係ですと、どうも男性偏重が多かったようであります。しかし、私はそういうあれは全然持っていませんので、能力のある方はどんどん起用していきたいと。たまたま実例を申し上げますが、社会福祉協議会の事務局長が前岡崎局長が急に市会議員出馬ということでおやめになったと。その後任につきまして、外部から持ってくるということも考えたんでありますが、たまたま女性職員で優秀な職員がおりました。私、就任してから何回かその職員と接する機会がございまして、これはできるなと思ひまして、ちょっとその、年齢的にちょっとそれより下の男性職員もいたので、最初は男性職員がいろいろ前面に出てきておったので、男性職員に関心があったんでありますが、その後、どうも実際に仕切っているのは女性職員だと、そういう感じを持ちまして、もう50歳近い職員でありますから、もう局長クラスできるんじゃないかということで、局長どうだと言ったら、一気に局長はあれなんで代理にさせてほしいということで、じゃ、半年、1年代理でやってみるかということで、今、社会福祉協議会は私の下にはその女性職員、いわゆる局長代理ということでおります。最初、出だしはそれほど仕事は従来の踏襲でいいからと、当面ですね。新たなことに挑戦して失敗でもしたらと思ったものですから、そういう助言もして今やらせておりますが、きちんとしたことができております。ですから、実質現場の30名近い社会福祉協議会の職員を掌握してございまして、女性のトップでございませぬ。現場のトップを十分務められる、そういった女性。

また、議会においてもしばらく女性がいなかったわけですが、田谷議員というすばらしいマドンナ議員が出てくれたわけがございまして、そういう女性に大いに今後活躍していただきたいと、こういうふうに思っております。まさに山本議員と私、同感でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

そうすると、今、課長は庁内の中に女性はいないんですね。課長補佐は何人おられますか、それだけ教えてください。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時08分

再 開 午後 0時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

課長補佐としての立場の者は、女性では採用しておりません。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

いないというようなことですね。

それでは、ひとつ市でありますので、市長、課長補佐ぐらいは設置するような方向でひとつよろしくをお願いします。

それから、新潟中部地震時の山古志村の牛がヘリコプターで移動している光景を私は思い出しました。今回は家畜を生きたまま、えさも与えないで放置し、人間だけが避難し、ただ家畜は衰弱して死ぬのを待っているような、そういうむごい状況を見ていると、原発の恐ろしさというのを改めて思い知らされたと思いました。やっと5月24日に牛だけを避難させるというニュースが流れましたが、いつ収束されるかわからないこの原発事故によって、さらに風評被害が拡大していくような事態が続いていったら、本市の果樹観光事業はどうなってしまうのか。農家の皆さんがここへ来てさらに不安を募らせております。かすみがうらの市の農畜産物の安全をPRし、観光かすみがうらの復活こそ最優先の課題ではないかと考えております。市としても、その総力を挙げて、こうした問題に取り組んでいただき、所管の課としてもなかなか難しい課題であると思えますけれども、ともかくお互いに最善の努力をして、この難局を乗り切っていく以外には道がないと、そういう決意を申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月18日及び6月19日の2日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月20日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後0時10分

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成23年6月20日（月曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第1	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について

追加日程第1 緊急質問について

日程第 2 休会について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりでございます。

日程第 1 承認第 1 号ないし承認第 6 号及び議案第 3 4 号ないし議案第 4 2 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第 34 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第 42 号 市道路線の変更についてまでの 15 件をかすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

8 番 佐藤文雄君から、質疑通告がありますので発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

8 番 佐藤です。

実は、報告 2 号から報告 6 号まで、質疑を出しておいたんですけども省かれまして、通告を出していたんですけども、この点については、後で聞きたいというふうに思います。

それでは、議案質疑の中身がお手元にあると思いますけれども、承認第 1 号については、文教厚生委員会を除く繰越明許費の補正、この概要説明を求めたいというふうに思います。

特に、土木費で道路橋梁費の市道④ 6 号線整備事業の額が非常に大きいわけですけども、東日本大震災の被害状況一覧表というのがありますよね。これは前に提出していただきました。それとかかわって、説明を求めたいと思います。

それとこれは追加なんですけれども、実は、歳入が地方交付税になっているんですね。災害復旧と関係がある交付税なのかどうか、これ、追加なので答えていただきたいなというふうに思います。

それから、承認第 2 号については繰越明許費の補正、これの概要です。

それから、承認第 3 号については、下水道のほうの特別会計の補正予算の専決処分だと思えます。かなり下水道で被害が大きくて、マンホール調査等も必要だというふうになっておるようであります。それから、アスファルト合材の入手が、災害の影響で困難だということも説明されているのがわかっておるんですけども、流域関連の特定環境保全公共下水道の事業の管渠工事について、工期の延長はどのぐらいを考えているのか、お答え願いたいと思います。

それとあわせて、今、マンホール調査等の委託が 210 万円出ているというふうに思いますけれども、これは専決処分されていますけれども、これは発注はしたんでしょうか。何か発注していないように思いますけれども、これについてお尋ねしたいと思います。

承認第 4 号については、同じく総務部の総務課が出した被害状況です。これの発注済み分と照

合するのか、これについてお答え願いたいと思います。

それから、承認第5号についても同じく、いわゆる、もう既に公的財産等の被害対策として発注したものだというふうに理解していいのかどうか、これについてお伺いをいたします。

それと、実はここでちょっと気になったことがあったんですけども、下水道のほうについては、国庫支出金で災害復旧費の国庫補助がありますよね。この国庫補助の率なんかは、こういう災害復旧に当たってどのようになっているのか、これについては追加ですので、申しわけありませんけれども、答えられれば答えていただきたいというふうに思います。

それから、第6号の専決処分、同じく農業集落排水事業の件でございます。これも総務部総務課が発注した被害状況の対応と照合しているのかどうかです。

承認については以上であります。

それから、議案第34号について、特に土木技術員の点だと思います。

私も一般質問で、ぜひそういう土木専門家、こういう方を登用して、徹底的に検査なり、またはいろいろな設計、価格も含めた問題についてよく熟知した方を採用するのがいいのではないかと、ぜひ、市長については側近として活躍できるようにというふうな提案をいたしておりますが、そういうこともあってなのかどうかはわかりませんが、土木技術指導員の役割、それから選任基準こういうものと、ほかにこういう指導員みたいな件について、報酬等の例があれば報告をいただきたいというふうに思います。

それから、議案第35号については、主な改正のポイントを説明を受けたいというふうに思います。

それから、議案第37号です。

議案第37号については、非常備消防費の1284万3000円です。消防団員の退職報奨金ということになっておりますが、ちょっと詳細な説明を求めたいと思います。

それから、議案第38号です。

議案第38号、これも補正予算になると思いますが、今から公的財産の被害状況における下水道課の公共下水道事業分での未発注分の内容なのかどうかです。これについてお答え願いたいと思います。

議案第39号、同じく農業集落排水事業の特別会計補正予算（第2号）ですが、これも農業集落排水事業分での、いわゆる被害対策、これの未発注分の内容なのかどうかでございます。

最後に、議案第40号ですが、非常に今回は、5月26日の指名競争入札におきまして、株式会社モリタ東京営業所が落札をしております。これまでは、私が何回か質疑をしておりましたが、石岡にある有限会社鈴機というところが、連続して消防自動車の落札を続けて行っているものですから、官製談合ではないかというようなことまで指摘して、これまで反対をしておりました。

今回、新たに、今言った株式会社モリタ東京営業部が落札したわけなんですけれども、指名選考で新たな基準を設けたのか。それから、予定価格については、事後公表というふうになっているのか、以上お尋ねしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

佐藤議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、総務費の総務管理費の中、自治振興事業614万1000円が繰越明許になっています。この点につきましては、かすみがうら地区の柳梅集落というところで建設中の集会施設の件でございますが、この度の地震によりまして、発注した資材の入荷がおくれたということで繰り越しということとさせていただきますのでございます。

それから、事業名の財政管理事務事業かすみがうら市予算事務事業25万8000円でございますが、これにつきましては、平成23年度の予算書の製本業務についてでございます。納入期限、当初2月15日ということでしたが、調整作業に時間を要し、入稿がおくれたことや、製本の形態を変更したこと。さらに議決後の印刷、製本作業において、地震の影響で納入期限に間に合わなかったということで納入期間の延長をして、繰り越しとさせていただきますのでございます。

それから、もう一つ追加ということで、佐藤議員のご質問の中で交付税の件でございます。

交付税については、平成22年度当初、37億5300万円を予定しておりました。交付税がほぼ3月で確定の中で、歳入見込みが38億5369万1000円ほど確定ということで、平成22年度の交付税の中からの充当でございますので、特に災害で特別ということではございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

私のほうからは、承認第4号の専決処分の承認を求めることについて、お答え申し上げたいと思います。

観光施設の復旧事業でございまして、歩崎展望台周辺石碑補修ほか4カ所の修繕と、雪入ふれあいの里公園駐車場の補修工事でございます。また、林道復旧事業は、林道4カ所にわたって亀裂が入り修繕するものでございます。また、さらに土地改良施設復旧作業災害復旧事業は、12の土地改良組合でパイプライン等30カ所の破損があり、その事業費の25%の補助をするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず、承認第1号の関係でございます。土木費関連の関係を説明してまいります。

まず、第1点、道路台帳補正委託につきましては、水戸にある委託会社の事務所が被災を受け、通常業務が困難となったため繰り越したものでございます。この件に関しては、4月18日には納品されております。

次に、④6の0006号線の整備事業の繰り越しにつきましては、震災の被害を受け、手戻り工事が発生したため、年度内完了は見込めないための措置であります。

手戻り工事の内容についてご説明をいたします。

この事業は、施工延長190メートル、幅12メートルの道路改良工事でございます。震災を受ける前の状況、車道部では上層路盤までが施工を済んでいる状態、附帯溝のU字溝布設とか歩道、歩車道、境界のブロックの設置が100メートル残すような状況にありました。このような状況の中震災を受け、拡幅部分において路盤では延長36メートル、面積で173平方メートルの多数のひび割れが生じ、下層部、盛り土部まで影響がありました。また付帯工では、U字溝の関係で120メートルのゆがみ、L型擁壁では擁壁5本の破損、ゆがみなどがあり、延長として25メートルの影響を受けました。

これらの復旧に要する工事費については、不可抗力という考えのもと、市が負担するというところで、652万1000円の増額補正予算措置をとり、651万円増の変更契約を3月30日に締結し、工期については6月30日まで設定したものでございます。

この事業につきましては、社会資本総合整備交付金の認可を受けている事業でございます。これの関係につきましては、県とも協議をなされている状況でございます。この事業は、2900万円の前払い金を支出しております。この工事の請負最終金額は、8373万7500円でございます。

続きまして、承認第2号の関係でございます。

土木費及び災害復旧費の道路河川等の復旧事業に係る経費については、震災の影響により資材等の搬入が困難なこと、施設復旧に係る件数が多く、時間を要するため繰り越したものでございます。事業内容につきましては、公有財産等被害状況提出資料3ページに記載してあります1番から15番の内容となっております。

続きまして、承認第3号の関係でございます。

工期延長につきましては21日間、平成23年4月15日ですけれども、完了検査は4月14日に行っております。佐藤議員さんの中で触れられていますけれども、震災の中でなかなか材料が入らなかったということでございます。そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

承認3号の中で、210万円のお話がありました。委託契約の関係ですけれども、3月24日に委託契約を済ませ、5月半ばには納品されている内容でございます。

続きまして、承認第4号の関係でございますけれども、これらにつきましては提出資料4ページ、道路管理課番号16から60までの内容となっております。公園災害復旧に関しましては、提出資料3ページの都市整備番号3から4の内容でございます。続きまして、災害復旧関係は、提出資料7ページ、下水道課1から2の内容でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

承認第5号の関係でございます。

これらにつきましても、提出資料7ページ、番号9から26の内容に設計業務を組んだ内容となっております。設計委託では、下水道維持費として72万2000円、特定環境といたしまして610万6000円を計上してございます。

承認第6号の関係でございます。

提出資料9ページ、番号45から52の内容に設計業務委託を含んだ内容となっております。

続きまして、議案第38号の関係でございますけれども、提出資料番号8ページ、27から38の内容に、設計業務委託や緊急用予備の汚水汚物ポンプ購入を含んだ内容となっております。

続きまして、議案第39号でございます。

提出資料10ページ、番号53から59の内容に、落雷により故障した中継ポンプ制御盤の修繕費

193万7000円と、市川地区の管渠布設がえ1カ所、事業費として500万円を計上したものでございます。

災害の補助率の関係は、公共下水道におきましては3分の2、農業集落排水事業にいたしましては2分の1というような形になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

それでは、議案書31ページ、承認事項第1号、11款災害復旧費の1項公共施設災害復旧費というようなことで、地震に伴いまして消防施設、下稲吉地内の消火栓の部分が、護床の部分がゆがみが出ましたので修繕を行いました。

さらに、市川地内にあります防火水槽の補水栓なんですけれども、ここの部分に亀裂が生じ、補水栓が、一応その段階で水があふれたというようなことで、その移転につきまして36万円補修を行いましたのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、議案の第34号でございますが、土木技術指導員の役割、あるいは選任基準等、報酬等の例があれば報告を求めるという内容でお答えを申し上げます。

まず、指導員の役割でございますが、今般の震災等によりますと、土木業務の増加に伴いまして、土木工事等の積算や管理監督業務、あるいは、測量や設計監督業務等に従事していただくものでございます。

それから、選任の基準につきましては、地方公務員法第3条第3項3号の規定に基づきまして、特定の知識、経験に基づきまして、一定の業務を行います非常勤特別職として位置づけをしてございます。具体的には、1級の土木施工管理技士を指導員として任用し、土木業務の能率や、市職員の技術向上を生み出すものでございます。

次に、ほかの市の例ということでございますが、近隣で石岡市におきまして、平成19年度までに、建築営繕指導員というものを非常勤特別職として設置されておりました。県内では、それ以外は特に確認できませんでしたが、県外では当市と同じく、土木技術指導員や下水道技術指導員、あるいは、土地区画整理専門員などが確認できております。

続きまして、議案の第40号でございますが、水槽付きの消防ポンプ自動車の取得についての内容でございますが、初めに、今回指名業者選考で、新たな基準を設けたのかというようなお話でございます。新たな基準は設けておりませんが、入札条件を昨年までは、県内本店、支店、営業所を有するという地域条件を付して指名競争入札を実施しておりましたが、今回、地域条件を外しまして、入札参加資格者名簿に登載されている業者で、消防自動車の自走実績を有するといった条件で指名をいたしました。地域条件を外した関係で、前回までの指名業者に新たに2社加え6社で指名し、行ったものでございます。

続きまして、予定価格は事後公表なのかというところでございますが、水槽つき消防ポンプ自動車の取得ということで、これは物品購入に当たるものですから、予定価格につきましては事後公表によりまして、指名競争入札を実施しているものでございます。

それから、私ちょっと漏れましたが、戻りまして承認の4号から6号までの専決処分事項の承認を求めることにつきましての内容であります。これにつきましては関連がございますので、4から6までを一括で、トータル的にお話を申し上げます。

総務課提出資料におきましては、水槽の被害状況を取りまとめたものでございまして、一部設計あるいは、清掃作業委託等も含まれてはおりますが、主として施設等の修繕、修復に関するものを掲載しているものでございます。基本的には、専決処分に含まれる施設修復に関する業務はすべて総務課資料に含まれております。

ただし、総務課資料には、平成22年度補正予算対応が含まれていることから、第4号から6号の専決処分にはない事業も掲載してあるものでございます。また、ソフト経費等は含まれていないこと、確定事業費が掲載されていないものもあることなどから、個々の事業が一致しないものもありますし、総額も一致しないものでございます。先ほどから各担当部のほうで、お答えを詳細についてははしているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

答弁漏れがございましたので、再度答弁を求めます。

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

まことに申しわけございません。

議案書の94ページ、議案第37号 補正予算書第2号中、9款消防費1項2目常備消防費の消防団員退職報奨金補正額1284万3000円の内訳についてご説明いたします。

平成22年度末の退職消防団員は51名おりました。その中で、退職報奨金該当の消防団歴5年以上の方が45名でした。内訳につきましては、5年から10年が13名、10年から15年が16名、15年から20年が5名、20年から25年が3名、25年から30年が7名、30年以上が1名です。各個々の金額につきましては、かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例により、勤続年数及び階級により異なりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質疑中、議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、ポイントについてお答えを申し上げます。

改正の主な内容であります。市民税及び固定資産税について、東日本大震災に係る特例規定を附則第22条から第24条までの3条を加えるものであります。

まず、附則第22条については、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。今回の大震災により生じた損失額については、特例により、さかのぼって平成22年分の所得から控除す

ることができ、平成22年分の総所得金額から控除しても、控除し切れない損失額についての繰越期間を、現行の3年から5年に延長された内容であります。

次に、附則第23号につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例であります。住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても、特例により被災後残存している未控除の期間については、控除対象となる内容であります。

次に、附則第24条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ではありますが、大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後10年間分については、当該土地を住宅用地として適用するという内容であります。

なお、附則第22条及び第24条は、平成23年4月27日からの遡及適用となり、附則第23条は、平成24年1月1日からの施行ということになります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、交付税の問題については、今回は災害とは関係なくて、3月に確定したものだということで、それから、一般財源として災害の復旧等に充てたというふうに理解してよろしいですね、承認第1号です。

それと今、土木部長が語る説明をいたしました④6の006号線の件なんですけれども、この震災の被害状況の中に載っていないんですよね。それで、当然写真も載っていないんですけれども、どういう状況だったのか、もうかなりひどい状況だというふうに言って652万円も追加措置をしていると。これも不可抗力だというふうに認定しているというふうに言っておりますけれども、これは工期そのものは、大体3月11日に事故が起きましたよね。工期は、いつだったんでしょうか、この改良工事の工期は。大体、3月15日あたりが工期なんじゃないかなと、想像するにです。検査を20日とか25日に受けてというのが、普通常識なんですけれども、3月11日に、まだ上層路盤の段階というのは、工事が余り順調に進んでいなかったんじゃないかなと、いうふうなことも認識されるんです。

そういうこともありますので、今言ったこの被害状況の中に報告しておりませんが、被害状況の写真等はあると思いますけれども、これについてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、マンホールの調査委託については、3月24日に、じゃ入札、もう既にやったんですね。ちょっと私見落とししましたので、それで5月中旬にはそれが納品されているということで、3月24日に発注したということですから、入札は行われたということですね。いつの入札だったのか、ちょっとこれについて教えていただきたいというふうに思います。

それから、国庫支出金、いわゆる災害復旧費の国庫補助の率について、下水道は3分の2というふうに言っておりますけれども、承認第6号のところについては、農業集落排水事業で災害復旧に国庫支出金がありませんよね。これは2分の1だということなんですけれども、なぜこれは国庫補助がなかったのか。こういう認定に際して、何らかの基準があるのかなというふうに思いますけれども、その基準についてお尋ねしたいと思います。

それから、議案34号ですけれども、今回は私が意図したやつではなくて土木事業費、今回災害復旧で土木事業がかなり多くなると、今の現有の職員のキャパシティを超えていると、それで採用するというふうに聞こえたんですが、補正予算から察すると、2名臨時採用というふうに思いますが、2名なのかどうか。それと大体どういう方が採用の対象になっているのか、ちょっとそこら辺がわかりにくかったので、1級土木施工管理技士だと言われておりますが、年齢的にもどういう方を想定しているのかなというふうに思いますので、お答えできればお願いしたいと思います。

それと、常備消防費の消防団員の退職報奨金の内訳については、るる話していただきました。私も何回も言っているんですけども、こういうわかり切った数字については、事前に書類として配布していただければ、わざわざ書きとめなくても済むんですよ。そういう点では、今答弁した明細表を提出していただきたいと。

以上です。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

最初に、道路改良、6号線の関係ですけれども、提出資料の中には記載はしておりません。現在、工事施工中という形で、災害とは別にしたというふうに承知をしております。写真の関係は、今まだ工事の期間中、6月30日までですので、その辺の整理ができ次第、提供できるかなというふうに思っております。

工期に関しましては、最初は、平成22年11月9日から平成23年3月15日、1回変更してございます。その関係で平成23年3月30日が最終的な地震前の工期でございます。よろしいでしょうか、3月30日。地震の影響で6月30日まで工期を延期したということでございます。

あと、下水の関係の委託関係の入札日はいつかということですが、これは後ほど調べて、報告をさせていただきたいと思っております。

あと、農業集落関係の災害の関係につきましては、災害の事業費が200万円以上が該当になります。その辺の関係のまだ調査が不十分であったために、当初の国補の補助の関係が、まだ計上されてない。今後、補正、財源の振りかえという形で補正をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

大変申しわけございません。資料として配布させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

2名かというお話でございますが、はい、2名を想定してございます。

それから、どのような方なのかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように1級土木施工管理技士を持っておりまして、さらに設計それから管理、一連の内容がすべてできる方、についてはさらに職員の指導もできるというふうに考えております。

年齢は問いませんが、普通で考えればかなり経験がないとできない方だろうというふうに踏んでおります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

㊦6号です。

それは11月9日から3月15日の工期だったと、1回目は。それで延ばしたんですか。災害があって延ばしたんですか。それとも、災害があってではなくて、3月15日自体を災害前に延ばしたということなんでしょうか。まずそれを確認させていただきたいと思います。

なぜ、3月15日を3月30日まで、どの時点で延ばしたのか、その点を聞きたいなど。

それと、なぜ652万円を災害復旧費にしなかったんでしょうか。まとめて、これは随意契約でプラスしたことになりますよね、恐らく。そういう点では、不可抗力だということであれば、災害復旧という形で対応するのが通常なのではないかなというふうに思いますが、この3月15日から30日まで延ばしたのと、災害復旧費に計上しなかったと。

実は、これひび割れと、かなりひび割れというふうなことを言っておるんですけども、ひどいひび割れがあったというふうには聞いていないということなんです。そういうことがあったものですから、ちょっとその点について聞きたいというふうに思います。

それと、土木事業の管理者については2名ということで、これはこの承認の認定が行われれば、7月から来年の3月までということを採用するというふうな内容と思いますが、大体そういう期間としては今年度いっぱいということ考えているのか、再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず、工期の関係を申し上げます。

最初は3月15日までだったと、施工延長を延ばすということで変更契約をしてございます。それがその時点で3月14日の契約になっておりますけれども、それを工期の施工延長を10メートル延ばした、そういう関係で工期も3月30日にしております。

それと、六百五十何万円の災害復旧の補助の関係ですけれども、これも当然、県とも協議をしてございます。651万円に対しまして補助がどうかという話をしております、これは国のほうの回答を待っている状況です。今の段階では、651万円という支出金は一般財源ですけれども、その後の回答を待って、採択となればいいかなというふうな状況でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 横瀬典生君。

○総務部長（横瀬典生君）

3月いっぱい、今年度いっぱいでございます。

よろしく願いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他、質疑はございませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

斎場の問題で動議を起こしたいんですけども。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

15番 山内庄兵衛議員に申し上げます。

議案質疑終了後の取り扱いといたしますので、ご了解願いたいと思います。

お待ち願います。

その他、質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

繰越明許の計算書の関係なんですが、災害関係の計算書、詳細にわたったものをいただきたいんですが。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの栗山議員の質問でございますけれども、現在この場では事業名ということだけでございますので、これにつきまして、ただいま手元でございますので、内容をもっと細かい部分を作成してお送りしたいと思っております。

内容につきましては、例えば災害関係、工期とか事業の道路だったら距離とか、そういった部分の内容でよろしいのでしょうか。

[「ちょっと聞こえないんですけども」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

はっきりとした言葉で、公室長、お答えください。

○市長公室長（島田昌男君）

詳細の内容なんですけど、工期とか事業延長距離とかそういった部分も含めてということでしょう。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

工期については結構なんですけど、詳細な金額。どの財源をどういうふうに持っていったのか、それだけお願いしたいんですけど。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

その点につきましては、後日報告いたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、ここで出ないですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ちょっと今すぐ、ご勘弁を願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あのね、執行部はすべてにおいて把握していなければならない。資料も持っていなければいけないんですよ。この間、議長の会話の中で、通告していないから通告外の質問をされても困るなんて話も聞いているわけだけれども、私らは、全部わからないで聞いているわけ。素人の集団なんです。あなたらはプロなんです。自分の持ち分については、すべて把握していなければならないんですよ。

そういう中で1点だけお伺いしたいんですけど、3月28日に予備費1,000万円、補正組んでいるわけなんですけど、これ専決処分です。その使い道について、どういう使い道をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの予備費、3月28日に災害の関係で1,000万円を計上させていただきました。平成22年度の予備費につきましては、災害3月11日後です、予備費で充当してきたわけでございます。予備費残が不足するということが見込まれるということの中で、1,000万円を予備費ということでも予算化をさせていただきました。最終的には予備費の残ということで……、ちょっとすみませ

ん、今。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時07分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

最終的に1,000万円、補正をお願いしたわけですが、現在、最終的にはまだ決算の調整中がございますけれども、964万円が予備費として残っております。これは繰り越しということで1,000万円補正をいただきましたが、1,000万円は使わなかったということがございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

一番簡単なのは、28日から31日までなんですから、それを何に使ったと、答弁すれば一番いいんです。それができない、残念でしょうがないです。

次にお伺いしますけれども、宍倉出張所の解体工事の関係なんです、これは平成22年度の予算で不用額にしてしまった。この不用額というのはどういう意味なのか。財政課長は、平成22年度に使わなかったから不用額だと、そう言っているわけですよね。私の認識は、事業をやって余った金が不用額だと思うんですが、担当の考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、不用額の取り扱いについての質問でよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

はい。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

不用額ということですが、不用額につきましては、予算と実際に支出した額の差額のことです。

これにつきましては、ほとんど執行ができなかったということでした。内容については私どもも聞く中では、地権者との合意形成がなかなか難しかったというような話を聞いております。

不用額につきましては、私ども財政の中では、当然予算をつければ執行するのが原則でございます。最終的に執行ができないということでした。不用額という言葉、いらぬお金というように聞こえますが、解釈の中では翌年度以降に使えるお金ということで、年度内では不用

ということで処理させていただきました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

簡単な質問を何で遠回りしなければならないのか。不用額というのは、事業をやって残ったものが不用額、まったく事業をやらないで不用額にするのはおかしいのではないかと。当然これ、繰り越ししなければならない。不用額について今度はここで補正でもって、2,175万円計上しているんですよ。不用額にしたのが何でここで補正を組んでくるのか。まったく数字がここで1,000万円違ってきている。担当でどういう計算をしているんだか私はわかりませんが、ここで土地の借り上げ料が出てきている、18万円。当然土地借り上げ料は1月1日に課税しなければならないわけですから、借り上げ料はこれ出してこなければならないんです。地権者には迷惑かけるわけにいかないんですよ。

再度、全部設計委託料として組み直しているんです。1つだけは土砂等の撤去工事、これが大きいんですね。積算根拠がどういうものなのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員さんの質疑にお答えをいたします。

宍倉出張所の解体工事に係る平成22年度と今回補正で計上予算化しております平成23年度についての相違等について、ご説明申し上げたいと思います。

まず、平成22年度で支出しております土地借り上げ料、これにつきましては、平成22年度の予算計上時前に地権者との協議の中で、12月末までを工事期間として9カ月分を計上しております。今回、平成23年度につきましては、4月1日から3月31日までの12カ月分を計上させていただいております。

次に、工事費の関係ですけれども、平成22年度で事務所解体、あと敷地内の構造物の撤去、あるいは盛り土の撤去ということで、地質調査の結果を踏まえない、通常の撤去できるということ想定して1,100万円、平成22年度で計上させていただいております。今回、平成23年度につきましては、事務所解体及び構内構造物の撤去ということで、既にこれにつきましては、平成22年度に設計が完了しておりますので、500万円弱の予算を計上しそれに加えて、盛り土撤去のほうについてなんですけれども、地権者との平成22年度中に係る中での協議の中で、今回建築前に水田、田であった部分については、その田の部分の高さまで土盛りしたものを撤去してほしいというようなこともありまして、現在の隣の敷地が高くなっている影響等もございまして、のり面となる部分に鉄板の矢板、そういうものを埋めていかなければならないというようなことで、その材料費等が700万円ほど増という今の状況で見積もってまいりましたので、今回の平成23年度については、合計で解体工事関係が2,077万円を計上させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

地権者に私いろいろお伺いしたんですが、当時地権者は、表土、作土とありますが、その土を移動しているというけれども、その部分についてこの設計の中に入っているのか、入っていないのか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの水田を、米等を作付するための作土が当時埋め立ての際に、請け負った業者さんが取り除いたという土が保管されているということなので、工事請負等の中で、その作土を戻すということも協議はできるかと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は、設計に入っているのか、入っていないか。この予算に計上しているのか、していないのか、その部分が。それをまずお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

予算の計上の中では、作土を設計に入れるという前提でのものは計上してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

担当は借地権の効力が30年だと、これ民法にそう書いてありますよね。そうしたときに、あの建物は、かすみがうら市として登記してあるのか、ないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

お答えします。

宍倉出張所につきましては、法務局への保存登記、あるいは表示登記などは行われておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

常日ごろ、市長も言っておりますが無駄を省く、私も無駄を省く、これは寸分の変わりもない。

非常に無駄が多い、そういう中で、平成23年3月31日に契約は切れているわけですね。それで建物はもう使用しないという中で、公費でもって借地料、あるいはいろんな調査費用を使うところについて、市長はどう思っていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この問題については、かねてより数年にわたって、いろいろ地権者と市当局のほうで、いわゆる建物撤去についての話し合いがスムーズに進んでいないということを伺っております。こういった事態は、早急に終結をさせなければならないというふうを考えております。

しかし何分、相手もあることでありますので、場合によったらきちんとした法的な対応も含めてやっていかないとまずいのかなと、そういう時期に来ているのではないかというふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

建物は使用してないわけですから、当然即座に速やかに、こういうものは無駄を省く意味で壊すのが当たり前。誠心誠意、地権者と当たれば、おのずと結果は出るはずで、やはりすることを怠った、しなければならぬことを怠った、だからこういう結果になっているわけでございまして、そういう中で、果たしてこの借地権の効力30年というのは、建物に登記しなかった場合に、果たして効力があるのか、ないのか。

もう一点、去年の借地料を法務局に供託したということなんですが、供託しなければならぬのかどうかということをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

お答えを申し上げます。

まず、借地権の関係ですけれども、借地権につきましては、現実的に平成2年当時、西部出張所というような用地として借地契約を結んでおります。その後、借地に係る借地借家法という改正された法律によりまして、建物を含む借地をした場合の契約期間が30年という規定がおかれておりましたので、それに基づいて平成2年当時のやつが、そのまま現在も引き続いて、両者合意解約が行われない以上、効力があるということでもありますので、かすみがうら市としては、地代契約をしておりますので支払う義務が残ってしまうと。

また、ただいまの質問の中で、建物が登記されていない、保存登記もされていないという中で、その借地権が主張できるかという話ですけれども、弁護士との相談の経過の中では、現実的に西部出張所、さらには、宍倉出張所という使われた公共施設でありますので、借地権を主張することもあるし、また、その支払いの義務等もそのまま残されているというような形で供託しました平成22年度分の賃貸借料の関係ですけれども、一応、賃貸借料の見直しを含めた中で、地権者とご相談申し上げ、賃貸借契約の内容で借地料、あるいは契約期間等の合意が図れば、それが素

直に行われたのですけれども、結果的に賃借料での合意が至りませんでしたので、かすみがうら市が持っている支払いの義務について、供託という形をとらせていただいたものです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あなたは、供託2回やりましたよね。1件は私の件、あなたが事務局長やっているとき。今度の供託、これ供託しなければならないという法律は何もないでしょう。一方的な話でしょう、これ。それに、私は間違っているのかもしれない。だけれども、建物の登記をしなかった場合に、権利を主張するのはちょっと無理があるのではないかと、という根拠は、住居であれば居住権。あれは使用権が既になくなっているんですから。

あなたらいつも弁護士、弁護士と言うかもしれないけれども、弁護士は結論を出すところではないんです。弁護士が裁判をやって物事を解決するというのが行政の基本的な考え方ではないでしょう。どっちに目をつけているんだというの。部長として誠心誠意地権者と話したことありますか、何回あります。

この権利関係について、私はこれは疑義があると思うので、使用権もない、居住権もない、3月31日に契約が切れている。その問題と、なぜ供託しなければならないのか。供託しなくても別にどうってことないでしょう。後日、幾らでも話し合いできるでしょう。供託することによって地権者と摩擦が大きくなるんですよ。優秀な職員にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず1つに、地代を供託するという法律がないのではないかとということですがけれども、平成22年……

[栗山議員「法律はないとは言っていないですよ、私は」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

どうぞお答えください。

○市民部長（川島祐司君）

地権者に対してお支払いする地代を供託しなければならないという決まりがということですがけれども、先ほどから申し上げているとおり、借地借家法という法に基づいて、かすみがうら市が地権者と契約した契約が現在も引き続いて効力があるということになりますと、かすみがうら市は、土地を借りて建物を建てている以上は、平成22年度という4月1日から3月31日の1年間については、土地を借り入れているという事実は避けて通れませんので、その分についての地代はお支払いしなければならないというふうに考えております。

あと、建物登記がなされていないことによって権利主張がということなんですけれども、建物が確かに登記はなされていないですけれども、当時、かすみがうら市の公共施設という形で条例上も定められており、明確に宍倉出張所が市の所有物であるということは言えるのかなというふうに考えております。

あと、使用権もないというようなお話なんですけれども、確かに栗山議員ご指摘のように平成22年3月31日をもって、宍倉出張所の住民サービスなどの業務は廃止をしております。ただ、現実問題として、先ほども申し上げましたように宍倉出張所の施設、あるいは、耕作物等はそのままになっておりますので、現実的に建っている以上は、かすみがうら市の使用している、あるいは地代を支払わなければならないような義務は逃げられないといえますか、避けて通れないのかなというふうに思います。

あと、地権者と私が話したことは何回あるのかということなんですけれども、今すぐ何回とはちょっと申しませんが、思い当たるところを申し上げれば、まず、行革本部会議で宍倉出張所を廃止するという方針が出た際に、私と、あと担当で地権者のところにお伺いして、出張所を来年の3月31日で業務を廃止しますというような中で、その後地権者の方から、何か使い道とか考えておりますか、というようなお話し合いもしております。

あと最後に、供託することによって地権者とのということなんですけれども、先ほどから申していますように、かすみがうら市が地代を支払わなければならないという契約条項が残っている以上、合意解約がされなければ、かすみがうら市は払わなければならないというふうにとらえておりますので、合意がなされなかった以上供託せざるを得ないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

供託というのは一方的な話なんですよね。何も供託しなくても、地権者が後で請求すれば支払うことできる、時効になるわけではないんですから。時効になることない、よって、初めて供託するということが生まれてくるのではないのか、私はそう思います。ないものに支払う、これ行政の最大の無駄なんです。ないもの、使わないもの。

借地権の効力の関係なんです、あなたも借地借家法の法律を見ているのでしょうかけれども、登記しなければなかなか難しい問題も出てくるんです。それで、あなたは1回は行ったと言っている。2回目、私がいるとき来ましたよね。2回目は何しゃべりましたか、ほとんどしゃべらないでしょう、それが部長なんですか。誠心誠意、地権者と詰めた話、何でできないのか。わからなければすぐ、弁護士、弁護士と言うかもしれないけれども、ないものに支払う、これは職務怠慢ですから、市民に迷惑をかけているんですから。

市長、この無駄についてどうのお考えですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しになりますが、いつまでもおける事態ではないので、早急に解決を図っていきたく、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

答弁で、ちょっとそれでは余り惨めでしょう。

私は市民の代表ですよ。市民の立場になって、こうやって無駄をなくそうと聞いているんですから。

○議長（小座野定信君）

先ほどの市長の答弁の中にも、法的根拠を踏まえて前向きに解決していくというお言葉が出ておりますので、栗山議員、この言葉でご了解できればなと思います。

非常に土地問題、金銭問題、デリケートな問題ですので、この場ではお答えが出ないことが予想されますので、できますればその答弁内容でご了解いただければお願いしたいと思います。

[栗山議員「最後に一言」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

担当部長として、責任を持ってこの問題対応しなさいよ。ただ自席でもって指示するのではなくて、どのくらいの指示をしているのか、内部協議をしているのかわからない。それだけきちんと私言って終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で、14番 栗山千勝議員の質疑を終わります。

その他、質疑ありませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からは、承認第4号 平成23年度の補正の専決処分について、お尋ねさせていただきたいと思えます。

その中の歳入におきまして、市債におきまして、災害復旧事業債についてですけれども、こちらについて限度額、それから制度的なもので充当率、それから目的、用途についてどのぐらいまで制限があるのか、ないのかお答えいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの古橋議員の質問でございますけれども、災害復旧事業債につきましては、それぞれ事業の補助残について100%ということで予定をしております。現在の制度の中では、95%が交付税に算入されるというような制度で進めているところでございます。

復旧起債については、まず市単独補助が受けられるという補助のつなぎがないという部分については、起債の該当がないということでございます。それから補助の該当、先ほども200万円以下の工事とか、土木については60万円以下の工事、それはあくまでも補助が受けられないということについては起債の対象でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、マルチに使える95%の充当率で、人件費から物件費、報酬費等にも使えるということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

まず、災害の補助が受けられるかということの協議が必要かと思います。それで、その協議の中で補助が受けられる部分の残についてということと、あとは補助が受けられないというような部分についての起債ということでございます。あと、その補助に全体的に該当しないという部分については、起債対象外ということで……

○議長（小座野定信君）

はっきりとした言葉でお答えください。

最後のほうちょっと、これ議事録をとっているものですから、公室長、言葉がうやむやで議事録がとれません。もう一度お願いします。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま、補助が該当するという残りの残については、100%起債ということでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、その災害復旧事業債の金利、償還条件などご説明いただきたいのですが。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

金利につきましては、4%以内ということで地方債の補正の項目にも書かれております。償還については、それぞれ土木とか、いろいろなそれぞれの要素にあります3年以内から10年以内というような償還でございます。うち据置期間、これも3年以内のものについては1年が据え置きと、9年以内のものについては2年が据え置きと、そういった形でそれぞれの事業において違うものでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

制度的なものはわかりました。

そうすると今回は、何%で借りて何年でお返しになるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

起債については、年度末に起債を起こすということでございますので、現在予算上の起債ということで、予算書の中での起債といいますか予算のお願いでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうすると、承認4号の歳入のページの根拠が、ますます組み立てがなぜほかに財政調整基金から切り崩したり、教育費国庫負担金として組めるのかが、ちょっとわかりづらくなるんですけども、予算上として最終年度末に何%で実務的にはお借りするかもしれません。それまでの間、いろいろ現金で運用されるということとして理解しますけれども、その中で特に財政調整基金、私は震災前の、宮嶋市長が初めて編成されたかすみがうら市の平成23年度当初予算の中で、私は触れなかったんですけども、今年度の予算は、前年3億円ということに対して、当初予算で4億5000万円切り崩しますよと。私は、いろいろ新聞で、かすみがうら市の当初予算の説明が、震災後のここ最近でもお見かけしましたけれども、その中では、地方交付税が今までよりもふえたんだよというような、そういうことで予算総額が0.9%ふえましたということになっているんですけども、その財政調整基金からの繰り入れが、1.5倍にもなっているのに、ここで専決処分されたんですけども、さらに6,000万円切り崩しているわけです。

本来、既に前年と比べて1億5000万円も使いますよということで、我々もその点については賛成したわけでございます。宮嶋市長も選挙公約の中でいろいろ行財政改革ということで強くアピールされている中でも、私も市長としてもいろいろなアイデアを実現するために切り崩しを多く延ばすよう、その点については多少なりとも私としては理解したところでございます。しかしながら、この専決処分の中では6,000万円もさらに切り崩す、ほかの市町村においては、震災後、開発事業を凍結したりするということで、事業をいろいろ見直して決断されている市長さんもいる。そういった中でなぜここで、そのふえた1億5000万円の中で事業のやりくりをしながら、ここでさらに切り崩すことなく、この災害に充てることができなかつたのかどうか、これは市長でも島田さんでも結構でございます。答弁をいただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、私のほうからお答え申し上げます。

本年度の予算の執行の中で、事業の凍結の部分もできなかったのではないかとようなことかと思えます。それについては、現在当初予算の執行については、凍結ということは特に考えなかつたのが現状です。

それで財源措置でございますが、最初の3月28日の歳入については交付税、先ほど佐藤議員のほうからもありましたように、交付税の増が見込まれたということで6,000万円ほど。そして、またその後、ほかの財源が見込まれなかつた、そして災害の緊急措置ということもありまして、財調の切り崩しということで6,000万円ということでございます。

それから、その後今度の補正、お願いする件につきましては、繰越金が従来どおり約6億8000万円くらい見られるということでございますので、当初予算は3億円ということで、若干といたしますか繰越金の余裕があるということで、それで自己財源の措置ということでさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のご答弁、あべこべですよ。

繰越金があるから財政調整基金をさらに切り崩しました、という解釈になってしまうと思われるんですけども、そういう解釈ですか。

財政調整基金は、市として持っている現金ですよ。これを優先的に使わざるを得ない、そういう状況かもしれません。先般、私質問しましたけれども、固定資産税の納期も公明正大に納期延長しましたよというのをやらずに、こっそり告示しただけで、大抵の人は知らないで納付書に納期限が書いてありますから、これで払います。それで現金が集まってきます。それで繰越金があるわけです。通常運用しているわけですよ。

いろいろ震災の影響で、従来 of 事業の進行もやや遅れていると思います。そういう中で、現金をやりくりできると思うんですけども、その繰越金があってもこの6000万円は必要なんですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問でございますけれども、4月時点でございましたので、繰越金がまだ出納整理期間中なので未確定といえますか、定かでなかった分がございまして。それで財政調整基金を財源として活用させていただきました。

それから、今年度の県の交付税の措置なんですけど、財源の措置の交付税の関係でございましてけれども、交付税は、ご承知のことと思いますが、4月、6月、9月、11月、4回に分けて歳入ということでございます。そういった中で、概算4月分の、4月、6月は繰り上げということで、4月はそのままでございますけれども、交付税が収入として上がっています。その中で、県のほうから9月分の交付税の繰り上げ交付という形で、6億3200万円ほど歳入と、前倒しで交付税も入ってきているような状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

交付税も前倒しで入ってきて、さらにお金が足りないということなんですかね。ちょっと、角度を切りかえて伺いますけれども、なぜもっと災害復旧事業債の借り入れをふやすことができなかったんですか。

それだけの現金がない中で、切り崩したということですよ。ここでもっと工夫の余地、災害復旧事業債をもうちょっとふやすことも可能だったのではないかと。借りる金利よりは積み立てのほうが低いんですけども、借りた場合のほうが後で将来の負担は、それは基本的にはふえますけれども、今現状の現金のやりくりの中では、交付税が前倒しで入ってくる。さらにはこの承認1号のほうですか、地方交付税も増額になった。

私は、今回質問している趣旨としては、市長がやはり強い行財政改革を強くアピールしてきた。かつての出島村長時代の、私もチラシを拝見させていただいたことがあります。財政調整基金の、その当時の出島村のときの使い方、かなりグラフが右肩下がりで基金の積立額が減っていったというのを私は見かけたことがありますけれども、そのときの反省を生かして、今回はかすみがうら市長としてそういう部分をもっといい、将来の子どもたちのためにも負担を回さないような現金のやりくりが、工夫の余地があったのではないかなと思うんですが、安直に切り崩す、前年度よりも1.5倍の財政調整基金の切り崩しの中で6000万円をさらに切り崩すということ、これは担当部から上がってきたものをそのまま二つ返事でオーケー、市長はされたんですか。市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お金に色があるわけではありませんので、私も起債の手續等についてはよく理解していない部分もありますが、多分起債できるものと、そうでないものがあることと関連があるのではないかと思います。

どうも質問の趣旨がよくわからないんですが、お金に色がついてなかったら、どこで使ったって同じだと思うんですが、どうですか。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長の答弁からすると、前年度繰越金も使うことができるような解釈にもなり得ると思うんですが、本来ここで会計管理者にでも質問したいところですけども、時間もありませんので伺いませんけれども、私としては、今年度1億5000万円も切り崩しをふやしたんですから、その中でやりくり、これはできないんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返してみたいになりますが、借りられるものは目いっぱい借りているように指示しています。その手続的なものもありますから、今の段階でこれは借りられないというものについては、どこのお金を使っても同じだから、とりあえずこういうときに使わないと使うところないでしょう、財政基金だもの。そういう意味だと思いますけれども。財政当局は目いっぱいやっていると思

ます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長の予算運用の気持ちはわかりました。

それがかつては、出島村長時代もいろいろ意見があったのかなというふうに察するところなんですけれども、私は、今回の当初予算の中で1.5倍にしているんです、切り崩しの額を。1億5000万円ふやしているんです。その中で事業を凍結したり、延期しながらもできないのですか、ということをお伺いしたいのが一番の今回の趣旨です。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

当初予算で財政調整基金をふやしたということでございますけれども、平成23年度予算については、特に見直しは今のところ考えていないということでございます。そのまま当初予算の財源措置ということでございます。

それから、6,000万円弱を基金を切り崩さなくてもというような話でございましたが、これはあくまでもいろいろな各担当部で、まだ補助の協議とか、当然補助がつけば、起債も考えられるということですが、起債措置ができない部分ということで、自己財源の充当ということで財政調整基金を使わせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

時間もありませんのでこれで終わりますけれども、お答えは結構です。

今回、今現在4億円ほど災害の復旧費用がある中で、災害復旧事業債は9,070万円しか起債できないという、目いっぱい借りてもそういうことだというふうに私は今の答弁から解釈します。

私もう一点、改めて指摘させていただきますけれども、市長は、石岡地方斎場の公約のように、それよりも行財政改革をもっと旗印として、御旗として掲げられているのに、財政調整基金を1億5000万円も前年よりも切り崩しますよという、こういう予算でありました。

そこにさらにやりくりがつかいませぬので、6,000万円さらに切り崩します。こういう専決処分をされたということで私は理解したいと存じます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

その他質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

これより、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からいたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど、山内庄兵衛議員より、緊急質問を求める動議がありました。

緊急質問を行うには、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう山内議員に求めます。

15番 山内庄兵衛議員。

○15番（山内庄兵衛君）

石岡斎場の問題が急遽単独でやるということ、それらについて3点ほど質問したいと思いますので、ご賛同いただける議員さん方にお諮りをいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

ただいま15番 山内庄兵衛君から斎場問題について、緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、15番 山内庄兵衛君の緊急質問の件を議題として採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに、議会の同意を得て質問をすることができるとされております。

この採決は起立により行います。

15番 山内庄兵衛君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を願います。

そのままお立ちください。お待ちください。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、15番 山内庄兵衛君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに決しました。

追加日程第 1 緊急質問について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

山内議員、ご登壇願います。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

緊急質問の動議を提案したところを、賛成を皆さん、いただいてありがとうございました。

斎場問題については、宮嶋市長は単独でやるということで、今月6日に石岡斎場で決めて、そして10日に私、緊急質問したところ、そのときには6日の日には、今月の議会で場所ははっきりすると申ししていたので、この間では3カ所というあいまいな点であります。したがって、これははっきりと決めていただきたいと思います。

さらには、斎場を単独で抜けたりした場合には、それらは国や県で認められるか。これらについてお伺いをいたします。

さらには、この斎場、この間平面図を出していただきましたけれども、ごみ焼却所、家庭でやる、工場でやる焼却所のちょっと大きいくらいかなということでは、人間には尊厳というのがあるんです。したがって、ある程度立派でなければ、今私もやすらぎから、もう県北それから筑波も相当歩きました。みんな立派です。そして、霞ヶ浦で焼いている行方の焼き場ですけれども、非常に立派です。そして休憩所も立派です、売店もあって。そして、焼き方が実にすばらしい。こんがり焼けて、これは頭蓋骨がそっくり残るんです。石岡の斎場もやすらぎでも、それからつくばのホールでも、土浦でもがらがらなんですけれども、あそこだけは立派だ。

だから宮嶋さんはどうでもいい。千代田の人はどうでもいいという焼き方になってしまうんですよ、こういう窯で焼いたら。あなたのところはそっくりして、私は今度は玉造で焼いてもらおうと思っているんです。立派ですよ。

自分のところではよく焼けるから、人のところはどうでもいいといっても、千代田は2万7000人いるんです。やはり、その尊厳、そうしたらある程度立派なところで焼いてもらいたい。祭壇だって何だって、みんな立派にするのではないですか。あなたは、今度は院殿大居士、仏式でいえば、もらっても大丈夫なんですね、市長になったんだから、一国一城の主だから。

みんなそうやって戒名だってよくしたい、神葬祭から仏式いろいろあるでしょうけれども、キリスト教まで。だけれどもみんな死んだときに、人は死んで名を残し、トラは死んで皮を残すんです。そういう名を残すときには、きちんとしたいというのが人間でありますから、尊厳というものをどう考えているのか、これもお聞きしたい。

それから、業者、業者と、業者でやる。斎場が立派ならば斎場で、私は玉造だってないからやらないだけであって、やると思う。宮嶋さん、失礼ですけれども、あなた業者と何か関係を持っているんですか。その点はお伺いして質問と。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

市長、ご登壇願います。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えします。

場所のことではありますが、先般、お話ししましたけれども、この斎場につきましては、8日の日に関係する5つの課を中心に責任者を出してもらって、プロジェクトチームを立ち上げるところであります。チームリーダーには金田課長を指名したということでもあります。

今後、場所等についても、あるいはどの程度立派にするかとか、あるいは今ご質問のように国・県に認められるのかどうかとか、そういう話については、認められる、られないの問題ではなくて、これはこっちの希望のとおりにするわけではありますが、そういった点につきましても、今後プロジェクトチームを中心に、私も意見を言いながら決めていきたい。ある程度決めるというか、ある程度方向が出た段階で議員さんにも話をしていかななくてはならないというふうを考えております。

また、多分運営のことを私は業者委託するというをお話してあります。別に運営を特定の業者に委託しなければならないというような、私が特定の業者にひもつきになっているなんてことは全くありませんで、市内の業者さんとか農協も含めて、そういった業者さんからお見積もりなどをいただきながら、ある程度、今石岡斎場では23億円の斎場の運営費について、実はいまだにどの程度かかるかというのを出していないんです。これもきちっと皆さん、議会のほうで調査委員会をつくったということでもありますから、出していただくようにしてもらいたいと思うんですが、私は、単独でやる場合での運営費については、業者委託のほうの方が絶対安く上がるとそういうふうを考えておりますので、ぜひ業者委託をして運営をしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長、1つ抜けているんですが、組合を脱会した場合はどうなるんだということも質問しているんですけども。

○市長（宮嶋光昭君）

それも言ったつもりなんです、組合を脱会した場合がありますが、脱会についてはまだまだ先の話になるわけでありまして、2年近く先の話でありまして、これも一部事務組合というのは、あくまでも3市の、構成市の合意によってつくるものでありまして、これが認められるとか、認められないとかという問題ではないとは思いますが、それ以上の細かい点につきましては、多分ご心配の点は、今まで投じた合併特例債を伴う費用について、あるいは、取得した土地とか進入路等の権利について、どうなるのかというお尋ねだと思うんですが、これは財産処分とか、精算の中で事務的に詰めていかななくてはならない問題でありまして、当然、国・県等とも話し合いをしながら進めていくことは当たり前であります、これが認められるとか、認められないとかの問題ではないと思います。これはそういうふうに事務的に進めるということに尽きると思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

6月の定例会、斎場の、そのときに私の質問では、宮嶋市長は、はっきりと6月には提案をす

るという答弁をしているんですよね。まだあいまいだと。8日までにはどこまで決まったの、それを1つ。

それから、認定許可がなければ、国のほうだって認可が出ないと思うんです。

それともう一つ、答弁が漏れている。やはり、尊厳があるんですよね。ですから宮嶋さん、宮嶋さんは市長になれば、昔でいうと殿様であれば一国一城で院殿大居士になってもかまわないんですけれども、みんな戒名が欲しくて、働いたり何かしている家もあるんですよ。これは社会的地位の確保なんだよね。それだけでやっているのだから、みんな学校出したり何か。

だから、宮嶋さんが今度の何にも学習院出ということが、これが社会的地位が高いんだなと思われて、宮嶋さんに投票した人がたくさんあるんですよ。そういうことですから、やはり死んでいくときもきちんと送りたい、立派なところで焼いて送りたい。そういう死者に対する宮嶋さんの考え方が、きちんとしているのかということをお聞きしたいんですけれども。

あとは千代田のほうは、おらほうはさっき言うように、きれいに焼けるからいいけれども、お前らのほうはどうだかっていいんだっていうことを、ただこの前の、去年の9月にも私言って、関君がその後言ったら、5万円出せばいいんだと。ただ、そんな問題ではなくて、きちんと焼けるような、そして立派なところできちんと。

この設計図なんて見たらば、12畳かそこらで小さいものです。こんなところでみんな焼く人いないです。私は行きませんが、もう遺言で言っとこうと思っているんですけれども、もっと、だれもが行っても、ここならいいというようなところをちゃんとつくるべきだと思う。

ただ安ければいい、さっき言ったようにごみと同じではないかと言っているんですよ、私。そこらの死者に対するあなたの考え方、市長の考え方、尊厳というものをちょっと重んじて、威厳がある焼き方、そういうことについて伺いをしたいんです。その2点をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しのご質問内容であります、プロジェクトチームは8日に立ち上げるべく指示をいたしました。現在、金田課長のもとに大体人選は終わりました、決裁したかどうかはまだ今、きのう決裁したかどうか、ちょっと今確かでないんですが、いずれにしてもこれでやるようにという名簿の提示は受けまして、これでやるようにという指示は出しました。そのプロジェクトチームに私の考え方をまず述べて、そこからスタートをするということでもあります。

また、死者に対する、亡くなった方に対する私の考え方ということでもあります、これはだれもそんなに違わないと思うんですが、死者、亡くなった方に対する尊厳的に扱うということは、これはだれでも同じ気持ちをお持ちだと思います。

そのことと、いわゆるお金をかける、かけない、あるいは金づくりの、あるいは大理石づくりのところでお葬式を挙げるとか焼くとか、そういうことと死者の尊厳というのは、また別だと思います。

また、私は余り戒名に対してどうこう執着は全然ありません、どちらかというと生きているうちのほうが大事だと思っていますから、山内議員との認識は、そこら辺はちょっとずれはあるのかなと思います。私の感想はそういったところでございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

約束はちゃんとこの議会で言うといったんですよね。また、特別委員会がありますから、そのときは攻めてまいりたいと思うんですけれども、私は残念ながら23日には、沖縄の平和行進で茨城県の代表で出ますので、ちょっと欠席をしなくてはなりませんので、皆さんにお任せをしますけれども、このところだけは斎場の議員として、あそこまで約束しているんだから、場所はちゃんと決めてもらいたい。

それから、大理石でつくるのばかりではなくて、ある程度はきちんとした立派なもので、ああ、これならという納得がいくところで焼くのが、ただ焼ければいいというのはごみと同じ扱いなんですよ。それでは、ひどいじゃありませんかと言っているんです、私は。玉造なんか立派でしょう、あれだけのガラス張りで池はあるし、みんなほっとするでしょう、あそこで幸せで、ここで焼いてもらうんだ。休憩所だって立派でしょう。こっちはただ12畳か15畳のところではぱぱと行って、30人も人は外にいるほかないんだ、焼いている間。

こういう粗末なところで、平面図を出したけれども、焼こうだなんていうのは、大体死者を冒瀆しているというの。市長は、死者を冒瀆している。これは冒瀆しているって大変なことになるんです、本当の話。だから、みんな極楽に行けるように、餓鬼道に落ちないように、いろいろ拝んだり、キリスト教では十字架を切ってキリストのもとに行く。みんな宗教はそれぞれ、いろいろな、仏教は仏教で釈迦からきたものは分かっているけれども、みんな極楽浄土に行くように、いろいろな祭り方をしているわけです。神葬祭は神葬祭でみこととなって天に昇ると。みんなその生きたときのことをやって、心を清めて葬ってやろうというのが、余りに金だけ安ければいいんだだけで。

これは実際の話、職員だって最低だって5人くらいは使わなければならない。石岡斎場は幾らかかっているんですか今、1000万円ないでしょう。それが今度は5人の職員を雇わなければ、これは膨大な管理費だってかかってきます。燃料費、電気代、それにいろいろの管理費、そういうもろもろ入れたら膨大にかかります。それは特例債で出ませんよ。

だから、ここのところをきちんとしてもらいたい。私、特別委員会に出られないものですから、きちんとして、沖縄のほうからにらんでいなければならないものですから、ひとつお聞かせをいただきたい。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

憲法第20条の規定に、いろいろ反する点もあったということですから、その点は割愛させていただきたいと思えます。

場所についてもいろいろなうわさが出ているので、もう1回どうなのかきちんとしていただきたい。

それから、財務課長が県に行って、許可、認可の問題、それから財政の問題で行ったと。その報告だけをお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

場所についてであります。先般もお話ししたとおり基本的には公有地で考えると、そういうことでもあります。今議会開催中に場所を明らかにするということは言った覚えがありませんが、もし言ったとしたら訂正をさせていただきます。

プロジェクトチームの中に、公有地等のどこにどういう公有地があるかについて、調査したりなんかして、その上でだんだん絞り込んでいくということになると思いますが、その前段でまず、総合計画の見直しから、そういったものから入っていかなくてはならないのでありまして、今、単独でここへ幾らでつくるなんて話には、すぐはならないわけでありまして、ですから、それができるようだったら、来年の春にできてしまいます。そんな簡単な話ではないわけでありまして。

さらに、先般、財政担当者が県のほうへ行ったということでもあります。

これは、今の段階で県のほうでは、多分私が2月15日の管理者会議及び議会において、いわゆるかすみがうら市の支出権者としての、副管理者の立場から議案提案に反対であると、平成23年度の予算についての提案議案については、認められないよということを明確に答弁しておりまして、その前提に立って県のほうで判断をしてもらえればよかったかなと。

今、県のほうの判断では、このまま通常のルールでいくと合併特例債の返還があると。当然あるのは間違いありませんが、そういった事務手続については、今後なかなか複雑なものがあると思っています。その際に、今お話ししました2月15日のいきさつというのは、重要視されるのではないかというふうに考えておりますので、いずれにしても、かすみがうら市民が損をするような事態には絶対にさせないと、そういった考えを持っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、ただいま市長のほうの答弁と重複するかと思いますが、6月10日に県の市町村課に報告がてら聞きに行った部分でございます。

ただ、県においても、まだ想定の話ということの中で取り扱ってくれというようなお話でございます。先ほど、市長が言われましたように、合併特例債の現在3市の組合については、繰上償還になるだろうと思われるということと、あとは前例がないと、そういったことで市の方針が決まった段階で、県でも国との協議を踏まえてのことで、具体的な手続が判明するというところでございます。

また、合併特例債については、かすみがうら市での新市建設計画において、特例債の適用になっておりますので、そういった中の変更が必要であるというふうな回答を得ております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

県・国のほうも、まだはっきりはしていないというような話ですけれども、この点については聞きに行ったんでしょうからそれ以上は聞きませんが、市長は、この議会ではっきりするプロジェクトをつくってとか何とかって逃げているけれども、それも何だかおかしい。

それから、私も宗教的なことを言って20条では割愛しますけれども、これはどこも斎場も宗教にはかかわらないで、20条の規定に基づいてやっているんだよね。だけれども、ある程度は尊厳さというのも重んじてやっていかなければならない。市長はどうでもいいということで、私の考え方は違うから、かすみがうらの人たちはどうでもいいんだという考えしか聞き取れない。もう一度、場所についてお伺いしたい。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何度も申しますが、プロジェクトチームにまずそれは、第1回の会議もまだ開いておりませんので、まず会議でこちらの方向を今の状況等も報告し、こちらの方向を示して、まずは総合計画の見直しとか新市計画の見直しとか、その前に場所を決めといてやるというのは、それ本末転倒でありますから、ただ先般申しましたのは、私の頭の中にはこういう場所があるよということではありますが、頭の中のことをみんな、私がどんどん出してそのとおりになるんだったら、議会も何もいらぬわけでありまして、そんな簡単なことにはいかないのは皆さんのほうがよくわかりだろうと思います。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君の緊急質問を終わります。

承認第1号、ないし承認第6号及び議案第34号、ないし議案第42号までの各議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次いで、お諮りいたします。

付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の開催及び議事整理のため、あす6月21日から6月29日までの9日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月30日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時05分

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成23年6月30日(木曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

日程第1	発議第5号	石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議(案)
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について
- 日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第 4 委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書（案）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議案
- 追加日程第1 緊急質問
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第41号 市道路線の認定について

議案第42号 市道路線の変更について

日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

日程第 4 委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書(案)

日程第 5 閉会中の継続審査について

日程第 6 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後2時00分

○議長(小座野定信君)

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

傍聴人に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

諸般の報告を行います。

今期定例会会期中に陳情書1件を受理し、お手元に配布しておきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 発議第5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議案(案)

○議長(小座野定信君)

日程第1、発議第5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議案(案)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番(岡崎 勉君)

石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議。

石岡地方斎場建設事業は、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、千代田地区の市民は、火葬・葬祭施設の1日も早い完成を願っております。これらを踏まえ、平成23年3月4日、本市議会において「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」を議決したものである。

ところが、平成23年6月23日、「かすみがうら市斎整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」において、同組合の分賦金が未納となっていることが判明した。この分賦金(第1四半期分)は、納期限が平成23年5月25日であるにもかかわらず、「合意形成がなされた部分以外、支出を見合わせる」とし、支出保留の状態が続いており、このこと事態、

正に法に反する裁量権の行使であり、明らかに妥当性を欠く、極めて不当なものと言わざるを得ない。

この分賦金は、平成23年同組合の第1回定例会で議決され、同組合規約第14条第2項では「分賦金は、組合議会の議決によって定め、関係市がそれぞれ負担するものとする。」と規定され、併せて、同条第3項では「前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納入しなければならない。」と規定されている。

しかるに、このたびの行政行為は、裁量権を著しく逸脱し、かつ、極めて恣意的に行われ、あまつさえ、かすみがうら市の信頼低下を招いたことは、不当な裁量権の行使であるといっても、過言ではない。

かかる事態を憂慮し、当該特別委員会の審査では、「離脱が確定していない状況の中では支出すべきである」、「何を根拠に支出しないのか」、「市長や執行部は法律等を準拠すべきだ」などの意見が噴出した。

これらを踏まえ、市長にあっては、当該特別委員会の審査経過を尊重し、法を遵守する立場である地方公共団体の首長であることを再自覚し、分賦金の請求に基づき、早急に支払うことを、かすみがうら市議会として、強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成23年6月30日。

かすみがうら市議会。

○議長（小座野定信君）

これより提案者に対する質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2月15日の齋場組合の議決ということをもってこの分賦金を支払う義務があるというふうに主張しております。しかし、宮嶋市長はこの議会が開催前に齋場の議会の事務局の段階、事務局レベルだと聞いておりますけれども、このときに正副3管理者会議、3者協議において合意が形成された場合は、負担金を再度変更はあり得ると、変更するというふうなことが文書であるというふうに私は記憶しておるんですけれども、その点については確認されているのでしょうか。

それと、2月15日に市長がこの建設負担金については、これは私は合意できていないということで反対表明をしたということもご存じだと思いますけれども、それについてどうなっているか、ご質問いたします。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

この変更の文書であります、私は確認しておりませんが、5月に組合のほうから請求が出ておりまして、それが25日までに納入ということでありまして、既に30日が過ぎておりますので、その時点で文書で交わすべきだというふうに私は理解しています。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第5号 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議（案）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

きょう突然、また発議第5号ということで、石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議が出されました。宮嶋市長はこの斎場建設は23億をかけていると、そしてその中身については火葬炉も含めて、それから葬祭場がかなり過大である、こういうふうな観点から縮小の見直しを一貫して主張してまいりました。その中での協議がなかなか進んでいないという現状があったことは皆さんもご存じだと思います。

私はこれまで8年間、石岡地方斎場組合の議員としてこの移転建設計画には多くの問題があると指摘して、現斎場内での建てかえを主張してまいりました。特に問題なのは平成13年7月の議会決議で、移転建設を決めたことを推進の根拠にしていることであります。その後、平成14年1月に当時の石岡市長であった管理者、いわゆる木村氏が入札妨害事件で逮捕され、一時この建設計画は凍結状態にありました。私はこの段階で議会のこの議決、白紙撤回すべきだったと思います。

この分賦金にかかわる決議について、今私が質問しましたように協議がなかなか進まない、それに関して土地の取得の問題についても一方的に推進する、そういうやり方をとってまいりました。2月15日前の組合の事務局の段階で、3者正副管理者会議の合意に達した場合は、分賦金、この負担金の変更もあるということを確認しているというふうに私は聞いております。そして、2月15日にも斎場組合議会の本議会で、この負担金について明確に反対の意思を表明しているのではないのでしょうか。そして、協議に関してはいまだ合意に達していないわけであります。

さまざまな点での宮嶋市長の縮小申し入れなどもあり、現在は6基で合意されたようではありますが、私は宮嶋市長の縮小申し入れに賛同する立場であります。斎場、特に葬祭場の新設については民間と競合する公的施設の改革についてという平成12年5月26日の閣議決定に抵触するものであります。私は何でも強引に進め、既成事実を積み上げて事業を完遂させようとする久保田管理者のやり方は許すわけにいかないという立場であります。

特に問題なのは、6月3日付で宮嶋市長に対する久保田管理者からの回答であります。この内容は石岡、今言った負担金を払うのか、それとも斎場組合から離脱するのかということを追るものであり、合意形成に向けた協議を真剣に行おうとする姿勢は見えません。私は千代田地区と霞ヶ浦地区との一体化を図る上で、市単独の斎場整備も考えるべきときに来ているのではないかと考えます。今後私は市民に事実の経過を知らせ、市民へのアンケート調査など、さらには住民投票を視野に入れた運動も進めていきたいと考えております。

何よりも、地方公共団体がその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14号）とともに、地方公共団体の経費はその目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならない（地方財政法第4条1項）というものであります。私は今回の石岡斎場移転建設はこの法に反していると思います。根本的なところから、この負担金の問題についてはよく考えてもらいたい。そういう意味で、私はこの決議に反対するものであります。

私たちの市長を盛り上げていくのか、それともそれに足かせをしていくのか、この違いが明確になるのではないのでしょうか。

以上、討論とします。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

緊急質問をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま栗山千勝議員より緊急の質問動議が提出されましたが、緊急質問を行うには緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

石岡斎場問題で、市長は単独でもって斎場をつくるというようなことをマスコミ報道しているわけございまして、単独火葬場の建設に関する緊急質問でございます。

○議長（小座野定信君）

ただいま14番 栗山千勝議員から緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して直ちに発言を許可されたいとの申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められたときに、議会の同意を得て質問することができるとなっております。この採決は起立により行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問に同意の上、日程の順序を変更して直ちに発言を許すことは可決されました。

追加日程第 1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1 緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

緊急質問の場をいただいて本当にありがとうございます。

今、岡崎委員長のほうから決議文が朗読されたわけでございます。それに基づいて日本共産党の佐藤文雄さんのほうから反対の討論等を行ったわけでございます。そういう中で、佐藤議員の討論の中で、住民投票に向けてというような文言が入っていたわけでございますが、宮嶋市長が市長になるまで住民運動を行ってここまで来たと思います。いや、住民運動で、それで一番最初に住民投票関係の問題を議員の報酬問題に焦点を絞って1万何千人かの署名をとったというふうに記憶しております。しかしその1万何千人の署名が決して褒められた内容の署名ではないということをまず前提に置いて質問に入ります。

市長はマスコミ等で2億5000万でできるんだから、向こうを離脱して単独でやるというような新聞報道はだれもこれ知っていると思います。そういう中で議会においては特別委員会ができまして、いろいろ協議してまいりましたが、いろんなわからない点が出てきております。これはま

だまだ市長は出席を求めているので、市長の頭の中にはすべて頭の中に入っているのではなかろうかなというように私は思うわけでごさいます、まず単独で火葬場をつくった場合に、どこから入っていくのかと。これは一番大事ですよ。

それで、斎場組合の久保田管理者から2つの回答を求めています。石岡斎場移転事業計画に関する平成23年度予算を執行する。もう一つは石岡地方斎場組合から離脱すると。これについてまず公文書で来たものは公文書で返すのが当たり前だと。当委員会で2回ほどやりましたが、部長は6月6日に口頭で回答したと一貫して答弁しておりましたが、2回目の委員会でもって公文書で来たものは公文書で返すのが当然だというような回答を市長公室長が答弁されたわけでごさいます。

そこで、その単独でやる場合の手始めに、まず私は離脱が一番先決だと、離脱しなければ何の事業も起こせないということは、かすみがうら市の建設計画で石岡斎場はきちんと盛り込まれていたわけでごさいます。それに従って議会で議決してここまで来ています。まずそこから入るのが当たり前だと思いますね。

そういう中で、一番初めのこの離脱するのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

離脱するのかどうかということではありますが、先般6月10日のこの件に関する緊急質問でもお話をしたとおり、6月6日の3管理者による会議によりまして、2市のほうは一緒にやると、共同施行と、それでかすみがうら市は単独施行という方向で一致したわけでごさいます。そういう中で、これ会議録ができていないので、会議録は今から請求するつもりでおりますが、いずれにしても、この両方で作ると言っている火葬施設ができ上がらないことには、現有施設は使っていかななくてはならないわけでありまして、現有施設は3自治体で運営していくわけでありまして、新施設ができるまでは離脱という、いわゆる一部事務組合の解散離脱ということは今のところ想定しておりません。それで、このことは3管理者とも一致しております。

以上でごさいます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長はマスコミ等の報道で見ても議会でも答弁しておるんですが、特例債を使うと。特例債を使う場合には離脱しなければ、全くこれ単独の斎場というのはできるはずもなし。その点どうお考えなんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特例債は26年度までは使えるわけでありますが、離脱が条件であるとは考えておりません。要するに一部事務組合を離脱することが特例債を使う条件であるとは考えておりません。それで、これは2市と私どものほうで建設を別々にやるということがきちんと今一致しているわけでありますから、ただかすみがうら市が既に、3市みんな出しているわけですが、この建設事業に関してかすみがうら市も特例債をもう既に使っております。そういう関係上、今までの支出済みの特例債をどう扱うかということがきちんと決まらないことには、その先へは進まないのは事実でございます。

それで、この話し合いをまずしないと、独自の特例債を使う話にはもちろんいかないと思います。それで、これは先方、2市のほうも同じでありまして、かすみがうら市の特例債を含むかすみがうら市の負担金があって初めて今の斎場計画が成り立っているわけでありますから、2市のほうからすれば、現状ではかすみがうら市の懐を当てにする形で建設計画が成り立っていると。これはきちんと解消していかなくてはならないわけでありまして、2市のほうもこのままの状態では財政計画が立たない。したがって、特例債も使えないと、両方ともそういうことありますからお互いに話をし、それで建設をお互いの特例債でやるということをしちんとする必要があります。

それで、同時にかすみがうら市が既に支出してある分については、土地の取得であるとか造成工事、進入路あるいは遺跡調査等に使っているわけでありますが、そのお金をきちんと精算しないと、いわゆる財産をどうするかについてきちんとしないことには先へ進まないというのも事実であります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、市長はね、来年度中に建設するという新聞報道ですよ。それは特例債を使うと。特例債はダブルで使えないということは、そんなことは私が言わなくても市長はご存じだと思います。そんなことやったらね、今まであそこまで進んできて、石岡、小美玉にもいろんな迷惑かける。それで市長は前にも答弁したけれども、今まで負担した分については何ぼかは返してもらおうんだと言うけれども、じゃその返してもらって新たな特例債、認可受けられるか受けられないか私はわかりません。じゃそのもらえなかった分はだれが責任とるのか。ダブルの特例債は使えない。現状を考えると必ず離脱しなければ、先にも迷惑かける。その点についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは特例債で支出した9000万何がしでありますが、これはもらえないというか、今から話し合いをするわけでありますが、いわゆる向こうに財産として形としてなっているわけであります。それで、これがもらえないとしたら財産を渡すわけにはいきませんので、そんな簡単な話はだれが考えてもわかると思います。ですから、こちらが向こうの土地の権利を放棄したり何かするためには、全額はともかく話し合いでこの特例債で支出した分を返してもらう必要があります。た

だ、全額を返してもらおうかどうかについては、あくまでも交渉でありますから、全額が返ってこない場合もあるわけでありまして。例えば半分しか返ってこないということであれば、5000万近くが市の負担になるということになれば、それはいわゆる今後単独でやっていく分の費用に上乗せして考える必要があるので、単独でやって仮に4億かかって、それでさらに5000万特例債が返ってこないということになると、費用は4億5000万になりますから、そういうことは絶対にさせないと、そういう考えであります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

先方から市長は5000万くらいは返ってくるだろうというような話もされているわけだよね。そうすると4300万というのはこれは返ってこないんですよ。その金はだれが責任、どのような責任をとってね、これその分は必ず、5000万返ってきたとしたって繰上償還になりますよ、完全に。それで交付税の返還もあると思うんですよ。だから、そういうようになったときに、どんな金でそれを措置するのか、どんな責任をとるのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは今もお話ししたとおり、もともと23億という巨額を投じる計画の斎場を縮小する支出を5億4000万というかすみがうら市の負担金を縮小するためにいろいろ交渉しているわけでありまして、それでその縮小する5億4000万を上回るようなお金になったんでは、もちろん論外でありまして、これは当然繰上償還は必要な、多少は必ず出てくると思います。それでその繰上償還分もいわゆる斎場建設費として、斎場建設費として計上するわけではないですが、繰上償還分としていわゆる実質的な斎場建設にかかった費用として、単独で施行する場合も、そういう費用にカウントする必要があるのではないかと。

ですから、その費用も入れてもなおかつ4億円を上回らないような努力をしていかなければならないと、こういうふう考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、単独でやるんだ、単独でやるんだ、2億5000万ね、それを今度3億になりました。それで市内の市有地3カ所、今度はブログで見れば千代田地区の1カ所だと。まず一貫性のないことをやっているわけですよ。

そういう中で、どっちへ転んでも一番もう離脱するにしたって、最後には離脱しなくちゃならない、単独でやる場合には。議会の議決が得られるか得られないかですよ。今まで向こうに負担した9300万、これ全額もらえないかもしれない。全額もらえなければ繰上償還で倍になる、1億8000万。これ大変な問題なんですよ。

それで、市長が宮本工業所から設計書をとって私どもの委員会に提出されたのを見ても、仕様書が全くついていないから高いんだか安いんだかというのは判断ができない。それで控室が畳は

四畳半が2間と。全く問題にならないほど小さい。それが市民に対してどう理解してもらえるか。さらには場所も選定していない。それで、場所がどこだと位置づけもしていないからね、これが関係集落の理解が得られるか得られないか、全くこれわからないわけです。それを単独でやるんだ、単独でやるんだと言うけれども、単独でやった場合の負担が、リスクが大きくなるということは当然これはわかると思う。

そういう中で、市長はね、すべてこの単独の斎場について自分の頭だけに入っていて、関係部課長が何も知らない、そんなばかげた話があるのかと。市長はいつもね、ガラス張りの行政運営したいんだというような話をしているわけですよ。全くその話と裏腹な行動をとっているわけですよ。石岡斎場だつてとことん譲歩するところは譲歩しているんですよ。斎場については石岡と小美玉が持ちますよと。火葬場についても大きいけれども、建屋だけにして、何とか理解してくれと。それを合わせた金が7700万。

市長の選挙公約はもうほとんど今までのやってきたことで満たしているんじゃないのかなと私は思いますよ。100%ね、市長の言うことを通さなければだめなんだと、そんな、だだこねてもしょうがないですよ。私は支持した一人として厳しく追及するんですからね。きのうも県庁へ行ってきました。栗山さん、支持した一人として何とかしなさいよと言われました。一番いい潮時だと私は思うんですが、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも6月6日の3管理者会議でこのかすみがうら市は単独でと、それで石岡、小美玉は2市でという方向が6月6日に決まったばかりでありまして、それを受けて8日の日に皆さんにお伝えしていると思うんですが、6月8日の日にプロジェクトチームを立ち上げるべく庁内会議で話をしまして、プロジェクトチームが立ち上がりました。それで実はきょうが第1回の会議を開きまして、問題点の整理、課題の整理等あるいはタイムスケジュール等を今後検討していくよとということで、会議の中で指示をしたわけでありまして、今からそういった問題については精査をしていくということでございます。

それで、単独でやることのリスクが、もちろんリスクがあるのはありますが、それは行政はすべていわゆる努力をして行政経費の節減を図っていかなくてはならないわけでありまして、5億4000万出せば、それが一番安易な道であります、それをあえて極限の財政節減に挑戦していくということは必要ではないかと、こういうふう考えております。

それと、こちらの考えが、いわゆるかすみがうら市として私が最初提示した、一部事務組合側に提示した条件からどの程度達成されたかといえば、全然もう問題外の数字でありまして、いわゆる23億円の過大な斎場建設費のうち、節減されたのは1億円足らずと。いまだに22億円程度の事業費の規模を維持しているというのは、今の財政事情の中からちょっと私どもには理解しかねると、こういうことで再三というか、今まで長いこと協議を続けてきたわけでありまして、今回の結果に至ったわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、合併特例債をこちらで使うと言うけれども、合併特例債はね、合併することによって使える特例債ですよ。かすみがうら市単独でやった場合には、旧霞ヶ浦についてはもう既に玉造に斎場があるんですよ。合併に生じて起こるものじゃないんですよ。これも特例債が認定されるかされないか全く未知数なんです。すべてをやはり根拠に基づいて市長がきちんと市民に対して説明していくのなら私はわからなくもない。それで市長は5億4000万、5億4000万にこだわっているかもしれないけれども、それからマイナス7,700万なんですよ。そんなことをやったら石岡市、小美玉市にももう多大な迷惑をかける、全く前さ進まない。石岡市、小美玉市でも2市でやる場合にはもう一回特例債の見直し申請しなくちゃならないんですよ。それも時間かかる。果たして隣接の市にそんな迷惑をかけていいのかと。これは我々の委員会でもその問題は議論されましたよ。それであればね、私は単独なら単独でもいいですよ、安くできるのであれば、関係市に迷惑かけないのであれば。やはり根拠を持ってね、きちんといろんな提示してもらいたい。根拠がなくてね、どうにも論ずる方法がないんですよ。ただ高いんだ高いんだと、市民は2億5000万でできればだれもいいと言うんですよ。私もいいと思います。しかしできないんです、これは、だれ考えたって。できないものをやるんだって言ったって、そんならばきちんとした根拠を議会に示して、市民に示して理解を求める、それがリーダーの役目じゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、特例債が使えるかどうかということですが、きょう第1回の実務者のプロジェクトチームの会議でもちょっと話題になりましたが、まずは特例債が使える大前提は、先ほどもお話ししましたとおり、3市でこの今までの支出分についてのきちんとした整理がなされて、かすみがうら市が単独で施行、2市は2市でいくということがきちんと特例債の財政的にも整理されないと、これは我が市のほうもそうでありまして、栗山議員ご指摘のとおり、先方2市もこのまま進むわけにはいかないわけでありまして。それで、これはもちろんでありますが、そういう整理が済んだ後、かすみがうら市がじゃ単独で使えるかどうかは、きょうの話でもちょっと検討はされたわけでありまして、一番やりやすいとか適切なやり方としては、霞ヶ浦地区も千代田地区もこの新しくつくる単独で事業実施する葬祭場を等しく使うという方向でやっぱり考えるべきであろうと、そういう前提のもとに財政計画を立てれば、あるいは新市建設計画を立てれば合併特例債は十分使用可能であるというふうな見通しを持っております。

それで、もう一つ霞ヶ浦地区の今玉造に使っている、霞ヶ浦清苑に依存している霞ヶ浦地区のあり方というのを、やはり新斎場、新しくつくる斎場と新火葬場ですか、新火葬場と玉造と両方使っていくということは、やはり非効率でありますから、維持管理費等を考えれば非効率でありますから、やはり霞ヶ浦地区も新しい火葬施設を両方で使っていくという、そういう必要があろうと思います。ですから二面的に、合併特例債を使うという面から、もう一つは将来の運営費を考えたときには、やはり新火葬施設は両方で使っていくのがいいんじゃないかと、こういうふう考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、何回も言ったけれども、市長の発言に一貫性がないんだよね。どんどん変わっていくんですよ。

そこで、かすみがうら市の建設計画に盛り込まないうちに、プロジェクトチームで動くのは私はいかがと思うんですが、まずそれ1点と、この6月3日の石岡斎場組合の管理者から来ている公文書、この2点について、公室長は公文書で来たものは公文書で出すんだと。これ公文書のこの返答をどうするのか。あと市長は安くできる、安くできるというけれども、この議会できちんとした数字でもって、これだけ安くできるんだというものを提示してもらいたい。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、そのプロジェクトチームが先行し過ぎているのではないかと。その新市計画をつくり直してから動けばいいのではないかというお話であります、いわゆるそういった計画の見直しも含めて、どういうふうに今後進めていくかについてはゼロからプロジェクトチームで始まるわけでありまして、その第1回会合がたまたまきょうになったわけでありまして、きょう行ったと。

それで、これはプロジェクトチームが見直すわけではないんであります、見直すに当たってのいろいろな課題整理とか見直す方法等について提言をしていく役割を果たすということで、別に問題はないと思います。

それから、6月3日に来た公文書について、公文書で来たものは公文書で返せということですが、これについては当初6月6日に、3日の後6月6日に、実は6月3日の公文書を見たのは6月6日の朝、私は朝見たわけでありまして、それでその後の会議で3者会議で2市と単独施行ということで方針が、3人で話をして決まったわけでありまして、それで、ただその後の調べで、どうも会議録が作成されていないというのが、作成されていないのではないかと懸念が出てまいりました。それで、この会議で3者で会議したんですから、しかも重要な案件を決めたわけでありまして、当然これは会議録的なものはあるだろうという、今まで私は会議録は見たことありませんで、全部あるという前提で話してきたことは自分でその都度メモっておりましたし、もちろん会議録の決裁も私のほうへは回ってきませんから、見たことはないんであります、どうも今回6月6日の分については会議録をつくっていないような形跡もあるので、その会議録をきちんとつくるようにという話をしようと思っています。これは文書で申し入れようと思っています。

それで、さらに万が一ですね、会議録がきちんとしたものができていないとすれば、6月6日の内容についてきちんと確認するべく文書を出したいと。それでこれは3人で話をしたことでありますから、当然3人で協議すればまた同じ結果になるわけでありまして、別に問題はないと、こういうふうに思っています。

いずれにしても、こういう問題になってきたからには、きちんとした文書のやりとりを確認していく必要があるのは、栗山議員ご指摘のとおりであります。

それであと、感じるわけではありますが、単独施行で2億や3億でできるはずないだろうというお話がありますが、私から言わせれば、この23億のそもそもの23億という斎場建設計画が出た段階で、もう少し皆さんが、私就任前の話を言ってもしょうがないんですが、もう少しこれぐらいの熱心な議論をしていただけたら、もっといいこんな高い施設をつくらないで済んだんではないかなと、こういうふうな感想も持っております。

以上でございます。

[栗山議員「答弁になっていません」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

申し上げます。

市長 宮嶋光昭君。

質問の内容と答弁の内容がちょっと相反すると申しますか、通じない部分がありますので、再度ご答弁願います。

[「安い理由」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

安い理由が言っていないと。安い理由というのは……

[栗山議員「おれ安い理由と言っていない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、議長が言うので、安い理由ということではありますが、別に私が2億5000万の見積もりをつくったのではなくて、これはいわゆる火葬炉のトップメーカーが、火葬施設は1基3000万ですよと。それで2基で6000万ですよと。それで建物についてはRCづくりで平米当たり45万円、これが、というのは坪135万ですか、百四、五十万になりますね。これはだれが見てもRCで坪百四、五十万という建物は立派な建物でありまして、全然問題はないと。別に安過ぎると言われても私も困ります。これは専門家の概算見積もりでありますから。ただ概算見積もりであることは間違いありません。

[栗山議員「市長、おれ安過ぎるなんていうことは一言も言っていないですよ、私は。何をぼけて聞いているのよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、今市長もう一回言ったらいいでしょう、何回でも聞けるんだからっていう、そういう発言は注意してくださいよ。ちゃんと聞いてくださいよ。ここから話をすれば時間を費やすんですから。

まず、6月3日の回答書は、公室長は公文書で来たものは公文書で返すとやっているんだからどうなのかとおれ聞いているの。あと2億5000万、2億5000万でできるんだって新聞報道までしているんだから、安くできるんだってね。きちんとした数字を出して比較して、どのくらい安くできるんだというものを皆さんにわかるように提示してくださいと言っているの、数字で。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ですから、さっきもお答えしたとおり、公文書できているんですが、その後、さっきもお答えしたとおり3人で、私その公文書を見たその日に3人で会議を開いてきちんと結論も出ているわけで、それも新聞発表もされているということでもあります。それで、ただ会議録がどうもできていないみたいなので、私はもう当然会議録はあるとは思ったんですが、今まで確認したことはないんですが、会議録はあると思ったんですが、どうも会議録がつくっていないかもしれないと。ちょっとまだ確認していませんので、これは文書で会議録があるかないかをきちんと確認したいと思います。口頭では何かないような話もしていますので、それはきちんと確認したいと思いますが、もしなければまた3人でその件について確認してきちんと文書で残すということをやっておきたいと思います。

あときちんとした数字ということではありますが、きちんとした数字はこれは6月6日にそういうことが決まったばかりでありまして、その2億5000万という概算見積もりを業者からとっておりますが、これは私が思うには極めて妥当なもので、仮に坪数が待合室が9畳ですか、もっとあると思いましたがけれども、待合室が小さいということであれば仮に二、三十平米増したとしても、二、三十坪広げたとしても、その単価を掛けていけばいいので、しかもRCづくりで設計してありますから、考えておりますので、見積書のほうはRCづくりでつくってありますので、もっと経費的に安い方法ということであれば、坪100万程度の例えば木造であるとかあるいは鉄骨づくりであれば坪七、八十万という一般の通り相場というのもあると思います。そういった方法も可能ですし、いずれにしても、そういうことを今から煮詰めていくためのプロジェクトチームがあります。

それで、あくまでもその2億5000万というのは目安とするのに全然羅針盤がなくて公開してもしょうがないので、以前に私がとっておいたものであります。それを提示しろということなので、皆さんに提示したような次第でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公室長、公文書で来たものは公文書で返すのが当たり前だというのは、あんたに質問します。

あとね、2億5000万、2億5000万ってひとり歩きしているんですよ。なぜ2億5000万なんていうものを新聞報道でするのか、詳細な数字が全く出ていないものを、安くできるんだ、安くできるんだと言ったって根拠が何もないじゃない。根拠がないものを市民に簡単な気持ちでもって知らせないでくださいよ。議会も困るんですよ、そういうことを流されたんでは。2億5000万でできるんならそのほうがいいんじゃないかと。土地も決まっていない、どんな状況が起きてくるかわからない、向こうから特例債、離脱しなきゃならない、そのときのリスクはどのくらい背負うのか。当然そういうものを市長は加味して報道するのは、私は当たり前だと思っていますよ。支援した一人として情けないですよ。

6月3日の二者択一の問題だってね、3人の話し合いでもって管理者会議でもってしたからいいんだという問題じゃないですよ、そんなものは。公文書で来たものは必ず公文書で出すのが当

たり前。最終的には3人が合意したって議会が通らなければどうにもならない。これは石岡市も小美玉も相当もめますよ、これは。かすみがうら市のために何で振り回されるんだって、もう何人かの市議会議員からは聞かれていますから。ちゃんと簡単な気持ちだけで市長ね、根拠をきちんと出してマスコミに報道してくださいよ。マスコミも悪い、これは、簡単な気持ちで書くのが。マスコミだって根拠を出してもらって、根拠に基づいて書くのが当たり前だと思う。

一応依頼したんであれば、見積もりとっているんだからね、依頼書はどういうものなのか。

あと、市長公室長ね、その公文書で来たものは公文書で返さなくちゃならないとあんたはつきりと答弁しているんだから、その件についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

きのうおととい栗山議員のほうからも文書の回答の件をお話、ご質問ありました。この件については昨日ですけれども、一つの文書による報告をしなければならない、したほうがいいというお話をしましたが、その後市長のほうも担当部局との調整の上で処理するというような回答でございました。

以上です。

[栗山議員「ちょっと、よくわからない」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何回も申しているとおおり、3日の回答については6日の会議でお互いに了解しているわけです。それで、そのことは会議録に載れば何の問題もないわけでありまして、ただその後の精査といいますか、その後の情報によりますと、事務方同士でどうなっているのか聞かせたところ、どうもあいまいで会議録がとっていないような形跡も見えますので、そうであればきちんと公文書での回答も考えなくちゃならないし、あるいは会議録もきちんと整備するように申し入れもしなくちゃならない。そういうことを今やっているところでありまして、公文書をこちらが出さないということではありません。もう今までも何回もやりとりはしております、何ら問題はないわけでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちゃんとした答弁させてよ、公室長に。公文書で来たものは公文書で返すのは当たり前なんだから。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、じゃ簡単にだびをつけないでお願いします。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

先ほども答弁いたしましたように、市長に対してといたしますか、市長に話を文書による報告をしたほうがいいのかというようなこととお話ししました。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そういう中ね、担当部署では。要するに新しい斎場をつくる負担金と旧斎場の運営費を分けてくれと、公文書で出しているんですよね。当然そういう話も3者会議の中でしていると思うんですよね。全く話がこっちへ通っていない、部長は何も知らない。そういう中で、5月25日までは金は支払ってくれよと、請求書は来ているんですよ。支払うのが嫌ならば30日以内に異議の申し立てをしてくれというんですよ。それもやっていないの。それで法律的にどうなんだと言ったら、一貫して市長の命令だから、市長の命令だからって、ただそれで一点通しているんだ。たとえ市長の命令であっても法令に違反しているものはね、部課長はきちんとしたことをやらなくちゃならない、法令を遵守する義務がある。何も支出負担行為なんか、担当部署から部長へ上げて市長のところに出して、気に入らなければ市長は決裁しなくていいんだから。市長、それじゃ部長らがかわいそうでしょう、部課長が。リーダー決裁として、余りにも。余りにもかわいそうでしょうよ。そんなばかな話はないでしょうよ。部長も足りない。法令を遵守する義務があるのに一貫して市長の命令だ、市長の命令だって。いざとなればあなたの責任に行くんでしょ、部長のところへ。だから法令を遵守するのকাশないのかね、させるのかさせないのか、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

法令遵守は当たり前のことでありまして、公室長には私のほうから、公室長というか、これは直接は担当部署から環境経済部のほうから報告を受けておりまして、こういう請求書が来ていると。それに対してはもちろん合意形成分については払うから、失礼しました、運営費部分については払うので、運営費部分だけを分割して請求書を送ってくれるようにということで文書を出してございます。文書を出しているんだっただよね、出しているはずでございませう。

あと何だっけ。

[栗山議員「全然出していないでしょう」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それだけだよね。じゃ、終わりました。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

運営費は出してないでしょう、これ。それに市長はね、あの組合の会議、6月6日だっけかな、組合の臨時議会。あそこでかすみがうら市の6月定例会でもって提案してまいりたいとはっきり答弁しているんですよ。その件についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時03分

再 開 午後 3時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

6月6日に斎場議会の本会議でこの単独施行についてはかすみがうら市議会に戻ってお話しをするということを発言したのは事実でございます。また、運営費及び斎場建設費について請求書が来ているのを受けまして、こちらからは文書で運営費の部分については支払うが建設費については6月6日の会議決定を受けて別途、別々に請求書を出してくれという文書を出しておりますが、その文書については一部事務組合側からは文書による回答はありませんで、電話による回答で分離しないと、こういうお話でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

何回も言うようだけれども、市長、会議のたびに市長の考えがぐらぐら変わってくるんですね。全く一貫性がないって何回も言っているかもしれないけれども、議員だれもが知っているわけですよ。

それで、市長はこの斎場問題を単独でやるというけれども、全くつくる気がないんじゃないのかと思うの。ということは神立地区の1万5000人は土浦のほうを向いていますよと。うちの旧霞ヶ浦地区のほうは全く興味がないよと、騒いでいるのは千代田の農村部だべよという話も聞こえてきているんですよ、県のほうから。今までの議決は何だと、本当に情けない。今これ単独でやったらね、どのくらいかかるかもわからないし、できるかできないかもわからない。マスコミ使って単独でやるんだなんていうことを言っているんだからね、全く私はやる気がないと思う。その気持ちだけまず聞いて、もう時間だから終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やる気がないということはありませんで、これはやらなくちゃならない仕事でございます。それだけです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう終わったわけなんだけれども、その言葉に二言はないですね。その都度市長が答弁がいろいろ変わっているわけですから。一番困るのは市民なんです。これは強く言いますよ。県ではきのう何って言うかと思ったら、栗山さん、宮嶋さんを担いだんでしょ、担ぎましたと。あんたはつきり言いなさいよと。おれが言っても聞かないからおれ言わないんだと。じゃ加固言ったらいいですよ。加固は何て言ったかそれは言いませんけれども、私はね、だれの言うことも聞かないからだめだよと、言うものがないよと。だけれども、議会で答弁したことは一貫性を持って実行してくださいよ。その言葉だけ、回答だけ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ころころ変わるという話であります。発展的に変わるということはもちろんあるわけでありまして、情報が新しい情報、新しい事態になってくれば変わるわけでありまして、その根本においてそんなに変わってはおりません。その葬祭場はつくらなくちゃならないわけでありまして、ただ今までの経過からなかなか一致点ができなかったのも、単独のほうへ向いたと。それで単独のほうへ向いたのはまだ6日でございますから、20日余りしかたっていないわけで、確定的なことを言えと言われても、これはしょうがない話であります。皆さんのお力をおかりしながらきちんとした単独施行に向けて仕事を進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、市長が今けらけら笑っているかもしれないけれども、私は真剣になって聞いているんです。ここで笑うべきじゃないでしょう、議長、注意してくださいよ。

○議長（小座野定信君）

市長に申し上げます。

真摯にご答弁していただきますようお願いいたします。

○14番（栗山千勝君）

それですね、私ら議場でこうやって質問して真剣になって聞いているんですからね、ころころ変えられたんではたまったものじゃない。ある議員が言った。市長はかわすのがうまいからって、市長はガラス張りの行政運営をするんだって常日ごろ言っていたんでしょがな。全くそこから逸脱しているでしょうよ。すべて物事を答弁するときには根拠に基づいてやってくださいよ。以上。

○議長（小座野定信君）

以上で、14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

日程第 2 承認第 1 号ないし承認第 6 号及び議案第 3 4 号ないし議案第 4 2 号

○議長（小座野定信君）

日程第 2、承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについてないし承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第 34 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第42号 市道路線の変更についてまでの15件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成23年6月20日に付託されました承認第1号、承認第4号、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第40号の6件について6月20日に委員会を開催し、各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第1号、承認第4号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと、議案第34号については採決の結果、否決すべきものと、議案第35号、議案第37号、議案第40号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要は委員会会議録のとおりであります。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し議案の審査経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております承認第1号、承認第2号、承認第4号、議案第36号、議案第37号につきましては、6月20日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第1号、承認第2号、承認第4号については承認すべきものと決しました。また、議案第36号、議案第37号については可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成23年6月20日に付託されました承認第1号ないし承認第6号、議案第37号ないし議案第39号、議案第41号、議案第42号について6月20日に、担当部課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、承認第1号ないし承認第6号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、議案第37号ないし議案第39号、議案第41号、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要につきましては別紙委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、第2回定例会開会日前日である6月9日に開催されました総務委員会、産業建設委員会による斎場建設についての連合審査会の会議録も配布しておきましたので、こちらもごらんいただきたいと思えます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

6月9日に産業建設委員会を開催したということですが、このとき市長は同席したんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

委員長に対する質問です。

○4番（田谷文子君）

委員長さん、市長も同席するようにお願いしたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

市長に同席をお願いしたことはございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

こういう大事な一件でありますので、市長からご意見を伺って、そして市長のご意見を伺いながら、そして先ほど来ちょっとお伺いしていますところ、6月3日の会議録がないというような、そういうこともありまして、そういう大事な事件、ことは市長も同席した上で、そしてかすみがうらの首長でありますので、その辺はきちんと議会と並行、市議会議員も一緒になって共有化しながら情報交換をしていったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それは、私のほうは委員会の審議は会議録のとおりでございます、その辺の内容につきましては、私が答えるべきことではないというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、市長にお伺いしたいですけれども、まずいですか。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君に申し上げます。

ただいま委員長報告、議案に対する質疑時間でございます、6月9日議会前の質疑時間とは違いますので、ここでつけ加えて申し上げます。

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

市長が住民参加型のガラス張りの政治をするということでありましたら、私ども市議会議会も常に住民の声を常に聞いて、そして背中に意識しながらしていくのがいいんじゃないかと思うんですよ。それには、やっぱり……

○議長（小座野定信君）

田谷文子君に申し上げます。

ただいま委員長に対する質疑です。ちょっとその議会の姿勢を討論する場ではありません。市長にも質問できません。委員長にだけの質問です。

○4番（田谷文子君）

そうしたら委員長さんをお願いします。

○議長（小座野定信君）

お願いもできません。質問です。

○4番（田谷文子君）

じゃ、質問します。

今後そういう大事な案件でしたら必ず首長である市長も同席して、そして討論を活発にお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

まことにそのとおりだと思いますので、これからの委員会審議の中で本当に議員もしっかりと執行部と意見交換できればいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

きちんときょう第1回のプロジェクトを立ち上げたということで……

○議長（小座野定信君）

田谷君。申し上げます。

暫時休憩。

休 憩 午後 3時30分

再 開 午後 3時32分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

以上で4番 田谷文子君の質問を終わります。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次いで、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第6号は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第34号は否決されました。

次いで、議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）。今回の補正予算については基本的には賛成をいたします。緊急を要する災害復旧事業の大部分は、平成22年度一般会計補正予算（第8号）及び平成23年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分です。予算化執行されて

おります。私はこれが緊急を要する災害復旧事業の専決処分には賛成をいたしました。今回の補正予算における災害復旧事業の主なものは、わかぐり運動公園体育館が対象ですが、問題はインフラ整備に対する復旧には力を入れていますが、被災した市民への対策、特に一部損壊した家屋に対する修繕費用の助成に全く対応を考えていないことであります。市長は瓦れき撤去について市が一部負担したことをもって十分だとの態度であります。私が行った今回の震災に対する市民アンケート結果からも、屋根などの補修費用の助成への要求が最も多く、見舞金制度の拡充を求める声も数多くありました。一部損壊家屋は800棟と報告されましたが、石塀やブロック塀の倒壊についての調査はすべて対応した内容ではないと総務部長が述べたように、全市をくまなく調査した結果かどうか疑問があります。

私は社会資本整備総合交付金活用の中身は何か、住宅改修事業に回せるものはないか、必要な事業であっても後回しできる事業はないかとたどりましたが、従来の姿勢をかえようとしていない点では市民の要求にこたえたものとは残念ながらいえません。せめて社会資本整備総合交付金の増額を国に求める意思を表明するか、県に対しても住宅修繕費の助成制度を求めることも必要だと思います。被災した市民の生活基盤の再建を支援するという視点に立った補正予算とすべきだったのではないのでしょうか。

また、一向にとどまることが見えない福島原発事故による放射能汚染の拡大は、多くの市民に不安を与えています。農漁業畜産業者は今後の風評被害の拡大を心配していますが、今子どもを持つ子育て中の父母の皆さんは、放射線量が今後どのようになるかを心配しています。ところが市当局は放射能測定について、現有の3台で対応するとの姿勢であり、到底父母の要求にこたえたものとはいえません。丁寧に迅速な測定をはかるには測定器の購入は欠かせないのではないのでしょうか。

一方、総務費の大方が宍倉出張所事務事業費2,175万円で占めておりますが、地権者との協議が不十分ではなかったかという点が指摘されます。私は宍倉出張所を廃止する決定前に地権者側と基本的な点で同意を得ておくべきだったと思います。

節電対策に伴う延長・休日保育については7月から実施することは評価されます。しかし一方、保育料について保護者負担を1日1,000円としたことには疑問が残ります。夏季の電力事業対策に伴う企業の就業時間の変更等に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法についてという平成23年度6月17日付の厚労省の事務連絡には、利用料について保護者負担を徴収しないこととなっているのではないのでしょうか。

今回の補正予算には不十分さがありますが、今後私が指摘した点を再考することを求めて、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第41号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決されました。
次いで、議案第42号 市道路線の変更についての討論を行います。
初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10分程度です。

休 憩 午後 3時49分

再 開 午後 4時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第 3 請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第 2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書につきましては、今定例会におきましても 6月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号については全会一致で採択すべきものと決しました。また請願第2号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書(案)を提出することを決定しました。

なお、審査の経過概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長(小座野定信君)

これより委員長に対し審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第2号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小座野定信君)

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 4 委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書(案)

○議長(小座野定信君)

日程第4、委員会発議第5号 保育制度改革に関する意見書(案)を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については委員会提案であります。

なお、発議(案)については、お手元に配布してあります委員会会議録において審査が終了しております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第5号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第5 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 6 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第6 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成23年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。

会期21日間にわたる慎重なご審議、ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 中 根 光 男